

平成二十九年十一月三十日開会
平成二十九年十二月十八日閉会

平成二十九年第四回定例会会議録

西之表市議会

平成二十九年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月三十日(木)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、議案審議	一〇
議案第七〇号 西之表市教育委員会委員の任命について	一〇
八板市長説明	一〇
議案第七一号 西之表市教育委員会委員の任命について	一二
八板市長説明	一二
議案第七二号 西之表市固定資産評価員の選任について	一四
八板市長説明	一四
議案第七三号 西之表市部設置条例の制定について	一六
大瀬総務課長説明	一六
議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	一七
大瀬総務課長説明	一七
長野広美さん質疑	一七
大瀬総務課長	一八

一、休憩	一八
一、再開	一八
一、議案審議	一八
議案第七五号 第六次西之表市長期振興計画の策定について	一八
神村行政経営課長説明	一八
橋口好文君質疑	二三
神村行政経営課長	二三
松元経済観光課長	二四
長野広美さん質疑	二五
議案第七六号 西之表市道路線の認定について	二六
戸川建設課長説明	二六
議案第七七号 字の区域の変更について	二六
大瀬総務課長説明	二六
橋口美幸さん質疑	二七
大瀬総務課長	二七
議案第七八号 権利の放棄について	二八
長野健康保険課長説明	二八
議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について	二八
小山田福祉事務所長説明	二八
議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について	二九
小山田福祉事務所長説明	二九
橋口美幸さん質疑	二九
小山田福祉事務所長	二九

議案第八一号	公の施設の指定管理者の指定について	三〇〇
松下社会教育課長説明	．．．．．	三〇〇
議案第八二号	平成二十九年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	三〇〇
神村行政経営課長説明	．．．．．	三〇〇
長野広美さん質疑	．．．．．	三〇三
大瀬総務課長	．．．．．	三〇三
議案第八三号	平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	三〇四
長野健康保険課長説明	．．．．．	三〇四
議案第八四号	平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	三〇五
長野健康保険課長説明	．．．．．	三〇五
議案第八五号	平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	三〇六
長野健康保険課長説明	．．．．．	三〇六
議案第八六号	平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	三〇七
上妻水道課長説明	．．．．．	三〇七
一、請願・陳情の委員会付託	．．．．．	三〇七
一、日程報告	．．．．．	三〇七
一、散 会	．．．．．	三〇八
第二号 十二月四日(月)		
一、開 議	．．．．．	四〇三
一、一般質問	．．．．．	四〇三
橋口好文君	．．．．．	四〇三
園田農林水産課長	．．．．．	四〇四

一、再 開	．．．．．	七九
一、一般質問	．．．．．	七九
鮫島市憲君	．．．．．	七九
園田農林水産課長	．．．．．	八〇
八板市長	．．．．．	八五
一、休 憩	．．．．．	八六
一、再 開	．．．．．	八六
一、一般質問	．．．．．	八六
中野 周君	．．．．．	八六
長吉税務課長	．．．．．	八七
小山田福祉事務所長	．．．．．	九二
大瀬総務課長	．．．．．	九五
八板市長	．．．．．	九七
園田農林水産課長	．．．．．	九八
吉田市民生活課長	．．．．．	九九
松下社会教育課長	．．．．．	一〇〇
松元経済観光課長	．．．．．	一〇一
一、日程報告	．．．．．	一〇二
一、散 会	．．．．．	一〇二
第三号 十二月五日（火）		
一、開 議	．．．．．	一〇七
一、一般質問	．．．．．	一〇七

和田香穂里さん	．．．．．	一〇七
赤崎学校教育課長	．．．．．	一〇八
八板市長	．．．．．	一〇九
吉田市民生活課長	．．．．．	一一〇
一、休 憩	．．．．．	一二四
一、再 開	．．．．．	一二四
一、一般質問	．．．．．	一二四
河本幸男君	．．．．．	一二四
戸川建設課長	．．．．．	一二四
八板市長	．．．．．	一二六
松元経済観光課長	．．．．．	一二八
松下社会教育課長	．．．．．	一三二
一、休 憩	．．．．．	一三四
一、再 開	．．．．．	一三四
一、一般質問	．．．．．	一三四
長野広美さん	．．．．．	一三四
八板市長	．．．．．	一三五
吉田市民生活課長	．．．．．	一三五
松元経済観光課長	．．．．．	一三八
神村行政経営課長	．．．．．	一四二
大瀬総務課長	．．．．．	一四八
中野副市長	．．．．．	一五二
一、休 憩	．．．．．	一五四

一、再 開 一五四

一、一般質問 一五四

渡辺道大君 一五四

松下社会教育課長 一五四

戸川建設課長 一五四

八板市長 一五七

松元経済観光課長 一六〇

神村行政経営課長 一六二

園田農林水産課長 一六五

一、日程報告 一六八

一、散 会 一六九

第四号 十二月六日(水)

一、開 議 一七五

一、一般質問 一七五

橋口美幸さん 一七五

赤崎学校教育課長 一七六

大平教育長 一七七

福山教委総務課長 一八〇

八板市長 一八二

長野健康保険課長 一八三

上妻地域支援課長 一八九

一、休 憩 一九二

一、再 開	．．．．．	一九二
一、一般質問	．．．．．	一九二
田添辰郎君	．．．．．	一九三
吉田市民生活課長	．．．．．	一九五
八板市長	．．．．．	一九七
大瀬総務課長	．．．．．	二〇二
一、休 憩	．．．．．	二〇九
一、再 開	．．．．．	二〇九
一、一般質問	．．．．．	二〇九
一、休 憩	．．．．．	二一三
一、再 開	．．．．．	二一三
一、一般質問	．．．．．	二一三
川村孝則君	．．．．．	二一三
大瀬総務課長	．．．．．	二一三
八板市長	．．．．．	二一五
神村行政経営課長	．．．．．	二一六
奥村財産監理課長	．．．．．	二二五
上妻地域支援課長	．．．．．	二二七
一、日程報告	．．．．．	二三〇
一、散 会	．．．．．	二三〇
第五号 十二月十八日(月)		
一、開 議	．．．．．	二三五

一、議案審議	議案第七三〇号	西之表市部設置条例の制定について	撤回の件	一三六
	八板市長説明			一三六
	議案第七四〇号	西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	撤回の件	一三七
	八板市長説明			一三七
一、議案追加上程・審議	議案第八七号	西之表市職員給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		一三八
	大瀬総務課長説明			一三八
	議案第八八号	平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)		一三九
	神村行政経営課長説明			一三九
	長野広美さん質疑			一四〇
	大瀬総務課長			一四一
	議案第八九号	平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)		一四一
	長野健康保険課長説明			一四一
	議案第九〇号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)		一四二
	長野健康保険課長説明			一四二
	議案第九一号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)		一四二
	長野健康保険課長説明			一四三
	議案第九二号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)		一四三
	上妻水道課長説明			一四三
一、休憩				一四四
一、再開				一四四

一、	発言の申し出	二四四
	大瀬総務課長	二四四
一、	議案審議	二四四
	議案第七五号 第六次西之表市長長期振興計画の策定について	二四四
	鮫島総務文教委員長報告	二四四
	橋口美幸さん反対討論	二四六
	下川和博君賛成討論	二四七
	田添辰郎君賛成討論	二四八
	議案第七六号 西之表市道路線の認定について	二四九
	木原産業厚生委員長報告	二四九
	議案第七七号 字の区域の変更について	二四九
	鮫島総務文教委員長報告	二五〇
	議案第七八号 権利の放棄について	二五〇
	木原産業厚生委員長報告	二五〇
	橋口美幸さん質疑	二五一
	木原産業厚生委員長	二五一
一、	休憩	二五一
一、	再開	二五一
一、	議案審議	二五一
	田添辰郎君質疑	二五一
	議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について	二五二
	木原産業厚生委員長報告	二五二
	生田直弘君質疑	二五二

木原産業厚生委員長	．．．．．	二五二
議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について	．．．．．	二五三
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二五三
生田直弘君質疑	．．．．．	二五三
木原産業厚生委員長	．．．．．	二五三
議案第八一号 公の施設の指定管理者の指定について	．．．．．	二五四
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二五四
議案第八二号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）	．．．．．	二五五
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二五五
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二五六
議案第八三号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	．．．．．	二五八
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二五八
議案第八四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）	．．．．．	二五九
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二五九
議案第八五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）	．．．．．	二六〇
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二六〇
一、休憩	．．．．．	二六一
一、再開	．．．．．	二六一
一、議案審議	．．．．．	二六一
議案第八六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）	．．．．．	二六一
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二六一
議案第八七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二六一

鮫島総務文教委員長報告	二六二
和田香穂里さん質疑	二六二
鮫島総務文教委員長	二六二
長野広美さん質疑	二六三
大瀬総務課長	二六三
橋口好文君反対討論	二六五
下川和博君賛成討論	二六五
長野広美さん反対討論	二六六
議案第八八号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)	二六七
議案第八九号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	二六七
議案第九〇号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	二六七
議案第九一号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	二六七
議案第九二号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	二六七
鮫島総務文教委員長報告	二六七
橋口好文君反対討論	二六九
請願第四号 「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願	二七〇
鮫島総務文教委員長報告	二七〇
和田香穂里さん賛成討論	二七一
下川和博君反対討論	二七二
中野 周君反対討論	二七三
橋口美幸さん賛成討論	二七五
田添辰郎君反対討論	二七七

川村孝則君賛成討論	二七七
一、休 憩	二七九
一、再 開	二七九
一、議案追加上程・審議	二七九
議案第九三号 「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処 分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出について	二七九
和田香穂里議員説明	二七九
田添辰郎君質疑	二八〇
和田香穂里議員	二八〇
田添辰郎君反対討論	二八一
長野広美さん賛成討論	二八二
中野 周君反対討論	二八二
一、議員派遣の件	二八四
一、閉会中の継続審査	二八四
一、市長挨拶	二八四
八板市長	二八四
一、議長閉会挨拶	二八五
永田議長	二八五
一、閉 会	二八六

平成二十九年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

九	八	七	六	五	四	三	二	十二・一	十一・三十	月 日
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	曜
休 会	委 員 会	委 員 会	本 会 議	本 会 議	本 会 議	休 会	休 会	休 会	本 会 議	種 別
	付託案件審査 産業厚生委員会	付託案件審査 産業厚生委員会	一般質問	一般質問	一般質問				開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議(質疑・委員会付託)、請願・陳情の委員会付託	内 容

十八			十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
月			日	土	金	木	水	火	月	日
本 会 議	委 員 会	本 会 議	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会
議案審議（各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、請願・陳情等審議（総務文教委員 会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案追加上程、議案審議（質疑・討論・表決）、議員派遣 の件、閉会中の継続審査、閉会			議案撤回の件、議案六件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）			各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 総務文教委員会	付託案件審査 総務文教委員会	

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 七〇号	西之表市教育委員会委員の任命について	即決	十一月三十日原案可決
議案第 七一号	西之表市教育委員会委員の任命について	即決	十一月三十日原案可決
議案第 七二号	西之表市固定資産評価員の選任について	即決	十一月三十日原案可決
議案第 七三号	西之表市部設置条例の制定について	委員会付託	十二月十八日撤回
議案第 七四号	西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日撤回
議案第 七五号	第六次西之表市長期振興計画の策定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 七六号	西之表市道路線の認定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 七七号	字の区域の変更について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 七八号	権利の放棄について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 七九号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八〇号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八一号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八二号	平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）	委員会付託	十二月十八日原案可決
	【総務文教】歳入全款、地方債補正		
	歳出中 一款、二款（一項十九目を除く）、		
	七款（一項三目）、九款、十款、十二款		
	【産業厚生】歳出中 二款（一項十九目）、三款、四款、六款、		
	七款（一項三目を除く）、八款、十一款		
議案第 八三号	平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十八日原案可決

議案第 八四号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日	原案可決
議案第 八五号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日	原案可決
議案第 八六号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	委員会付託	十二月十八日	原案可決

一、付議事件(追加分)

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 八七号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八八号	平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 八九号	平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九〇号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九一号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九二号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月十八日原案可決
議案第 九三号	「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出について	即決	十二月十八日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

請願番号	事 件 名	提出者	結 果
四号	「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願	西之表市西之表七八一三一―一七 反原発・たねがしま 代表 沖吉 富寛	十二月十八日採 択

本會議第一号（十一月三十日）

本会議第一号（十一月三十日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成二十九年十一月三十日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十九年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第七〇号 西之表市教育委員会委員の任命について

日程第六 議案第七一号 西之表市教育委員会委員の任命について

日程第七 議案第七二号 西之表市固定資産評価員の選任について

日程第八 議案第七三号 西之表市部設置条例の制定について

日程第九 議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第一〇 議案第七五号 第六次西之表市長期振興計画の策定について

日程第一一 議案第七六号 西之表市道路線の認定について

日程第一二 議案第七七号 字の区域の変更について

日程第一三 議案第七八号 権利の放棄について

日程第一四 議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一五 議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一六 議案第八一号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一七 議案第八二号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）

日程第一八 議案第八三号 平成二十九年西之表市国民健康保険

特別会計補正予算（第三号）

日程第一九 議案第八四号 平成二十九年西之表市介護保険特別

会計補正予算（第三号）

日程第二〇 議案第八五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医

療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第二二 議案第八六号 平成二十九年年度西之表市水道事業会計

補正予算（第三号）

日程第二二 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一四番議員長野広美さん、一五番議員渡辺道大君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十七日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十八日までの十九日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十八日までの十九日間とし、配付

してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第七〇号から議案第八六号までの議案十七件を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。八板市長。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、平成二十九年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席をいただき、まことにありがとうございます。

時間の経過は本当に早く、もう師走を迎えようとしています。市長就任後は慌ただしく過ぎてまいりましたが、その中にも充実した時間を過ごしてきたようにも感じています。

年末も近づき、国のほうでは、経済財政諮問会議での予算編成に関する地方の基金残高をめぐる財務大臣と総務大臣をめぐる攻防や、地方消費税の配分見直しに関する議論がなされるなど、来年度を見

据えた動きが活発になってきました。毎年、クリスマス前後に来年度予算政府案や税制改正大綱が閣議決定されますので、我々としても、離島振興協議会など全国組織の力もかりながら、地方や離島の声を中央の施策や予算に反映させる努力をしていきたいと考えております。

それでは、議案説明に先立ちまして、産業や地域の状況、市政を取り巻く課題などについて触れたいと思います。

まず、一次産業を中心とした産業の状況についてであります。

農業においては、秋から春にかけて本格的な収穫の時期を迎えるわけですが、基幹作物でありますさとうきびは、予定では来月十五日に工場搬入が開始され、明けて四月九日で搬入終了となります。本年は相次ぐ台風の影響を受け、反収五トン五十キログラムを見込みまして、史上二番目に低い状況で、ブリックスの値も低く、農家のみなさんにとっては大変厳しい年となりそうです。

また、十月十五日より操業開始、本日終了予定のでんぷん原料用さつまいもについても、予想反収がおよそ五十五俵で、前年同様減収となる見込みであり、安納いもを主とする青果用さつまいもについても、出荷途中ではありませんが、平年を下回る予測がなされているところですが、特にさとうきびについては、市といたしまして、関係機関、生産者とともに早急な立て直しを図るため、さとうきび増産基金事業を活用しまして、新植のための種苗代助成などを行い、次年度を見据えた面積、生産量確保に努めたいと考えています。

畜産につきましては、依然として好調な取引となっております。

うれしい話題として、九月に開催されました全国和牛能力共進会において、鹿児島黒牛が日本一の栄冠に輝きました。今後の本県及び本市畜産業界のさらなる発展が期待されます。

有害鳥獣のシカ対策については、被害防止さくの整備や有害捕獲のさらなる増進を図ります。有害捕獲につきましては、十月末現在で千六百四十六頭の実績となりました。

林業につきましては、チップ事業が順調に進んでおり、昨年度を上回るペースでの出荷が続いております。

水産業につきましては、トコブシの種子島漁協における水揚げは、量、金額とも前年を下回っております。藻場の減少や馬毛島での不漁などが要因として挙げられますが、資源回復に向けた対策が急務であると思われまます。一方、水イカについては、昨年度の倍以上の水揚げがあるなど、魚種によっては回復が見られた面もありました。

次に、一連の行事関係についてであります。

十月八日には、第五十五回市民体育祭が、晴天のもと賑やかに開催されました。十一月四、五両日には、プロバスケットボールチームの公式戦が市民体育館で行われ、子どもたちにプロのスピードや技、迫力を堪能してもらいました。また、十一月十九日には、第四十六回市内一周駅伝競走大会を各校区、地域の方々の御協力により、事故等もなく無事に開催することができました。

文化関係では、十一月四日、五日の両日、市民会館を中心に第四

十六回市民文化祭が開催され、数多くの団体に日ごろの活動成果を発表していただきました。本年は、長浜市、西之表市の友好都市三十周年記念として、滋賀県選択無形民俗文化財、人形浄瑠璃富田人形の公演もあり、文化祭に花を添えていただきました。

十一月十九日には、熊本県芦北町で開催されました九州地区民族芸能大会に、市指定無形民俗文化財、ヨンシー踊りが鹿児島県代表として出場しました。

十月十四日土曜日には、長浜市の商店街、曳山博物館前において、友好都市三十周年を記念する物産展を開催しました。当日は種子島産安納いもの焼きいもなど特産品を販売し、種子島の宣伝に努めてきたところです。

八月五日土曜日から十一月十二日曜日までの百日間にわたり、島内において宇宙芸術祭が開催されました。本市においては商店街における街角ギャラリー、市民が先生となった種子島大学、一年後に自分の手紙を出す未来郵便局などが行われました。

十一月十五日水曜日から十一月二十一日火曜まで、東京都庁本庁舎二階、全国観光PRコーナーにおきまして、種子島観光物産展を開催しました。今回のイベントについては初めての企画で、市役所のほか、種子島観光協会、西之表市商工会、種子島特産品協会、種子屋久農業協同組合、種子島漁業組合など各団体関係者も参加し、ロケット、鉄砲伝来、アニメなど種子島の観光紹介や安納いもなど特産品の販売を行いました。

各地域の状況についても触れておきたいと思えます。

種子島では、秋から初冬にかけて、各地域で運動会や敬老会、願成就が行われます。今年も多くの地域で地元の皆様が集まり、賑やかな行事が執り行われました。私も幾つかの集落の行事等に参加いたしました。それぞれの地域での文化や伝統がしっかりと引き継がれていることを心強く思ったところであります。

地域の新たな取組みについても御紹介したいと思います。

本市で一番人口の少ない中割校区において、廃校となった旧鴻峰小学校を交流拠点施設として整備し、十月一日に開所式を執り行ったところであります。今後、地域活動の拠点の場として活用していただき、地域の活性化につながることを期待するものであります。

次に、馬毛島についてです。

本年、七月七日、八年ぶりに馬毛島に上陸し、旧学校跡地の状況確認と応急的な補修を行なったところですが、第二回目を十二月に予定しております。今回は、学校施設の利活用のための測量や周辺整備を行います。また、庁内において検討を進めてきました利活用案について、年内での取りまとめに向けて作業を進めてまいります。今回の議会においては、次年度からの市政の指針となる第六次長期振興計画も議案として提出させていただいております。五月以降、非常にタイトな中での作成となりましたが、校区での意見交換会やアンケート調査、高校生との意見交換などを経て、各機関の代表から成る振興計画審議会及び、各部門からお願いしました市民の方々

から成る市民委員会等で精力的に御検討いただき、パブリックコメントでの市民の皆さんの御意見も踏まえた中で策定をしまいにしました。これを基本として市政を進めていくこととなりますので、十分な御審議をよろしく願います。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例議会に提案いたしました議案は、教育委員会委員の任命など人事議案三件、部設置条例の制定など条例制定議案二件、第六次長期振興計画の策定についての計画議案一件、市道認定議案一件、字の区域変更議案一件、権利の放棄議案一件、公の施設の指定管理者の指定議案三件、西之表市一般会計補正予算など予算関係議案五件の合計十七件であります。

主な議案について説明いたします。

議案第七〇号から議案第七二号に関しては、教育委員会委員及び固定資産評価委員の人事案件でありまして、それぞれ関係法規に基づき、議会の同意を得て任命及び選任をしております。

議案第七三号は、西之表市部設置条例の制定についてであります。機構改革に伴い、組織内の連携及び政策遂行能力の強化のため、新たに部制を導入しようとするものであります。

議案第七四号は、機構改革に伴い、関係条例を整理をしようとするものであります。

議案第七五号は、平成三十年度から平成三十七年度までの八年間

の第六次長期振興計画を策定しようとするものであります。

議案第七六号は、道路法の規定により市道認定をしようとするもの、議案第七七号は、地方自治法規定による字の区域の変更、議案第七八号は、地方自治法の規定による権利放棄の議案であります。

議案第七九号から議案第八一号は、公の施設の指定管理者の指定議案でありまして、老人福祉センターやかもめ児童館、美浜児童センター、種子島家住宅に関して、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第八二号から議案第八六号は、平成二十九年西之表市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算です。

議案第八七号は、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）であります。歳入歳出予算の総額に八億六千三百五十八万七千円を追加し、予算総額を百十三億二千五百二十万円とするものです。

本予算の主なものについて御説明いたします。

まず、防災行政無線のデジタル化について、老朽化等のため早急な整備が必要のため、次年度当初よりの工実施が可能となるよう、今回、八億二千六百五十五千円を計上し、年度内に業者選定を行なう、三月議会において議会承認を得ることを目指しています。これに伴いまして、歳入では過疎債八億二千百万円を市債として計上しております。

次に、ふるさと応援寄附基金の増額が見込まれるため、財産管理費のふるさと応援寄附基金に三千万円を追加計上するとともに、これに伴う返礼品を含む地域振興費の委託料について、千四百三十五万八千円を計上いたしております。また、有人国境関連で、雇用機会拡充事業について一件取り下げがあったため、千二百万円を減額しております。なお、人事院勧告に関連し、国の動向を見ながら追加議案を予定しておりますので御了解ください。

以上、本議会の議案について、議員各位の御審議をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第七〇号 西之表市教育委員会委員の任命について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第七〇号、西之表市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。
議案書一ページをお開きください。

議案第七〇号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第二項の規定により、委員を任命したところから、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、西之表市西之表一〇〇九七番地三、氏名長田明、昭和十七年九月二十八日生まれ、七十五歳。履歴に關しましては、二ページ以降をごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載

の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

- 議長（永田 章君）
- | | | | |
|----|---|-------|----|
| 一 | 番 | 下川和博 | 議員 |
| 二 | 番 | 小倉初男 | 議員 |
| 三 | 番 | 竹下秀樹 | 議員 |
| 四 | 番 | 木原幸四 | 議員 |
| 五 | 番 | 川村孝則 | 議員 |
| 六 | 番 | 和田香穂里 | 議員 |
| 七 | 番 | 河本幸男 | 議員 |
| 八 | 番 | 鮫島市憲 | 議員 |
| 九 | 番 | 中野周 | 議員 |
| 一〇 | 番 | 田添辰郎 | 議員 |
| 一一 | 番 | 生田直弘 | 議員 |
| 一二 | 番 | 橋口好文 | 議員 |
| 一三 | 番 | 長野広美 | 議員 |
| 一四 | 番 | 渡辺道大 | 議員 |
| 一五 | 番 | 橋口美幸 | 議員 |
| 一六 | 番 | 橋口美幸 | 議員 |
- 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、兩名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第七〇号、西之表市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第七一号 西之表市教育委員会委員の任命について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七一号、西之表市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書四ページをお開きください。

議案第七一号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第二項の規定により、委員を任命したところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表八一七番地八、氏名久留恵子、昭和二十一年十月二十四日生まれ、七十一歳。履歴に関しましては、五ページ以降をごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。
投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員
- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員
- 七 番 和 田 香 穂 里 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 一〇番 中 野 周 議 員

一番 田添辰郎議員
二番 生田直弘議員
三番 橋口好文議員
四番 長野広美議員
五番 渡辺道大議員
六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対一票

であります。

よって、議案第七一号、西之表市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第七二号 西之表市固定資産評価員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第七二号、西之表市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書七ページをお開きください。

議案第七二号、西之表市固定資産評価員の選任についてであります。

地方税法第四百四条第二項の規定により、固定資産評価員を選任したいところから、議会の同意を求めるところであります。

住所、西之表市西之表六五二七番地八、氏名前園正夫、昭和二十九年九月十七日生まれ、六十三歳。履歴に關しましては、八ページをごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまでの出席議員は十五名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一番 下川 和博 議員

二番 小倉 初男 議員

三番 竹下 秀樹 議員

五番 木原 幸四 議員

六番 川村孝則議員
七番 和田香穂里議員
八番 河本幸男議員
九番 鮫島市憲議員
一〇番 中野周議員
一一番 田添辰郎議員
一二番 生田直弘議員
一三番 橋口好文議員
一四番 長野広美議員
一五番 渡辺道大議員
一六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対一票

であります。

よって、議案第七二号、西之表市固定資産評価員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第七三号 西之表市部設置条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第七三号、西之表市部設置条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書九ページをお開きください。

議案第七三号、西之表市部設置条例の制定についてであります。

機構改革により部制を導入することに伴い、部設置条例を制定し

ようとするものであります。

第一条では、設置として、市長の権限に関する事務を分掌させるため、(一) 総務企画部、(二) 市民福祉部、(三) 産業振興部を置くこととしております。

第二条は、部の分掌事務で、(一) 企画総務部には、ア、行政一般に関すること、以下アからトまでの事務を、(二) 市民福祉部にはア、戸籍及び住民基本台帳に関すること、以下アからシまでの事務を、(三) 産業振興部には、ア、商工業等に関すること、以下アからスまでの事務を分掌させようとするものであります。

三条は、委任条項であります。また、附則により、この条例は平成三十年四月一日から施行するものとし、既存の西之表市部課設置条例は廃止することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明をいたします。

議案書一二ページをお開きください。

議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

機構改革に伴い、関係条例を整理しようとするものであります。

第一条は西之表市職員の給与に関する条例の一部改正で、別表第二、七級の項中、課長のうち困難な業務を所掌する課長の業務を部長の職務に改めるものであります。

第二条から第六条までは、それぞれ組織名称が変わることに伴い、所管課名及び所管課長名を改めるものであります。附則として、この条例は平成三十年四月一日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番(長野広美さん) 今の御提案の中身については、前号の七三号に関連してくると思います。その中でですね、いわゆるその今回提案されている部長の方の職務の責任と、それに見合う報酬の考え方についてできれば御説明いただきたいと思えますけれども。

今の御説明ですと、課長職級以上の、ちょっと想像しにくいところがありまして、今現状の三つ、市長部局を三つに分けるといこう

とであれば、部長職の待遇の方々の職務の重さというものが相当想像されるわけですが、それに対応する処遇のあり方についてはどのように検討されているでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

部長級でございますけれども、今の職員の給料表というのは七級まで実はございまして、その中の七級というのは現在使われておりません。今の課長職の給与表は六級の給与表を使っておるわけなんですけれども、部長にしましては、今回、その七級を使わせていただきますして、その七級の表の処遇ということを想定しております。以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終わります。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第七五号 第六次西之表市長期振興計画の策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第七五号、第六次

西之表市長期振興計画の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の一四ページをお開きいただきたいと思っております。

本案は、第六次西之表市長期振興計画の策定についてであります。第六次振興計画基本構想を別冊のとおり決定、策定したので、西之表市長期振興計画策定条例第四条に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

第五次長期振興計画は、平成二十九年度で終了をするため、来年度、平成三十年度から平成三十七年度を対象とした八年間の市政の総合的かつ計画的な運営の指針とするため、第六次長期振興計画の策定を行うとするものでございます。

別冊で第六次長期振興計画の基本構想をお配りをしてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

冒頭、大変恐れ入りますけれども、若干長い説明になろうかと思っております。よろしくお願いをいたします。

今回の策定作業に当たりましては、市長選の日時との関連もございまして、大変タイトなスケジュールの中の作業を余儀なくされてきたところでございますが、冒頭、市長からもございましたよう

に、各校区を巡っての意見交換会や次世代を担う市長と高校生との意見交換会、第五次長期振興計画の振り返りを兼ねた市民アンケートの実施などを行い、当初構想案や計画策定に向けての地域の現況や市民の意向を確認してきたところでございます。

審議、検討につきましては、庁内各所管の政策の方向性を確認をし、計画へと反映させていく作業を繰り返し行い、積み上げてきた案をもとに、設置が義務づけられております各種団体の代表や学識経験者で構成をします振興計画審議会と、各分野で活躍をいたします二十一名の市民の方と、庁内から各部門を代表した係長八名で市民委員会を組織して、数度にわたり熱心な議論をいただきながら、案の作成を行ってきたところでございます。

また、要所要所におきましては、本議会の議員の皆さんにも全員協議会においてお時間をいただき、進捗状況報告とか御意見もいただきながら、最終的に、十月から一ヶ月間、パブリックコメントを実施をし、計画案に対する市民の皆さんの声をお聞きする機会を設け、一部反映を行いながら、十一月十三日、審議会と市民委員会の合同会の中で最終案の御確認をいただいて、翌十四日に審議会会長より答申がなされたところでございます。

計画の構成については、第五次と同じく、本市が目指す将来像を明らかにする基本構想、構想を実現するために各分野の課題を明らかにし、基本的な方針と展開する施策について示している基本計画及びその基本計画の政策を実施するための計画で、毎年予算編成

の指針となる実施計画からなり、それぞれ、基本構想は平成三十年から三十七年までの八年間、基本計画は前期と後期で策定をし、それぞれ四年間となりますけれども、今回策定をいたしますのは、前期、平成三十年から平成三十三年までの計画でございます。実施計画については、毎年四年間、ローリング形式で見直してまいります。以上の説明につきましては、お手元の基本構想の一ページから三ページにお示しをしておりますので、後ほどごらんをいただきますと思います。

続いて、基本構想の四ページからでございますが、計画策定の背景についてまとめてございます。人口減少、少子化高齢化時代への転換や社会基盤、インフラの更新時期の到来、グローバル化の進展など、六つの問題を掲げ背景を示してございます。

七ページからは西之表市の特性として、それぞれの項目の現状を示し、一〇ページには市民の意識として、市民アンケート、中学生アンケート、各校区別意見交換会参加者アンケート調査の結果をお示しをしております。

市民アンケート等について、若干説明をさせていただきます。

市民アンケートについては、成人男女の一〇％に当たる千三百九名を無作為に抽出をし、また中高生アンケートについては、各二年生を対象に実施したものでございます。この中で、市の課題については、島外への若者の流出、人口減少や高齢化の進展と地元産業や地域活動を支える後継者がいないこと、さらに働く場所がないこと

が各アンケートの共通の課題とされました。また、今後、力を入れ
るべき取組みについては、ともに働く場所の確保が高い割合を示し、
続いては、市民アンケートでは、地域医療の充実や子育て支援を望
む声が高く、校区アンケートでは、地域の維持への懸念を反映いた
しまして、大字地区の維持機能強化、農業を核とした一次産業振興
などが上位を占めているところです。さらに、市の魅力の認識は、
全アンケートにおきまして、自然の美しさと人情の豊かさが圧倒的
な高さを示しております。

一四ページからは第五次長期振興計画への市民アンケートでの評
価や、一六ページからは成果指標の達成状況を掲載してございます。
市民評価では、産業振興や雇用創出が不十分であるとの意見が多く、
また成果の達成状況では、七十八の指標に対し二十七が達成をされ、
三四・六%の割合となっております。また、達成はできなかったが
改善されたものは十九指標あり、二四・二%で、あわせて改善が図
られたものは五九%でしたけども、逆に、以前より悪くなった指標
も二十八指標、三五・九%あったところでございます。

これらを踏まえまして、一八ページからは、今後、本市が抱えて
る主要な課題として、一つに人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化
の進展。二つ目に地域力の減退、そして担い手不足についても取り
まとめております。

このような背景を踏まえて、二五ページから、まちづくりの基本
構想をまとめてございます。

まず、第六次振興計画における市の将来像を、人、自然、文化、
島の宝が育つまちとしました。住民アンケートにも示されています
本市の魅力である自然、人情、歴史、文化といった島の宝を生かし
て地域の魅力に磨きをかけ、人々の支え合いの力で成長するまちを
目指す。島の宝を大切に育み、大きな魅力として引き継いでいく。
この繰り返しで成長するまちを目指していくことを示してい
ます。

二六ページからは、目指すまちの姿を、課題ごとに捉え方、方向
性を示してあります。

一つ目として、人口の将来展望を西之表市人口ビジョンに基づき
まして、平成七十二年度に一万二千二人、本計画最終年度の平成三
十七年度には、一万四千八十人と定めることを目指します。

二つ目に土地利用についてですが、現在それぞれの個別法に基づ
いて用途などが設定をされておりますけども、相互の関連調整が十
分ではなく、市民の意見が十分反映されているとは言えない状況に
ございます。また、市民生活を支える基盤である土地の活用にあた
っては、長期的な展望のもと市全体を俯瞰をし、人口問題など、今
後の社会推移を考慮した施設の配置、また再配置も含めて、まちづ
くりの基盤として総合的かつ計画的な利用方針が示されていく必要
がございます。早急な検討体制を整え、方向性を定めていきます。

三つ目として、地域のあり方を掲げてあります。本市における人
口減少や人口の偏在は、とりわけ大字地区の自治機能を急激に衰退

させています。早急に地域の魅力を磨き上げ、活性化につなげる取り組みや時代に対応した地域の仕組みなどについて、横断的な見地からの包括的な支援体制が必要であり、地域とともに考え、方向性を共有し、存続していく努力を行ってまいります。

四つ目には、さらなる財政健全化の取組みを、三四ページには、第五次より示されておりますが、市民との協同連携を全ての計画を前提というふうに行っているところでございます。

続いて三五ページからは、ここに掲げました市の将来像を実現していくために、四つの分野分けを行い、それぞれの目標を設定し、基本的な方針を示してございます。

まず、一つ目に「くらし分野」です。目標は地域の力で安心・安全なまちをつくり、暮らしを支えるとしております。市民生活の基盤となる生活環境整備や地域コミュニティについて、「くらし分野」としてまとめてありますが、みんなが安心して生活できるまちづくり、支え合いにより生活満足度を高める地域づくり、犯罪がなく災害に強いまちづくりを進めてまいります。

三六ページになります。二つ目は、「しごと分野」です。地域の資源を生かした魅力あるなりわいで豊かなまちをつくるを目標に設定しております。地域の特性を生かした稼げる産業として、第一次産業及び商工業の振興を図るとともに、さまざまな機関とも連携をして、安定的な雇用と労働力を確保しつつ、新しい雇用の創出や多様な働き方を支える仕組みについても検討を進めます。また、ニュー

ーツーリズムの振興などにより、インバウンドなどの交流人口の増加に努めていきます。

三七ページは「ひと分野」になります。目標は、生涯にわたり健康で生き生きと輝く「ひと」が育ち、互いに支え合うまちをつくるです。地域やまちをつくる基礎となるのは、そこに暮らす市民でございます。家庭や学校、地域、行政が相互に連携をして切れ目ない支援を行い、生きる知恵と豊かな心、たくましく生き抜く力を備えた子供を育てます。また、支援を必要とする人に確実に支援の手が届くよう、セーフティネットの構築を図り、全ての人が健康で自分らしく生き生きと活躍できるまちを目指し、地域と社会に貢献できる人を育てます。

最後は「ぎょうせい分野」です。各分野の基本的な課題や分野を超えた横断的課題を連携しながら取り組んでいくとともに、市民への的確な情報の伝達・共有を行いながら、ともに考え行動するまちを目指していきます。また、まちづくりを着実に推進していくため、将来にわたって安定的で迅速かつ柔軟な対応を目指して、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営に取り組んでいきます。

以上、基本構想の冊子をもとに御説明をさせていただきましたが、策定に当たりましたは、振興計画審議会や市民委員会を初め校区の皆さん、中高生の皆さん、また議員の皆さん、パブリックコメントを活用しての御意見など、本当にたくさんのかかわりをいただき、貴重な御意見も頂戴いたしました。

基本としては、市内部でも、案について、それぞれの立場のさまざまな御意見で補強をいただいて策定できたというふうに考えてございます。多くの皆さんに改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。これだけの時間と労力をかけて作成してきた計画でございますので、必ずや実効性のあるものへと生かしていく仕組みをしつかりつくっていくことが何よりも大切だというふうに考えてございます。

策定案については全課長レベルでの協議を行い、施策担当課長や政策担当課長との協議、各課全員による内容の擦り合わせも行ってきておりまして、長期振興計画の位置付けは、全職員で共有されているというふうに考えております。策定後、全職員に配付をするとともに、行政改革の職員研修等においても機会あるごとに仕事の指針としての意識づけを行ってまいりたいというふうに思います。

また、今回、基本計画も必要に応じて修正を行い、修正した内容も開示・説明を行うことで、常に現実に即した基本計画に基づいて実施計画を管理する体制を構築していきます。計画の推進に当たっては、毎年それぞれの事業の実績を把握するとともに、目標に対する成果や貢献度を内部や外部からも確認してもらい、常に有効性を意識した見直しを常態化していきます。また、見直しの実効性を高めるためにも、予算との連動の手法についても検討を行うなど、事務評価のあり方も制度の高いものを構築していきたいというふうに考えております。

さらに、市民の政策への御理解や関わりを高めていただくため、主要な事業については、決算報告時にそれぞれにわかりやすい成果説明を提出をし、情報の共有を図ってまいります。

あと、答申後の十一月十七日の全員協議会の中で配付をさせていただきますました基本計画や実施計画に若干触れさせていただきましたが、基本計画については、既に御承知のとおり、基本構想を具現化していくためのもので、まず、平成二十七年に策定いたしましたまち・ひと・しごと創世総合戦略を重点プロジェクトと位置付け、本計画の政策との関連性もまとめてございます。

また、これまでの施策に、地域力の向上であるとか、新たな産業基盤と雇用環境の整備及び財産の有効活用など、時代の要請に応じた新たな施策を追加をいたし二十五施策とし、その下に八十四の基本事業を展開することとして、それぞれ施策ごとには目標指標を、基本事業ごとには成果指標の設定を行い、事業の有効性等を検証していく仕組みとしてございます。

さらに、実施計画については、平成三十年度から四年間を毎年ローリングする仕組みで、毎年、予算の要求に先立って、施策や基本事業への貢献度や有効性についての振り返りを踏まえた中で、財政計画との整合性を保ちながら決定していくこととしてございます。

なお、実施計画への掲載の基準につきましては、全ての普通建設事業及び五年を経過しない各分野の課題解決のための政策的事業で、

経常的な取組みではなく、かつ一定規模以上のものを計上してございます。

以上、長時間にわたる説明となりましたが、御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口好文君」

○一三番（橋口好文君） この長期振興計画、第六次の長期振興計画の資料の九ページ下のほうに、産業別の総生産額の推移というグラフがございます。その青い線で描かれているのが第一次産業でございます。これ、平成二十四年、第五次長期振興計画が策定された年度でございますが、このグラフを見ますと、一次産業の総生産額は五十億をはるかに割っております。四十億弱ぐらいですかね。

それで、次のページ、一七ページですけど、ここには表があまりまして、資料で農業粗生産額が、平成二十四年度、六十二億八千二百九十二万九千円となっております。平成二十四年度で同じ年度で、この粗生産額が数字に誤差がございます。これをまず教えてもらえますか。

あと、二点ほどありますが、次、その下の表ですが、入れ込み客数とあります。平成二十八年度実績値は二十七万六千六百三十四名ですが、平成二十九年度の目標値は三十三万人になっております。五万人強となりますが、増えるわけですが、その増える要因です。どういうことをしたらこう増えるのか、それも教えていただきたい

と思います。

それで、二六ページをお開きください。人口の将来展望という項目がございます。その中で、西之表市が出してる人口の目標人口というオレンジ色のグラフがあります。それと、それから、人口問題研究所の青い線ですね。この開きがあるんですが、この誤差はどちら来たのか、また、どっちが正確なのか。

この、以上のことを教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

まず一点目、九ページのこの表の部分と、それから一七ページの農業粗生産額の数値の相違という御質問だというふうに思いますが、大変御指摘のとおり、わかりにくい形になったというふうに思っております。一七ページの農業粗生産額については、農林水産課が各関係機関等に全部聞き取りをいたしまして、四月から三月にかけての粗生産額をまとめているというような数値になります。

九ページについては、ここに出典として市町村民所得推計報告書というふうを書いてございますけれども、これは鹿児島県の統計協会のほうが、毎年、市町村民所得推計報告書というのをつくってございます。こういった冊子なんですけれども、この冊子の中に、それぞれの市町村の市町村民所得というのが掲載をされてございます。市町村内の総生産という表現でされてございます。ここの数字を転記

したものという形になるんですが、ここでいうところの市町村内総生産の考え方なんですけども、一定期間を、一年間なら一年間ですけども、一年間の生産をする中で、出てきたその価値、価格というものから、中間投入というふうに書いてございますけども、原材料とか光熱費、間接費などの生産過程で召集された財貨、サービスと差し引いたものというものをあらわすというふうになってございまして、その違いが出てるとのことだということふうに思っております。

続きまして二番目については、経済観光課長のほうからお答えをいただきますが、三番目の二六ページの人口の将来展望についてでございますけども、国の部分が国立社会保障人口問題研究所が推計をしておりますけども、ここは一定の算式によって、今までの、今の年齢構成だとか、そういうのから推計をしたときにこんなふうになりますよというのを出しているということだと思います。

あと、うちのほうの目標人口というのは、そこについて、例えば将来的に、まあ、今もそうですけど、出生する人口を例えば二・〇三でしたかね、そのときの部分が。そこを維持していく、あるいは交流人口を増やしていくという施策を進める中で、将来的に一万二千二人に持っていきたいという目標的な数値というふうになってございますので、そういう開きがあるということでございます。

以上です。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

一七ページの二十九年度の目標値、三十三万人でございます。こちら、計画策定時におきまして、当然、目標設定していくわけですけども、毎年一人、要はグリーン・ツーリズム、修学旅行、それから団体旅行、それからFDA、飛行機分、また大型客船、こういったものをですね、計画的に年々増加をさせながら積み立てていくことができないかという目標を設定をさせていただいております。ここ大体毎年一人ぐらい増加というところを目指しております。ただ、現実問題、こちらに書いておりますとおり、二十八年度の実績が二十七万六千六百三十四人ということで、大幅に人口減少の分の影響を受けるとともに、観光客の伸びがそれほど、予想していた伸びを達成することができなかったということで、大幅な乖離が発生したというふうには考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 九ページの答弁ですが、やっぱり数字とというのは、やっぱり市民が見てわかりやすく、わかりやすいものでないといけないと思います。この一七ページと九ページや、その調査のやり方、その県がやった調査云々と言われましたが、市民が見たとき同じ数字でないと、市民はなかなか理解に苦しむと思うんですよ。そこら辺を今後、またこれどうかできないものかと思っております。それで、一七ページの、今、経済観光課の課長から答弁がございましたことは、それでまあ理解いたしたいと思っております。

それから二六ページですけど、市が目標人口を立てておりますが、この目標に沿っていろいろな施策を打っていくということで、ぜひ期待して、人口減少を食い止める施策を打っていただきたいと期待しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今回の長期振興計画づくりの中でですね、非常に高く評価してる部分があるが、これまでの取組みとその分析について、市民の方からの意見等を踏まえて、非常にこの第五次のまとめについてはですね、非常にわかりやすくできると評価しております。

一方で、この新しい六次の部分については、第五次の特に問題だというふう指摘されている部分で、例えば、雇用の創出といった部分の市民評価が、一つの見方なんです、一五ページにあります市民アンケートの分布、これは一つの指標なんです、雇用の創出について、市民の皆さんの満足度が非常に低いと出ております。あともう一点は、ほかのところに出てきてたんですが、行政のあり方について効率的になされているかということについても評価が余りよろしくなかったんじゃないかなというふう記憶しております。

そういった部分を踏まえて、では、第六次の中でですね、いただいたこの市の将来像、目指す姿から、それから各分野の目指す姿と

いった文章の中でですね、どうしても第五次で出てきた課題を整理していただいた部分をどう克服するのかといった部分がちょっと見えにくいといいますか、それで質問はですね、今ありました雇用の確保について、しごとの分野だけではちょっとよくわかりませんが、目標値とか、どのように議論されたのかという部分が一点と、それからぎょうせいの分野につきまして、効率的な質の高い行政運営というふうに書かれてありますけれども、実質的に具体的な目標値等を検討された部分があれば教えていただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

今、市民アンケートを踏まえて、雇用の創出の対策であるとか、行政の効率化の部分についての書き込みについてのお尋ねというふうに思います。

なかなか具体的なものでどうなんだという話になると厳しいところがございますけれども、ただ、今回の長期振興計画をつくる上で、やっぱり市民にとって非常にわかりやすい形ということで、基本計画についてもそうですけれども、ひとの分野だとかしごとの分野だとか、そういった分野の分け方をいたしました。その中に新しい項目として、雇用については、新しいその働き方の部分での雇用の創出であるとか、あるいは女性とか高齢者、人口減少が進む中で、女性とか高齢者の部分について、雇用もそうですけれども、地域の中だとか、そういう部分で活躍をしてもらえるような環境づくりをしています。きましようというような書き込みをさせていただいております。

それから、えっと、行政の効率化の部分でございませうけども、こういった地域振興計画を牽引していく力として、やっぱり当然、行政の内部を刷新をし、能力を高めていかなきゃいけないというようなところになるうかと思えますけども、そういった部分については、人、もの、金、それから情報とかといった部分を行政改革、行財政改革の中で、行財政改革大綱を今度一緒に作り直しますので、そういうの中で位置付けを行なって、効率的に回るように、そこが確認をしながらやっていけるような形というのをつくっていくということにしているところでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七六号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第七六号、西之表

市道路線の認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書一五ページをお開きください。

議案第七六号は、西之表市道路線の認定についてであります。道

路法第八条第二項の規定により、市道の路線を次のように認定しようとするものであります。

本路線は道路改良工事により、県道西之表南種子線道路の旧道として存置しており、県から本路線への引き継ぎを受けて市道として認定しようとするものであります。

一六ページをお開きください。路線名は立山線であります。起点は安城字満足山二七六九番一地先、終点は安城字中田代三二二五番一地先で、延長は千二十メートル、幅員は五メートルから十五・五メートルであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七七号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第七七号、字の区域の変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

議案書一八ページをお開きください。

議案第七七号は、西之表市道路線の認定についてであります。道

議案第七七号、字の区域の変更についてであります。領海の外縁を根拠づける離島のうち、地図、海図に名称が記載されていない島について名称が付与されたことに伴い、その所在を確認するために、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、字の区域を変更しようとするものであります。議案書に記載の十カ所についての編入とすることになります。わかりやすいように図を用いて説明を申し上げます。

一九ページをお開きください。馬毛島地区の図であります。図上から、房瀬、小瀬、片平瀬、大平瀬、大平瀬北、大平瀬南、下ノ岬、北小島について、それぞれ議案書一八ページ表中の字に編入しようとするものであります。

二〇ページをお開きください。

種子島北部地区の図であります。図左から、大原崎、西小島、喜志鹿崎西小島、喜志鹿崎東小島について、それぞれ議案書一八ページ表中の字に編入しようとするものであります。

二一ページをお開きください。

種子島東部地区の図であります。田ノ脇鼻、南小島について、議案書一八ページの表中の字に編入しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 提案理由の中に、この記載されていない

島についての名称が付与されたということで理由は説明されておりますが、今までの、この名称で進めていくことの都合があったのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

背景のほうを御説明申し上げたほうがいいと思うんですけども、政府のほうで、漁業資源やエネルギー資源確保の観点から、平成二十一年で海洋管理のための離島の保全管理のあり方に関する基本方針という方針が策定されております。その中で無人島の管理強化というのを打ち出されておるわけなんですけども、我が国の中で領海を根拠づけるための無人離島が四百三十一ほどあるわけなんですけども、そのうちで所有者のいない二百七十三の離島につきまして、国のほうでは国有財産化を進めてきておりまして、国有財産台帳への登録というのが平成二十九年三月に終了しているようでございます。

その中で、不動産登記についてさらに詳細な所在の確認を必要とする離島というのが九十八島ありまして、今、説明申し上げました島についてもそうなんですけども、その登記がまだ終了していないことから、平成二十九年四月七日の官房長官の記者会見でもあるわけなんですけども、不動産登記の手続が残る離島について、その手続を早急に進めるために行いたいということでご発表してございまして、今回の字の区域の変更に関しましては、種子島におきましては、十二月議会で、西之表市、中種子町、南種子町同時に上程すること

としてございます。

西之表におきましては、島といいますがほんの小さなものなんですけれども、そこを基準に領海が四海里でしたか、十二海里でしたか、決まりますので、大分その影響が出てくるということで、どちらかといいますと、国策のほうの方針に基づいての事務の整理ということになります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七八号 権利の放棄について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七八号、権利の放棄についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 議案説明をいたします。

議案書の二二ページをお開きください。

本案は権利の放棄についてであります。平成二十八年十月四日に、債務者に対し、破産の免責決定がなされ債権回収が不能となったことから、地方自治法第九十六条第一項第十条の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

放棄する権利は市に対する返還金債権で、債務者は一名、債権額は七百二十四万三千六百二十二円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第七九号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

議案書二四ページをお開きください。

本案は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。西之表市老人福祉センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる施設は西之表市老人福祉センターで、指定管理者として指定する団体は社会福祉法人西之表市社会福祉協

議会です。指定する期間は、平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの五年間です。

また、議案書二五ページに参考資料として、指定管理者として指定しようとする社会福祉法人西之表市社会福祉協議会に関する資料を添付いたしておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第八〇号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

議案書二六ページをお開きください。

本案は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。西之表市立児童館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者の指定をしようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、西之表市立かもめ児童館、西之表市立美浜児童センターで、指定管理者として指定する団体は社会福祉法人西之表市社会福祉協議会です。指定する期間は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの三年間です。

また、議案書二七ページに参考資料として、指定管理者として指定しようとする社会福祉法人西之表市社会福祉協議会に関する資料を添付いたしておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 指定管理について、になってから、かもめ児童館も美浜児童センターも長いんですけども、この雇用者の条件のところで、市の状況、市の福利厚生だとか賃金だとか、そういうところを基本にした賃金のあり方というものも考慮に入れますでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 前回の指定のときもそういった御意見をいただいております。その後、社会福祉協議会ともいろいろ協議をいたしました。

今回、この議案が通りましたら、その後、その処遇改善の部分につきましては改善に向けて協議をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第八一号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第八一号、公の施設

の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） 御説明いたします。

議案書二八ページをお開きください。

本案は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。西之表市指定文化財種子島家住宅赤尾木城文化伝承館月窓亭の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めたものであります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、西之表市指定文化財種子島家住宅赤尾木城文化伝承館月窓亭、来館者用の駐車場も含まれます。

指定管理者に指定する団体は、赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会。指定する期間は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの三年間であります。

二九ページには参考といたしまして、指定管理者として指定しよ

うとするひとつ葉の会の概要を載せてあります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八二号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算

（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第八二号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）でございます。別冊予算書をお配りをしてございます。また、財政係がつくりました詳細明細書も同時にお配りをしてあると思っております。参照にいただければと思います。

まず、めくっていただきまして、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ八億六千三百五十八万七千円を追加をし、歳入歳出それぞれ百十三億二千五百二十万円でござります。

五ページをお開きいただきたいと思ひます。

第二表、地方債補正ですけども、変更三件でございます。辺地対策事業については、農林水産関連事業の調整によりまして、限度額を一千万円減額しております。過疎対策事業については、防災行政無線のデジタル化の設置事業等によりまして八億二千二百六十万円を増額、災害復旧費につきましては、新たに十月の台風による道路の災害分として百万円を追加をいたしまして、市債全体として限度額を八億一千三百六十万円増額をし、十六億四千九十二万一千円とするものでございます。

続きまして、今回の補正予算について事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、歳出について、七ページをお開きいただきたいと思ひます。款ごとの内訳がございませぬけれども、ごらんとおり、防災行政無線のデジタル化の設置事業によりまして、九款消防費が補正全体の九五・一％に当たる八億二千百七十八千円の増額というふうになってございます。

補正全体の財源としては、表の一番下のほうにございませぬが、歳出合計の財源内訳にございませぬように、消防費の同事業での充当を予定しております。過疎債の増額によりまして地方債が八億一千三百六十万円、その他が三千九十一万九千円増えてございませぬ。このその他の部分については、主にふるさと応援寄附金の増額が見込まれること、それから一般財源の一千八百二十六万円の増について

は、主に農林水産業の県営中山間整備事業の事業内容の変更に伴う負担金の増でございます。

それら詳細について、まず歳出について、目の金額の大きいものについて御説明をいたします。

一三ページをお開きいただきたいと思ひます。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費に一千七百五十七万九千円を追加をしております。主なものは二十五節積立金で、付説明欄にございませぬように、寄付金の増額が見込まれることから、ふるさと応援寄附金に三千万円を積み立て、また、今回の補正の調整をいたしまして、歳入が歳出に不足する額一千三百三十四万円につきまして、財政調整基金への積み立て予定の一部を減額するものでございます。

なお、基金残高については、同様に本日、予算資料をお配りしてございませぬが、その五ページの中に基金残高についての表がございませぬ。これを参照に見ていただければと思ひます。

前年度末基金現在高が二十八億二千二百七十八万一千円でございますけれども、本年度繰り入れ合計が三億一千五百八十一万三千元、積み立て合計が三億四千九百四十八万円となりまして、差し引きで二十八億五千六百四十五万一千円となっております。ございませぬ。また予算書に、すいませぬ、お戻りいただきたいと思ひます。

続きまして、同款、同項、二十三目の地域振興費でございませぬが、一千八十七万二千円を増額しております。主なものは十三節委託料

で、説明欄の二段目にもございますように、ふるさと納税の増額が見込まれることから、その二分の一の額について、記念品の発送業務委託料が発生することによるものがございます。

一九ページをお開きいただきたいと思ひます。

六款農林水産業費、一項農業費、十日農地費は二百四十八万四千円を増額しております。十九節負担金補助及び交付金でございますが、県営事業について事業間の調整がございまして、他の事業が減額をし、県営中山間地域総合整備費として、負担金ベースで一千二百七万五千円を増額しております。これに伴いまして、左側の財源内訳でもお分かりのように、地方債が一千四十万円減額、逆に一般財源が一千三百十六万四千円増額というふうになっているところでございます。

二一ページをお開きください。

七款、一項商工費、五目産業創出費は一千二百万円の減額となっております。十九節負担金補助及び交付金説明欄にありますように、有人国境離島特措法の地域社会維持推進交付金関連でございまして、雇用機会拡充事業に関わるものです。当初、九件の要望があったところがございますが、一件取り下げとなったために減額とするものでございます。

二二ページをごらんください。

九款、一項消防費、四目災害対策費八億二千百十六万五千円は、主に防災行政無線デジタル化の設置事業に伴うものがございます。

十三節委託料に施工管理業務、十五節工事請負費として整備工事費八億円等となります。本年度は三十年度に予定している事業を前倒しで実施しようとするもので、既存の施設の老朽化が深刻化していることから、年度内に契約、議会の承認までいただいて、次年度当初より事業着工を図ろうとするものでございます。

続きまして、二四ページをお開きください。

十款教育費、二項小学校費、二目教育振興費に百二十六万七千円を増額しております。また同様に、三項中学校費、二目教育振興費にも百三十九万一千円を追加をしておりますけれども、この主なものは、二十節扶助費説明欄にありますように、要保護及び準要保護就学援助費の見直しを行うことによりまして、平成三十年四月入学をする小学校の児童及び中学校の生徒さんの新入学用品にかかる支援の充実を図ろうとするものでございまして、他市との足並みをそろえていこうとするものでございます。

二六ページをお開きください。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、二目現年発生補助災害復旧費に五百四十三万円を追加してございます。さきの台風によりまして、市道古田住吉線が被害を受けたことによるもので、主なものは、一五節工事請負費五百万円でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

まず、六ページをお開きいただきたいと思ひます。

今回、歳入補正の主なものがございますけれども、歳出と同様に、

防災行政無線に対応する財源を主な理由とする二十款市債の八億一千三百六十万円でございます。全補正額の九四・二％を占めております。総額で十六億四千九十二万一千円、昨年同月比よりも六億五千二百三万四千円多くなっております。

目ごとに大きなものを御説明いたします。九ページをお開きください。

十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金が九百三十三万円減額となっております。主なものは六節総務費補助金説明欄にありますように、特定有人国境関係の交付金事業のうち、雇用機会拡充事業の一件の申請の取り下げに伴います補助金の減額ということと九百六十万円の減額となっております。

一〇ページをごらんください。

十六款、一項、一目寄附金に三千八十六万円を追加しております。主なものは、説明欄にありますように、ふるさと応援寄附金が順調に伸びておりまして、増額が見込まれるために三千万円を追加するものでございます。

十九款諸収入、四項、一目雑入は一千六百八十二万三千円の追加でございます。主なものは三節衛生雑入説明欄にございますように、種子島地区広域事務組合の清掃事業の精算返納金一千六百十万九千円でございます。

一一ページをお開きください。

最後になりますけれども、二十款、一項市債、三目辺地債が一千万

円の減額となっております。これは、説明欄にありますように、農業土木関連の県事業の事業間調整に伴いまして負担金の額が変動をし、また、起債の対象となる事業料の変更に伴い減額となったものでございます。

四目過疎債は八億二千二百六十万円の追加でございます。先ほど来、御説明しております防災行政無線デジタル化事業八億二千百万円が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 消防費の、今、課長から説明いただいたとおり、今回、八億を上回る金額の補正で出てきたんですが、御説明でも緊急を要するということだったんですが、緊急がどれぐらい緊急だったのか、ちよつともう少し詳しく説明していただけたらと思います。本来、事業計画に入ってたものなので、当初の予算に組み込んでよかったかもしれませんが、この時点での計上のあり方について、すみませんけどお願いします。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

緊急性の状況なんですけれども、今年に入りまして台風が大分あったというのもあるんですけども、浦田地区の中継局の不具合ですとか、あと、具体的に、本庁の中にある放送設備の不具合等出てまい

りまして、そういうときには補修、維持補修とかやっていたら、わ
けなんですけども、實際上、その部品の製造してないということで、
今回まではその浦田の中継局もどうにか補修対応はできてるんでき
けども、その次の補修というのはもうなかなか難しいというふうな
状況がありました。ほかの機器の関係につきましても大分進んでま
いりましたので、時期的にはそういうことになります。

あと、それとつけ加えますと、なかなかこの時期、過疎債とい
うのはこの金額の手当はなかなかできないんですけども、財源的な手
当もできたというのが背景にはあると思います。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、分割して各所管常任委員会に付託いた
します。

△議案第八三号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第八三号、平成二
十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題
といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算
（第三号）であります。

予算書の条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百六十七万五千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億八千三十
六万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算
書の六ページをお開きください。

二款保険給付費、三款後期高齢者支援金等及び六款介護納付金の
補正は、歳入の一般会計繰入金に補正に伴い、財源の組み替えを行
うものであります。

予算書七ページをごらんください。

十二款予備費一千二百三十万七千円の追加は、予算調整に伴い、
予備費に追加するものでございます。

次に歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。
一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税六
百七十二万一千円の追加は、調定の増額見込みにより補正するもの
でございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金七百九十五
万四千円の追加は、付記説明欄に記載があるのとおり、それぞれ補正

するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第八四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第八四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千三百三十七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千六百四十三万二千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算

書七ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費二千四百五万五千円の追加は、一目居宅介護サービス給付費二千二百九十一万二千円の追加がその主なものでございまして、これまでの給付実績に伴って給付費を増額見込みにより補正をするものでございます。

八ページをお開きください。

三款地域支援事業、三項包括支援事業任意事業費百七十六万六千円の追加は、二目任意事業費百三十九万七千円の追加がその主なもので、家族介護継続支援事業の給付費増加見込みによる扶助費の補正であります。

四款、一項基金積立金四百二十五万九千円の減額は、財源調整のため基金積み立ての予定額を減額補正するものであります。

七款諸支出金、三項、一目繰出金二百一十一万六千円の追加は、平成二十八年種子島地区広域事務組合負担金の精算返納額確定に伴う一般会計繰出金の補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金四百九十一万六千円の追加は介護給付費の増額に伴う補正でございます。

六款、二項国庫補助金三百四十三万二千円の追加は、一目調整交付金二百七十一万四千円の追加がその主なもので、これも介護給付費の増額に伴う補正であります。

特別会計補正予算（第三号）

四款、一項支払基金交付金六百七十九万七千円の追加は、一目介護給付費交付金六百九十七万七千円の追加がその主なもので、これも介護給付費の増額に伴う補正でございます。

五款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金三百十萬二千円の追加は、介護給付費の増額に伴う補正でございます。

六ページをお開きください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金二百七十萬円の追加は、一目介護給付費繰入金三百八万四千円の追加がその主なもので、介護給付費の増額に伴う補正でございます。

九款諸収入、二項、一目、一節雑入二百十三万一千円の追加は、付記説明欄、種子島地区広域事務組合負担精算返納金二百十一万五千円がそのものなので主なもので、前年度精算返納金確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、議長よりお願いを申し上げます。間もなく正午となりますが、このまま引き続き議案審議を続行いたします。

△議案第八五号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第八五号、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百九十九万九千円とするものであります。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六千円の追加は共済負担金率等の改定に伴う共済費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金六千円の追加は、歳出の補正に伴う事務費繰入金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第八六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第八六号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について御説明いたします。

予算書条文、一ページをお開きください。

第二条は収益的収入及び支出の補正です。収入の事業収益を一万円増額して四億五千二百七十五万四千円に、支出の事業費を二十四万三千円減額して四億四千七百四十万円に改めるものです。

内容につきましては、一一ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書、収入の一款事業収益、二項特別利益は、過年度水道料金の修正益で一万円の増額補正です。

支出の一款事業費は、一項営業費用、五目総係費の人事異動に伴

う人件費の減額と、二項営業外費用、一目支払い利息で、企業債利息が確定による増額との合計で二十四万三千円の減額補正です。

予算書条文、一ページにお戻りください。

第三条は議会の議決を経なければ流用することできない経費で、職員給与費を十六万六千円減額し七千六百四十七万三千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十二月一日から三日は休会です。四日

は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

午後零時一分散会

本会議第二号（十二月四日）

本会議第二号（十二月四日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成二十九年十二月四日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

一三番 橋口 好文 議員

一二番 生田 直弘 議員

九番 鮫島 市憲 議員

一〇番 中野 周 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。

一般質問をいたします。

お城があるじやろう。稲や野菜が天守閣とするならば、立派な天守閣をつくるには丈夫な石垣をつくらんといかん。その石垣こそが土づくりだ。安全で安心できる農作物づくりを実践指導している酔素の世界社社長、島本邦彦氏の言葉でございます。これは十一月二十七日、日本農業新聞の今日の言葉の欄に掲載された記事でございます。

今年、本市の農業の基幹作物であるさとうきびは、たびたび重なる台風と干ばつ、秋口よりの日照不足の影響を受け、十アール当たり五トンそこそこという極めて低い収量になっております。また、でん粉用甘しょも単収五十五俵という低単収で終わっております。そして、終盤を迎えている安納いもについても、平年を大きく下回る収量が予想されております。

農作物は自然条件によって収量が大きく左右されますが、作物に合った土づくりをすれば、その影響はある程度防げるものと確信いたします。私は、土づくりをしていく上で、土壌検査は絶対必要なことであり、また、農業経営上、経費の節減、農家所得の向上のためにも、市独自の土壌検査室設置を六月議会で求めております。八

板市長は、土づくりをする上で大事なことであり、関係機関と協議しながら、その方向で進めてまいりますという答弁しております。あれから半年になります。土壌検査室設置に向けての進捗状況はどうなっているのでしょうか。お答えを求めたいと思います。

以下の質問は質問者席よりさせていただきます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

本市においては、土壌検査室設置につきましては、市の農業公社と検討を進めております。その中で、他の事例を参考にしますと、機材の整備に一千万円、人件費を除く運営費七十五万円、有資格者の確保等が必要となります。コストがかかる現状を踏まえますと、土壌検査室を市独自で設置するよりは、公社等で農家からの検体等を集めまして、検査のできる団体等への業務委託する方法などもあり、さらに詳細について調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁でコストがかかるという答弁がございましたが、南種子町は平成二十二年に町独自の土壌検査室を一千五百四十万円かけてつくっておるわけです。年間に四百五十から五百点の検査をしているそうです。その検査で町の農業振興に大きく寄与しているということでした。

私は六月議会でも、全国土の会の総会で出された各地域の事例発表の内容も紹介し、肥料代が大幅に節減されたこと、病害虫も減つ

て収量も増えたこと、また、西之表市の土地改良区の試験結果も一〇から二〇％効果が認められたことも紹介いたしました。以上のことからしても、農家の収益が上がれば、市の税収も増えることになるのではないのでしょうか。財源のことばかり言っていたら、本市の農業振興は前進しません。お金はかかっても、土壌検査室は速やかに設置するべきであります。

八板市長は六月議会で、先ほど述べましたように、関係機関と協議しながら、土壌検査室設置の方向で進めてまいりますという答弁をされているわけですから、その答弁とそのやり方が、今課長が答弁されたこととずれが生じていると受け取るしかございません。八板市長の答弁が大きく後退したんじゃないかと、私はそう今感じました。どうでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業の振興のために、お金がかかってもやるべき政策は進めるべきだという御指摘だと思います。まさにそのとおりで、この検査室を自前の組織、財政でつくり上げることが最終的な目標になるかどうかと思えますけれども、今担当課長、所管課のほうから申し上げましたとおり、現段階では、検体を集めて、それを委託するという方法をとることにしたいということでもあります。理由につきましては、今申し上げたとおりでありますけれども、今後、財政事情ないしは環境が許せば、有資格者をそろえて自前でやるという

ことも大いに検討すべきだと思いますので、議員の御意見は貴重な御意見として承りながら、今後の市政に反映していきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） あれですね、市長さん、あなたは選挙のときも、市長選のときも、新しい風を吹かそうということを言われておりました。どうですか。経費がかかることはわかっているんですよ。ですが、農業振興のために新しい風を吹かせてもらったらいいと思いますか、どうでしょうか。新しい風を吹かせてくださいよ。

○市長（八板俊輔君） 新しい風は、今後随時吹かせていきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） どうも市長さんも課長さんも、農家の置かれてる状況が本当に自分のこととしてわかっていないんじゃないかと、今の答弁を聞いて私はそう感じました。

西之表市の農家は、市長の三十日の所信表明演説の中でも、さとうきびの不作、甘しよの不作等で、農家経済は厳しい今年は状況になるだろうということを言われております。農家はお金がないんですよ、市長。西之表市の農家は、市長、お金がないの。今畜産は、結構牛が価格が高いから、畜産農家はある程度余裕があるでしょうけど、作物栽培してる、さとうきび普通作ですよ、こういう農家はお金がないんです。来年までつなげないんですよ。

ですから、こういう気象災害にも対応できる土づくりをするためにも、土壌検査室の設置は必要だということを私は六月議会でも指

摘してるわけですから、市長はそれに対してちゃんと、大事なことだということで、関係機関と協議しながら、その方向で進めますと言ったわけですから、それはもう変更するんですか。自分が言ったことにもう少し責任持ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。今年、台風が四回襲来して、その影響でさとうきびの収量見込みが大幅に低下するであろうという予想が立てられております。農家の皆さんの御苦労には、最大限行政としてできる施策を取り入れながら支援してまいりたいと思います。

この土壌検査室のことにつきましては、土壌検査、適切な土壤を保つために検査をするということでありますけれども、その検査自体は、検体に関係機関に送って、土壌検査自体は業務委託をしてやるということにしております。その方法において、自前でやるか、あるいは他の機関に委託するかというその差はございますけれども、農家を最大限支援していこうという体制につきましては、いささかも変わるところはないと考えております。

○一三番（橋口好文君） これは鹿児島、そしてら経済連に送って土壌検査してもらおうわけですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 業務委託につきましては、御承知のとおりで、鹿児島経済連も実施してますし、また、その他の業者もあろうかと思えますので、その辺も含めて詳細について調査をし

たいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 銭がなか銭がなち言うところから始まりましたよ、さつきから言ってますが。市が本気でやろうという姿勢を見せれば、JAさんも経済連も幾らかの応援はしてくれるはずですよ。違いますか。多分してくれると思います。農協さんも。自分一人でその問題を抱え込まないで、JAとかそういうところにも相談に行つて、その経費のめどをつけるような努力をまずすべきじゃないですか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） せっかくの御提案ですので、JAを初め、関係機関とも協議をしながら、努力してまいりたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） まあ、六月の市長答弁からすれば大分後退した感はゆがめませんが、非常に私は残念に思います。しかしながら、そういうことで、ぜひ農家がいい作物ができるような土壌、土づくりができるよう、そういうことを願っておるわけでございます。

次の質問に参ります。

本年度のシカの捕獲頭数は何頭だったでしょうか。シカによる農作物被害を減らすため、総力を挙げてシカ捕獲に取り組む必要があります。私は、極めて短い年月、例えば、二年とか三年ぐらいで、市が出した適正生息頭数三百八十頭にまで捕獲を強めていく必要が

あると私は考えております。これが西之表市のシカ被害に遭つて農家の気持ち、全員の気持ちでございます。十月から十一月に行われた議会と各校区との市政報告会の中でも、各校区民の中からシカ対策を求める意見も多く出され、捕獲目標二千頭は少ないんじゃないかという意見も出されております。現在までの捕獲頭数を教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

シカによる農林業等への被害を防止するため、本市では関係機関、団体等と連携しまして、国県の施策も活用しながら、捕獲の促進などに努めているところでございます。

現在の有害鳥獣捕獲頭数は、十月末現在、千六百四十六頭でございます。その内訳は、成獣で千五百九十五頭、また幼獣が五十一頭でございます。また、雌雄別で申しますと、雄が七百三頭、雌が九百四十三頭でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 目標捕獲頭数が二千頭ということになっておりますので、もう現在千六百数十頭捕獲してちゆうことは、もうあと三百頭ちよつとですけど、これはもう年度末、来年の三月までには、ひよつとしたら今年、今月中にとつてしまふ頭数になるんじゃないかと思ひます。

で、年明けて一月、二月、三月、この年度末までに捕獲報償金は出ないわけでしょうから、そうなった場合、猟友会のわなをかけて

捕獲している会員の人たちは、わなをかけないんですよ。捕獲報償金が出ないもんですから、わなを引き揚げる傾向にあります。ですから、やっぱりこの二千頭ちゅう捕獲目標に対して、私は、またあれですか、補正を組んで、一月、二月、年度末に出すんですか。どうでしょうか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこは通告の中に補正関係は出ておりませんが、まあ、シカの被害の関係で、課長、答弁できますか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。御説明いたします。

今後の総合的な被害防止計画につきましては、国県の基本方針に即しました本市の有害鳥獣防止計画を平成二十一年度から策定しております。その中で、現行の計画は平成二十七年から二十九年度となっておりまして、おおむね三年間ごとに見直しをしますので、本年度、ちょうど平成二十九年に新しい第四期の策定期間でございますので、鳥獣被害の状況、また、これまで実施した防止対策を踏まえて、有識者、それから猟友会、地元農業者等の御意見も踏まえて取り入れた第四計画を作成したいと考えております。その中で、捕獲頭数等についても、今の被害の状況を踏まえながら、再度増頭する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今年度に増頭することなんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども、今御説明したようにですね、本年度までは二千頭でいくと。第三次の計画が、平成二十七年から二十九年度の防止計画がございますので、そこまで二千頭。それで、今後、これから第四次計画がございますので、その計画、要するに、平成三十年、三十一年、三十二年のこの三年間での捕獲頭数については、また再度増やしていく方向が検討してまいりたいというところでございます。

○一三番（橋口好文君） 昨年、JAさんから三百二十万円寄附金いただいたいて、その全額を生息頭数の調査費に使っております。その調査した理由は、その捕獲圧を上げるために、捕獲圧を上げるために、その調査が必要だということでしたので、まあ、次年度から、やっぱりこの今二千頭じゃなくて、三千頭、四千頭の捕獲目標を立てていただきたいと思えます。今、生息頭数が、西之表市、五千四百頭おるということでございますので、三千頭、四千頭捕獲目標を立てれば、二年、三年の間には、シカはかなり減っていくんじゃないかと思えます。三百八十頭の適正生息頭数ということがございますが、西之表市管内で三百八十頭ぐらいおったら、ほとんど農作物の被害がもうなくなってくるんじゃないかという立山の住民の方も言われておりますので、ぜひ次年度は、この捕獲頭数を、目標頭数を三千頭以上出させていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入りますが、八板市長、シカのジビエ事業についてお

尋ねします。

具体的にお尋ねしたいと思いますが、農林水産課は屋久島に視察に行っているというのを伺いましたので、その視察の内容を報告していただけますか。感想でもいいですが、よろしく願います。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

捕獲鳥獣有効利用、いわゆるジビエ検証事業の進捗状況についてでございます。

処理施設調査を十月二十五日、屋久島町の年間処理五百頭の既存運営施設、また、これから稼働します年間処理一千頭の新設施設について調査を行いました。二施設に共通していることは、角とか皮、内臓などの利用や廃棄物の減量化など処理に取り組んでおりました。捕獲から残渣処理まで考えますと、処理システムの確立、また施設の衛生管理の徹底、それと食肉としての品質管理が重要であろうかと考えております。まず、行政が取り組むべきは利害関係の整理・調査、調整していくことが必要と感じたところでございます。

今後の計画につきましては、阿久根市で開催されます県主催のジビエ処理研修会、本年度建設中の天城町の施設調査、鹿児島市で開催されます日本ジビエサミットに職員を参加させまして、それぞれの取組みの成果や課題等に関する情報収集を計画しております。

また、ジビエカーにつきましては、高知県の高知市が全国で初めて導入しましたので、猟期における実際の稼働状況、それから課題等について情報収集を行う予定でございます。

さらに、ジビエ関係有識者及び他自治体実務経験者の招聘によります研修会及びシカ肉の試食会につきましては、一月中に同時開催で計画をしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 課長、答弁が長過ぎますよ。私そんなこと聞いてないんですよ。ただ、屋久島に行って、屋久島がどうだったってこと、このジビエ事業ちゅうのが将来的に採算がとれるんかと。そういうことは聞かなかったんですか。そういうことを答えてくださいよ。

○農林水産課長（園田博己君） 二施設を調査したというところでございますが、各施設の代表者の話によりますと、小さい規模の五百頭規模については、運営が厳しいというところを伺ったところでございます。要するに、雇用の関係とかいうところで、一年間では雇用体制が厳しいので、その運営資金なり等が厳しいところがございますという説明を受けました。

また、新設処理につきましては、一千頭から千五百頭という処理でございました。その内訳については、国のほうで、えーとですね、国の国有林が屋久島ありますので、その中で国が猟友会に捕獲を委託した五百頭の処理と、あと有害駆除で行う五百頭の計千頭を処理するという計画でございます。その新しい施設につきましては、販売先といいますか、販売先があるその関係する業者といいますか、企業といえますか、ところがございます。そこは東京農業大学の学

生さんがジビエの販売をしてる会社ですが、そこと連携をして販売の確保ができてるので、一応計算はできるといふ説明を受けたところでございます。

○一三番（橋口好文君） 今、五百頭規模のところは経営が厳しいという答弁がございました。八板市長、これを、ジビエ事業を市長、具体的にどういふ構想でやるのか、具体的に説明をしてもらえますか。

○市長（八板俊輔君） 今の課長の答弁とあわせまして、少し補足いたしますと、屋久島では先行している業者がおります。その業者は非常に正直に厳しいというようなことを言われたということ、もう一つは、国策として、この野生の鳥獣を資源として考えるということを国策として推進する、支援する動きもございます。その流れにに応じて、新規に屋久島でジビエを進めたいという企業が、その準備を始めているということでございます。そういう状況も見ながら、西之表市としても特産物となり得る資源として考えられないかどうか、それを調査を進めているところであります。

○一三番（橋口好文君） 今市長、特産品として、資源としてやっていけないかということ。これ六月議会でも、特産品開発としてやっていることを市長は答弁されておりますが、安納いもの場合は、本土にないから、ああいふ品質のからいもが、だから、特産品として種子島の西之表市の安納いものは根強い人気があつて、今現在も続いているわけでございます。シカの場合は、市長、鹿児島から北海道ま

でいるわけですよ。北海道、エゾシカです。ニホンシカよりもはるかに体型の大きいエゾシカがおるわけです。内地に幾らでもある品物は、種子島から送らんでもあるわけですから、私は特産品になるということとは、市長の考えはちよつと甘いんじゃないかと思ひます。

もう時間がないですからあれですが、この事業は、それで、やっぱり厳しいんじゃないかと。ほかの阿久根市なんかでも何か厳しいということ言われているそうですから、もうほかのところでも現行やっついて厳しいという声があるんだから、それはもうやめたほうがいいんじゃないかと。屋久島の場合は、国有林があつて山ばっかりですから、シカはもう無尽蔵にいるわけです。とり切れんぐらい。国有林はとつちやいけないわけですから。種子島の場合は、もう五千四百頭ですから、生息頭数が、これもう二、三千頭ずつ毎年とつたら、いなくなるわけですよ。そして、事業、原料となるシカもいなくなつたら、事業はもう頓挫することはわかつてるじゃないですか。これはもう撤回してもらつたほうがいいんじゃないかと思ひます。

もう時間ありませんので、次の質問に入ります。
それから、農業振興でもう一点。

昔、西京ダムをつくる時、地権者に、地権者が、ダムの水没するところの地権者は替え地をもらつてゐるんです、水田の。あつぽらんどの水車小屋のあるところでございますが、この場所は面積が三・五ヘクタールあります。で、所有者が十一人でしたか、いるん

ですが、極めて水量の少ない場所で、もう干ばつどきは代あけができないと。そういう状態のような水田耕作を、水稻耕作をしてる上西の農家さんです。非常に苦情、苦言を訴えて私のところに来ましたので、市は、ダムをつくるとき、この地権者は市に協力をしたわけですから、市はやっぱり最後まで、その水のことまで責任を持って対処していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

西京ダムの代替地の水田は、水源水量が乏しく、降雨に左右されるなど、用水確保に御苦労されると伺いましたので、何らかの対策が必要と考えます。現地の状況調査を行いましたので、補助事業等の活用による水量の確保のため、堰の改良などの対策について、熊毛支庁の農村整備課とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今、補助事業を活用してと言われましたが、そういう補助事業は、該当するような補助事業はあるんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 補助事業につきましては、小規模の基盤整備等がございますので、そういう検討、それから、それで補助事業が対応できない場合は、単独での最低限水量の確保のための改良を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問ですが、公共施設の管理運営についてでございます。

私、九月議会で指摘したあっぱらんのその後と都市公園の管理状況についてありますが、九月議会で建設課長は、今後は指定管理者と十分協議を行い、住民サービスの向上に努めてまいりますという答弁がございました。あっぱらんど、都市公園の景観の現状というのは、管理はどうなっておりますでしょうか。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

九月議会での指摘事項の対応についての質問でございます。

あっぱらんどは指定管理者により管理を行っており、管理内容は、多目的交流館の管理運営や有料遊具の施設の貸し出し、植物や工作物の管理、施設の点検、清掃など多岐にわたります。

御指摘のとおり、草払い等につきましては、施設や場所によって異なりますが、年四回程度の作業を協定書で締結しております。現状については、季節により広場の芝や道路斜面の雑草の成長が早く、管理面積も広大であるため、手入れが行き届かない時期がございます。この対策のため、指定管理者と十分協議の上、利用実績も参考にしながら、優先順位を決めて清掃作業等の管理をするようにしております。

また、指定管理者が、都市公園も含め、各施設の維持管理を定期的に実施しておりますが、その実施状況の確認のため、毎月の実績

報告書の書類として管理作業の施行前及び施行後の写真を添付するようにしたほか、現場確認も実施いたしております。

今後とも公園利用者が安心・安全、快適に公園を利用できるよう、清掃作業や良好な施設の維持管理を図り、サービスの向上に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 課長、答弁が長過ぎます。私はそんな今答弁したようなこと聞いてないんですよ。あつぽくらんどと都市公園の現状はどうですかと。課長、見たんですか。その現状は、例えば、きれいに草も刈られて、掃除もして、きれいにやっていると。あるいは、あんまりよくはやってないと。草も伸び放題やと。そういうような答弁を求めているんですよ。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

先ほど申しましたように、それぞれ施設によって回数を決められておりまして、場所によっては、ちよつと伸びてるところもございました。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、場所によってはちよつと伸びているところもありますと言いましたが、その場所とはどこですか。教えてください。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

わかさ公園の駐車場のですね、剪定がちよつとされてなかったと。

あと、昔チヨウを飼っていたんですけども、あそこところがちよつと、わかさ公園につきましては、ちよつと剪定がされてなかったちゆうことです。

以上です。

○一三番（橋口好文君） そこだけですか。ほかにはないんですか。

○建設課長（戸川信正君） ほかには確認いたしておりません。

○一三番（橋口好文君） 確認をしてない。どうして確認しないんですか。発注者は確認して、責任持つて間違いなくやっていると。毎月、指定管理者に指定管理料を払っているんじゃないですか。どうして確認してないんですか。私は九月議会でも、ちゃんと確認するようにと。現場に行つて確認するようにとちゃんと申つたじゃないですか。何聞いてるんですか。答えてください。

○建設課長（戸川信正君） 確認のほうは、担当者のほうがですね、確認に行つております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、担当者が確認に行つてると言われましたが、都市管理業務報告書というのがございます。ここには、係から係長、ずつと課長、行政経営、副市長、八板市長の印鑑まで押されてるわけですよ。あなたはその担当印に、ちゃんとしているかということは確認した上で印鑑を押してるんじゃないですか。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） 先ほども申しましたけれども、実績報

告書にですね、添付書類として施行前、施行後の写真を添付しておりますので、その書類上では確認をいたしております。

○一三番（橋口好文君）　ここに都市公園の、都市公園の指定管理業者から出された作業月報がございます。それを見ますと、各公園にトイレがあるわけですが、最近、今年一月か二月完成した美浜町公園のトイレもございます。この作業日報を見れば、一週間に二回、トイレ掃除をしていることになっております。建設課は、このトイレもちゃんと清掃されてるか確認していますか。

○建設課長（戸川信正君）　担当者が確認をいたしてると考えております。

○一三番（橋口好文君）　じゃあ、また、九月議会に続いて写真を撮ってまいりました。理事の皆さん、よく見てください。

これが栄町公園の何ですか、ヤシ科の樹木ですけど、下葉は枯れてぶら下がっているという状態です。これは十月十五日に撮影しましたが、現在、けさも通ってきたんですが、まだそのとおりです。

それから、これが嘉永山公園です。嘉永山公園の一番奥に広場があります、その写真です。ケダの木を植栽してなんですが、もうススキ、カヤ、シャリンまで生えています。全然今年管理がされておりません。剪定も何もしておりません。そういう状況です。

全部言います。これは、あつぽくらんどの屋根つき、何ですか、ゴルフ場の駐車場。ツツジを植栽してなんですが、ススキが密生しております。これは恐らく九月入って業者さんが一回草払い機で払

ったんですが、もうそれから十、十一、十二、三カ月近くかかって、もうこのように伸び切っております。それ以降、管理はされておりません。

これも、何ですか、嘉永山公園の一番奥の広場の写真です。これはケダを植栽してなんですが、ススキで覆われております。

これは、わかさ公園の駐車場。先ほど課長さんがわかさ公園の駐車場は荒れていると言いましたが、それは見に行っただんじやなくて、私が金曜日に、先週、この写真を見せたので言っただんじやなくて、

それから、これはライオンズ広場、わかさ公園の。ライオンズ広場の碑があるんですが、これも草山。

そして、これが上之原町の中央墓苑。中央墓苑の墓碑があるんですが、この前はカヤ。カヤが密生しています。全然管理がされておりません。

これは、オリーブの木を植栽したわかさ公園のチョウ小屋のところですが、もうオリーブの木も前枯れてしまっただんじやなくて、また植え替えたんですが、また枯れかかっております。葉っぱも落ちております。こういうふうな荒れた状態。

それで、これもわかさ公園ですね。駐車場。わかさ公園の駐車場。シャリンが生えてきてます。

そういうことで、全然この指定管理者がやってないというこの現実があります。

それで、きわめつけがこれです。美浜町公園のトイレの便器です。

よく見てください、理事の皆さん。もう黄ばんでですよ。これは、このトイレは今年の一月か二月完成したトイレなんです。これ議長、理事者に見てもらっていいですか。

○議長（永田 章君） 時間の関係があります。

○一三番（橋口好文君） そうですか。

指定管理者から週二回トイレ掃除しているという作業日報が上がってきておりますが、週二回トイレ掃除したら、こうはならないと思いますよ。思いませんか、皆さん。ですから、この作業日報は信憑性を私は疑っておるんですよ。週二回トイレ掃除しとったら、こうはなりません。そう思いません。だから、この作業日報はちょっと怪しいんじゃないかと。それを間違いない、間違いないで印鑑押して通してるとその姿勢は問題だと思えます。市民の大切な七百五十万円という税金が投入されてるわけですから、毎年、あつぽくらんどについては二千二百万円、合わせれば三千万円近い市民の税金が指定管理者に払われているわけですから、担当課としては、ちゃんと責任持って業者を指導する必要があるんじゃないでしょうか。

また、今、指定管理期間が五年になっておりますが、私は五年は長いと思います。長過ぎると思います。ほかの指定管理も三年というあれがありますので、これは見直したほうがいいんじゃないかと思えます。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

あつぽくらんど、その他都市公園のその管理がうまくいってないという御指摘ですけれども、常日ごろ、私もその点は議員と同じように感じておりまして、担当課に、点検等については、かなり気を配ってやるように指示をいたしておりました。

で、この指定管理料ですけれども、一括して高額の金額で契約をしておるわけですが、その中身については、例えば、橋口議員の御指摘のような内容については、例えば、樹木の剪定ですとか、そのほかに草払いももちろんありますけれども、それから、機器の管理がございます。で、その中で、例えば、あつぽくらんどですと、水車小屋とかボートとか何とか、そういう安全管理とか、そういうものもありましてですね、どうもやはり剪定、樹木の管理とか、特には行き届いてないということが、もう一見してわかります。

その辺は指定管理の中に入ってるのか入ってないのか、その辺のところ微妙なところもあるのかもしれないけれども、例えば、市民の公園でございますので、ボランティアですとね、やりたいというふうなことを私のほうに申し出ておられるところもございまして、そういうところの市民のお力もおかりしながら、より美しい公園を保つていくようにしたいと思います。

それから、議員御指摘のように、その点検、日々の点検業務がきちんに行われているのかということもチェックしながら、今後のその指定管理の更新のときには、そういうものも考慮しながら、運営を進めてまいりたいと思えます。

○議長（永田 章君） えーとですね、ここでちよつと議長からお願いをいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。先ほどのですね、橋口議員の発言の内容をちよつと検証する案件がありますので、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前十時四十二分休憩

午前十時四十七分開議

○議長（永田 章君） それでは、会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十七分休憩

午前十一時二分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一三番（橋口好文君） 質問が途中で中断されて、ちよつとどこまでだったか忘れましたが、最後に、公共施設の管理運営についてという質問の項目で、税務課長、税務課長にお尋ねします。

毎年、先ほども述べましたが、三千万円近い市民の貴重な税金が投入されているわけです。市民は税金を納めるために、もう一生懸命働いて納めてるわけです。それでも都合で納められないとかそう

いうことになれば、税務課は差し押さえまでして税金徴収をしております。それは所管課の仕事だから、それは当たり前のものでありましようが、この公園管理の三千万円近い税金が、市民が支払った税金が有効に使われていない現状を私は先ほどより訴えてまいりました。税金を徴収する税務課の長として、このことについてどういう考えを持っておられるか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこは通告外です。

○一三番（橋口好文君） ですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） わかりました。失礼しました。

次の質問をします。

市街地の景観と観光振興についてでございます。

屋久島は世界自然遺産の島で、国内、国外から多くの観光客が見えております。私、先月でしたか、十一月五日、羽田空港で外国人男女十名程度の団体客と会いました、どっから来たかと聞いたら、スウェーデンから来たということです。それで、同じ飛行機で鹿児島へおりて荷物をとるとき、「今日はどこに行くんですか」と言うたら、阿久根だと。あしたは指宿の何だ、砂蒸し温泉に入ると。それで、「次の日は」と言うたら、「屋久島に行く」と言うんですよ。「種子島に行かないんですか」と言ったら、「オー、ノー、ノー、ノー」と言って、行かないんです。

それで、本港南埠頭で、高速船乗り場で若い女性の外国人女性が

二人おりました。どっから来たかと聞いたら、オーストラリア、シドニーだそうです。

ですから、屋久島には、もう本当世界中から、北欧から、もうオーストラリアから、もう至るところから観光客が見えておるわけでございますが、屋久島は行政がそう特別あれをしなくても、自然という雄大な山があるので、そういう観光資源があるもんで、もう特別行政は、まあ、やることはやってるんですが、そういう客が見えてるということでございます。

経済観光課長にお尋ねします。本市の観光資源といたら何があるんでしょうか。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

本市の観光資源としましては、前提としてはですね、まず全てのものだと思っております。人もですし物も、景観も含めてだと思っております。ただ、その中で本当に人がこちらのほうに見えるのは、今ロケットであったりとか、あとは歴史文化的なところで最近はこちらと目につくような感じがします。あと、サーフィン、そういったところで誘客を促しているというふうには認識しております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今の鹿児島市の鹿児島中央駅には交番がありません、その隣に広いヤードがあつて、そこにはブーゲンビリアの鉢が、大きな鉢が四十個置かれております。そのブーゲンビリア

アは、今ピンク色の花が満開です。中央駅から観光客等おりてきて、ああいう情景を見たら、観光客は、ああ、やっぱり南国鹿児島に来たなという感じを持つんじゃないでしょうか。

それに比べて西之表市は、高速船で港からおりて、駐車場を右折して正面に何かあるかといったら、県が何か木を植栽はしておりますが、その下はカヤです。カヤ。それで、そこを通過してずっと来て、右折して来たら、この先ほども見せましたが、栄町公園の前を観光バスは通るわけですよ。そうしたとき、このヤシ科の下葉の枯れたこういう情景を見たとき、観光客がバスの車窓からこういう情景を見たとき、観光客は果たして感動するでしょうか。私はしないと思いますよ。ですから、しっかりとこういうのも管理せんといかんというところは、観光振興のためにもこういうことは大事だということを私は申し添えておきたいと思えます。

それで、六次の、第六次長期振興計画の中にも、今策定中でございますが、市の魅力とは、どういうまちづくりを目指すかという項目がございましたが、中高校生にもアンケートをとっております。そしたら、中高校生はやっぱり、目指す姿とどんな町になってほしいかというアンケートでございますが、やっぱり自然を生かした公園のような町という回答が三五、六%あったんじゃないですか。やっぱり若者はそういうふうにして、やっぱり公園のような自然を生かした町を目指していると。そういう町が姿がいいということアンケートでも答えております。

西之表市は、そういう市街地においても、まず花がないんですよ。どうかこうできないんですか。私、十月ですね、市民体育祭が終わって、十月八日でしたから、その後、フラワーセンターに行ったんです。そして、向こうですね、マリーゴールドの花がフラワーセンターのハウスの中に満開してるんですよ。プランターざっと数えたら四十個ぐらいありました。いや四十個やったか、いや百四十個やったかな、ありました。この花どうするのかと建設課に行ってみたら、もうそこで枯らすと。ただ、十一月四日、慰霊祭がありましたので、それに使って、もう後は枯らすと、その場所です。ということだったので、それはもったいないと。

私、建設課に写真を撮って持って行って見せて、こんな立派な花があるんだから、市役所庁舎周辺には何も花ないから、持ってきて並べよと。並べるべきだと言ったんですが、そして、上が並べんでよかちゆうて言うもんでちゆうんですよ。上というのは財産監理課ですよ。私は財産監理課長にもすぐ行きました。そして、課長並べていいということで、でも、台風もちょうど襲来したときでしたから、建設課持ってきて一応置いて、それから並べたんですけど、その花を見て、出勤してくる職員、特に女性職員が、わあ、きれいだと、いいなあと、もうすごい感動した言葉がございました。やっぱり行政は、そういうマリーゴールドの種一つも税金で買ってるわけですから、それで、ああ立派なあれほどになすためには、それなりに労力が要って、それも税金で賃金払っているわけですか

ら、やっぱりね、向こうに置いとったって市民は行かないんですよ、誰も見には。ここに来たら、ちょうど衆議院選の期日前投票もあつたんじゃないですか、あのころ。有権者が投票に来てたわけですから、そういうふうにしてですね、やっぱりまちづくりをしようと思ふなら、やっぱり花を植えるという、そういうのはやっぱりもう第一にやってもらわんといかんのじゃないかと私は考えますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 花をまちづくり、景観づくりに役立ててはどうかという御指摘でございます。

まさにそのとおりで、市民の方々もそういうことを心がけている方が少なからずいらつしやいます。東町の大きな通りがありますけど、現和線ですか、あそこのちょうど東町に入ったところの花壇、植栽のところも、市民の方がボランティアで時折添えておられます。それから、港の近くの郵便局の前のところには、きぼう館でしたですかね、あの施設の方が植栽を、季節の花を備えておられます。

この間、戦没者追悼式のとときに、会場に菊の花がたくさんございました。これも市民の方がボランティアというか、御自分の趣味で育てられた花をあそこに飾っておられました。その花は、この庁舎の中にも、市民がたくさん訪れますあのロビーなど、要所要所に分けて飾りまして、訪ねて来られた市民の皆さんの目を楽しませたことも、今もそうですけれども、ございます。

そういうふうには、花を有効に使って、まちづくりに生かしていく

ということは、今後とも進めてまいりたいと思います。議員に御指摘を受けた注意点は、職員もよく伺いながら改善をしていくことになると思います。これからもどん御指摘を、御指導をよろしくお願ひします。

○一三番（橋口好文君） どうかぜひよろしくお願ひ申し上げます。最後の質問になります。

市民体育館の備品の維持管理でございます。

市民体育館には、ステージの右側、床から大体九メートルぐらいの高さに丸い時計がございます。この時計は、バレーとかああいいう市民が、練習に来る市民から私に電話がございますして、二年前からとまってる。どうかならんかと。幾ら言うてもしてくれんということでした。だから、私は「事務所に、市民体育館の事務所におるはずやから係が、その人に言うたらどうですか」と言うたら、言ったそうです。そしたら、どうしたと思います。「故障してるから修繕を早うしてくれ」と言うたら、何回も言うたら、故障中ちゆう紙を書いて、紙に故障中って書いてですよ、それを張ってるんですよ、時計の下に。もう笑っちゃいますよ。本当笑っちゃいます。故障してるから修繕してくれち言うたら、故障中ちゆう紙を、書いた紙を張ってるんですよ。こんな行政がどこにあります。

私は、いろいろこの第六次長期振興計画も策定中でございますが、たった時計の一つも二年かけても修繕できない自治体というのがあるでしょうか。私はないと思いますよ。こがんまで職員はずんだれ

とつとかと。何回言うてもしてくれんと。大ずんだれも、ずんだれもずんだれ、大ずんだれやと私は思いますよ。

○議長（永田 章君） 橋口議員、今の言葉は。

○一三番（橋口好文君） いけませんか。

○議長（永田 章君） 訂正してください。

○一三番（橋口好文君） 訂正して何と言えればいいですか。共通語で何ちゆうんですかね。ずんだれのことをちよつと共通語で、種子島弁ではずんだれと言うんですが、共通語はちよつとわかりませんので、もうその言葉は取り消します。普通は種子島弁では言うんですよ、ずんだれって。まあ、取り消します。

ですから、この時計一つ修繕できないちゆうことは、私は西之表市に未来はないと思いますよ。将来はないと思います。そう思いません。どうですか。

○市長（八板俊輔君） 市民体育館の時計の故障の件でございます。

この点につきましては、経過が、調子が悪くなつてとまってるとか動きが悪いとかいうことがあつて、社会教育課のほうで、担当課のほうでいろいろ調査をいたしました。様子を見ていたというようにところもあるかと思ひます。詳細については担当課のほうから申し上げます。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えします。

市民体育館アリーナ内の時計につきましては、以前より議員おつ

しやるとおり、動作不良ということで、かわりの時計を設置しておりますが、遠くから見えないなど、体育館利用者には御不便をおかけしてるところでございます。

これまでに業者に調査をお願いしたところ、電気は正常な電圧であることでしたので、時計自体の故障を考える必要があると判断しております。しかしながら、時計がアリーナ天井近くの高いところにあり、アリーナ内に足場を組んでと作業となるため、体育館の利用者に支障が出ることになり、また取替費用も高額になることが予想されます。今後、動作不良の原因を究明し、修理もしくは取替えに向けて取り組んでいきます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） それはいつしてくれるんですか。期限を教えてください。

○社会教育課長（松下成悟君） 早急なほうがよろしいんですが、社会教育課のほうの予算内もほかの修繕もございますので、次年度の当初予算の中ですね、社会教育課の範囲内での予算がございまして、そこを調整しながら取り組んでいきたいと思っております。

○一三番（橋口好文君） その予算は大体幾らぐらいかかるんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 時計自体、今大きな大時計がございまして、あれを全部同じような時計に取り替えまして大体百万円、プラスの足場、あと、もし配線が、中の配線が悪い場合には、体育

館内の中の建物もちよつと剥がしてですね、配線の組替えも必要ですので、それが大体五十万円ちゆうことですので、大体百五十万円ぐらいを予定しております。

○一三番（橋口好文君） その今足場組みの話が出ましたが、足場組みにはどれぐらいかかるんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 足場組みと解体費ということで五十万円、十五万円がかかるそうです。

○一三番（橋口好文君） まあ、銭もかかるでしょうが、体育館使用料を払って市民は利用してるわけですから、ちゃんと時計も動かしてもらわんといかんということですよ。今、時計何時指してるか知ってますか。十二時十四分です。この間、見に行きました。私、三時過ぎに見に行つたんですが、十二時十四分でとまってるんです。あの時計は、あんな時計いつまでも放置しとつたらいかんでしょう。市民の期待に、やつぱり要望に応えられるような行政じゃないといかんのじゃないですか。八板市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員御指摘のとおりであります。

この間、先月はプロバスケットボールチームの試合もございました。そういう市民も、市内外の市民も利用するところでございますので、可及的速やかに修理、ないしは時計が正常に作動するような形になるように努めてまいりたいと思っております。

○一三番（橋口好文君） ぜひ早急にですね、それを修繕して、時計が正確な時刻が刻まれる時計の姿にしてほしいです。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時三十分ごろより再開いたします。

午前十一時二十分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。

一二番議員、生田直弘です。よろしく願います。

それでは、一般質問通告書に従いまして、大きく四つのテーマについて質問をさせていただきます。

一つ目、平成三十年度からの国民健康保険制度の変更に伴う財政悪化懸念とその対応について、二つ目、地域産業の振興について、三つ目、農作物残渣処理の推進について、四つ目、地域資源の循環的利用の推進についてです。

まず最初に、平成三十年度からの国民健康保険制度の変更に伴う財政悪化懸念とその対応についてですが、これまで医療費適正化に

向けた国の経済財政運営と改革の流れがある中、平成三十年度以降に本格実施される保険者努力支援制度の導入が、現在、当市においても平成二十八年度から前倒しで実施されております。

国は、平成二十九年度までは特別調整交付金の一部を活用し、市町村へ財政支援を行ってきました。西之表市も、これまでしっかりと評価項目を分析し、やれることをしっかりとやり、高い評価を受けることで国からの財政支援の獲得ができたものと理解しております。

そこで、お尋ねします。

この保険者努力支援制度における特別調整交付金その他特別事情に当たる、いわゆる特特分の昨年度の受領金額と本年度の見込み額についてお聞かせください。

以下は質問席からお尋ねします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

前年度、平成二十八年度でございますけれども、国特別調整交付金のその他特別事情のある場合のうち、保険者の経営努力分、従来からある制度でございますけれども、こちらのほうで三千万円、それと平成三十年から実施されます保険者努力支援分の一部前倒し分として二百二十四万円、合計で三千二百二十四万円の交付を受けているところでございます。

平成二十九年度、本年度分の交付見込みにつきましてでございますけれども、まず、保険者の経営努力分、従来からの分につきまし

ては、毎年度十二月下旬に県からの申請の意向確認があり、その後、県の推薦を受けまして、一月初旬に交付申請を行い、三月に交付決定となるものでありまして、現時点では交付が受けられるかを含めまして、まだ未確定のところでございます。

一方、保険者努力支援分の一部前倒し分につきましては、平成二十八年度とは配点が変わっていることや達成基準も細分化されていることなどから、交付額の推計がまだできかねているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。昨年度の実績ということで、三千二百二十四万円ですね。結構な金額だと思います。

今、申請等の手続についてもお話いただきましたけれども、年末年始、とても忙しい中での追い込みになると思いますが、ふだんからのチームワークに加えまして、一部の職員の中には、この財源確保のために正月休暇を返上して頑張っている人もいらっしゃるというふうに向っております。

全国の市町村が対象ですので千七百となるわけですが、この交付金が非常に熾烈な獲得競争の中で来ているというような状況にあるわけなんですけれども、そうした中、国の平成二十八年度、二十九年度の当該交付金の予算は、百五十億円と二百五十億円と言われておりますので、競合自治体の数に対してこれだけの金額を獲得してこれたということは、これまで本当によく努力して市が結果

を出してきたあかしだというふうに考えております。当市は、国民健康保険の財政を市の一般財源から補填して支えている構造です。で、市全体の財政悪化を少しでも食い止めようとする努力は高く評価されるものだと思います。引き続き頑張っていたきたいと思っております。

では、次の二に移ります。

来年度からの当該制度の本格導入によって、先ほど触れました特による交付金支援が廃止されます。その他運営の仕組みが変わることは、既に皆さんも御承知かと思われれます。

そこで、お尋ねします。

来年度の制度変更に伴う当市国民健康保険財政に対する影響について、今年度対比でお答えください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

本年度、すみません、来年度、平成三十年度から、これまで一部前倒しで実施されていた保険者努力支援制度が本格導入になることに伴い、現行の保険者の経営努力支援分については廃止になります。そのことによる国民健康保険財政への影響でございますが、先ほどちよっと述べましたが、今年度の交付額はまだ未確定でございますので、前年度、平成二十八年度の実績でいいますと、経営努力支援分三千万円、これは平成三十年度にはなくなることになります。

ただ、十一月に行われた市町村説明会の中で、直近五カ年度、平成二十四年から二十八年度中でございますけど、三回以上経営努力

分の交付を受けている市町村につきましては、平成三十年度においては経過措置が設けられると見込まれているという説明がございました。その経過措置を踏まえて、当市のほうで若干の試算をしているところがございますが、七百万円から一千万円程度の影響ではないかと試算をしているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。

経過措置がとられての金額ですので、減額の方向というふうな整理をしているんですけど、そういうのはまだ未確定と言いますけれども、いろいろ勘案しつつも、方向性としては減額の方向という整理でよろしいんでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 今の説明の部分は、従来どおりのやつにそういう経過措置があつて、そちらの分については、その程度の減少になるかというところでございます。それと、本格実施になる分については、それに上積みをするというような形になるかと思えます。で、その差額についてが実際の影響分であるというふうに考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 平成三十年度以降はですね、市町村だけじゃなくて都道府県もこのとり合いに入ってくると思えますので、このままのやり方では、当市は不利な状況になるというようなことは目に見えております。

しかし、来年度からのことですから、まだまだ諦めることは早いですし、しっかりやっていけば、これまでの金額も維持できると思えますが、方向性としては非常に厳しい状況になっていくというふうに考えております。

次、移ります。

三の質問項目ですけれども、平成三十年度以降、対象自治体が評価を受け、財政支援が受けるために何をすればよいか。厚生労働省は具体的な指標や加点方法を既に示しているかと思われませんが、評価指標の配点変更等、制度変更後のルールにおける交付金受領のための傾向と具体的な対策についてお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

平成三十年度から本格導入される保険者努力支援制度では、配点の変更が行われると言われており、その中で高配点となる見込みのものは、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、あとメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、糖尿病性腎症重症化についての予防対策、保険税の収納率向上などでありまして、高配点となるこれらの項目で点数を獲得できるよう取り組んでいくことが重要になるかと思えます。特に、特定健診、特定保健指導、メタボ該当者の減少率につきましては、現行制度におきまして、本市が弱い部分であり、ウェイトを置くべき部分であると感じております。

現在健康であるから特定健診は受診しなくてもよいとの判断をさ

れている方が結構おられるように感じますが、そのような方に受診の必要性を理解してもらおう、意識を変えてもらうような取組みが必要だと感じているところでありまして、元気度アップポイントの付与やごみ袋の配付など、受診勧奨、啓発活動などを行っているところではありますが、さらなる対策が必要だと感じるところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。いろんな傾向分析と対策を所管課が考えているというのはよくわかりました。

今、一部御紹介いただきましたように、国からの評価指標を一部共有させていただき、改めて共有させていただきたいと思っておりますけれども、特定健診・がん検診の受診率、保険料・税の収納率、これは税務課としますけれども、地域包括ケア推進の取組状況、後発医薬品の使用割合、糖尿病等の重症化予防の取組み等々、所管課だけではとても努力はできても結果は出しにくい項目がたくさんあります、そうした項目への配点が高くなってきているというのは、今の説明でもわかりました。

傾向が見えてるわけですから、受験対策と同じようなものがございますまして、あとはやるかやらないかというところで、非常に施策が重要になってくると思うわけなんですけれども、そこで、次の四の質問に移りたいと思います。

国民健康保険財政の悪化は一般財源も影響を受けることから、本

件に係る対策の責任者と具体的な連携についてお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） はい。お答えいたします。

本市を含めまして、多くの市町村保険者はこれまで、今御紹介ありました決算補填目的の一般会計からの繰入れ、これを恒常的に行ってきておりました。この間、特に本市のような財政規模の小さな市町村においては、一般会計においても少なからず苦しい財政状況を強いられてきた点もあるかと言えるかと思えます。

この法定外繰入れにつきましては、県の国民健康保険運営方針の中で、計画的、段階的に解消を図っていくとされたところであります、本市においても、法定外繰入れに頼らない国民健康保険財政運営が求められることになろうかと思えます。そういった取組みの対策の最終的な責任者ということであれば、それは市長になろうかと思えます。

また、国民健康保険財政の健全運営につきましては、所管の健康保険課が指導等なり運営していくのは当然でございますが、税務課を初めとする庁内の関係部署、また共同運営主体となる鹿児島県、さらには医療機関等の庁外の組織とも連携して取り組んでいく必要があるかと考えております。

一方で、被保険者が健康であり続けることが医療費の増加を抑制し、国民健康保険の運営の健全化につながることを発信し続けまして、健康づくりに関する被保険者の行動変容を促す。そういった取組みが必要となってくるかと感じているところでございます。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。説明ありがとうございます。ありがとうございました。

この問題は国民健康保険の話ではあるんですけども、所管担当課が対応すればいいという類いの話じゃないということは、所管からもお話しいただきましたとおり、私も本当そう思います。

一般財源にも影響する以上、全庁的な予算配分に直接影響を与えるような危機的な状況が迫っているのではないかと、このように私は考えているわけなんですけれども、対策としましても、必要があるというところではあるんですが、庁内連携は当然のことですね、医療機関、自治会とかですね、そういったところも含めまして、庁外関係機関ときちんとした連携を、あらゆる手段を講じまして、達成率が下がって、その結果、当市の歳入が下がってしまうというような可能性がありますが、そういったことがないようにですね、しっかりとした連携をしていただきたいと思います。

責任者のところなんですけれども、あと推進ということにつきましてはですね、今申し上げましたとおり、庁外の連携が非常に重要になってくるというふうに思いますので、最終的には市長というところで、組織上はそうなんですけれども、市長や副市長のですね、立場の方が本気で前面に立って歳入減に歯止めをかけられるように、責任者としての実践的な働きかけが必要なんだというふうには考えます。

そこで、次の五番の質問についてお尋ねします。

コミットメントとは、単なる口約束ではなく、自分の行動を縛る具体的な仕組みをつくることと定義しておりますが、財政悪化を避けるため、コミットメントについて、市長、見解お聞かせください。

〔市長 八板俊輔君〕

〇市長（八板俊輔君） 国民健康保険制度の健全な運営をめぐる、その財政悪化を招かないようにどう関与していくかということだろうと思います。

財政の健全化には、まず、歳入の確保ということがございます。そして、一方、歳出をコントロールするところが重要になります。

歳入につきましては、先ほどの議員も御指摘ございましたように、当市の職員が工夫と努力をもって、特種の交付金について、数年来、上限、上限といいますが、上限ではないですね。三千万円前後の、三千万円以上のところを確保してまいりました。このことは、先ほども答弁済みではありますが、制度が変わりました後も、その努力については経過措置ということで十分に配慮されるものと思われるのでありますので、そうした努力を今後とも続けていくということが大事になるかと思えます。

それから、歳出につきましては、やはり被保険者の健康が第一でございますので、そうした、これまで所管、健康増進関係のところ、市民に対して周知を図り、協力をお願いしているようなところ、

それから医療機関との情報交換ですとか、それから地域自治会、ちよつとおつしやいましたけれども、地域の組織との常日ごろの定期健診じゃなくて特定健診、この受診率を上げるということを、例えば、地域支援課などが関与する介護とかも範囲に入ってくると思いますけれども、市民全体のその健康に対する考え方を高めて、これをまた市の財政に反映するように持っていきたいと考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

今ちよつと御答弁いただきました内容についてですね、少しちよつと私のほうからもきちつと申し上げたいんですけれども、平成三十年以降というのは、努力というものについては経過措置としか見られないと。やった努力が結果に結びついてるかということが問われるような状況になっていくんです。ですので、経過措置は経過措置なんですけれども、結果を出さないといけないと。国から結果が問われているという状況なので、そのあたりにつきましましては、きちつと認識をですね、もう本当にしつかりやっていかないと、結果が出なければ、もう三千万円ぐらいもらえてたものがなくなつてしまふということですね。これ企業でいいますと、三千万円の利益つていうのが、もう直接なくなると同じような状況でございますので、そのあたりについてはですね、しつかりと結果を出していけるようですね、お願いしたいと思えます。

健康保険課を含めた行政経験のある副市長をですね、選任された

というのも、このあたりのことも考慮入れたと人事案では期待して見ておりましたので、トップのほうからですね、お立場がある方がしつかり動いていただくことで、歳入の減にならないようなですね、ことに本気で行動していただきたいと私は思います。

一つ私から提案ですけれども、十月、十一月と議員報告会に行つてまいりました。校区の役員の方からはですね、今市長がおつしやいましたとおり、地域支援課のですね、ことにもつながるんですけども、地域活性化交付金の拡充や資金使途の緩和及び部落費の負担増等の意見を聞くことができました。これが何につながっていくかということなんですけれども、提案ということで、現在市から各校区へ、各部落へ抛出するこの交付金に、今回の努力者支援制度の評価表の達成に対する貢献度に応じて、この交付金の抛出額の程度を反映しまして、その、まあ一時的でもいいと思うんですけれども、生き金として上乗せ分等を設置しまして、直接部落費の減額に充てる。こういうようなですね、仕組みを組み合わせれば、意識の啓発だけじゃなくてですね、個々の市民の協力を全体的な課題解決の力として集約していけると私は考えますので、ぜひ御検討いただきませうようお願いいたします。

次のテーマに移ります。

次は、一般質問通告書、大項目の二つ目に当たります地域産業の振興についてお尋ねします。

まず、アの部分ですが、島内既存企業への支援及び連携について

お尋ねします。

前回の一般質問では、大学連携や島内企業、関連企業との情報交換の中で、新しい企業誘致や創業、新事業を検討していくことや、加えて、国のほうでも各種制度が充実してきているので、そちらを活用しながら推進していくとのお答えをいただきました。現在、足元ではどのような取組みをされてるのか、お聞かせください。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

既存企業への支援につきましては、主に三つの施策制度により取り組んでおります。

一つ目は企業活動の支援です。内容としましては、商品開発や販路開拓、新規事業分野への参入など新たなビジネスプランによる起業、空き店舗等を活用した事業への補助を行うものです。さらに、今後は店舗魅力アップ事業として既存店舗の改修費用等も対象にするなど、制度の充実を図り、支援をまいります。

二つ目は経営基盤の強化です。内容としましては、県の中小企業融資制度による資金や日本政策金融公庫資金などの借入金の利子を一部助成するものです。経費の負担を軽減し、経営の安定化を図るものでございます。また、外部環境の変化による経営不安定化に対するセーフティネット制度も引き続き継続しております。

三つ目は雇用の確保です。内容としましては、インターンシップ制度により、介護福祉分野など雇用が不足している事業者へ人材雇

用の確保を促進するための支援でございます。また、今年度から有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業により、雇用の増加を前提とした規模拡大を行う事業所への支援も行ってまいります。今年度は八事業所が国に採択され、新たに十七名の雇用を予定してございます。経済活動を維持する要因に設備投資などの活発化が有効ですが、今まで投資の必要性を感じられていた事業者は多くても、できていないのが現状でございます。この制度はこのことを後押しするものであり、現在も問合せがありますので、引き続き力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。ぜひ当市ですね、民間活力が活性化するような制度や連携を検討しまして、地域産業の振興がしっかりと図れるようお願いしたいと思います。

続いて、次のイの質問に移ります。

研究機関を含む企業誘致活動の状況と今後の取組みについてお尋ねします。

前回の一般質問の機会に、私のほうから、宇宙活動法の整備や近未来技術特区等、西之表市のチャンスとなり得る国の動きや外部環境の変化、また過疎地であることのハンディを乗り越えた自治体の事例など、変化をチャンスとして捉えることの大切さを紹介しました。そして、西之表市に既にある地域資源を踏まえて、積極的な企

業誘致活動を提案しました。第六次長期振興計画上も、企業誘致推進事業が事務事業として織り込まれております。具体的な取組状況と今後の取組みをお聞かせください。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、企業活動誘致の状況につきまして説明いたします。

このことにつきましては、企業等立地促進条例による奨励制度を活用しまして、平成十九年度以降、十五の事業所と立地協定を締結しております。七十名以上の雇用創出につながっているとところでございます。このほかにも創業支援ネットワークによる支援、特定有人国境離島地域特別措置法の活用、地域再生法に基づく地方拠点制度税制強化、先ほど申し上げました地域未来投資促進法などの各種制度を今後整備をしていきまして活用し、既存のネットワークの紹介による企業誘致を進めていこうというふうに考えてるところでございます。

ちよつと補足になりますけども、大学等、学術を中心とした産学官の連携、これを推進することで、ここ三年間ほどの間でかなり広がりを見せておりました。九月に行われました日本学術会議、十月には上場企業二十社がエネルギー資源学会という形で種子島のほうにも視察に来ていただいております。また、先進地視察ということ、今月、十二月二日から北海道の市立札幌開成中等教育学校、こちらがプラチナ社会研究に対して先進地視察を行いたいとの目的で来島されたところでございます。

今後の取組みとしまして、このような環境を強みとしまして、島の島としての研究機関の誘致、さらに、光ファイバー網などのインフラを活用したIT企業の誘致など、情報通信産業の集積にもつなげてまいりたいと考えております。

具体的な状況としましては、コールセンターにかわる新たな事業分野として、IT関連のメディアセンター誘致、それから、国家プロジェクトであるGPSを活用したG空間プロジェクトに対して、京都大学からのネットワークを通じまして国会議員、省庁へおつなぎをしていただいております。種子島での先行的実施を打診しております。無人バス、無人農機、防災シミュレーションなどがプロジェクトとして想定されます。

また、テレビ局と連携した若者のお試し移住計画、それから、バーチャルリアリティー、仮想現実を活用した未来遊園地、未来型リハビリセンター等のプロジェクトの相談を既にもう民間企業のほうから受け、実現に向け調整をしているところでございます。

このような豊かな自然と最先端の取組みをベースにしまして、さらに企業誘致のほうを推進していきたいというふうを考えてるところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況よくわかりました。ありがとうございます。

この企業誘致活動は簡単ではありません。ただ、西之表市の明る

い未来に不可欠なものとは私は信じております。ぜひ知恵と度胸をです、持って、引き続きしっかりとした緻密な連携を図りながら、推進をお願いしたいと思います。

それでは、次のウの質問に移ります。

訪日外国人旅行者誘致（インバウンド）対策についてお伺いします。

二〇一七年十一月十五日付けに、日本政府観光協会から、今年十月時点で、訪日外国人は二百五十九万人、前年同月比で四十六万人増、二一・五％増ということです。一月から十月までの累計で二千三百八十八万人との統計発表がありました。

西之表市に限らず、日本国内全体で人口が減少していく中、経済の活性化に寄与する消費者もまた減っていく現状です。この環境下において、二〇二〇年のオリンピックに向けて外国人が日本にどんなやってくる状況をチャンスとして捉えていくことが、西之表市の経済活性化にとって重要なことなんだと私は常々考えております。

そこで、お尋ねします。

第六次長期振興計画案上のしごと分野の施策において、外国人観光客の受入対策に取り組みと言及されておりますが、具体的なところをお聞かせください。

○経済観光課長（松元明和君） はい。お答えいたします。

訪日外国人旅行者誘致、いわゆるインバウンドの取組みにつきましては、第六次長期振興計画の中で示しているところでございます。

が、このことは、人口減少による消費延滞を補って経済活動を維持しようとする国家的取組みでもありますので、本市でも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

インバウンド対策としては、今まで外国語表記を入れた観光案内標識の設置ですとか、観光事業の把握、受入態勢の充実を図ることを目的とした留学生を活用したモニターツアーを実施したところでございます。

また、今後は、地方創生加速化交付金を活用しまして、島内一市二町、種子島観光協会と連携し、今、アニメ、それから自転車、サイクル、これ二次交通ほかになってまいります。そういったものをですね、生かし、なおかつ歴史的な要素を、これは媒体としてユーチューブという言葉使っているのかわかりませんが、そのような媒体を使いながら配信をしていく。そういったことでインバウンドのほうにつなげていきたいというふうに考えております。

また、指さしシートですとか、今、韓国語、それから中国語の簡体・繁体語、それから英語等をですね、つくっております。これは事業者さんのほうに配付をしております。そういったところでコミュニケーションが図れるような、そのようなことも今しております。

このようなことを引き続き継続してまいりまして、インバウンド対策に向けて取組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。いろんな方面からですね、展開を考えていることがよくわかりました。ぜひ西之表市にしっかりとチャンスを手繰り寄せていただきたいと思います。

私から幾つか提案したいと思います。

徳島の山間部に三好市という市があります。そこで大歩危、祖谷という集落があります。大歩危というのは大きく歩く危ないという書い、祖谷というのは先祖の祖に谷と書くんですけれども、集落がありまして、こちらでは地域資源を見直し、民間が力を合わせて外国人誘客に頑張ってきたおかげで、二〇〇七年では六百人にも届かなかった外国人宿泊客数が、昨年、二〇一六年には六千人を超えました。そして、今年は上半期だけで四千二百人にも上り、年間八千人を超えそうな勢いです。

この三好市の大歩危、祖谷が参考になるという点の背景には、先日当市に來られました日本学術会の座長の大政東京大学名誉教授からの御助言も参考にさせていただいた次第です。

ぜひ長期振興計画の上ですね、取組みを実際の形にしていく際に、島外の目線や力を参考にしながら、施設等のハードの整備のみに頼らずともできる経済政策を打ち出してほしいと思います。そのことは西之表市の財政の収入にプラスに寄与するものと私は考えます。観光交流面からですね、しっかりと産業の振興が図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

今後、産業振興につきましても一緒に考えていきたいと思いますが、ICTについて少し触れられてあると思いますが、このあたりについても提案したいと思いますが、スマートフォン等の位置情報をベースにしたビッグデータ解析等によるですね、ICTを使った顧客向の見える化、また、その調査に基づいた観光戦略等についても検討いただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

時間もあとだと思います。一旦ここで、私は質問を停止させていただきます。

○議長（永田 章君） 議長からお願いをいたします。

ただいま生田議員の質問中でございますけれども、ここで、しばらく休憩をとります。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午後零時三分休憩

午後零時五十八分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一二番（生田直弘君） それでは、続きまして、一般質問通告書の大項目の三番目に当たります農作物残渣処理の推進についてお尋ねします。

一つ目ですが、西之表市の農作物残渣の処理状況についてお聞かせください。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

主な農作物について申し上げます。

まず、さとうきびにつきましては、ハカマは集草しまして家畜の敷料としての利用、また圃場内の病害虫対策として焼却、いわゆるハカマ焼きとされたり、土づくりの観点から直接圃場へすき込まれております。また、梢頭部は家畜の粗飼料として利用されております。

次に、さつまいもにつきましては同様でございます。特に青果用でございますが、失礼しました。規格外の芋、くずいも、つるにつきましては、ともに家畜の粗飼料に利用されるほか、焼却または圃場へすき込まれている状況でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。状況よくわかりました。さとうきびとさつまいもだけではないと思うんですけども、主にその二つについては、そういう状況であるということがわかりました。

それでは、次の二番目について、引き続きお尋ねします。

圃場外投棄の実態と課題について、当局のほうで把握してる内容をお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） はい。御説明いたします。

本年、農林水産課において、市民の方より農作物残渣不法投棄の

情報が寄せられ、現地が確認された件数につきましては四件でございます。その内容は、青果さつまいも用の規格外の不法投棄でありまして、その量につきましては、多いものから数トンで、あと軽トラ半分程度でございますので、百キロぐらいのものを確認したところでございます。当課としましては、市民生活課が制作しました不法投棄禁止の看板を設置するとともに、適切な処理対策につきまして防災無線等で広告を行いました。

青果用に集中しているのは、でん粉用の生産者は畜産との複合経営が多く、家畜の粗飼料として利用していますが、青果用の生産者は無家畜農家が多いこと、また、ウイルスフリー苗での生産において、圃場へすき込まれた芋が、病害虫発生など生産上好ましくない状況が懸念されるためと考えられます。したがいまして、特に青果用さつまいもの規格外の芋の有効な適正処理の検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 当局のほうで把握している状況とその内容がよくわかりました。

繰り返しになりますが、さつまいもだけではないと思うんですけども、ジャガイモにおきましてはですね、すき込むだけでは、南のほうのジャガイモについてはですね、すき込むだけではうまくいかないでしょうし、いろんな状況があると思うんですけども、答えよくわかりました。ありがとうございます。

私もですね、先日、長靴を履きまして圃場に入って、くずいもやですね、その他の農作物の残渣を農家さんと一緒に集めてまいりました。本当に大変な作業でした。御高齢になればですね、こうした作業はますます大変だと思います。集めることはできたとしてもですね、自分で燃やせる場合はまだよいのですが、量が多くなるとそういうわけにはいきません。つまり、捨てに行く、処理する場所や仕組みがないことが、この問題の解決を難しくしているというふうに思いますし、その難しくしている部分の大きな要因であると身をもって感じたところがあります。ぜひですね、この問題の根源を断っていくような仕組みづくりの検討をお願いしたいと思います。

次、移りたいと思います。

三番目の鳥獣被害や病害虫蔓延等の生産阻害要因と農作物残渣の処理と因果関係及び農業振興上の影響について、当局は現状をどのように整理しているのか、お聞かせください。

先ほど御答弁ありましたとおり、数トンの農作物残渣が投棄されるというような状況についても確認されたということもありますので、そのあたりもですね、踏まえまして、具体的なところ、お聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

まず、鳥獣被害による生産阻害が農作物残渣によるものであるとの因果関係につきましては、正確な調査を行っていないため、どの程度影響があるかは把握しておりませんが、さつまいもの規格外の

芋を放置している圃場にシカが侵入しまして摂食していることから、餌場として学習した個体が、次年度以降に植えつけ時期から収穫時期にかけて圃場へ侵入し、被害を及ぼす可能性があると考えられます。

また、イモゾウムシ等特殊病害虫の発生は、人為的な移動に伴います侵入は原因ではございますけども、万が一発生した場合は、さつまいもの不法投棄によりまして種子島全島に蔓延することが懸念され、根絶には長い時間と膨大な費用がかかり、何よりも甚大な経済的損失が生じると考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ちょっと具体的なところのその虫等ですね、そういったところ、あるいは、その因果関係のところについては、まだはつきりとは言えないからというのは当然わかるんですけども、私はですね、残渣処理の仕組みがないために、農作物残渣がシカ等の餌になりまして、病害虫の発生源等、生産阻害要因になっているのじゃないかと考えております。

また、現在絶滅してきたとされますアリモドキゾウムシやイモゾウムシが入ってくると、生芋の島外出荷は禁止されるといふ事態に陥ります。今御答弁でも、そういったあたりのことを言っていたんではないかとは思うわけなんですけれども、奄美以南にはまだこの虫はいるわけですから、このまま農作物残渣の問題が適切に処理されなければ、台風や何かのきっかけでこれらの虫が飛んできて、残

渣となっている芋に入ってしまう可能性があると思います。そうなると、西之表市の青果用甘しょの島外出荷はゼロになります。今課長の御答弁のように、経済的な打撃はあるというふうにおっしゃいましたが、経済的に見れば、金額ベースですけれども、農業生産額基準で約十億円から十五億円を失うことになり、西之表市の農業を中心とした経済は危機的な状況になると私は考えています。市長はこの件についてどのように受けとめているのか、見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農作物の残渣処理について対策はないかという御質問でございます。今のところ、現状では生産者農家の自主的な作業に依存しておるところでありますけれども、議員御提案のように、行政、もしくはその他の機関で捨て場所等の用意ができるのかどうか、その辺も御提案を貴重な御意見として、今後検討してまいりたいと思います。実際にはどうなるか、いろいろ皆さんの、市民、あるいは生産者、関係機関の意見を聞いてからということになるかと思えます。以上です。

○一二番（生田直弘君） 御答弁ありがとうございます。

この本日に御答弁、その検討いただくということをですね、御答弁いただいたということは本当うれしく思いますし、まづもって、この課題に係る危機感とですね、事の重大性につきまして市長と共

有できたということを変えたいと思います。ぜひですね、引き続きしっかりと現場の状況をですね、確認しながら、この課題についての根の深いところ、波及的なところ合わせまして、御検討いただきたいと思えます。

そこで、お尋ねします。

次の四項目、四番目の項目にありますが、課題に対する対応策と抑制策について、現在当局が考えておられることを、今検討されることについては、捨て場等についてですね、市長お答えいただきましたけれども、それ以外ありましたら、ぜひお答えいただきたく、お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

今後の取組みとしましては、今までの行ってきましたパトロールの強化、また研修会等での啓発を図りたいというところ、また、さまざまな可能性を検討する必要があるかと考えております。

畜産飼料としての利用を広げるための集積と、また利用の方法、また加工用原料としての利用の可能性、他の未利用バイオマス等の堆肥化、エネルギー利用の可能性、あるいは集積、廃棄用など、さまざまな角度で専門家や関係者と検討を行いまして、農家の皆さんの御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ありがとうございます。

農業用廃プラスチックも、具体的な処理方法の仕組みができたことで地域の課題の一つが解決したというふうにも思っております。

西之表市の農業に大きな打撃を与えるような病害虫被害が出てくるおそれ、足元では、どこに行っても地域の課題の一つに挙げられるシカ、その餌になり鳥獣被害の拡大を誘発するようになると思っておりますので、ぜひ農作物の生産から処理するまでの一貫した仕組みの構築を要望いたします。

例えば、今答弁が少しありましたけれども、農作物残渣を有機物として捉えて粉末にする。そして、堆肥として還元するなどが検討できますし、さらに、ごみが大量に集まれば、資源として捉えることができます。そのようなことも踏まえまして、さまざまな角度から、ぜひいま一度しっかりと御検討いただければと思います。

それでは、次のテーマの質問に移ります。
次は、一般質問通告書の大分類の最後の四番目、地域資源の循環的利用の推進についてお尋ねします。

平成二十九年第二回、第三回定例会の地方創生に資する分散型エネルギーインフラ・マスタープラン推進事業に係る一般質問と答弁及び第六次長期振興計画（最終案）を受けて、本件についてお伺いしますが、まず第一に、現状の進捗と成果についてお聞かせください。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン推進事業の今年度の進捗状況についてでございますけれども、前回までの市議会においても御答弁をさせていただきまして、昨年度より乳用牛の家畜ふん尿を活用しました有機廃棄物系バイオマスにつきまして、行政と民間団体、学識経験者等によります検討組織を設置をし、本市資源のポテンシャル調査や、エネルギーをつくる上で生じた廃液であります液肥を畑に還元して、その効果を確認する実証栽培等を実施してるところでございます。昨年度、さとうきびとバレイショで行ったところでございますけれども、今年度は九月に牧草と早掘りバレイショへの液肥の散布を行い、実証栽培を開始しております。

検討会につきましては、十月に第一回を開催いたしました。本年度の事業内容やスケジュール等につきまして、委員の方々より御意見をいただいたところでございます。

また、同じく十月より、昨年度の短期ラボテストを受けまして、本市の乳用牛のふん尿と生ごみ、刈り草を原料といたしまして、連続的なガス発生量を調査するテストも始めております。二月まで調査を行うこととしてるところでございます。この調査につきましては、鹿児島県のバイオオマスエネルギー利用促進事業の採択をいただき、実施をしているところでございます。

あわせて、原料となります事業系生ごみの発生量についても把握するために準備を進めているところでございまして、本年度、市内

スーパー、ホテル等へアンケートの実施を予定してございます。事業所の方々に協力をいただきながら取組みを進めていきたいというふうに考えているところです。

この事業につきましては、酪農家、あるいは耕種農家等の御理解や御協力をいただければ進められない事業でございますので、周知とともに御意見をいただくために、本年度の検討委員会には、新たに農業委員や関係する作物等の生産振興会会長等にも御参加をいただいております。その委員の方々も含めまして、十一月末、つい十一月の三十日、ついせんだつてでございますけれども、先進的な地域の取組みや施設の運用を学ぶために、京都の南丹市と京丹波町への視察を実施しているところでございます。

実証栽培の結果やガス発生量等の成果につきましては、年度末に報告会を開催をいたしまして、市民や農家の方々、また農業技術者の皆さんにも周知を行い、情報を広く共有してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ありがとうございます。

本当に現状です、この問題というのは、こつこつです、地域の実情とニーズをくみ上げながらですね、粘り強く取組みの意義を地域外の関係機関と共有していかなければならないと思っておりますので、その状況よくわかりました。複雑な絡み合った課題をですね、一個

一個ひもときながらやってくる姿っていうのはですね、私も確認できますし、本当にすばらしいことだと思います。

続きまして、次のイの第六次長期振興計画上の位置付けと今後の方向性について、現状の今御答弁いただいた進捗と成果を踏まえまして、より具体的にお聞かせください。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランの推進事業につきましては、本市の地域資源を活用した取組みとしまして、太陽光、風力、水力、それから木材、有機質系バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した新たなエネルギー供給体制を構築することで、地域経済循環を活性化し、産業の創出や雇用の確保を図られていくことを期待しているところでございます。

あわせて、本市の酪農業や林業等、産業振興の課題解決策としても調査検討を進めておりまして、本市の基幹産業である第一次産業の振興に寄与することを目指しているところです。

また、先進的な取組みを進めていくことで島外からの視察等も考えられ、観光とともに宿泊や飲食業等への波及も期待される場所であり、交流人口の増加にも効果があるものと考えております。

そうした視点から横断的な取組みとなりますけれども、第六次長期振興計画においては、基本計画の中で、市としてはしごと分野の新たな産業基盤と雇用環境の整備の施策に位置付けを行いまして、再生可能エネルギーによる新たな事業展開での雇用創出を目指して取

組みを進めていくことを主眼とし、また、農業の分野でも、酪農業の家畜ふん尿処理の課題解決を図りながら、液肥の有効利用による生産コストの削減を念頭に、産地づくりの中で耕畜連携の取組み及び循環型農業を推進し、環境に配慮した農業を目指すというふうに行っているところでございます。

具体的な事業の展開は、現在検討を進めている有機廃棄物系バイオマスの導入可能性の調査を進めるとともに、バイオマス産業都市認定へ向けた取組みも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 丁寧な説明ありがとうございます。

ちよつとこれまでに御説明いただいた太陽光とか水力とかですね、第二回、第三回受けてとお伝えしておりますので、もう御答弁既にこれまでにいただいた分については割愛していただいて、手短かに説明いただけたらと、御協力いただけたらと思います。お願いします。

本当にですね、この部分については、本当によく整理してまとめ方向性を見出しているという状況わかりました。第六次振興計画上でもですね、市民が行政に非常に期待している重点政策の雇用の創出、働く場の確保にもつながっているというところは御答弁の中でも確認できましたので、引き続きしっかりと推進いただくようお願いいたします。

続きまして、ウに移ります。

長期振興計画の最終案では、バイオマス産業都市の認定の取組みも検討されているようですが、その取組みに向けての検討状況と、そのメリットについてお聞かせください。

○行政経営課長(神村弘二君) 御説明いたします。

バイオマス産業都市とは、内閣府や総務省、農林水産省等の七つの府省が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略に基づきまして、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排泄物など、地域のバイオマスの原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強い町を目指す地域のこと、関係府省が認定を行い、連携して支援を行うというふうに行われているところです。

平成二十五年度から認定が始まりまして、平成二十九年度までで全国で七十九市町村が認定を受け、鹿児島県では薩摩川内市と長島町が平成二十八年度に認定を受けております。

認定に当たりましては、先導性や事業可能性、地域波及効果、実施体制を評価されることとなり、この決定を受けるメリットといたしましては、地域のバイオマスを活用した取組みが経済性を確保された構想であるということを確認いただけるということ、構想に上げた事業について関係省庁に支援をいただける点にあるかという

ふうに思います。また、認定を受けることで、全国でも先進的な取り組みを進める地域であるとの周知がされることとなります。

また一方では、そういった取組みを進める責任も出てきますので、地域におきましても、さまざまな関係団体と連携をした取組みが進めやすくなるのではないかとというふうに考えます。

本市の検討状況につきましては、バイオマス産業都市構想の作成に向けて調査を行っております、先ほど申し上げました視察先、京都府の京丹波町においても前年度認定を受けてございますので、情報収集及び意見交換を行ってきているところでございます。

また、本市のバイオマス発生量について、平成二十七年に策定しました分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランを参照しながら精査をしていくということとしておりまして、今後、関係省庁にも照会を行いながら、検討委員会においても進捗を報告し、必要性を共有しながら認定を目指した取組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 内容よくわかりました。メリットについても、資金面や専門性の面で国からのいろんな支援を受けていくと。制度面、規制面にもですね、いろんな相談をしながら進めていくっていただきたいと思えます。ぜひですね、西之表市に不足する金銭的な資源や専門的な知識といった外部の資源及び制度を積極的に活用しながらですね、国の政策にうまく乗って推進していただくようお願いいたします。

願いたします。

余り時間がございません。次に移ります。

次のエの質問事項ですけれども、西之表市にはバイオマスタウン構想というものが既にありますが、違いについてお聞かせください。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

バイオマスタウン構想というのがございますけれども、この部分については、域内において、地域内においてですね、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的の活用システムが構築をされ、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指して作成する構想とございます。まして、本市においても平成二十年三月に作成、公表しておりますが、それぞれの資源ごとに活用の方向性などが示されているところでございます。

バイオマスタウン構想は、バイオマスの活用に重点を置いた取組みというふうになってございますが、バイオマス産業都市構想は、バイオマスタウンをさらに発展をさせまして、地産地消による再生可能エネルギーの導入促進、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした新たな産業創出とともに、東日本大震災を受けて、災害に対するバイオマスの活用によるまちづくりを進めるための構想ということ、まちづくり全体に係る構想となり、そこには大きな違いがあるというふうに考えております。

バイオマス産業都市構想につきましては、申請の事業計画の中で、

入り口と出口の確実性であるとか、事業採算性を含む事業化プロジェクトの内容を具体的に検討し記載する必要があるとしまして、経済性が確保された一貫システムの構築による産業化が求められているというところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。オのところまで御説明いただいたような感じはするんですけども、まあ、違いよくわかりました。

国としても、バイオマス産業都市につきましてはですね、バイオマス構想を発展させたものと御答弁いただきました位置付けとしてあるようなので、バイオマスタウン構想自体をですね、西之表市が作成していたことというのはですね、無駄にならずに生きていることなんだというふうに理解しました。

ちよつともオのところは少し触れられておりますけれども、質問事項のオについてですね、もう少し聞いていきたいと思えます。

事務事業及び実施計画で検討すべき課題、留意点の整理状況についてお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほども御案内申し上げましたとおり、現在、本市の課題解決や地域資源循環の効果が最も期待されます家畜ふん尿を活用した有機廃棄物系バイオマスを対象に取組みを進めておりまして、本年度は、将来の事業化を見据えたより精度の高い調査として、実際のメタン

発酵を想定した混合資源によります連続ラポテストを実施をし、実証栽培についても新たな作物への検証等を実施しております。

しかしながら、液肥の利用促進や確かな効果を図るためには、対象作物ごとの施肥量の検討、あるいは散布方法の検討、これまでの化成肥料との相違点や注意点を整理をしていく必要がございまして、収穫した作物の収量や品質の比較も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、施設設置につきましては、原料の調達や事業の採算性、運営体制、設置費なども精査をしていく必要がございまして、事業主体についても検討が必要かというふうに思っております。

そして、最も重要な課題が、酪農家や耕種農家の利害関係者等の理解と協働体制の構築であるというふうに考えております。本事業を具体的に進めていくためには、多くの市民や関係者の理解が不可欠でございます。そのために本年度の検討会には、先ほども申し上げましたけれども、関係する農作物等の生産振興会長等に御参加をいただいておりますが、今後も勉強会の開催等を通じまして、有効な産業振興策としての事業推進に御理解をいただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

多くの課題が残されておりますけれども、現在取り組んでおります資源の利用可能性調査や実証栽培等の結果を踏まえ、バイオマス産業都市構想を作成していく中で調査検討を進め、関係省庁や関係機関、専門組織等に御意見をいただきながら、少しずつ課題解決を図

り進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 状況よくわかりました。本当に地道にです、進めているからこそ見えてくる課題だと思います。ぜひ一度ですね、このプロジェクトといえますか、この事業進めていくに当たり、国の力はなくてはならないことだと思います。国の認定審査の枠組みもですね、意識しながら、課題の整理をお願いしたいと思います。

認定の審査のポイントにつきまして、以下少し、先ほど少し御答弁いただきましたけど、もう少し具体的なところを共有したいと思います。

審査では、地域のバイオマスを活用した事業化プロジェクトを対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特徴等を踏まえて計画立案し、その実行を通じて地域の産業・雇用の創出、再生可能エネルギーの強化など、いかにして幅広い地域波及効果を生み出していくかが採択のポイントになるようです。

ついでには、今取り組んでいる実践的な地域に根づいた情報収集がとても大切になります。ぜひこれまで以上に関係機関、団体とよく連携して、幅広い地域の波及効果が得られるように、丁寧な事業推進をお願いしたいと思います。

それでは、次の力に移ります。

西之表市の基幹産業である農林水産業の振興上の位置付けと今後

の方向性として、この大きなテーマの中ではありますけれども、余り時間がございませんが、手短かに御答弁いただきたいと思っております。

○農林水産課長(園田博己君) 御説明いたします。

行政経営課長の述べたとすると重複もいたしますが、本市の農林業に由来する有機質系木質バイオマスを利活用しました再生可能エネルギー供給体制を構築することは、まず農業、特に酪農の家畜ふん尿対策において、莫大な施設整備費とその維持に加え、悪臭の苦情など経営の維持拡大を図る上での課題解決と、副産物であります液肥の有効利用による農作物の生産コストの削減が図られ、耕畜連携や循環型農業及び環境保全型農業が確立されると考えます。

また、林業においては、現在島内で生産される素材の多くは、パルプ原料やバイオマス発電原料用として島外に出荷されており、それを一部島内利用としてエネルギー化が可能となると、素材出荷先の多様化につながると考えております。

これらの新たな事業展開によりまして、雇用創出が生まれる農林業振興を目指したいと考えております。

以上でございます。

○一二番(生田直弘君) 説明ありがとうございます。

本当に幅広い部分、農林業のですね、幅広い業態にプラスの影響を及ぼすと、可能性があるというふうなことはよく理解できたわけなんですけれども、すみません、かなりちよつとたくさんプラスの

影響を与えるということなのですが、幾つあるのか。すみません、一個一個の単語はわかるんですけども、今申し上げた幾つぐらいあるのかというのも、ちょっとかいつまんで教えていただけますか。何項目ぐらいあるか。

○農林水産課長（園田博己君）　ちょっと早口で申しわけなかったです。

要するに、今先ほどから述べてるのは、特に酪農家の家畜ふん尿対策、これの軽減が図られるであろうと。で、あわせて、それから由来します液肥を活用することによりまして、肥料化となりますので、その農作物の生産コストの低減が図られるというところでございます。

で、それをするによりまして、耕畜、耕作的農家と畜産農家の連携も図れる。そうすることが循環型の農業であり、また、それが環境を保全する農業の推進につながると考えてるところでございます。

また、林業においては、木材を、木質バイオマスを活用してエネルギー化を図られるということで、また新しい事業展開が可能となりますので、出荷先の多様化といえますか、そういうのが考えられるというところでございます。

あわせて、そういう自動展開をすることによりまして雇用創出が生まれますので、そのような農業振興を目指したいというところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君）　よくわかりました。詳細な説明ありがとうございます。本場に幅広くプラスの影響をですね、与えつつ、そのいろんな課題の解決につながっていく可能性があるということがよくわかりました。

また、その液肥の利用推進のところですけども、先ほどさとうきびやバレイショの実証栽培が行われているところではあるんですけども、ぜひですね、この液肥の利用については、今回の話については鍵となってくるということでございますので、それ以外ですね、農作物、当市の基幹農作物への利用推進も、可能な限り幅広い利用の推進につきまして、方向性として考えておいてほしいと思います。

二つ目はですね、幾つか要望があるわけなんですけれども、もう一つはですね、先ほど農作物残渣の処理について、仕組みがないことが問題ということをお共有させていただきました。処理の仕方にもよりますが、残渣は有機物ですので、投入資源にもなります。そして、残渣を細かく分解する、移動する、処理するにもエネルギーは必要となつてきますので、ぜひ資金、資源、エネルギーをうまく循環させて、そして組み合わせ、農林水産業の課題解決とその発展に寄与していく事業推進をお願いしたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろより再開いたします。

午後一時三十一分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 師走に入り、十二月七日、暦の上では二十四節気の大雪となり、本格的に雪の降り出すところと言われ、冬本番を迎える時期となりました。

農村では、でん粉用甘しよの収穫を終え、安納いもの収穫も後半に向かう中、これから四カ月余りにわたる平成二十九、三十年期のさとうきびの受入れが始まります。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

近年の不作続きのさとうきび生産対策と今後の対応についてであります。

さとうきび生産は、ここ五、六年不作が続いており、年ごとに生産量、耕作面積及び生産農家も減少の傾向が続いており、きび生産

農家の経営はもとより、種子島の貴重な産業として経済発展に君臨しているさとうきび生産は厳しい状況下にあります。今後いかなる対応を講じるとお考えか、次の四項目について見解を求めます。

まず冒頭に、質問の文言の中で、全体とは種子島全体のことであるので、御理解いただきたいと思えます。

まず最初に、さとうきび生産の現状と課題についてであります。

地元校区で開催されたきび甘しよ生産振興会の総会で、平成二十八、二十九年度の実績報告がありました。資料によりますと、種子島全体の耕作面積は二千四百四ヘクタールで、対前年比百九ヘクタールの減となっています。内訳は、本市が四十ヘクタール、中種子町六十六ヘクタール、南種子町三ヘクタールと、それぞれ減反となっています。

また、栽培農家にしても、全体で千九百十四戸、対前年比百二十八戸の減となっていますが、うち本市が六十一戸と最も多く、全体の四七・七%を占め、中種子町三十八戸、南種子町二十九戸と、それぞれ減となっています。

そこで、この農家数及び面積の減となつてる要因は、農家の高齢化や他作物への転換等いろいろと考えられますが、当局としては、この現状をどのように捉え、そのネックとなっている課題はどこにあるかと考えているのかお伺いします。

以下の質問は質問席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

さとうきびの生産の現状について、まず述べさせていただきます。平成二十九年度、三十年期のさとうきび生産状況につきましては、収穫見込み面積五百九十八ヘクタール、前年対比九一・五%でございます。栽培農家戸数六百二十二戸、前年対比九一・一%と、平成二十四年度以降、年々減少傾向であります。

生育状況につきましては、相次ぐ台風の影響を受けまして、見込み単収五トン五十キロと史上二番目に低い状況でございます。大変厳しい現状であると認識しております。

不作の要因につきましては、気象条件など、さまざまなものがあります。さとうきびの場合は、一回被害を受けると、株出しで二年間程度栽培されますので、毎年植え替えられる他作物と違いまして、回復が遅れることがございます。このようなことから、単収、生産量が伸びていないと考えられます。

一方、作付面積につきましては、これまで生産者の方々が頑張って作付していただいたところでございますが、減少傾向に歯どめがかからない状況でございます。どうしても高齢化していく中で、植えつけ、また株出し管理作業がなかなかできないことも要因にあるかと考えております。

このような状況の中、さまざまな対策をやってまいりましたが、本市も含め、種子島のさとうきびにつきましては、まだ生産回復ができていないような状況にあらうかと考えております。

したがいまして、生産者農家の栽培意欲の醸成をすることによります栽培面積の拡大、また、優良種苗の供給と収穫後の管理作業までの栽培管理を徹底して行う体制の構築によります単収向上等の取り組みが急務であらうかと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に現状をやっぱり踏まえながらですね、このどうしても出てくるのが、この数字であります。実績であります。なかなか伸びないということで、各関係当局も非常に苦慮していることはおろかができる。お察しすることができるわけです。

しかし、このまま手をこまねいているということが歯がゆくてならないというところに真があるわけでございまして、やはりあえてこの質問をさせていただきました。

次に、営農指導等についてであります。

平成二十八年、二十九年期の全体の平均した十アール当たりの収量ごとの農家の数並びにその割合をちよつと調べてみました。

全体では、六トンから七トンが二五・一%の四百八十戸あります。その上の七トンから八トンが二五%、四百七十九戸になりますね。八トン以上が一七・三%の三百三十一戸と。この六トンから八トンまでが半数以上の五〇・一%です。これに八トン以上を加えると千二百九十戸で、六七・四%が、すなわち六トン以上のきびをとつてるといふことになります。

一方、西之表市であります。本市は六トンから七トンが二三・

九%、百六十三戸ございます。次に来るのが、五トン以下が二二・七%と出てきます。三番目に、七トンから八トンが二〇・二%と。四番目には、五トンから六トンが一九・〇%の百三十戸と来ます。最後に、八トン以上は一四・二%の九十七戸であります。全体の六トンから八トン、種子島全体です、ね、に対して九・一ポイント減の五八・三%にしかすぎません。

特に、これを中種子町は既に毎年良い実績を残して居るわけですが、中種子町にあつてはですね、七トンから八トン、これは一番多くて三一・〇%の二百八十八戸と。二番目には六トンから七トン、これは二三・九%の二百二十二戸と。三番目には八トン以上が出てきます。二二・九%と。六トンから八トン以上が町全体の七七・八%を占めており、本市では五八%と一九・五ポイントも低い状況にあるのが事実であります。

これを最近の五年間の平均を見ますと、中種子町と比較しても、五年平均では七百七十四・二キログラムと。すなわち、八百キログラム前後で中種子町より低いと。五年間の平均がですね。こういった開きがあります。

特に、この五年間の中で最も格差の大きかった、広がったときは、四年前の平成二十五年、二十六年期の一トン三百五十七キログラムです。一トン三百五十七キログラム。これが中種子町の十アールの平均と西之表市の平均との差ということになります。

そこで、栽培技術や肥培管理作業の営農指導並びに圃場環境の整

備等への対応等、農林漁業技術者連絡協議会、通称、私たちは技連会と申しますが、その取組み等は十分であるかどうか、当局の説明を求めます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

技連会としての取組みにつきましては、農産部会を中心に、市のさとうきび甘しょ生産振興会との意見会、また、関係機関又は製糖工場を踏まえた圃場巡回等行っております。

それと、プロジェクト一〇八において、堆肥等における地力の増進や病害虫防除対策、優良種苗の確保・供給、農作業受委託組織の育成、管理機械の導入による農作業の効率化など、単収向上及び収穫面積の確保のための取組みを推進してるところでございます。

また、将来のさとうきびの生産の中心的役割を果たします若手生産者で組織されたTOPS三〇〇〇等と連携をしまして、さとうきびの担い手の確保、育成に努めております。

今後ともこれらの取組みを一層推進しまして、さとうきびの生産振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 技連会の取組み等も積極的に進めているということでございます。非常にまだ数字ではわからない、数字には見えない、やっぱり努力があるちゅうことも察することができるところでございます。

その一つには、非常に最近、やっぱりその畑、その農地、生産農

家ですね、その特徴に合わせたきびの品種等々の奨励品種も、農林八号とか十八号とか二十二号とかございます。一つ一つの追跡データなんかも積み重ねながら、研究機関で取り組まれてるということに非常に敬意を表するところであり、評価するところでございます。

今後とも、この一層のやはり連携を保ちながら、この数字が上がってこないという。特に同じ島の中でも、中種子町とはこれだけの開きがある。ただ、今中種子町を申しましたけども、南種子町とも開きがあるわけです。何とかこのベースをもう少し上げていくという、こういったことについては、本当一緒になって考えていかなきゃいけないのじゃないかと。余りにも長期間にわたってこのまま進んでるちゅうのが、何かこうやっぱり、さとうきび生産のほうで面積、増反推進のそこにネックになってるんじゃないかなとも当然考えられるわけです。そういうことから、技連会のますますのやはり活躍を期待しているところであります。

次に、さとうきび生産者の生産意欲の高揚を図るためにどのような支援策を考えるかについてであります。

まず、総合的な観点から、農業生産の将来性を見据えた安定的、計画的な担い手。さらに、認定農業者の育成は、生産体制の確立を図る上からも最重要であることは言うまでもありません。

きび農家の現状は、全体の栽培農家数千九百十四戸中、担い手農家は二四・四％の四百六十七戸あります。で、うち認定農業者の数は一五・六％の二百九十八戸ですが、本市の担い手農家は一〇％の

六十八戸です。うち認定農業者数は九・八％の六十七戸です。特に南種子町にあつては、担い手農家は七一・四％の二百十五戸。これはあくまでもさとうきび生産農家に限つての話です。うち認定農業者の数は三七・五％、百十三戸と突出して高く、両町と比較しても、本市の生産者に占める割合は極めて少ないことがわかります。

一方、さとうきび生産組織や、及び農家へ対しては、生産性の向上と経営安定のための奨励金や補助金、交付金等、国県市等の支援策を行つておりますが、近年の低収量、低ブリックスなど不作の連続によつて、作業機械、刈り取り料の支払い不能の農家も生じてきてると聞いております。また、機械刈り取り作業受託者にとつても、収穫作業に通常より多くの時間を要することから、機械作業の維持管理費などの非効率さも問題になっておるとのことです。

しかしながら、市内のきび生産農家の中には、きび出荷後、直ちに管理作業に取りかかる農家や、輪作体系を堅持しながら、三年きびの後にはでん粉用甘しょを植えつけ、芋の収穫後は日を置かず、秋植えしている。適期の植えつけ及びその後の肥培管理等を励行して、意識的に取り組んでる農家もあります。このように農家間の格差があるのも事実だと思えます。

生産者の格差の是正も含めたこれからの課題の打開策を早急に講じ、生産農家の生産意欲の向上を願うところであります。

そこで、どのような支援策を講じていくのか御回答を求めます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

さとうきびは本市における農業生産額の約二割を占める基幹作物でありまして、地域経済に果たす役割は極めて重要であると考えております。このままの状況が続きますと、生産農家の経営が悪化するだけでなく、地域経済の衰退につながってしまう危機感を持っております。

このようなことから、不作からの回復を図り、着実な増産につなげていくため、さとうきび増産基金を活用しまして、種苗確保の推進、土づくりの推進、適期肥培管理の徹底など取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今回の補正予算に計上しておりますが、さとうきび新植助成補助金としまして、基金事業の補助残としまして農家負担額に助成をして、栽培面積の維持拡大に向けて緊急的な対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） この生産者のやっぱり共通意識、これをやっぱり再認識させるといえるのは御無礼な表現の仕方かもわかりませんが、やはりお互いですね、この、そうしたところも一つのポイントとなっているかと思えます。

そういうことから固定して、やっぱりこの生産組織、そこでの連携をよくとりながら、やはりこういういった課題を共通の課題であり、なおかつ大きな、私たち町にとっては大きな、農家の経営にも大きく影響しているというのは、個々の問題のみならず、全体に相当する

総合的な問題であります。

こういったことから、全体の生産者の意識を高めるには、やはり先ほどちょっと述べました技連会等、こういったものもろのやっぱり総会等、研修会等をフルに活用し、やはりこういったことの周知徹底を図りながら、生産組織の充実拡大に奔走していただけるようお願いいたします。

最後の質問になってきますが、種子島の経済発展のさとうきび作の使命は非常に大きいということは言うまでもございません。ここに市長にお答えいただきたいということで、あえて市長の見解を問うということしました。

非常に今担当課長からも説明があり、私質問の中身も察するとき、非常に厳しいということは、もう現実わかるわけでございます。そういうことから、このような厳しい現実の中であるからこそ、生産者、JA及び行政、会社で一体となって、全体でこの難局を乗り越えていただきたいたいものだとということで、市長の見解を問うこととなります。

しばらくお聞きしていただきたいと思いますが、まず、西之表市の年表をちょっと見ますと、昭和三十六年十一月五日に、新光糖業株式会社が西之表工場を竣工しております。面積は八千六百平方メートルと。工事費四億円という記録があります。一日能力三百トンと。その後、南種子町には、昭和三十八年十月に会社が竣工してよろうです。その後、会社はもとより、生産者、関係組織相互の積極

的な取組みが展開され、種子島経済を支える大きな企業となつてきているわけでございます。また、産業となつてきてもおります。

この会社は、構造改革ということもあつて、昭和四十九年九月に南種子工場を、また平成七年九月には西之表工場を閉鎖して、現在の中種子工場に整備統合し、現在に至っているわけでございます。

この創業、一本化の創業は、早く平成四年、五年期から既に始まつておりますが、閉鎖したのが平成七年の九月ということになります。当時の全体面積ですね。これは一本化した後の面積です。これは二千三百二十平方メートル。そして、栽培農家も三千七百七十戸と生産量が十五万二千四百一十トンあります。

八年前の、この八年前、平成二十一年、二十二年期は、面積で二千六百二十四ヘクタール、栽培農家は二千四百四十戸、生産量は二十万六千五百四トンと、この平成に入って初めて二十万トンを超えているようでございます。

また、十年前の平成十九年、二十年期から平成二十二年、二十三年期のこの四年間は、十アール当たり全て七百トン二百を超えた実績が残っております。

最近、今回創業が始まる平成二十九年、三十年期の見込みとして、生産量等の情報をいただきました。この資料を見ますと、見込みではあります。収穫面積は二千三百町歩、ヘクタールですね。うち新植面積、これは新しく植える春植え、夏植え、秋植えとあるわけですが、新植面積は六百六十三ヘクタールあります。昨年は七百九

十五ヘクタールでありましたから、昨年の新植よりさらに少ないという形になります。新しく新植するところですね。

一反歩当たりの単収であります。見込みとして五トン四百七キロ、市長の所信表明の中では五トン五十キロというふうなあれでありますけれども、資料ではなっているようでございます。

昨年の平成二十八、二十九年期が六トン五百九十七ありました。相当に低いということ。先ほどの同僚議員からの質問の中でも、非常に厳しいと、農家はということ話されましたが、こういった数字からも、見込みの中でも危惧される状態にあるということであります。

やはりこのこういったことを前年とちよつと比較してみますと、やはり収穫面積でも百四ヘクタール。うち新植した面積でも百三十二ヘクタール。一反歩当たりの収量でも一トン百八十。生産量も三万四千五百二十九トンと。生産戸数も百三十戸。全てが減となつてるのが現実であります。

過去にもこのような不作の続く年、年期も幾度かあつたと思ひます。しかし、絶えず生産者の危機意識と一丸となつた関係機関のたゆまぬ指導と助言、支援があり、乗り越えてきた。今まで述べてきました現在のこれからの実績を考えると、今最も危機的な時期を迎え、崖っ縁に立たされてると危惧しております。

生産者個人がさとうきびづくりをやめることは、個々の都合もありましょう。しかし、創業から五十六年間、ここまで種子島の農業

がもたらす基幹産業として、経済社会を構築してきた企業の功績は大きく、さとうきびの不況は、本市はもとより種子島全体の大きな問題であります。このようなときであるからこそ行政が先頭に立ち、生産者、JA、企業とも一体となってこの苦境を乗り越え、さとうきび生産再生の先頭に立って、西之表市はもとより種子島を盛り上げていただきたいと切望するところであります。市長の見解を問います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） はい。貴重な御意見ありがとうございます。鮫島議員がおっしゃいましたように、新光糖業がスタートしたころ、昭和三十六年というころは、私はまだ小学生でございました。そのころより、さとうきびがこの種子島の基幹産業の一つであると。基幹作物の大きな地位を占めているというふうに考えております。このまま不作、低迷が続きますことは、この種子島の農業の基盤が崩れる。そして、地域経済の衰退につながるという危機感を覚えております。

特に今年の方が悪いという原因には、自然的な要素、台風が四回も襲来いたしました。そういう要素と、それから担い手不足。これは高齢化の問題、農家の高齢化の問題と、それから若い参加者が少ないということが挙げられると思います。そして、総体的に、この農業がもうかる仕事、もうかる産業であるという認識がなかなか得られていないということから、それぞれの観点から対策を考えて

いかなくてもはいけないと思います。

そのためには、現在進行しておりますのは、農地の耕作放棄地が多数ございますけれども、その集積・集約という調査しながら、将来の農業の発展に寄与するように、今準備を進めているところであります。

それから、若手の参入につきましては、策を講じてはおりますけれども、例えば、農業振興公社の研修の農業大学の応募者が、今年度はございませんでした。それが、その原因も理事会等で、役員会等で協議をいたしておりますが、さらに若い人たちが参入しやすいような方法、応募の仕方、広報の仕方、そういうところも研究して、若い方々が種子島の伝統あるこの産業、特にさとうきびが魅力ある農業となるように、私どもも宣伝しながら、職員もまた知恵を働かせながら、それから、生産者、それから関係機関、JAあります。それから、県国、その他制度等も利用しながらですね、この西之表市の農業、さとうきびの農業をより力強くしていくことに研究し、努力をしてまいりたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） さとうきびも、非常に肥培管理もそうでありますが、収穫作業等に非常に苦慮してるところございます。やはり高齢化ということはそうであります。こういった手刈りをする農家、機械刈りする農家、それぞれのメリット、デメリットがございます。そういうことを解消するには、やはりこの生産組織でのやっぱり意見の交換というものを捉えながら、的確にその誘導をして

いくと。方向性をですね。そうしたこともまた肝要であろうと思
います。

なおかつ、やっぱり市長が今触れられましたように、耕作放棄地、
遊休農地、そうしたものが、やはり増えてくる可能性もあります。
そういうことからして、早くこの農地の貸し借りも積極的に進めな
がら、大規模農家には大規模農家なりのやっぱり進め方を、そして、
そうした高齢者の、高齢の耕作者には耕作者に向けた手を差し伸べ
てやりながらですね、このさとうきび作を振興していただきたいな
と思います。

今回の質問については、さとうきびに絞って質問をさせていただ
きました。農作物の生産性の向上によるやっぱり農家経営の安定、
これは種子島の経済発展、西之表市の経済発展に大きく影響するわ
けでございます。それには、このさとうきび、この農業そのものが、
やはりこの経営発展の根幹をなすものであると私は確信しておりま
す。

いま一度、農林水産漁業等一次産業、これには未知数の可能性を
秘めてるといふ期待を持ってですね、多くの情報を外からも入れな
がら、その情報共有しあって研鑽を深め合い、そして、豊かな勢い
のある種子島西之表農業を築いていければと。このようにも願いな
がら、その発展を願い、関係職員、機関のさらなるやっぱり御尽力
を賜ることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしましたし

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十五分ごろ
より再開いたします。

午後二時十一分休憩

午後二時二十六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中野周君の発言を許可いたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 皆様、こんにちは。本日最後の質問者と
なりました。よろしくお願いたします。

一般質問通告書に従い質問いたします。

最初に、償却資産に係る固定資産に対する適正な賦課を求めるこ
とを目的に質問いたします。

地方税法第三百八十三条において、固定資産税の対象となる償却
資産の所有者は、毎年一月一日現在所有している償却資産を資産所
在地の市町村長に申告することになっています。もちろんのことと
して、当局は、その申告書の取得価額に基づいて、法律、条例の定
めに従い賦課していることと思います。

そこで、地方税法に定められているとおり、本市に存在する事業
用の償却資産に、でき得る限り一件の漏れもなく公平公正を旨に適

正に賦課され、それぞれその税額も、でき得る限り公平が保たれていることが行政執行の原則だと考えます。果たして本市の賦課状況は、公平公正をもとに適正に賦課され、納税者にもそれぞれ納得をいただき、気持ちよく納税をいただいているだろうかとの観点から、順次質問させていただきます。

最初の質問は、本市ではどのような方法で償却資産申告の広報をしているのか。その広報の内容や広報のあり方等についての報告をお願いいたします。次からは質問者席より行います。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋、自動車、軽自動車以外の事業の用に供することができる資産をいいます。

広報については、前年度までに申告をされた方及び申告が必要な新規の方で、毎年十二月に申告のお願いをする文書を出しております。今年度も十二月二十五日発行のお知らせ版及びホームページ等に償却資産に関する内容等を掲載し、また、対象者には別途申告を促す文書を発送し、さらなる周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○一番（中野 周君） ただいま説明をいただいたとおり、広報の内容とかあり方等については、特に全般的に何の問題点もないように思われます。が、果たして償却資産を所有する市民の方々が、広報を通じ、償却資産は固定資産税の対象となり、自主的に申告し

なければならぬということをどの程度の所有者が理解しているものなのか疑問に感じます。

こういう私も、太陽光発電施設を設置してから約二年半、何も知らずに申告をせずに放置したままでした。ふとしたことから償却資産として申告しなければならぬということを知り、慌てて申告を済ませたところです。知らなかったこととはいえ、大変申しわけなく思っております。一方、申告していなかった自分自身の責任とはいえ、三年分まとめて納税は非常に大変でございました。

それは別として、私の体験上から、実体験から予想するところ、償却資産は自主申告制であるがゆえに、償却資産所有者の認識の度合い、考え方に偏りが生じ、結果として税額にアンバランスが生じる危険性があるのかも考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

償却資産申告の内容及び必要性、すなわち、その償却資産の申告のあらましについて、それぞれの所有者、市民が理解度、認知度をどのように当局は判断をし、認識されているのか教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

償却資産は、土地、家屋のように登記簿、いわゆる登記制度に相当するものがなく、所有者の確認が困難であるため、個人や法人で西之表市内に償却資産を所有されてる方は、地方税法第三百八十三条の規定により、毎年一月一日現在で所有している資産について、一月三十一日までの申告が義務づけられています。

平成二十八年年度については、償却資産申告書送付件数八百八十二件、申告書提出数七百四十八件であり、うち新規者八件であります。申告送付者のうち約八割の提出があることから、一定の理解をしていただいていると認識しておりますが、未申告者もゼロではないという認識もあることから、広報紙等を通じ、さらなる周知を図っていきたく考えております。

また、償却資産に対する課税は、土地や家屋と同様、貴重な自主財源でありますので、歳入確保及び公平な課税の見地から、資産保有状況の適正な把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） まあ、おおむね課長の説明では、御理解をいただいているであろうというような判断のように受けとめました。果たしてそうなのでしょう。

一般的に、ほとんどの市民は、本市の使用料、手数料も含めて、市税全般にわたって相当な重税感を感じております。これまでの歴史をひもといてみてもわかりますように、市税全般の徴収結果から不納欠損されてきた税目、これは固定資産税が件数、金額ともに群を抜いているように思われます。すなわち、なかなか納得のいたさない税目であり、税額ではなかろうかと思うところです。

いずれにしろ、税制上は国税で減価償却として経費算入が認められて、控除対象となつて所得税税額の軽減を算定する科目ですから、その軽減された額の一部を固定資産税として地方自治体の自主財源

に充てる制度だと思えます。

担当課におかれましては、ここでもまた市民に嫌われる職務もわかりませんが、償却資産申告の必要性を根気強く丁寧に説明をいただき、おっしゃるように、自主財源の確保と同時に、公平公正、適正な賦課業務の職務を遂行していただけますように、よろしくお願いをしておきます。

次に進みます。

せっかくの機会ですので、広報も含めて、償却資産の種類と具体例について詳しい説明をお願いいたします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

償却資産は、会社や個人で工場や商店、農業や漁業などを経営している方が、その事業のために用いることができる十万元以上の機械、器具、備品等の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

資産の種類としては、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品があります。具体的には、構築物には、路面舗装、緑化施設、牛舎、事務所の内装工事などです。機械及び装置は、クレーンやタイヤショベルなどの建設工業設備、モーター、GPSなどの漁業用設備、ハーベスター、耕運機などの農業用設備、再生可能エネルギー、太陽光発電設備などがあります。船舶は漁船等で、航空機は飛行機やヘリコプターなどがあります。

車両及び運搬具は、大型特殊自動車、工場内運搬具などがあります。工具、器具及び備品は、ワープロ、パソコンなどの事務機器、テレビ、冷蔵庫、エアコンなどが具体例であります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

次に進みます。

次は、今説明をいただいた複数の償却資産のうちで、再生可能エネルギー、太陽光発電設備の課税状況に絞ってお尋ねいたします。償却資産の申告は、自主申告が原則とはいえ、ただ黙って市民から申告書の提出されるのを待っているだけではないと思います。当局は何をもとにして市民に指導をし、自主申告を勧誘しているのか、説明をお願いします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

再生可能エネルギーに対する課税は、本人の申告に基づいて課税している状況です。近年、太陽光発電の施設が増加するため、航空写真や現地確認等を行い、所有者の確認に努めておりますが、土地の所有者と異なつてことも多く、太陽光発電の所有者を特定することに時間を要します。このようなことから、実地調査を行い、公平な課税を推進してまいります。今後、広報紙やホームページ等の周知や、最近公表された経済産業省の公表用ウェブサイト等を活用し、適正課税に努めてまいります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 何をもとにどのような質問の中で、航空写真とか現地調査というような答弁をいただきました。担当にこの航空写真の状況を聞いてみますというのと、もう古い、この太陽光発電を見つげるための航空写真ではなくて、もう既に実在する古い航空写真をもとに調査をしているというような報告でありました。非常に幼稚なやり方じゃなかろうかと思つたところです。

おっしゃるようになりますね、この太陽光発電は、経済産業省の認可があつて初めて設置ができる施設だと思ひます。ですから、経済産業省に、西之表市に設置した、認可をした資料を求めたらば、一目瞭然で場所から所有者まで全て、発電量まで全てわかると思ふんです。ぜひこういうものをですね、参考にして、勧誘、説得、指導に努めていただきたいと思ひます。

次に進みます。

この中でですね、当局は、今現在まだ課税できるであろうというその太陽光をですね、その未課税の分を何キロぐらいと思つてるのか、参考までに。課長の思ひで結構です。

○税務課長（長吉輝久君） キロワット数については、ちよつと償却資産のですね、提出項目に入つてないもんですから、なかなか厳しい状況があるものですから、そこについてはちよつと回答を控えさせていただきますと思つております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

それではですね、次の五番目の質問になりますか。平成二十九年
度固定資産税のうちで、この太陽光発電施設の課税対象発電量及び
課税件数、すなわち申告件数ですね。これについての報告をお願い
します。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

把握している中での課税対象発電量は千八百六十七キロワットで、
課税件数は十六件です。

なお、これ以外にも申告が必要な課税対象物件もあることから、
今年度中に申告を促す文書を発送したいと考えております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。

申告件数が十六件、課税対象の発電量が千八百六十七キロワット
というような答弁であります。

次にですね、こういうようなものをもとに、太陽光一キロワット
当たりの最高税額及び最低税額、そして、必然的に平均税額が出ま
すが、そこを紹介してください。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

太陽光一キロワット当たりの最高税額は五千二百六十円で、最低
税額は千二百九十一円です。

○**一〇番（中野 周君）** 千二百。

○**税務課長（長吉輝久君）** 千二百九十一円です。平均の税額は三
千八百八十三円です。

なお、所有者によって取得価額が異なるので、税額も異なってき
ます。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞いてですね、この現在のこの課税額、キロワ
ット当たりの課税額ですね、これを当局は公平が保たれているとい
う税額だと認識をしているのかどうか教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** 先ほど議員も御指摘のとおりですね、
なかなかまだ調査対象者がいらっしやるんじゃないかと思ひまして、
また広報に力を入れたいと考えております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** なかなか理解しがたい答弁であります、
基本的にですね、この税額の算出方法、これはあくまでも取得価額
を基準に評価額を算出し、税額を決定するようになっていてよろし
うです。ですから、この方式だけの決定では公平が保たれないと。私は
そう強く痛感しております。なぜならば、あくまでも申告制だか
らなのです。申告する市民のさじかげん、このさじかげんの結果が
税額を決定する制度だから、そう思うから、不公平が発生してると
思います。

本当にですね、この方式だけ。ただ、今課長がおっしゃった今当
局でやってくる課税のやり方、これは国からの指導の標準的なやり方
ですから、これを否定する気は毛頭ありませんが、やはりその課税

は公平さが保たれなければならないと思います。

そこでですね、各個人の申告書に記載される所得価額を確認する制度ではないことは、よく理解の上で言ってるんですよ。よくそこは理解して聞いていただきたいと思うんです。

まずですね、公平公正で適正な賦課業務を重んじるならば、本市独自の発電量一キロワット当たりですね、標準額もあらかじめ設定して、先ほど説明した最高、最低、今平均出ますよね。その辺のところの妥当な金額を西之表市の標準額だと。一キロ当たりのこの税額の標準額というものを一つ持っていてですね、既存のその申告制の市民から申告される評価額じゃなくて取得価額をもとにして確定した税額と比較対象をして、それでもって不審な点があるならば、現地を調査し、キロワットを調査して、それでもってその公平公正を保っていたきたいなと思うところですが、いかがでしょうか。

○**税務課長（長吉輝久君）** 先ほど御説明したようにですね、毎年一月現在における償却資産については、その所在、数量、種類、取得時期、取得価額がわかればよいことになっておりますので、キロワット数にはですね、なかなか不明な部分がありまして、把握して中での発電量になりますので、御理解をいただければと思っております。

○**一〇番（中野 周君）** まあ、当局は当局の立場で主張しましよすが、一市民としてですね、やはり公平公正な適正な価額ちゅうのがあると思うんですよ。税額。所得税にしてもしかりですよ。全

てがそうなってる。税制はですね。公平公正を重んじるようになってるんです。やっぱり努力してほしいですね。必ずやその発電量も探せ出せます。経済産業省の書類にあるわけですから。ぜひここはですね、肝に銘じて検討を深めていただきたいと思います。

次に移ります。

申告状況についてですが、先ほど報告いただいた申告十六件のうち、自己申告数は何件で、当局からの勧誘によって、指導によって申告された方の件数、これを教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。毎年、申告勧奨の通知及び前年度申告書記載例等を八百件から九百件程度送付しております。昨年度の申告状況は、窓口及び郵送での提出が六百六十五件、電子申告八十三件の計七百四十八件となっております。そのうち、自主的申告件数については二十二件となっております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。ぜひですね、そういうような働きかけも精力的にやっていたきましてですね、課税のない、税金のかかってない施設、その事業用施設がないように、ぜひ努めていただきたいと思います。もちろんですね、担当課職員の日ごろからの職務遂行に向けた努力は高く評価をいたします。

私がこの課題で申し上げたことはですね、財政が逼迫しているこ

の本市の財政状況からして、自主財源である地方税収の確保は、健全なる行政運営のそのものの死活を左右する大きな柱ではなからうかと考えるからです。市民の所得向上策とか企業誘致、立地活動及び人口増に向けた施策なども非常に重要な対策です。これらの施策はもちろんのこととしてですね、今現在、賦課される、賦課できる、課税される資産、課税すべき資産があるとすれば、適正に課税することが行政の基本中の基本だと考えます。万が一にも、忙し過ぎてとか職員が足りずとか、そういうような現状でどうにもならないとするならばですね、職員を増員してでも、ぜひ調査指導を徹底し、公平公正な適正な税務管理を執行していただけますようお願いをしておきます。

次は、二番目の課題に移ります。

民生委員の報償費を課税対象とし、源泉税を徴収してる執行状況についての質問でございます。

いよいよ十二月になりました。年末調整及び確定申告の時期となります。質問内容をわかりやすくするために、民生委員の報償費に絞って質問いたしますが、全庁的に日常の業務遂行に当たっては、法律、条例を遵守した執行を求める意味での質問ですので、それぞれの所管、それぞれの所管に置きかえて受けとめていただきました。議論に参加をしていただきますように冒頭をお願いをしておきます。

ここで申し上げたいことは、税の制度を詳しく理解した上で、法律、条例を遵守して、源泉徴収税も含め、日ごろの業務に携わって

いただきたいという思いで質問をいたします。

まず一番目、民生委員法（昭和二十三年七月二十九日法律第九十八号）第十条についての説明をお願いいたします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

民生委員法第十条でございますが、資格及び任期についての規定でございます。民生委員には給与を支給しないこと及びその任期を三年とすることを規定しております。

まず、民生委員の身分についてでございますが、地方公務員法第三条第三項第二号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当するとされております。民生委員・児童委員が非常勤の特別職の地方公務員であることから、ここでいう給与とは、常勤職員の給与に対応する報酬がそれに当たると解釈をされていますので、第十条の規定により、報酬を支払うことはできないというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 次の質問に入ります。

本市では、民生委員に対する報償に対し、源泉徴収していると聞きますが、事実なのでしょうか。現状についての報告をお願いいたします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

民生委員・児童委員は、先ほど申し上げましたとおり、給与に当

たる報酬が支払われません。無報酬ということになります。資質向上のための研修会への参加に係る経費、それから見守り活動に要する交通費や通信費など、委員の活動に一定の費用がかかることは言うまでもありません。

そのため、民生委員法第二十六条に基づきまして、県から民生委員児童委員協議会に対して、平成二十八年度では三百九万六千五百二十円の活動費が交付されたところでございます。また、市からも百二十二万五千円の研修補助金を協議会に交付しております。一人当たりに交付される金額が年額約八万一千五百円となりますが、活動に要する経費として交付されるものなので、こちらの費用について源泉徴収の対象にはなりません。

議員の御質問にあります市が源泉徴収をしている報償費についてでございますが、市が民生委員・児童委員の皆様の地域福祉活動に対するお礼として支出する報償金に対して徴収するものでございませぬ。

報償費の額につきましては、月額で、会長が九千円、副会長が八千円、委員七千五百円、その他児童委員としての活動に対して、各委員に年額二千元を支出しているところでございます。これが税法上所得に当たると判断をいたしまして、所得税法に基づき源泉徴収をしているという状況でございます。

以上でございます。

〇一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

所長の報告によりますと、国から民生委員一人当たりの活動費として、年間六万から七万円、これは都道府県、市町村によって若干の違いはあるようですが、県を通じ、協議会を通じて各委員に支給されていると。それについては、当然のこととして非課税だということですよ。

そして、もちろんこの国からの活動費だけでは、年間平均少なくとも百日以上も活動する民生委員・児童委員の通信費とか交通費など必要経費、実費にも届かず、なかなか大変だと、不十分だということ、全国的に各自治体それぞれが独自で活動費を支給している。本市では、会長に九千円、副会長に八千円、各委員に七千五百円、毎月支給しているとのことでした。

今、この所長の報告の中のこの市からの活動費を一時所得とみなし、源泉徴収をしていますということですね。これはですね、私は、この執行状況、これは民生委員の法のさつき説明いただいた第十条に抵触すると思えます。なぜなら、民生委員法第十条で民生委員には給与を支給しないものとするところあり、民生委員は無報酬が原則だと法律で定められているんです。ですから、この市から支給するものも、当然のこととして非課税でなければなりません。

例えて言うならば、鹿児島県は、これは非課税としてますよね。この活動費を。西之表市は、この活動費に課税対象、一時所得とみなすということですが、この一時所得とみなす、この課税対象にしてるこの執行状況、これはですね、もう矛盾過ぎるところか、もう

本末転倒だと指摘せざるを得ません。

一時所得とみなすことはですね、給与及び給料並びに賃金とか報酬、これが一時所得なんです。すなわち、源泉徴収しているということは、給与とか報酬として支給してまうということを証明してることなんです。源泉税を徴収している現在の執行状況はですね、必ずやこの民生委員法、それから西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例、これをひもといてみても、よくよくわかります。

いま一度確認いたしますけれども、本市がこれまでの執行状況、すなわち、その民生委員の源泉徴収してもよいとする何か法律の裏づけがありましたら教えてください。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） たいま議員のほうから、給与に、所得の給与に、給与収入に当たるといふようなことでございます。最終的に、私たちが個人に今お礼として報償金を支出しておりますが、最終的に申告をする場合の税法上の取扱い、給与だといふふうに私たちも認識しております。

で、報酬と給与、それから、今私たちが委員の皆さんにお支払いしているお礼としての報償金というものの意味というものが、ここで若干理解が食い違っているのではないかといふふうに感じているところでございます。

私たちが今個人にお支払いしているお礼としての報償金ですが、これに関して源泉徴収するというのは、私たち自治体が源泉徴収義務者であるということが、まず前提にございます。ですから、私た

ちが、例えば謝金であったり、そういったものを個人にお支払いする場合には、必ず源泉徴収をしないということがありますので、それに基づいて源泉徴収をしているということでございます。

○一〇番（中野 周君） 私がですね、所長、確認をとっているのは、民生委員法という法律第十条、これをどうあなたは解しているんですか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） こっちにですね、資料が、地方自治法二百三条の非常勤職員に対する報酬を支払わなければならないというその規定、そして、民生委員法第十条では、それが例外規定として、議員がおっしゃる給与を受け取ってはならないというですね、民生委員法第十条に規定がございます。

しかしながら、私たちもそこが、謝金を払っている、報償費を払っているということが適法なのかどうかといふことをひもとく中で、いろんな書物をですね、総務課のほうでも探していただいて、いろいろ検証してみました。

その中に、やはり民生委員が都道府県の地方公務員であり、費用弁償等は都道府県が負担することになっている。そういった中で、単独の自治体が報酬とかを支払うことはできない。しかしながらも、報償費として相当額を民生委員に支給することはあり得るということとが解釈の中で出てくるんです。そういったものに基づいて、支払いをしているということでございます。

○一〇番（中野 周君） 確認をとります。民生委員法第十條にた

だし書きがあります。今そんなふうな説明だと聞こえたんですが、第十条のただし書き、それについてのみ答えてください。時間がありません。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） ただし書きはございませんが、ただ、二百三条について述べました。

○一〇番（中野 周君） えーとですね、そのあなた方のその判断が間違っていると私は指摘してるんですね。この民生委員法をひもついてみますとですね、民生委員・児童委員は厚生大臣から委嘱をされ、都道府県知事の指揮監督のもとに必要な業務を行います。基本的にはボランティアですので、国からの報酬はありません。ただ、民生委員・児童委員の活動費用に対して、地方自治体から報償費、弁償費ですね、報償費が支給されます。この報酬、報償、弁償費は個人の収入扱いにはならないと関連の解説には全て明記してございます。

例えば、本市のこの一般会計の予算書、決算書を見ても明確に記載されていますように、民生委員活動費の報償費の説明書の欄を見るとわかるように、報償費となっております。報償費です。すなわち、報償費とはですね、損害に対する償い。償いをする意味の費用なんです。費用。所得じゃないんです。賃金でもないんです。すなわち、活動を支援するための費用であり、民生委員・児童委員としての日ごろからの活動のための通信費、交通費等の必要費用弁償費、すなわち活動費なのです。よって、給与や報酬などの所得ではなく

てですね、歴然とした活動費なのです。当然のこととして、非課税であると主張をいたします。

ちなみに、先ほども言った地方自治法の第二百三条の二第四項の規定に基づいて、委員会の委員、監査委員、その他市の非常勤の職員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する事項を定めた西之表市報酬及び費用弁償に関する条例を見ても、民生委員・児童委員の活動報償費はこれに含まれておりません。繰り返しになりますが、報償費とは、官庁の勘定科目の一つで、役員負担に対し償う費用、すなわち活動費なのです。

当局の主張する一時所得にすべき科目はですね、同じ民生費というなら、民生委員推薦会運営事業で委員長四人、委員三十二人の方々に支給している報酬、これが課税対象になるはずなんです。報酬と報償はですね、税務上全く異質なものだと言えます。当局は当然のこととして、この法律、条例を遵守して執行すべきだと重ねて提言いたします。

いま一度確認しますが、法的な裏打ちが、その二百三条、また後ほど勉強しますが、それに明確にうたってるんですね。報償を与えてもよいとうたってるんですか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 福祉事務所への御質問なんですけども、全体的に関連いたしますので、すみません、総務課のほうで答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど福祉事務所長のおっしゃいました報酬の関係です。二百三条の地方自治法上の報酬の関係につきましては、非常勤特別職に關しての報償であります。で、福祉事務所長の答弁でもありましたけれども、民生委員法のほうは、地方自治法の特例に当たりまして、特例として解されておりまして、法令的には正しいということになります。

それともう一つ、所得税の考え方で所得税法の基本通達というものがございまして、所得税の中で給与所得に当たるものというものの所得税の基本通達の中で、委員手当等というのがございまして、国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、この場合、謝金というのは報償費でございすけれども、手当等の報酬は原則として給与等とすること、所得税法の中では給与等とすることというふうに解されてございます。よって、福祉事務所が源泉徴収しております、いわゆる報償費でございすけれども、報償費のほうは税法上では給与所得と解されておりまして、その分を源泉徴収するというふうなものが実態になってございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） では、総務課長にお伺いしますが、その民生委員法の第十条と今あなたが説明したものととの整合性はどうか。全くかけ離れた法律が二つあるというように私は理解するんですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） これも法律の解釈上の話なんですけ

ども、民生委員法の第十条の規定が、地方自治法二百三条の二の特例をなすものであるというのが、では、行政実例のですね、昭和二十九年十二月十五日の解釈でなされておりました、これはそういうことになってございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） えーとですね、私の勉強不足かもわかりませんが、私はかたくなに、それに抵触するということふうに今も思っています。また後ほど、時間がありませんので、また後ほど、ぜひ御指導ください。

私の思いはですね、この源泉税とか所得税は国税ですよ。国税。私が担当課にこの件について疑義を申し上げてから約半月が経過します。私はこの間、国税当局の税務署に尋ねて、この件の見解を求めてまいりましたが、当局も国税当局にこの件についてただしたとありますでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） こちらとしては、全庁的な源泉徴収制度についての確認をとるということで、総務課、そして税務課と協議をさせていただきました。

○一〇番（中野 周君） あくまでもこの国税は、国税当局が、この何、何とか権があるかと思うんです。皆様方でこの国税のことについてですね、その議論するのでもいいでしょうけれども、やはりこういう問題については、もっとですね、指摘を受けたらばですよ、それを真摯に受けとめて、しっかりした国税当局とかですね、その

ところにしつかりと指導を仰ぎながら、万が一にも間違ったやり方をしてたらずね、非常に迷惑がこうむるんです、市民は。皆様方のすること、市役所から来る知らせとか広告とかちゅうのは、もう法律以上に西之表市民は正しいものと思い込んでるんです。ですから、万が一にも間違った執行をしていたたくはないと強く思います。ですから、今後ですね、ぜひこういう問題が発生したらば、国税は国税当局にしつかりただしながら、行政執行にお願いして、お願いをしておきます。

最後に、勘違いをされないように、念のために申し上げておきます。

全国的とはいえ、本市独自でその追加の活動費、民生委員とか児童委員に対する追加活動を支給してるこの現状の執行状況、これは高く高く評価をいたします。個人的な意見としてはですね、現在の支給額、会長九千円、副会長八千円、委員七千五百円、月額、これはですね、年間、さつきも説明しましたとおり、百日以上、少なくとも積もっても百日以上、もう百五十日は活動してます。これが実情です。この人たちの交通費とか通信費、必要実費にほとんど足りてません。願わくば、現在のこの三倍から五倍の活動支援金をしっかりと確保していただいでですね、民生委員の活動を行政としてしっかりと後押しできるように支援をぜひお願いをしておきます。

先ほどの税務課とのやりとりの中でもやっただんですけれども、その税制上いただけるものをしつかりいただいでですね、それで必要

な、こんなふうに必要なところにまだ足りないその費用がいっぱいあるうかと思うんです。そういうところに分配するというのも皆様方の仕事でしょうから、ぜひよろしくお願いをしておきます。

最後に、この件について市長の見解をお願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

民生委員・児童委員の皆様方には、本当に常日ごろ、市政、行政に全般に対しまして御協力いただいていることは、まことに感謝申し上げます。特に今年度は一斉改選ということで、五十三人の方々に改めてお願いをいたしました。

議員御指摘のその報償金ですね、そういった努力、労働といいますが、その活動に見合う対価というものは必要などころでございましょうし、それは今福祉事務所長、総務課長も申し上げたとおりですね、税法上の観点と、それから、その他法令との間で非常にわかりにくいところになつてるような印象も受けました。

そういう中で、今後とも民生委員・児童委員の皆様方には、より以上の御協力をこれからもお願いすることになりますし、今後とも皆様方の活動が少しでも後押しできるように、行政としても力いっぱい頑張つてまいりたいと思えます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

最後に、この件についての質問になります。

その所得とみなすことによつて、その民生委員各自に及ぼす影響についてどうお考えでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 市がお支払いした謝金等につきましては、所得として申告をしていただくことになってまいりますので、私どもが、市が個人に支払った謝金等については、総務課のほうで取りまとめて、各人に源泉徴収票を二月ごろお送りをしております。確定申告、あるいは市県民税申告の手續の際に、総務課が発行する源泉徴収票を提出して、年間所得に応じて還付を受けていただくということになるかと思ひます。

市が活動に対するお礼という意味で報償金をお支払いすることによつて、そういった手續に手を煩わせているという状況はあるかと思ひますが、市としては、やはり地域福祉活動に対する感謝の意味を含めて予算化している費用でございますので、引き続き一般財源ではありますが、予算確保に努めてまいりたいと思ひております。以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ほとんどですね、私の質問内容の答弁になつてません。私がここで申し上げ、総務課長もよく聞いてくださいます。

皆さん方が源泉税として、年間多分三千円か三千五百円ぐらいに税額はなるうかと思ひますが、たった一年間のその所得税が三千五百円とか三千円は少ないと思ひ人もいるかも知れません。しかしですね、これが市民税にも影響しますよ。国民健康保険税も影響

しますね。所得割で。皆さんはそういうことを考えたことあるんですかね。それから、何ですか、百三万円の壁にも影響し、非常にその影響が、私は弊害だと思ひますけどもね。ええ。本当にこんなふうですね、多岐にわたつて影響が大きいです。

ですから、しっかりと、これが税制上、法律上、間違いないことは当たり前ですから、これはこれでいいんですよ。でも、万が一にも法律に触れるようなことをば、長年ずーつとやってきてるのであれば、ぜひですね、目を覚ましていただいて、しっかりと行政執行をお願いしておきます。

はい。最後になりました。最後はですね、ハナサンゴモドキの保護・育成・活用についてを課題にしたいと思ひます。

環境省のレッドリストに絶滅危惧種として指定されている種子島固有種であるハナサンゴモドキについてのお尋ねです。

まず、先般、環境省から委託を受け、種子島・屋久島周辺を調査した調査団の先生方が表敬をされ、種子島近海のハナサンゴモドキの生息分布状況について、調査結果の中間報告がなされたところでありますが、その内容について、分布状況について詳しく説明をお願いいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 今般、一般財団法人自然環境研究センターが実施しました生育調査によりますと、種子島においては、中種子町の馬立岩屋から大塩屋までの海域と、国上の上古田地先で

生息が確認をされてるみたいでございます。

以上です。

○一〇番(中野 周君) もうちょっと詳しく欲しかったんですけどね。

実はですね、この調査団の調査は、二〇〇八年の十二月、それから二〇一三年の六月も行われております。今回が三回目になるようですけれども、この四年前の調査結果と今回の調査のこの中間報告によりますとですね、おかげさまで馬立の岩屋とかいうところの生息状況は余りその変化してなくて、非常に安堵している一人なんですけれどもですね。

今回のこの調査、正式な調査結果の報告はまだですけども、今現在、前回までの調査結果でわかっていることは、種子島で百六十六種のサンゴを記録することができたと、この報告書に、二回目の報告書ですが、これにあります。この百六十六種の中で、八十八種が種子島初めての記録種だそうです。特にこのハナサンゴモドキは種子島の固有種であり、しかも絶滅危惧種に指定されている品種とすることです。こんなにも希少価値の高い固有種が、今現在、種子島に生息しているわけですので、今後、未来永劫にわたって保護すべきと考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、絶滅危惧種に対する対策について、特別な対策が必要だと考えますが、当局はどのように捉えているのか教えてください。

○市長(八板俊輔君) 答えをいたします。

ハナサンゴモドキに関しましては、十一月二日に、研究者と、それからかごしま水族館の関係者の皆さんが私のところをお訪ねくださいまして、その際に、ハナサンゴモドキは種子島に生息する固有種といえますか、貴重な種類であると。絶滅危惧種一B類、環境省のレッドリストでは二番目のランクになるかと思えますけれども、一B類に選定されているという説明を受けたところであります。

その後、市内でも、市庁舎、市役所の中でも関係課を集めまして、どのように保護していったらいいのかというところを協議したところでございます。協議をして、その保護の方向でいろいろ手だてを講じているところでございます。

○一〇番(中野 周君) 聞くところによりますと、大変貴重な品種だそうですので、ぜひ精力的にお願いしたいと思えます。

次にですね、このハナサンゴモドキが繁殖・生育していく環境の保全、これもまた大変必要だと考えます。少なくとも現在のこの分布地域の開発規制なども含めて、生育環境の保全策を特別に講ずる必要があるかとも考えます。生育環境の保全に向けた保全策についての当局の見解をお願いします。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長(吉田孝一君) 答えをいたします。

育成環境の保全についての御質問でございますが、以前、このハナサンゴモドキ調査隊の方々が市長を表敬訪問された際の御説明の

中に、海岸に流れ込む土砂などが大きなダメージを受けるといふことをおっしゃられておりました。地球温暖化や環境汚染、森林伐採などの環境破壊問題も絶滅危惧種をつくり出してしまふ大きな原因で、その一つであるといふふうに考えているところでございます。

市民生活課としての環境破壊を防ぐ対策として考えることといたしましては、地球温暖化への防止活動や生活排水対策などを引き続き進めていくことであるといふふうに考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） おっしゃるようになりますね、これは西之表市だけの問題として捉えることでなくてですね、種子島全島の捉えて、一市二町足並みを、きたらば屋久島も含めてですね、熊毛地域でもって、そういうような組織をつくり上げてですね、ぜひこの繁殖・生育に向けた取組みを徹底していただきたいなと思うところでありますが、この全島的な取組みについて、何か協議された経緯がこれまでにあったんでしょうか。教えてください。

○市民生活課長（吉田孝一君） はい、お答えをいたします。

このハナサンゴモドキという生息そのものについても、私自身です。今、初めて知ったというふうなレベルでございますので、今回このハナサンゴモドキに限らずですね、こういった希少動物について、西之表市、もしくは種子島全島でどういったものがあるのかというのを含めて、一市二町で話す機会があれば、そういうふうなことも協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。ぜひそのように取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

次に必要なことが、盗難などの規制も必要だと思ふんです。もう既にですね、ネットで販売されているというふうなことも聞こえてきます。天然記念物などとして指定をですね、保護していくようなことはできないものなのでしょうか。お願いします。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

ハナサンゴモドキは、種子島海域のみで確認されている固有のサンゴであり、限定的な分布をし、特定の地域にしかない貴重なものであると言われております。

ハナサンゴモドキを市の天然記念物として指定する場合は、その生息地、生息数、学術上の価値などをしっかり把握、整理した上で、市の文化財審議会の承認を受けることとなります。

さらに、分布域が種子島海域であることから、県の天然記念物として指定を受ける場合は、島内一市二町及び鹿児島県との情報共有も必要であり、保存・保護に当たっては生息する海の環境も重要であることから、関係機関との協議も必要となつてまいります。

今後、保護に向けて、専門家の意見も参考にしながら、十分検討してまいりたいと思ひます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

この天然記念物への指定は、まあ思いつきでもあるんですけども、申し上げたいことは、その盗難予防。盗難というんでしょね。

これをどうしてもやっぱり阻止せんとですね、非常に少ない個体、個体数が非常に少ない状況で、辛うじて生き延びているというのが現状です。もうこれ以上その環境を汚したり盗難に遭ったりしながらこの個体数を減少させるのは、非常にもつたないと思えます。これも全島的に、種子島全島ですね、こういうような予防策等々もぜひ検討をしていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、このハナサンゴモドキ、最終的に非常に期待をしていることは、種子島にしか生息していない固有種ですから、種子島の観光資源として大いに活用すべきと期待をしているところでありますが、当局の見解をお願いします。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

観光の視点からも、今回のお話は大変歓迎されるものでございます。今後、先ほどから回答しているとおり、生育環境の保全対策、それから、天然記念物指定も視野に入れながら保護されていくことが重要であると考えてるところでございます。

それを踏まえまして、ハナサンゴモドキは種子島にしか生息していない固有種ですので、十分に種子島の観光資源となり得ると思われれます。今後、保護活動の体制化を検討するとともに、同時に観光

資源としての活用についても十分検討していきたいと考えております。

また、かごしま水族館におきましては、例えば、今繁殖のですね、試験なども行いまして、一年二カ月で五センチ。成長したら四センチということでしたので、大体九年ぐらい個体のほうがかかるといふことで、群生地化するにはかなりの時間を要するということもあります。そういったことも含めまして、かごしま水族館のほうとも連携をとりながら、その保護、そういったものも検討し、観光資源としてですね、活用できるようにしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

参考までにですね、申し上げておきますが、上古田で一個体だけがまず確認をされました。で、一個体ではなかなか繁殖していく。雌なのか雄なのかわかりませんが、私素人ですので。この前の視察団の、調査団の先生方の知恵をいただきながら、馬立の岩屋から移植をして、向こうに数個体、上古田に移植しております。大体一週間置きにずっと観察を続けているんですが、非常に順調に生育をしているようであります。

こういうことも含めてですね、願わくば、浦田海水浴場に移植ができないものかと相談を試みたところ、浦田海水浴場はなかなかその環境、透明度が非常に高くてですね、ハナサンゴモドキの生育

には適していないんだそうです。ですから、ある程度このよどんだ、余り潮の入れ替わりのない、今のいうその大塩屋とか馬立の岩屋、あの付近ですね、あんなふうな地形が一番適した環境なんだそうです。

そういうものも、その上古田を中心にですね、もしその移植が可能であるならば、そういうものもぜひ検討していただきたいと思うし、そしてまた、今課長から説明のあったように、かごしま水族館では、もう既に人工ふ化も成功したというようなことが報じられております。

そういう意味からしてですね、願わくば、市のフロアとか、市役所のフロアとかですね、鉄砲館とか、いずこでもよろしいでしょうけども、やはりその固有種としてこういうものが種子島に生息しますというものを水槽とか何かにもってですね、そういうものも一つの観光資源としてインパクトがあるんじゃないかなと思うところでしたので、今後の課題として、ぜひそういうものも検討していただけますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 中野周議員、自席のほうにお願いいたします。

○一〇番（中野 周君） はい。

○議長（永田 章君） ただいまの中野周君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす五日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時二十八分散会

平成二十九年十二月四日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

一三番 橋口 好文 議員

一二番 生田 直弘 議員

九番 鮫島 市憲 議員

一〇番 中野 周 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。

一般質問をいたします。

お城があるじやろう。稲や野菜が天守閣とするならば、立派な天守閣をつくるには丈夫な石垣をつくらんといかん。その石垣こそが土づくりだ。安全で安心できる農作物づくりを実践指導している酔素の世界社社長、島本邦彦氏の言葉でございます。これは十一月二十七日、日本農業新聞の今日の言葉の欄に掲載された記事でございます。

今年、本市の農業の基幹作物であるさとうきびは、たびたび重なる台風と干ばつ、秋口よりの日照不足の影響を受け、十アール当たり五トンそこそこという極めて低い収量になっております。また、でん粉用甘しょも単収五十五俵という低単収で終わっております。そして、終盤を迎えている安納いもについても、平年を大きく下回る収量が予想されております。

農作物は自然条件によって収量が大きく左右されますが、作物に合った土づくりをすれば、その影響はある程度防げるものと確信いたします。私は、土づくりをしていく上で、土壌検査は絶対必要なことであり、また、農業経営上、経費の節減、農家所得の向上のためにも、市独自の土壌検査室設置を六月議会会で求めております。八

板市長は、土づくりをする上で大事なことであり、関係機関と協議しながら、その方向で進めてまいりますという答弁しております。あれから半年になります。土壌検査室設置に向けての進捗状況はどうなっているのでしょうか。お答えを求めたいと思います。

以下の質問は質問者席よりさせていただきます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

本市においては、土壌検査室設置につきましては、市の農業公社と検討を進めております。その中で、他の事例を参考にしますと、機材の整備に一千万円、人件費を除く運営費七十五万円、有資格者の確保等が必要となります。コストがかかる現状を踏まえますと、土壌検査室を市独自で設置するよりは、公社等で農家からの検体等を集めまして、検査のできる団体等への業務委託する方法などもあり、さらに詳細について調査をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁でコストがかかるという答弁がございましたが、南種子町は平成二十二年に町独自の土壌検査室を一千五百四十万円かけてつくっておるわけです。年間に四百五十から五百点の検査をしているそうです。その検査で町の農業振興に大きく寄与しているということでした。

私は六月議会でも、全国土の会の総会で出された各地域の事例発表の内容も紹介し、肥料代が大幅に節減されたこと、病害虫も減つ

て収量も増えたこと、また、西之表市の土地改良区の試験結果も一〇から二〇％効果が認められたことも紹介いたしました。以上のことからしても、農家の収益が上がれば、市の税収も増えることになるのではないのでしょうか。財源のことばかり言っていたら、本市の農業振興は前進しません。お金はかかっても、土壌検査室は速やかに設置するべきであります。

八板市長は六月議会で、先ほど述べましたように、関係機関と協議しながら、土壌検査室設置の方向で進めてまいりますという答弁をされているわけですから、その答弁とそのやり方が、今課長が答弁されたこととずれが生じていると受け取るしかございません。八板市長の答弁が大きく後退したんじゃないかと、私はそう感じました。どうでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業の振興のために、お金がかかってもやるべき政策は進めるべきだという御指摘だと思います。まさにそのとおりで、この検査室を自前の組織、財政でつくり上げることが最終的な目標になるかどうかと思いますが、今担当課長、所管課のほうから申し上げましたとおり、現段階では、検体を集めて、それを委託するという方法をとることにしたいということでもあります。理由につきましては、今申し上げたとおりでありますけれども、今後、財政事情ないしは環境が許せば、有資格者をそろえて自前でやるという

ことも大いに検討すべきだと思いますので、議員の御意見は貴重な御意見として承りながら、今後の市政に反映していきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） あれですね、市長さん、あなたは選挙のときも、市長選のときも、新しい風を吹かそうということを言われておりました。どうですか。経費がかかることはわかっているんですよ。ですが、農業振興のために新しい風を吹かせてもらったらいいと思いますか、どうでしょうか。新しい風を吹かせてくださいよ。

○市長（八板俊輔君） 新しい風は、今後随時吹かせていきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） どうも市長さんも課長さんも、農家の置かれてる状況が本当に自分のこととしてわかっていないんじゃないかと、今の答弁を聞いて私はそう感じました。

西之表市の農家は、市長の三十日の所信表明演説の中でも、さとうきびの不作、甘しよの不作等で、農家経済は厳しい今年は状況になるだろうということを言われております。農家はお金がないんですよ、市長。西之表市の農家は、市長、お金がないの。今畜産は、結構牛が価格が高いから、畜産農家はある程度余裕があるでしょうけど、作物栽培してる、さとうきび普通作ですよ、こういう農家はお金がないんです。来年までつなげないんですよ。

ですから、こういう気象災害にも対応できる土づくりをするためにも、土壌検査室の設置は必要だということを私は六月議会でも指

摘してるわけですから、市長はそれに対してちゃんと、大事なことだということで、関係機関と協議しながら、その方向で進めますと言ったわけですから、それはもう変更するんですか。自分が言ったことにもう少し責任持ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。今年、台風が四回襲来して、その影響でさとうきびの収量見込みが大幅に低下するであろうという予想が立てられております。農家の皆さんの御苦労には、最大限行政としてできる施策を取り入れながら支援してまいりたいと思います。

この土壌検査室のことにつきましては、土壌検査、適切な土壤を保つために検査をするということでありますけれども、その検査自体は、検体に関係機関に送って、土壌検査自体は業務委託をしてやるということにしております。その方法において、自前でやるか、あるいは他の機関に委託するかというその差はございますけれども、農家を最大限支援していこうという体制につきましては、いささかも変わるところはないと考えております。

○一三番（橋口好文君） これは鹿児島、そしてら経済連に送って土壌検査してもらうわけですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 業務委託につきましては、御承知のとおりで、鹿児島経済連も実施してますし、また、その他の業者もあろうかと思えますので、その辺も含めて詳細について調査をし

たいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 銭がなか銭がなち言うところから始まりましたよ、さつきから言ってますが。市が本気でやろうという姿勢を見せれば、JAさんも経済連も幾らかの応援はしてくれるはずですよ。違いますか。多分してくれると思います。農協さんも。自分一人でその問題を抱え込まないで、JAとかそういうところにも相談に行つて、その経費のめどをつけるような努力をまずすべきじゃないですか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） せっかくの御提案ですので、JAを初め、関係機関とも協議をしながら、努力してまいりたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） まあ、六月の市長答弁からすれば大分後退した感はゆがめませんが、非常に私は残念に思います。しかしながら、そういうことで、ぜひ農家がいい作物ができるような土壌、土づくりができるよう、そういうことを願っておるわけでございます。

次の質問に参ります。

本年度のシカの捕獲頭数は何頭だったでしょうか。シカによる農作物被害を減らすため、総力を挙げてシカ捕獲に取り組む必要があります。私は、極めて短い年月、例えば、二年とか三年ぐらいで、市が出した適正生息頭数三百八十頭にまで捕獲を強めていく必要が

あると私は考えております。これが西之表市のシカ被害に遭つて農家の気持ち、全員の気持ちでございます。十月から十一月に行われた議会と各校区との市政報告会の中でも、各校区民の中からシカ対策を求める意見も多く出され、捕獲目標二千頭は少ないんじゃないかという意見も出されております。現在までの捕獲頭数を教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

シカによる農林業等への被害を防止するため、本市では関係機関、団体等と連携しまして、国県の施策も活用しながら、捕獲の促進などに努めているところでございます。

現在の有害鳥獣捕獲頭数は、十月末現在、千六百四十六頭でございます。その内訳は、成獣で千五百九十五頭、また幼獣が五十一頭でございます。また、雌雄別で申しますと、雄が七百三頭、雌が九百四十三頭でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 目標捕獲頭数が二千頭ということになっておりますので、もう現在千六百数十頭捕獲してちゆうことは、もうあと三百頭ちよつとですけど、これはもう年度末、来年の三月までには、ひよつとしたら今年、今月中にとつてしまふ頭数になるんじゃないかと思ひます。

で、年明けて一月、二月、三月、この年度末までに捕獲報償金は出ないわけでしょうから、そうなった場合、猟友会のわなをかけて

捕獲している会員の人たちは、わなをかけないんですよ。捕獲報償金が出ないもんですから、わなを引き揚げる傾向にあります。ですから、やっぱりこの二千頭ちゅう捕獲目標に対して、私は、またあれですか、補正を組んで、一月、二月、年度末に出すんですか。どうでしょうか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこは通告の中に補正関係は出ておりませんが、まあ、シカの被害の関係で、課長、答弁できますか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。御説明いたします。

今後の総合的な被害防止計画につきましては、国県の基本方針に即しました本市の有害鳥獣防止計画を平成二十一年度から策定しております。その中で、現行の計画は平成二十七年から二十九年度となっておりまして、おおむね三年間ごとに見直しをしますので、本年度、ちょうど平成二十九年に新しい第四期の策定期でございまして、鳥獣被害の状況、また、これまで実施した防止対策を踏まえて、有識者、それから猟友会、地元農業者等の御意見も踏まえて取り入れた第四計画を作成したいと考えております。その中で、捕獲頭数等についても、今の被害の状況を踏まえながら、再度増頭する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今年度に増頭することなんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども、今御説明したようにですね、本年度までは二千頭でいくと。第三次の計画が、平成二十七年から二十九年度の防止計画がございまして、そこまで二千頭。それで、今後、これから第四次計画がございまして、その計画、要するに、平成三十年、三十一年、三十二年のこの三年間での捕獲頭数については、また再度増やしていく方向が検討してまいりたいというところでございます。

○一三番（橋口好文君） 昨年、JAさんから三百二十万円寄附金いただいたいて、その全額を生息頭数の調査費に使っております。その調査した理由は、その捕獲圧を上げるために、捕獲圧を上げるために、その調査が必要だということでしたので、まあ、次年度から、やっぱりこの今二千頭じゃなくて、三千頭、四千頭の捕獲目標を立てていただきたいと思っております。今、生息頭数が、西之表市、五千四百頭おるということでございますので、三千頭、四千頭捕獲目標を立てれば、二年、三年の間には、シカはかなり減っていくんじゃないかと思っております。三百八十頭の適正生息頭数ということがございますが、西之表市管内で三百八十頭ぐらいおったら、ほとんど農作物の被害がもうなくなってくるんじゃないかという立山の住民の方も言われておりますので、ぜひ次年度は、この捕獲頭数を、目標頭数を三千頭以上出させていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入りますが、八板市長、シカのジビエ事業についてお

尋ねします。

具体的にお尋ねしたいと思いますが、農林水産課は屋久島に視察に行っているというのを伺いましたので、その視察の内容を報告していただけますか。感想でもいいですが、よろしく願います。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

捕獲鳥獣有効利用、いわゆるジビエ検証事業の進捗状況についてでございます。

処理施設調査を十月二十五日、屋久島町の年間処理五百頭の既存運営施設、また、これから稼働します年間処理一千頭の新設施設について調査を行いました。二施設に共通していることは、角とか皮、内臓などの利用や廃棄物の減量化など処理に取り組んでおりました。捕獲から残渣処理まで考えますと、処理システムの確立、また施設の衛生管理の徹底、それと食肉としての品質管理が重要であろうかと考えております。まず、行政が取り組むべきは利害関係の整理・調査、調整していくことが必要と感じたところでございます。

今後の計画につきましては、阿久根市で開催されます県主催のジビエ処理研修会、本年度建設中の天城町の施設調査、鹿児島市で開催されます日本ジビエサミットに職員を参加させまして、それぞれの取組みの成果や課題等に関する情報収集を計画しております。

また、ジビエカーにつきましては、高知県の高知市が全国で初めて導入しましたので、猟期における実際の稼働状況、それから課題等について情報収集を行う予定でございます。

さらに、ジビエ関係有識者及び他自治体実務経験者の招聘によります研修会及びシカ肉の試食会につきましては、一月中に同時開催で計画をしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 課長、答弁が長過ぎますよ。私そんなこと聞いてないんですよ。ただ、屋久島に行って、屋久島がどうだったってこと、このジビエ事業ちゅうのが将来的に採算がとれるんかと。そういうことは聞かなかつたんですか。そういうことを答えてくださいよ。

○農林水産課長（園田博己君） 二施設を調査したというところでございますが、各施設の代表者の話によりますと、小さい規模の五百頭規模については、運営が厳しいというところを伺ったところでございます。要するに、雇用の関係とかいうところで、一年間では雇用体制が厳しいので、その運営資金なり等が厳しいところがございますという説明を受けました。

また、新設処理につきましては、一千頭から千五百頭という処理でございました。その内訳については、国のほうで、えーとですね、国の国有林が屋久島ありますので、その中で国が猟友会に捕獲を委託した五百頭の処理と、あと有害駆除で行う五百頭の計千頭を処理するという計画でございます。その新しい施設につきましては、販売先といいますか、販売先があるその関係する業者といいますか、企業といえますか、ところがございます。そこは東京農業大学の学

生さんがジビエの販売をしてる会社ですが、そこと連携をして販売の確保ができてるので、一応計算はできるといふ説明を受けたところでございます。

○一三番（橋口好文君） 今、五百頭規模のところは経営が厳しいという答弁がございました。八板市長、これを、ジビエ事業を市長、具体的にどういふ構想でやるのか、具体的に説明をしてもらえますか。

○市長（八板俊輔君） 今の課長の答弁とあわせまして、少し補足いたしますと、屋久島では先行している業者がおります。その業者は非常に正直に厳しいというようなことを言われたということ、もう一つは、国策として、この野生の鳥獣を資源として考えるということを国策として推進する、支援する動きもございます。その流れにに応じて、新規に屋久島でジビエを進めたいという企業が、その準備を始めているということでございます。そういう状況も見ながら、西之表市としても特産物となり得る資源として考えられないかどうか、それを調査を進めているところであります。

○一三番（橋口好文君） 今市長、特産品として、資源としてやっていけないかということ。これ六月議会でも、特産品開発としてちゅうことを市長は答弁されておりますが、安納いもの場合は、本土にないから、ああいふ品質のからいもが、だから、特産品として種子島の西之表市の安納いものは根強い人気があつて、今現在も続いているわけでございます。シカの場合は、市長、鹿児島から北海道ま

でいるわけですよ。北海道、エゾシカです。ニホンシカよりもはるかに体型の大きいエゾシカがおるわけです。内地に幾らでもある品物は、種子島から送らんでもあるわけですから、私は特産品になるということとは、市長の考えはちよつと甘いんじゃないかと思ひます。

もう時間がないですからあれですが、この事業は、それで、やっぱり厳しいんじゃないかと。ほかの阿久根市なんかでも何か厳しいということ言われているそうですから、もうほかのところでも現行やつていて厳しいという声があるんだから、それはもうやめたほうがいいんじゃないかと。屋久島の場合は、国有林があつて山ばっかりですから、シカはもう無尽蔵にいるわけです。とり切れんぐらい。国有林はとつちやいけないわけですから。種子島の場合は、もう五千四百頭ですから、生息頭数が、これもう二、三千頭ずつ毎年とつたら、いなくなるわけですよ。そしたら、事業、原料となるシカもいなくなつたら、事業はもう頓挫することはわかつてるじゃないですか。これはもう撤回してもらつたほうがいいんじゃないかと思ひます。

もう時間ありませんので、次の質問に入ります。
それから、農業振興でもう一点。

昔、西京ダムをつくる時、地権者に、地権者が、ダムの水没するところの地権者は替え地をもらつてゐるんです、水田の。あつぱらんどの水車小屋のあるところでございますが、この場所は面積が三・五ヘクタールあります。で、所有者が十一人でしたか、いるん

ですが、極めて水量の少ない場所で、もう干ばつどきは代あけができないと。そういう状態のような水田耕作を、水稻耕作をしてる上西の農家さんです。非常に苦情、苦言を訴えて私のところに来ましたので、市は、ダムをつくるとき、この地権者は市に協力をしたわけですから、市はやっぱり最後まで、その水のことまで責任を持って対処していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

西京ダムの代替地の水田は、水源水量が乏しく、降雨に左右されるなど、用水確保に御苦労されると伺いましたので、何らかの対策が必要と考えます。現地の状況調査を行いましたので、補助事業等の活用による水量の確保のため、堰の改良などの対策について、熊毛支庁の農村整備課とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今、補助事業を活用してと言われましたが、そういう補助事業は、該当するような補助事業はあるんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 補助事業につきましては、小規模の基盤整備等がございますので、そういう検討、それから、それで補助事業が対応できない場合は、単独での最低限水量の確保のための改良を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問ですが、公共施設の管理運営についてでございます。

私、九月議会で指摘したあっぱらんのその後と都市公園の管理状況についてありますが、九月議会で建設課長は、今後は指定管理者と十分協議を行い、住民サービスの向上に努めてまいりますという答弁がございました。あっぱらんど、都市公園の景観の現状というのは、管理はどうなっておりますでしょうか。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

九月議会での指摘事項の対応についての質問でございます。

あっぱらんどは指定管理者により管理を行っており、管理内容は、多目的交流館の管理運営や有料遊具の施設の貸し出し、植物や工作物の管理、施設の点検、清掃など多岐にわたります。

御指摘のとおり、草払い等につきましては、施設や場所によって異なりますが、年四回程度の作業を協定書で締結しております。現状については、季節により広場の芝や道路斜面の雑草の成長が早く、管理面積も広大であるため、手入れが行き届かない時期がございます。この対策のため、指定管理者と十分協議の上、利用実績も参考にしながら、優先順位を決めて清掃作業等の管理をするようにしております。

また、指定管理者が、都市公園も含め、各施設の維持管理を定期的に実施しておりますが、その実施状況の確認のため、毎月の実績

報告書の書類として管理作業の施行前及び施行後の写真を添付するようにしたほか、現場確認も実施いたしております。

今後とも公園利用者が安心・安全、快適に公園を利用できるよう、清掃作業や良好な施設の維持管理を図り、サービスの向上に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 課長、答弁が長過ぎます。私はそんな今答弁したようなこと聞いてないんですよ。あつぽくらんどと都市公園の現状はどうですかと。課長、見たんですか。その現状は、例えば、きれいに草も刈られて、掃除もして、きれいにやっていると。あるいは、あんまりよくはやってないと。草も伸び放題やと。そういうような答弁を求めているんですよ。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

先ほど申しましたように、それぞれ施設によって回数を決められておりまして、場所によっては、ちよつと伸びてるところもございました。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、場所によってはちよつと伸びているところもありますと言いましたが、その場所とはどこですか。教えてください。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

わかさ公園の駐車場のですね、剪定がちよつとされてなかったと。

あと、昔チヨウを飼っていたんですけども、あそこところがちよつと、わかさ公園につきましては、ちよつと剪定がされてなかったちゆうことです。

以上です。

○一三番（橋口好文君） そこだけですか。ほかにはないんですか。

○建設課長（戸川信正君） ほかには確認いたしておりません。

○一三番（橋口好文君） 確認をしてない。どうして確認しないんですか。発注者は確認して、責任持つて間違いなくやっていると。毎月、指定管理者に指定管理料を払っているんじゃないですか。どうして確認してないんですか。私は九月議会でも、ちゃんと確認するようにと。現場に行つて確認するようにとちゃんと聞いたじゃないですか。何聞いてるんですか。答えてください。

○建設課長（戸川信正君） 確認のほうは、担当者のほうがですね、確認に行つております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、担当者が確認に行つてると言われましたが、都市管理業務報告書というのがございます。ここには、係から係長、ずつと課長、行政経営、副市長、八板市長の印鑑まで押されてるわけですよ。あなたはその担当印に、ちゃんとしているかということの確認した上で印鑑を押してるんじゃないですか。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） 先ほども申しましたけれども、実績報

告書にですね、添付書類として施行前、施行後の写真を添付しておりますので、その書類上では確認をいたしております。

○一三番（橋口好文君）　ここに都市公園の、都市公園の指定管理業者から出された作業月報がございます。それを見ますと、各公園にトイレがあるわけですが、最近、今年一月か二月完成した美浜町公園のトイレもございます。この作業日報を見れば、一週間に二回、トイレ掃除をしていることになっております。建設課は、このトイレもちゃんと清掃されてるか確認していますか。

○建設課長（戸川信正君）　担当者が確認をいたしてると考えております。

○一三番（橋口好文君）　じゃあ、また、九月議会に続いて写真を撮ってまいりました。理事の皆さん、よく見てください。

これが栄町公園の何ですか、ヤシ科の樹木ですけど、下葉は枯れてぶら下がっているという状態です。これは十月十五日に撮影しましたが、現在、けさも通ってきたんですが、まだそのとおりです。

それから、これが嘉永山公園です。嘉永山公園の一番奥に広場があります、その写真です。ケダの木を植栽してありますが、もうススキ、カヤ、シャリンまで生えています。全然今年管理がされておりません。剪定も何もしておりません。そういう状況です。

全部言います。これは、あつぽくらんどの屋根つき、何ですか、ゴルフ場の駐車場。ツツジを植栽してありますが、ススキが密生しております。これは恐らく九月入って業者さんが一回草払い機で払

ったんですが、もうそれから十、十一、十二、三カ月近くかかって、もうこのように伸び切っております。それ以降、管理はされておりません。

これも、何ですか、嘉永山公園の一番奥の広場の写真です。これはケダを植栽してありますが、ススキで覆われております。

これは、わかさ公園の駐車場。先ほど課長さんがわかさ公園の駐車場は荒れていると言いましたが、それは見に行っただんじやなくて、私が金曜日に、先週、この写真を見せたので言っただんじやなくて、

それから、これはライオンズ広場、わかさ公園の。ライオンズ広場の碑があるんですが、これも草山。

そして、これが上之原町の中央墓苑。中央墓苑の墓碑があるんですが、この前はカヤ。カヤが密生しています。全然管理がされておりません。

これは、オリーブの木を植栽したわかさ公園のチョウ小屋のところですが、もうオリーブの木も前枯れてしまっただんじやなくて、また植え替えたんですが、また枯れかかっております。葉っぱも落ちております。こういうふうな荒れた状態。

それで、これもわかさ公園ですね。駐車場。わかさ公園の駐車場。シャリンが生えてきてます。

そういうことで、全然この指定管理者がやってないというこの現実があります。

それで、きわめつけがこれです。美浜町公園のトイレの便器です。

よく見てください、理事の皆さん。もう黄ばんでですよ。これは、このトイレは今年の一月か二月完成したトイレなんです。これ議長、理事者に見てもらっていいですか。

○議長（永田 章君） 時間の関係があります。

○一三番（橋口好文君） そうですか。

指定管理者から週二回トイレ掃除しているという作業日報が上がつてきておりますが、週二回トイレ掃除したら、こうはならないと思いますよ。思いませんか、皆さん。ですから、この作業日報は信憑性を私は疑っておるんですよ。週二回トイレ掃除しとったら、こうはなりません。そう思いません。だから、この作業日報はちょっと怪しいんじゃないかと。それを間違いない、間違いないで印鑑押して通してる当局のその姿勢は問題だと思います。市民の大切な七百五十万円という税金が投入されてるわけですから、毎年、あつぽくらんどについては二千二百万円、合わせれば三千万円近い市民の税金が指定管理者に払われているわけですから、担当課としては、ちゃんと責任持って業者を指導する必要があるんじゃないでしょうか。

また、今、指定管理期間が五年になっておりますが、私は五年は長いと思います。長過ぎると思います。ほかの指定管理も三年というあれがありますので、これは見直したほうがいいんじゃないかと思えます。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

あつぽくらんど、その他都市公園のその管理がうまくいってないという御指摘ですけれども、常日ごろ、私もその点は議員と同じように感じておりまして、担当課に、点検等については、かなり気を配ってやるように指示をいたしておりました。

で、この指定管理料ですけれども、一括して高額の金額で契約をしておるわけですが、その中身については、例えば、橋口議員の御指摘のような内容については、例えば、樹木の剪定ですとか、そのほかに草払いももちろんありますけれども、それから、機器の管理がございまして、で、その中で、例えば、あつぽくらんどですと、水車小屋とかボートとか何とか、そういう安全管理とか、そういうものもありましてですね、どうもやはり剪定、樹木の管理とか、特には行き届いてないということが、もう一見してわかります。

その辺は指定管理の中に入ってるのか入ってないのか、その辺のところ微妙なところもあるのかもしれないけれども、例えば、市民の公園でございますので、ボランティアですとね、やりたいというふうなことを私のほうに申し出ておられるところもございまして、そういうところの市民のお力もおかりしながら、より美しい公園を保つていくようにしたいと思います。

それから、議員御指摘のように、その点検、日々の点検業務がきちんに行われているのかということもチェックしながら、今後のその指定管理の更新のときには、そういうものも考慮しながら、運営を進めてまいりたいと思えます。

○議長（永田 章君） えーとですね、ここでちよつと議長からお願いをいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。先ほどのですね、橋口議員の発言の内容をちよつと検証する案件がありますので、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前十時四十二分休憩

午前十時四十七分開議

○議長（永田 章君） それでは、会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十七分休憩

午前十一時二分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一三番（橋口好文君） 質問が途中で中断されて、ちよつとどこまでだったか忘れましたが、最後に、公共施設の管理運営についてという質問の項目で、税務課長、税務課長にお尋ねします。

毎年、先ほども述べましたが、三千万円近い市民の貴重な税金が投入されているわけです。市民は税金を納めるために、もう一生懸命働いて納めてるわけです。それでも都合で納められないとかそう

いうことになれば、税務課は差し押さえまでして税金徴収をしております。それは所管課の仕事だから、それは当たり前のものでありましようが、この公園管理の三千万円近い税金が、市民が支払った税金が有効に使われていない現状を私は先ほどより訴えてまいりました。税金を徴収する税務課の長として、このことについてどういう考えを持っておられるか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこは通告外です。

○一三番（橋口好文君） ですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） わかりました。失礼しました。

次の質問をします。

市街地の景観と観光振興についてでございます。

屋久島は世界自然遺産の島で、国内、国外から多くの観光客が見えております。私、先月でしたか、十一月五日、羽田空港で外国人男女十名程度の団体客と会いました、どっから来たかと聞いたら、スウェーデンから来たということです。それで、同じ飛行機で鹿児島へおりて荷物をとるとき、「今日はどこに行くんですか」と言うたら、阿久根だと。あしたは指宿の何だ、砂蒸し温泉に入ると。それで、「次の日は」と言うたら、「屋久島に行く」と言うんですよ。「種子島に行かないんですか」と言ったら、「オー、ノー、ノー、ノー」と言って、行かないんです。

それで、本港南埠頭で、高速船乗り場で若い女性の外国人女性が

二人おりました。どっから来たかと聞いたら、オーストラリア、シドニーだそうです。

ですから、屋久島には、もう本当世界中から、北欧から、もうオーストラリアから、もう至るところから観光客が見えておるわけでございますが、屋久島は行政がそう特別あれをしなくても、自然という雄大な山があるので、そういう観光資源があるもんで、もう特別行政は、まあ、やることはやってるんですが、そういう客が見えてるということでございます。

経済観光課長にお尋ねします。本市の観光資源といたら何があるんでしょうか。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

本市の観光資源としましては、前提としてはですね、まず全てのものだと思っております。人もですし物も、景観も含めてだと思っております。ただ、その中で本当に人がこちらのほうに見えるのは、今ロケットであったりとか、あとは歴史文化的なところで最近はこちらと目につくような感じがします。あと、サーフィン、そういったところで誘客を促しているというふうには認識しております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今の鹿児島市の鹿児島中央駅には交番がありません、その隣に広いヤードがあつて、そこにはブーゲンビリアの鉢が、大きな鉢が四十個置かれております。そのブーゲンビリア

アは、今ピンク色の花が満開です。中央駅から観光客等おりにきて、ああいう情景を見たら、観光客は、ああ、やっぱり南国鹿児島に来たなという感じを持つんじゃないでしょうか。

それに比べて西之表市は、高速船で港からおりて、駐車場を右折して正面に何かあるかといったら、県が何か木を植栽はしておりますが、その下はカヤです。カヤ。それで、そこを通過してずっと来て、右折して来たら、この先ほども見せましたが、栄町公園の前を観光バスは通るわけですよ。そうしたとき、このヤシ科の下葉の枯れたこういう情景を見たとき、観光客がバスの車窓からこういう情景を見たとき、観光客は果たして感動するでしょうか。私はしないと思えますよ。ですから、しっかりとこういうのも管理せんといかんというところは、観光振興のためにもこういうことは大事だということを私は申し添えておきたいと思えます。

それで、六次の、第六次長期振興計画の中にも、今策定中でございますが、市の魅力とは、どういうまちづくりを目指すかという項目がございましたが、中高校生にもアンケートをとっております。そしたら、中高校生はやっぱり、目指す姿とどんな町になってほしいかというアンケートでございますが、やっぱり自然を生かした公園のような町という回答が三五、六%あったんじゃないですか。やっぱり若者はそういうふうにして、やっぱり公園のような自然を生かした町を目指していると。そういう町が姿がいいということアンケートでも答えております。

西之表市は、そういう市街地においても、まず花がないんですよ。どうかこうできないんですか。私、十月ですね、市民体育祭が終わって、十月八日でしたから、その後、フラワーセンターに行ったんです。そして、向こうですね、マリーゴールドの花がフラワーセンターのハウスの中に満開してるんですよ。プランターざっと数えたら四十個ぐらいありました。いや四十個やったか、いや百四十個やったかな、ありました。この花どうするのかと建設課に行ってみたら、もうそこで枯らすと。ただ、十一月四日、慰霊祭がありましたので、それに使って、もう後は枯らすと、その場所です。ということだったので、それはもったいないと。

私、建設課に写真を撮って持って行って見せて、こんな立派な花があるんだから、市役所庁舎周辺には何も花ないから、持ってきて並べよと。並べるべきだと言ったんですが、そして、上が並べんでよかちゆうて言うもんでちゆうんですよ。上というのは財産監理課ですよ。私は財産監理課長にもすぐ行きました。そして、課長並べていいということで、でも、台風もちょうど襲来したときでしたから、建設課持ってきて一応置いて、それから並べたんですけど、その花を見て、出勤してくる職員、特に女性職員が、わあ、きれいだと、いいなあと、もうすごい感動した言葉がございました。やっぱり行政は、そういうマリーゴールドの種一つも税金で買ってるわけですから、それで、ああ立派なあれほどになすためには、それなりに労力が要って、それも税金で賃金払っているわけですか

ら、やっぱりね、向こうに置いとったって市民は行かないんですよ、誰も見には。ここに来たら、ちょうど衆議院選の期日前投票もあつたんじゃないですか、あのころ。有権者が投票に来てたわけですから、そういうふうにしてですね、やっぱりまちづくりをしようと思ふなら、やっぱり花を植えるという、そういうのはやっぱりもう第一にやってもらわんといかんのじゃないかと私は考えますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 花をまちづくり、景観づくりに役立ててはどうかという御指摘でございます。

まさにそのとおりで、市民の方々もそういうことを心がけている方が少なからずいらつしやいます。東町の大きな通りがありますけど、現和線ですか、あそこのちょうど東町に入ったところの花壇、植栽のところも、市民の方がボランティアで時折添えておられます。それから、港の近くの郵便局の前のところには、きぼう館でしたですかね、あの施設の方が植栽を、季節の花を備えておられます。

この間、戦没者追悼式のとときに、会場に菊の花がたくさんございました。これも市民の方がボランティアというか、御自分の趣味で育てられた花をあそこに飾っておられました。その花は、この庁舎の中にも、市民がたくさん訪れますあのロビーなど、要所要所に分けて飾りまして、訪ねて来られた市民の皆さんの目を楽しませたことも、今もそうですけれども、ございます。

そういうふうには、花を有効に使って、まちづくりに生かしていく

ということは、今後とも進めてまいりたいと思います。議員に御指摘を受けた注意点は、職員もよく伺いながら改善をしていくことになると思います。これからもどん御指摘を、御指導をよろしくお願ひします。

○一三番（橋口好文君） どうかぜひよろしくお願ひ申し上げます。

最後の質問になります。

市民体育館の備品の維持管理でございます。

市民体育館には、ステージの右側、床から大体九メートルぐらいの高さに丸い時計がございます。この時計は、バレーとかああいふ市民が、練習に来る市民から私に電話がございまして、二年前からとまってる。どうかならんかと。幾ら言うてもしてくれんということでした。だから、私は「事務所に、市民体育館の事務所におるはずやから係が、その人に言うたらどうですか」と言うたら、言ったそうです。そしたら、どうしたと思います。「故障してるから修繕を早うしてくれ」と言うたら、何回も言うたら、故障中ちゆう紙を書いて、紙に故障中って書いてですよ、それを張ってるんですよ、時計の下に。もう笑っちゃいますよ。本当笑っちゃいます。故障してるから修繕してくれち言うたら、故障中ちゆう紙を、書いた紙を張ってるんですよ。こんな行政がどこにあります。

私は、いろいろこの第六次長期振興計画も策定中でございますが、たった時計の一つも二年かけても修繕できない自治体というのがあるでしょうか。私はないと思いますよ。こがんまで職員は……

とつとかと。何回言うてもしてくれんと。……も、……

○議長（永田 章君） 橋口議員、今の言葉は。

○一三番（橋口好文君） いけませんか。

○議長（永田 章君） 訂正してください。

○一三番（橋口好文君） 訂正して何と言えればいいですか。共通語

で何ちゆうんですかね。……の事をちよつと共通語で、種子島弁では……と言ってますが、共通語はちよつとわかりませんので、もうその言葉は取り消します。普通は種子島弁では言うんですよ、……って。まあ、取り消します。

ですから、この時計一つ修繕できないちゆうことは、私は西之表市に未来はないと思いますよ。将来はないと思います。そう思いません。どうですか。

○市長（八板俊輔君） 市民体育館の時計の故障の件でございます。

この点につきましては、経過が、調子が悪くなつてとまっているとか動きが悪いとかいうことがあつて、社会教育課のほうで、担当課のほうでいろいろ調査をいたしました。様子を見ていたというようにところもあるかと思ひます。詳細については担当課のほうから申し上げます。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えします。

市民体育館アリーナ内の時計につきましては、以前より議員おつ

しやるとおり、動作不良ということで、かわりの時計を設置しておりますが、遠くから見えないなど、体育館利用者には御不便をおかけしてるところでございます。

これまでに業者調査をお願いしたところ、電気は正常な電圧であることでしたので、時計自体の故障を考える必要があると判断しております。しかしながら、時計がアリーナ天井近くの高いところにあり、アリーナ内に足場を組んでと作業となるため、体育館の利用者に支障が出ることになり、また取替費用も高額になることが予想されます。今後、動作不良の原因を究明し、修理もしくは取替えに向けて取り組んでいきます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） それはいつしてくれるんですか。期限を教えてください。

○社会教育課長（松下成悟君） 早急なほうがよろしいんですが、社会教育課のほうの予算内もほかの修繕もございますので、次年度の当初予算の中ですね、社会教育課の範囲内での予算がございまして、そこを調整しながら取り組んでいきたいと思っております。

○一三番（橋口好文君） その予算は大体幾らぐらいかかるんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 時計自体、今大きな大時計がございまして、あれを全部同じような時計に取り替えまして大体百万円、プラスの足場、あと、もし配線が、中の配線が悪い場合には、体育

館内の中の建物もちよつと剥がしてですね、配線の組替えも必要ですので、それが大体五十万円ちゆうことですので、大体百五十万円ぐらいを予定しております。

○一三番（橋口好文君） その今足場組みの話が出ましたが、足場組みにはどれぐらいかかるんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 足場組みと解体費ということで五十万円、十五万円がかかるそうです。

○一三番（橋口好文君） まあ、銭もかかるでしょうが、体育館使用料を払って市民は利用してるわけですから、ちゃんと時計も動かしてもらわんといかんということですよ。今、時計何時指してるか知ってますか。十二時十四分です。この間、見に行きました。私、三時過ぎに見に行つたんですが、十二時十四分でとまってるんです。あの時計は、あんな時計いつまでも放置しとつたらいかんでしょう。市民の期待に、やつぱり要望に応えられるような行政じゃないといかんのじゃないですか。八板市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員御指摘のとおりであります。

この間、先月はプロバスケットボールチームの試合もございました。そういう市民も、市内外の市民も利用するところでございますので、可及的速やかに修理、ないしは時計が正常に作動するような形になるように努めてまいりたいと思っております。

○一三番（橋口好文君） ぜひ早急にですね、それを修繕して、時計が正確な時刻が刻まれる時計の姿にしてほしいです。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時三十分ごろより再開いたします。

午前十一時二十分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。

一二番議員、生田直弘です。よろしく願います。

それでは、一般質問通告書に従いまして、大きく四つのテーマについて質問をさせていただきます。

一つ目、平成三十年度からの国民健康保険制度の変更に伴う財政悪化懸念とその対応について、二つ目、地域産業の振興について、三つ目、農作物残渣処理の推進について、四つ目、地域資源の循環的利用の推進についてです。

まず最初に、平成三十年度からの国民健康保険制度の変更に伴う財政悪化懸念とその対応についてですが、これまで医療費適正化に

向けた国の経済財政運営と改革の流れがある中、平成三十年度以降に本格実施される保険者努力支援制度の導入が、現在、当市においても平成二十八年度から前倒しで実施されております。

国は、平成二十九年度までは特別調整交付金の一部を活用し、市町村へ財政支援を行ってきました。西之表市も、これまでしっかりと評価項目を分析し、やれることをしっかりとやり、高い評価を受けることで国からの財政支援の獲得ができたものと理解しております。

そこで、お尋ねします。

この保険者努力支援制度における特別調整交付金その他特別事情に当たる、いわゆる特特分の昨年度の受領金額と本年度の見込み額についてお聞かせください。

以下は質問席からお尋ねします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

前年度、平成二十八年度でございますけれども、国特別調整交付金のその他特別事情のある場合のうち、保険者の経営努力分、従来からある制度でございますけれども、こちらのほうで三千万円、それと平成三十年から実施されます保険者努力支援分の一部前倒し分として二百二十四万円、合計で三千二百二十四万円の交付を受けているところでございます。

平成二十九年度、本年度分の交付見込みにつきましてでございますけれども、まず、保険者の経営努力分、従来からの分につきまし

ては、毎年度十二月下旬に県からの申請の意向確認があり、その後、県の推薦を受けまして、一月初旬に交付申請を行い、三月に交付決定となるものでありまして、現時点では交付が受けられるかを含めまして、まだ未確定のところでございます。

一方、保険者努力支援分の一部前倒し分につきましては、平成二十八年度とは配点が変わっていることや達成基準も細分化されていることなどから、交付額の推計がまだできかねているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。昨年度の実績ということで、三千二百二十四万円ですね。結構な金額だと思います。

今、申請等の手続についてもお話いただきましたけれども、年末年始、とても忙しい中での追い込みになると思いますが、ふだんからのチームワークに加えまして、一部の職員の中には、この財源確保のために正月休暇を返上して頑張っている人もいらっしゃるというふうに伺っております。

全国の市町村が対象ですので千七百となるわけですが、この交付金が非常に熾烈な獲得競争の中で来ているというような状況にあるわけなんですけれども、そうした中、国の平成二十八年度、二十九年度の当該交付金の予算は、百五十億円と二百五十億円と言われておりますので、競合自治体の数に対してこれだけの金額を獲得してこれたということは、これまで本当によく努力して市が結果

を出してきたあかしだというふうに考えております。当市は、国民健康保険の財政を市の一般財源から補填して支えている構造です。で、市全体の財政悪化を少しでも食い止めようとする努力は高く評価されるものだと思います。引き続き頑張っていたきたいと思っております。

では、次の二に移ります。

来年度からの当該制度の本格導入によって、先ほど触れました特による交付金支援が廃止されます。その他運営の仕組みが変わることは、既に皆さんも御承知かと思われれます。

そこで、お尋ねします。

来年度の制度変更に伴う当市国民健康保険財政に対する影響について、今年度対比でお答えください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

本年度、すみません、来年度、平成三十年度から、これまで一部前倒しで実施されていた保険者努力支援制度が本格導入になることに伴い、現行の保険者の経営努力支援分については廃止になります。そのことによる国民健康保険財政への影響でございますが、先ほどちよっと述べましたが、今年度の交付額はまだ未確定でございますので、前年度、平成二十八年度の実績でいいますと、経営努力支援分三千万円、これは平成三十年度にはなくなることになります。

ただ、十一月に行われた市町村説明会の中で、直近五カ年度、平成二十四年から二十八年度中でございますけど、三回以上経営努力

分の交付を受けている市町村につきましては、平成三十年度においては経過措置が設けられると見込まれているという説明がございました。その経過措置を踏まえて、当市のほうで若干の試算をしているところがございますが、七百万円から一千万円程度の影響ではないかと試算をしているところがございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。

経過措置がとられての金額ですので、減額の方向というふうな整理をしているんですけど、そういうのはまだ未確定と言いますけれども、いろいろ勘案しつつも、方向性としては減額の方向という整理でよろしいんでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 今の説明の部分は、従来どおりのやつにそういう経過措置があつて、そちらの分については、その程度の減少になるかというところがございます。それと、本格実施になる分については、それに上積みをするというような形になるかと思えます。で、その差額についてが実際の影響分であるというふうに考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 平成三十年度以降はですね、市町村だけじゃなくて都道府県もこのとり合いに入ってくると思えますので、このままのやり方では、当市は不利な状況になるというようなことは目に見えております。

しかし、来年度からのことですから、まだまだ諦めることは早いですし、しっかりやっていけば、これまでの金額も維持できると思えますが、方向性としては非常に厳しい状況になっていくというふうに考えております。

次、移ります。

三の質問項目ですけれども、平成三十年度以降、対象自治体が評価を受け、財政支援が受けるために何をすればよいか。厚生労働省は具体的な指標や加点方法を既に示しているかと思われませんが、評価指標の配点変更等、制度変更後のルールにおける交付金受領のための傾向と具体的な対策についてお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

平成三十年度から本格導入される保険者努力支援制度では、配点の変更が行われると言われており、その中で高配点となる見込みのものは、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、あとメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、糖尿病性腎症重症化についての予防対策、保険税の収納率向上などでありまして、高配点となるこれらの項目で点数を獲得できるよう取り組んでいくことが重要になるかと思えます。特に、特定健診、特定保健指導、メタボ該当者の減少率につきましては、現行制度におきましても、本市が弱い部分であり、ウェイトを置くべき部分であると感じております。

現在健康であるから特定健診は受診しなくてもよいとの判断をさ

れている方が結構おられるように感じますが、そのような方に受診の必要性を理解してもらおう、意識を変えてもらうような取組みが必要だと感じているところでありまして、元気度アップポイントの付与やごみ袋の配付など、受診勧奨、啓発活動などを行っているところではありますが、さらなる対策が必要だと感じるところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。いろんな傾向分析と対策を所管課が考えているというのはよくわかりました。

今、一部御紹介いただきましたように、国からの評価指標を一部共有させていただき、改めて共有させていただきたいと思っておりますけれども、特定健診・がん検診の受診率、保険料・税の収納率、これは税務課としますけれども、地域包括ケア推進の取組状況、後発医薬品の使用割合、糖尿病等の重症化予防の取組み等々、所管課だけではとても努力はできても結果は出しにくい項目がたくさんあります、そうした項目への配点が高くなってきているというのは、今の説明でもわかりました。

傾向が見えてるわけですから、受験対策と同じようなものがございますまして、あとはやるかやらないかというところで、非常に施策が重要になってくると思うわけなんですけれども、そこで、次の四の質問に移りたいと思います。

国民健康保険財政の悪化は一般財源も影響を受けることから、本

件に係る対策の責任者と具体的な連携についてお聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） はい。お答えいたします。

本市を含めまして、多くの市町村保険者はこれまで、今御紹介ありました決算補填目的の一般会計からの繰入れ、これを恒常的に行ってきておりました。この間、特に本市のような財政規模の小さな市町村においては、一般会計においても少なからず苦しい財政状況を強いられてきた点もあるかと言えるかと思えます。

この法定外繰入れにつきましては、県の国民健康保険運営方針の中で、計画的、段階的に解消を図っていくとされたところであります、本市においても、法定外繰入れに頼らない国民健康保険財政運営が求められることになろうかと思えます。そういった取組みの対策の最終的な責任者ということであれば、それは市長になろうかと思えます。

また、国民健康保険財政の健全運営につきましては、所管の健康保険課が指導等なり運営していくのは当然でございますが、税務課を初めとする庁内の関係部署、また共同運営主体となる鹿児島県、さらには医療機関等の庁外の組織とも連携して取り組んでいく必要があるかと考えております。

一方で、被保険者が健康であり続けることが医療費の増加を抑制し、国民健康保険の運営の健全化につながることを発信し続けまして、健康づくりに関する被保険者の行動変容を促す。そういった取組みが必要となってくるかと感じているところでございます。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。説明ありがとうございます。ありがとうございました。

この問題は国民健康保険の話ではあるんですけども、所管担当課が対応すればいいという類いの話じゃないということは、所管からもお話しいただきましたとおり、私も本当そう思います。

一般財源にも影響する以上、全庁的な予算配分に直接影響を与えるような危機的な状況が迫っているのではないかと、このように私は考えているわけなんですけれども、対策としましても、必要があるというところではあるんですが、庁内連携は当然のことですね、医療機関、自治会とかですね、そういったところも含めまして、庁外関係機関ときちんとした連携を、あらゆる手段を講じまして、達成率が下がって、その結果、当市の歳入が下がってしまうというような可能性がありますが、そういったことがないようにですね、しっかりと連携をしていただきたいと思います。

責任者のところなんですけれども、あと推進ということにつきましてはですね、今申し上げましたとおり、庁外の連携が非常に重要になってくるというふうに思いますので、最終的には市長というところで、組織上はそうなんですけれども、市長や副市長のですね、立場の方が本気で前面に立って歳入減に歯止めをかけられるように、責任者としての実践的な働きかけが必要なんだというふうには私は考えます。

そこで、次の五番の質問についてお尋ねします。

コミットメントとは、単なる口約束ではなく、自分の行動を縛る具体的な仕組みをつくることと定義しておりますが、財政悪化を避けるため、コミットメントについて、市長、見解お聞かせください。

〔市長 八板俊輔君〕

〇市長（八板俊輔君） 国民健康保険制度の健全な運営をめぐる、その財政悪化を招かないようにどう関与していくかということだろうと思います。

財政の健全化には、まず、歳入の確保ということがございます。そして、一方、歳出をコントロールするところが重要になります。

歳入につきましては、先ほどの議員も御指摘ございましたように、当市の職員が工夫と努力をもって、特種の交付金について、数年来、上限、上限といえますか、上限ではないですね。三千万円前後の、三千万円以上のところを確保してまいりました。このことは、先ほども答弁済みではありますが、制度が変わりました後も、その努力については経過措置ということで十分に配慮されるものと思われるのでありますので、そうした努力を今後とも続けていくということが大事になるかと思えます。

それから、歳出につきましては、やはり被保険者の健康が第一でございますので、そうした、これまで所管、健康増進関係のところ、市民に対して周知を図り、協力をお願いしているようなところ、

それから医療機関との情報交換ですとか、それから地域自治会、ちよつとおつしやいましたけれども、地域の組織との常日ごろの定期健診じゃなくて特定健診、この受診率を上げるということを、例えば、地域支援課などが関与する介護とかも範囲に入ってくると思いますが、市民全体のその健康に対する考え方を高めて、これをまた市の財政に反映するように持っていくたいと考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

今ちよつと御答弁いただきました内容についてですね、少しちよつと私のほうからもきちつと申し上げたいんですけども、平成三十年以降というのは、努力というものについては経過措置としか見られないと。やつた努力が結果に結びついてるかということが問われるような状況になっていくんです。ですので、経過措置は経過措置なんですけれども、結果を出さないといけないと。国から結果が問われているという状況なので、そのあたりにつきましては、きちつと認識をですね、もう本当にしつかりやっていかないと、結果が出なければ、もう三千万円ぐらいもらえてたものがなくなつてしまふということですね。これ企業でいいますと、三千万円の利益つていうのが、もう直接なくなると同じような状況でございますので、そのあたりについてはですね、しつかりと結果を出していけるようですね、お願いしたいと思います。

健康保険課を含めた行政経験のある副市長をですね、選任された

というのも、このあたりのことも考慮入れたと人事案では期待して見ておりましたので、トップのほうからですね、お立場がある方がしつかり動いていただくことで、歳入の減にならないようなですね、ことに本気で行動していただきたいと思ひます。

一つ私から提案ですけれども、十月、十一月と議員報告会に行つてまいりました。校区の役員の方からはですね、今市長がおつしやいましたとおり、地域支援課のですね、ことにもつながるんですけども、地域活性化交付金の拡充や資金使途の緩和及び部落費の負担増等の意見を聞くことができました。これが何につながっていくかということなんですけれども、提案ということで、現在市から各校区へ、各部落へ抛出するこの交付金に、今回の努力者支援制度の評価の達成に対する貢献度に応じて、この交付金の抛出額の程度を反映しまして、その、まあ一時的でもいいと思うんですけども、生き金として上乗せ分等を設置しまして、直接部落費の減額に充てる。こういうようなですね、仕組みを組み合わせれば、意識の啓発だけじゃなくてですね、個々の市民の協力を全体的な課題解決の力として集約していけると私は考えますので、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

次のテーマに移ります。

次は、一般質問通告書、大項目の二つ目に当たります地域産業の振興についてお尋ねします。

まず、アの部分ですが、島内既存企業への支援及び連携について

お尋ねします。

前回の一般質問では、大学連携や島内企業、関連企業との情報交換の中で、新しい企業誘致や創業、新事業を検討していくことや、加えて、国のほうでも各種制度が充実してきているので、そちらを活用しながら推進していくとのお答えをいただきました。現在、足元ではどのような取組みをされてるのか、お聞かせください。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

既存企業への支援につきましては、主に三つの施策制度により取り組んでおります。

一つ目は企業活動の支援です。内容としましては、商品開発や販路開拓、新規事業分野への参入など新たなビジネスプランによる起業、空き店舗等を活用した事業への補助を行うものです。さらに、今後は店舗魅力アップ事業として既存店舗の改修費用等も対象にするなど、制度の充実を図り、支援をしております。

二つ目は経営基盤の強化です。内容としましては、県の中小企業融資制度による資金や日本政策金融公庫資金などの借入金の利子を一部助成するものです。経費の負担を軽減し、経営の安定化を図るものでございます。また、外部環境の変化による経営不安定化に対するセーフティネット制度も引き続き継続しております。

三つ目は雇用の確保です。内容としましては、インターンシップ制度により、介護福祉分野など雇用が不足している事業者へ人材雇

用の確保を促進するための支援でございます。また、今年度から有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業により、雇用の増加を前提とした規模拡大を行う事業所への支援も行ってまいります。今年度は八事業所が国に採択され、新たに十七名の雇用を予定してございます。経済活動を維持する要因に設備投資などの活発化が有効ですが、今まで投資の必要性を感じられていた事業者は多くても、できていないのが現状でございます。この制度はこのことを後押しするものであり、現在も問合せがありますので、引き続き力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。ぜひ当市ですね、民間活力が活性化するような制度や連携を検討しまして、地域産業の振興がしっかりと図れるようお願いしたいと思います。

続いて、次のイの質問に移ります。

研究機関を含む企業誘致活動の状況と今後の取組みについてお尋ねします。

前回の一般質問の機会に、私のほうから、宇宙活動法の整備や近未来技術特区等、西之表市のチャンスとなり得る国の動きや外部環境の変化、また過疎地であることのハンディを乗り越えた自治体の事例など、変化をチャンスとして捉えることの大切さを紹介しました。そして、西之表市に既にある地域資源を踏まえて、積極的な企

業誘致活動を提案しました。第六次長期振興計画上も、企業誘致推進事業が事務事業として織り込まれております。具体的な取組状況と今後の取組みをお聞かせください。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、企業活動誘致の状況につきまして説明いたします。

このことにつきましては、企業等立地促進条例による奨励制度を活用しまして、平成十九年度以降、十五の事業所と立地協定を締結しております。七十名以上の雇用創出につながっているとところでございます。このほかにも創業支援ネットワークによる支援、特定有人国境離島地域特別措置法の活用、地域再生法に基づく地方拠点制度税制強化、先ほど申し上げました地域未来投資促進法などの各種制度を今後整備をしていきまして活用し、既存のネットワークの紹介による企業誘致を進めていこうというふうにご考えてるところでございます。

ちよつと補足になりますけれども、大学等、学術を中心とした産学官の連携、これを推進することで、ここ三年間ほどの間でかなり広がりを見せておりました。九月に行われました日本学術会議、十月には上場企業二十社がエネルギー資源学会という形で種子島のほうにも視察に来ていただいております。また、先進地視察ということでも、今月、十二月二日から北海道の市立札幌開成中等教育学校、こちらがプラチナ社会研究に対して先進地視察を行いたいとの目的で来島されたところでございます。

今後の取組みとしまして、このような環境を強みとしまして、島の島としての研究機関の誘致、さらに、光ファイバー網などのインフラを活用したIT企業の誘致など、情報通信産業の集積にもつなげてまいりたいと考えております。

具体的な状況としましては、コールセンターにかわる新たな事業分野として、IT関連のメディアセンター誘致、それから、国家プロジェクトであるGPSを活用したG空間プロジェクトに対して、京都大学からのネットワークを通じまして国会議員、省庁へおつなぎをしていただいております。種子島での先行的実施を打診しております。無人バス、無人農機、防災シミュレーションなどがプロジェクトとして想定されます。

また、テレビ局と連携した若者のお試し移住計画、それから、バーチャルリアリティー、仮想現実を活用した未来遊園地、未来型リハビリセンター等のプロジェクトの相談を既にもう民間企業のほうから受け、実現に向け調整をしているところでございます。

このような豊かな自然と最先端の取組みをベースにしまして、さらに企業誘致のほうを推進していきたいというふうにご考えてるところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況よくわかりました。ありがとうございます。

この企業誘致活動は簡単ではありません。ただ、西之表市の明る

い未来に不可欠なものとは私は信じております。ぜひ知恵と度胸をです、持って、引き続きしっかりと緻密な連携を図りながら、推進をお願いしたいと思います。

それでは、次のウの質問に移ります。

訪日外国人旅行者誘致（インバウンド）対策についてお伺いします。

二〇一七年十一月十五日付けに、日本政府観光協会から、今年十月時点で、訪日外国人は二百五十九万人、前年同月比で四十六万人増、二一・五％増ということです。一月から十月までの累計で二千三百八十八万人との統計発表がありました。

西之表市に限らず、日本国内全体で人口が減少していく中、経済の活性化に寄与する消費者もまた減っていく現状です。この環境下において、二〇二〇年のオリンピックに向けて外国人が日本にどんなやってくる状況をチャンスとして捉えていくことが、西之表市の経済活性化にとって重要なことなんだと私は常々考えております。

そこで、お尋ねします。

第六次長期振興計画案上のしごと分野の施策において、外国人観光客の受入対策に取り組みと言及されておりますが、具体的などころをお聞かせください。

○経済観光課長（松元明和君） はい。お答えいたします。

訪日外国人旅行者誘致、いわゆるインバウンドの取組みにつきましては、第六次長期振興計画の中で示しているところでございます

が、このことは、人口減少による消費延滞を補って経済活動を維持しようとする国家的取組みでもありますので、本市でも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

インバウンド対策としては、今まで外国語表記を入れた観光案内標識の設置ですとか、観光事業の把握、受入態勢の充実を図ることを目的とした留学生を活用したモニターツアーを実施したところでございます。

また、今後は、地方創生加速化交付金を活用しまして、島内一市二町、種子島観光協会と連携し、今、アニメ、それから自転車、サイクル、これ二次交通ほかになってまいります。そういったものをですね、生かし、なおかつ歴史的な要素を、これは媒体としてユーチューブという言葉使っているのかわかりませんが、そのような媒体を使いながら配信をしていく。そういったことでインバウンドのほうにつなげていきたいというふうに考えております。

また、指さしシートですとか、今、韓国語、それから中国語の簡体・繁体語、それから英語等をですね、つくっております。これは事業者さんのほうに配付をしております。そういったところでコミュニケーションが図れるような、そのようなことも今しております。

このようなことを引き続き継続してまいりまして、インバウンド対策に向けて取組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。いろんな方面からですね、展開を考えていることがよくわかりました。ぜひ西之表市にしっかりとチャンスを手繰り寄せていただきたいと思います。

私から幾つか提案したいと思います。

徳島の山間部に三好市という市があります。そこで大歩危、祖谷という集落があります。大歩危というのは大きく歩く危ないとい書いて大歩危、祖谷というのは先祖の祖に谷と書くんですけれども、集落があります、こちらでは地域資源を見直し、民間が力を合わせて外国人誘客に頑張ってきたおかげで、二〇〇七年では六百人にも届かなかった外国人宿泊客数が、昨年、二〇一六年には六千人を超えました。そして、今年は上半期だけで四千二百人にも上り、年間八千人を超えそうな勢いです。

この三好市の大歩危、祖谷が参考になるという点の背景には、先日当市に來られました日本学術会の座長の大政東京大学名誉教授からの御助言も参考にさせていただいた次第です。

ぜひ長期振興計画の上ですね、取組みを実際の形にしていく際に、島外の目線や力を参考にしながら、施設等のハードの整備のみに頼らずともできる経済政策を打ち出してほしいと思います。そのことは西之表市の財政の収入にプラスに寄与するものと私は考えます。観光交流面からですね、しっかりと産業の振興が図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

今後、産業振興につきましても一緒に考えていきたいと思いますが、ICTについて少し触れられてあると思いますが、このあたりについても提案したいと思いますが、スマートフォン等の位置情報をベースにしたビッグデータ解析等によるですね、ICTを使った顧客向の見える化、また、その調査に基づいた観光戦略等についても検討いただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

時間もあとと思えます。一旦ここで、私は質問を停止させていただきます。

○議長（永田 章君） 議長からお願いをいたします。

ただいま生田議員の質問中でございますけれども、ここで、しばらく休憩をとります。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午後零時三分休憩

午後零時五十八分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一二番（生田直弘君） それでは、続きまして、一般質問通告書の大項目の三番目に当たります農作物残渣処理の推進についてお尋ねします。

一つ目ですが、西之表市の農作物残渣の処理状況についてお聞かせください。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

主な農作物について申し上げます。

まず、さとうきびにつきましては、ハカマは集草しまして家畜の敷料としての利用、また圃場内の病害虫対策として焼却、いわゆるハカマ焼きとされたり、土づくりの観点から直接圃場へすき込まれております。また、梢頭部は家畜の粗飼料として利用されております。

次に、さつまいもにつきましても同様でございます。特に青果用でございますが、失礼しました。規格外の芋、くずいも、つるにつきましては、ともに家畜の粗飼料に利用されるほか、焼却または圃場へすき込まれている状況でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。状況よくわかりました。さとうきびとさつまいもだけではないと思うんですけども、主にその二つについては、そういう状況であるということがわかりました。

それでは、次の二番目について、引き続きお尋ねします。

圃場外投棄の実態と課題について、当局のほうで把握してる内容をお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） はい。御説明いたします。

本年、農林水産課において、市民の方より農作物残渣不法投棄の

情報が寄せられ、現地が確認された件数につきましては四件でございます。その内容は、青果さつまいも用の規格外の不法投棄でありまして、その量につきましては、多いものから数トンで、あと軽トラ半分程度でございますので、百キロぐらいのものを確認したところでございます。当課としましては、市民生活課が制作しました不法投棄禁止の看板を設置するとともに、適切な処理対策につきまして防災無線等で広告を行いました。

青果用に集中しているのは、でん粉用の生産者は畜産との複合経営が多く、家畜の粗飼料として利用していますが、青果用の生産者は無家畜農家が多いこと、また、ウイルスフリー苗での生産において、圃場へすき込まれた芋が、病害虫発生など生産上好ましくない状況が懸念されるためと考えられます。したがいまして、特に青果用さつまいもの規格外の芋の有効な適正処理の検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 当局のほうで把握している状況とその内容がよくわかりました。

繰り返しになりますが、さつまいもだけではないと思うんですけども、ジャガイモにおきましてはですね、すき込むだけでは、南のほうのジャガイモについてはですね、すき込むだけではうまくいかないでしょうし、いろんな状況があると思うんですけども、答えよくわかりました。ありがとうございます。

私もですね、先日、長靴を履きまして圃場に入って、くずいもやですね、その他の農作物の残渣を農家さんと一緒に集めてまいりました。本当に大変な作業でした。御高齢になればですね、こうした作業はますます大変だと思います。集めることはできたとしてもですね、自分で燃やせる場合はまだよいのですが、量が多くなるとそういうわけにはいきません。つまり、捨てに行く、処理する場所や仕組みがないことが、この問題の解決を難しくしているように思いますし、その難しくしている部分の大きな要因であると身をもって感じたところがあります。ぜひですね、この問題の根源を断っていくような仕組みづくりの検討をお願いしたいと思います。

次、移りたいと思います。

三番目の鳥獣被害や病害虫蔓延等の生産阻害要因と農作物残渣の処理と因果関係及び農業振興上の影響について、当局は現状をどのように整理しているのか、お聞かせください。

先ほど御答弁ありましたとおり、数トンの農作物残渣が投棄されるというような状況についても確認されたということもありますので、そのあたりもですね、踏まえまして、具体的なところ、お聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

まず、鳥獣被害による生産阻害が農作物残渣によるものであるとの因果関係につきましては、正確な調査を行っていないため、どの程度影響があるかは把握しておりませんが、さつまいもの規格外の

芋を放置している圃場にシカが侵入しまして摂食していることから、餌場として学習した個体が、次年度以降に植えつけ時期から収穫時期にかけて圃場へ侵入し、被害を及ぼす可能性があると考えられます。

また、イモゾウムシ等特殊病害虫の発生は、人為的な移動に伴います侵入は原因ではございますけども、万が一発生した場合は、さつまいもの不法投棄によりまして種子島全島に蔓延することが懸念され、根絶には長い時間と膨大な費用がかかり、何よりも甚大な経済的損失が生じると考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ちょっと具体的なところのその虫等ですね、そういったところ、あるいは、その因果関係のところについては、まだはつきりとは言えないからというのは当然わかるんですけども、私はですね、残渣処理の仕組みがないために、農作物残渣がシカ等の餌になりまして、病害虫の発生源等、生産阻害要因になっているのじゃないかと考えております。

また、現在絶滅してきたとされますアリモドキゾウムシやイモゾウムシが入ってくると、生芋の島外出荷は禁止されるといふ事態に陥ります。今御答弁でも、そういったあたりのことを言っていたんではないかとは思いますが、さつまいも、奄美以南にはまだこの虫はいるわけですから、このまま農作物残渣の問題が適切に処理されなければ、台風や何かのきっかけでこれらの虫が飛んできて、残

渣となっている芋に入ってしまう可能性があると思います。そうなると、西之表市の青果用甘しょの島外出荷はゼロになります。今課長の御答弁のように、経済的な打撃はあるというふうにおっしゃいましたが、経済的に見れば、金額ベースですけれども、農業生産額基準で約十億円から十五億円を失うことになり、西之表市の農業を中心とした経済は危機的な状況になると私は考えています。市長はこの件についてどのように受けとめているのか、見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農作物の残渣処理について対策はないかという御質問でございます。今のところ、現状では生産者農家の自主的な作業に依存しておるところでありますけれども、議員御提案のように、行政、もしくはその他の機関で捨て場所等の用意ができるのかどうか、その辺も御提案を貴重な御意見として、今後検討してまいりたいと思います。実際にはどうなるか、いろいろ皆さんの、市民、あるいは生産者、関係機関の意見を聞いてからということになるかと思えます。以上です。

○一二番（生田直弘君） 御答弁ありがとうございます。

この本日に御答弁、その検討いただくということをですね、御答弁いただいたということは本当うれしく思いますし、まづもって、この課題に係る危機感とですね、事の重大性につきまして市長と共

有できたということを変えれしく思います。ぜひですね、引き続きしっかりと現場の状況をですね、確認しながら、この課題についての根の深いところ、波及的なところ合わせまして、御検討いただきたいと思えます。

そこで、お尋ねします。

次の四項目、四番目の項目にありますが、課題に対する対応策と抑制策について、現在当局が考えておられることを、今検討されることについては、捨て場等についてですね、市長お答えいただきましたけれども、それ以外ありましたら、ぜひお答えいただきたく、お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

今後の取組みとしましては、今までの行ってきましたパトロールの強化、また研修会等での啓発を図りたいというところ、また、さまざまな可能性を検討する必要があるかと考えております。

畜産飼料としての利用を広げるための集積と、また利用の方法、また加工用原料としての利用の可能性、他の未利用バイオマス等の堆肥化、エネルギー利用の可能性、あるいは集積、廃棄用など、さまざまな角度で専門家や関係者と検討を行いまして、農家の皆さんの御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ありがとうございます。

農業用廃プラスチックも、具体的な処理方法の仕組みができたことで地域の課題の一つが解決したというふうに思っております。

西之表市の農業に大きな打撃を与えるような病害虫被害が出てくるおそれ、足元では、どこに行っても地域の課題の一つに挙げられるシカ、その餌になり鳥獣被害の拡大を誘発するようになると思っておりますので、ぜひ農作物の生産から処理するまでの一貫した仕組みの構築を要望いたします。

例えば、今答弁が少しありましたけれども、農作物残渣を有機物として捉えて粉末にする。そして、堆肥として還元するなどが検討できますし、さらに、ごみが大量に集まれば、資源として捉えることができます。そのようなことも踏まえまして、さまざまな角度から、ぜひいま一度しっかりと御検討いただければと思います。

それでは、次のテーマの質問に移ります。
次は、一般質問通告書の大分類の最後の四番目、地域資源の循環的利用の推進についてお尋ねします。

平成二十九年第二回、第三回定例会の地方創生に資する分散型エネルギーインフラ・マスタープラン推進事業に係る一般質問と答弁及び第六次長期振興計画（最終案）を受けて、本件についてお伺いしますが、まず第一に、現状の進捗と成果についてお聞かせください。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 答えをいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン推進事業の今年度の進捗状況についてでございますけれども、前回までの市議会においても御答弁をさせていただきまして、昨年度より乳用牛の家畜ふん尿を活用しました有機廃棄物系バイオマスにつきまして、行政と民間団体、学識経験者等によります検討組織を設置をし、本市資源のポテンシャル調査や、エネルギーをつくる上で生じた廃液であります液肥を畑に還元して、その効果を確認する実証栽培等を実施してるところでございます。昨年度、さとうきびとバレイショで行ったところでございますけれども、今年度は九月に牧草と早掘りバレイショへの液肥の散布を行い、実証栽培を開始しております。

検討会につきましては、十月に第一回を開催いたしました。本年度の事業内容やスケジュール等につきまして、委員の方々より御意見をいただいたところでございます。

また、同じく十月より、昨年度の短期ラボテストを受けまして、本市の乳用牛のふん尿と生ごみ、刈り草を原料といたしまして、連続的なガス発生量を調査するテストも始めております。二月まで調査を行うこととしてるところでございます。この調査につきましては、鹿児島県のバイオオマスエネルギー利用促進事業の採択をいただき、実施をしているところでございます。

あわせて、原料となります事業系生ごみの発生量についても把握するために準備を進めているところでございまして、本年度、市内

スーパー、ホテル等へアンケートの実施を予定してございます。事業所の方々に協力をいただきながら取組みを進めていきたいというふうに考えているところです。

この事業につきましては、酪農家、あるいは耕種農家等の御理解や御協力をいただければ進められない事業でございますので、周知とともに御意見をいただくために、本年度の検討委員会には、新たに農業委員や関係する作物等の生産振興会会長等にも御参加をいただいております。その委員の方々も含めまして、十一月末、つい十一月の三十日、ついせんだってでございますけれども、先進的な地域の取組みや施設の運用を学ぶために、京都の南丹市と京丹波町への視察を実施しているところでございます。

実証栽培の結果やガス発生量等の成果につきましては、年度末に報告会を開催をいたしまして、市民や農家の方々、また農業技術者の皆さんにも周知を行い、情報を広く共有してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。ありがとうございます。

本当に現状ですね、この問題というのは、こつこつですね、地域の実情とニーズをくみ上げながらですね、粘り強く取組みの意義を地域外の関係機関と共有していかなければならないと思っておりますので、その状況よくわかりました。複雑な絡み合った課題をですね、一個

一個ひもときながらやってくる姿っていうのはですね、私も確認できますし、本当にすばらしいことだと思います。

続きまして、次のイの第六次長期振興計画上の位置付けと今後の方向性について、現状の今御答弁いただいた進捗と成果を踏まえまして、より具体的にお聞かせください。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランの推進事業につきましては、本市の地域資源を活用した取組みとしまして、太陽光、風力、水力、それから木材、有機質系バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した新たなエネルギー供給体制を構築することで、地域経済循環を活性化し、産業の創出や雇用の確保を図られていくことを期待しているところでございます。

あわせて、本市の酪農業や林業等、産業振興の課題解決策としても調査検討を進めておりまして、本市の基幹産業である第一次産業の振興に寄与することを目指しているところです。

また、先進的な取組みを進めていくことで島外からの視察等も考えられ、観光とともに宿泊や飲食業等への波及も期待される場所であり、交流人口の増加にも効果があるものと考えております。

そうした視点から横断的な取組みとなりますけれども、第六次長期振興計画においては、基本計画の中で、市としてはしごと分野の新たな産業基盤と雇用環境の整備の施策に位置付けを行いまして、再生可能エネルギーによる新たな事業展開での雇用創出を目指して取

組みを進めていくことを主眼とし、また、農業の分野でも、酪農業の家畜ふん尿処理の課題解決を図りながら、液肥の有効利用による生産コストの削減を念頭に、産地づくりの中で耕畜連携の取組み及び循環型農業を推進し、環境に配慮した農業を目指すというふうに行っているところでございます。

具体的な事業の展開は、現在検討を進めている有機廃棄物系バイオマスの導入可能性の調査を進めるとともに、バイオマス産業都市認定へ向けた取組みも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 丁寧な説明ありがとうございます。

ちよつとこれまでに御説明いただいた太陽光とか水力とかですね、第二回、第三回受けてとお伝えしておりますので、もう御答弁既にこれまでにいただいた分については割愛していただいて、手短かに説明いただけたらと、御協力いただけたらと思います。お願いします。

本当にですね、この部分については、本当によく整理してまとめ方向性を見出しているという状況わかりました。第六次振興計画上でもですね、市民が行政に非常に期待している重点政策の雇用の創出、働く場の確保にもつながっているというところは御答弁の中でも確認できましたので、引き続きしっかりと推進いただくようお願いいたします。

続きまして、ウに移ります。

長期振興計画の最終案では、バイオマス産業都市の認定の取組みも検討されているようですが、その取組みに向けての検討状況と、そのメリットについてお聞かせください。

○行政経営課長(神村弘二君) 御説明いたします。

バイオマス産業都市とは、内閣府や総務省、農林水産省等の七つの府省が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略に基づきまして、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排泄物など、地域のバイオマスの原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強い町を目指す地域のこと、関係府省が認定を行い、連携して支援を行うというふうに行われているところです。

平成二十五年度から認定が始まりまして、平成二十九年度までで全国で七十九市町村が認定を受け、鹿児島県では薩摩川内市と長島町が平成二十八年度に認定を受けております。

認定に当たりましては、先導性や事業可能性、地域波及効果、実施体制を評価されることとなり、この決定を受けるメリットといたしましては、地域のバイオマスを活用した取組みが経済性を確保された構想であるということと認定いただけるということと、構想に上げた事業について関係省庁に支援をいただける点にあるかという

ふうに思います。また、認定を受けることで、全国でも先進的な取り組みを進める地域であるとの周知がされることとなります。

また一方では、そういった取組みを進める責任も出てきますので、地域におきましても、さまざまな関係団体と連携をした取組みが進めやすくなるのではないかとというふうに考えます。

本市の検討状況につきましては、バイオマス産業都市構想の作成に向けて調査を行っておりまして、先ほど申し上げました視察先、京都府の京丹波町においても前年度認定を受けてございますので、情報収集及び意見交換を行ってきているところでございます。

また、本市のバイオマス発生量について、平成二十七年に策定をしました分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランを参照しながら精査をしていくということとしておりまして、今後、関係省庁にも照会を行いながら、検討委員会においても進捗を報告し、必要性を共有しながら認定を目指した取組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 内容よくわかりました。メリットについても、資金面や専門性の面で国からのいろんな支援を受けていくと。制度面、規制面にもですね、いろんな相談をしながら進めていくっていただきたいと思えます。ぜひですね、西之表市に不足する金銭的な資源や専門的な知識といった外部の資源及び制度を積極的に活用しながらですね、国の政策にうまく乗って推進していただくようお願いいたします。

願いたします。

余り時間がございません。次に移ります。

次のエの質問事項ですけれども、西之表市にはバイオマスタウン構想というものが既にありますが、違いについてお聞かせください。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

バイオマスタウン構想というのがございますけれども、この部分については、域内において、地域内においてですね、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的の活用システムが構築をされ、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指して作成する構想とございます。まして、本市においても平成二十年三月に作成、公表しておりますが、それぞれの資源ごとに活用の方向性などが示されているところでございます。

バイオマスタウン構想は、バイオマスの活用に重点を置いた取組みというふうになつてございますが、バイオマス産業都市構想は、バイオマスタウンをさらに発展をさせまして、地産地消による再生可能エネルギーの導入促進、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした新たな産業創出とともに、東日本大震災を受けて、災害に対するバイオマスの活用によるまちづくりを進めるための構想ということ、まちづくり全体に係る構想となり、そこには大きな違いがあるというふうに考えております。

バイオマス産業都市構想につきましては、申請の事業計画の中で、

入り口と出口の確実性であるとか、事業採算性を含む事業化プロジェクトの内容を具体的に検討し記載する必要があるとしまして、経済性が確保された一貫システムの構築による産業化が求められているというところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。オのところまで御説明いただいたような感じはするんですけども、まあ、違いよくわかりました。

国としても、バイオマス産業都市につきましてはですね、バイオマス構想を発展させたものと御答弁いただきました位置付けとしてあるようなので、バイオマスタウン構想自体をですね、西之表市が作成していたことというのはですね、無駄にならずに生きていることなんだというふうに理解しました。

ちよつともうオのところは少し触れられておりますけれども、質問事項のオについてですね、もう少し聞いていきたいと思えます。

事務事業及び実施計画に検討すべき課題、留意点の整理状況についてお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほども御案内申し上げましたとおり、現在、本市の課題解決や地域資源循環の効果が最も期待されます家畜ふん尿を活用した有機廃棄物系バイオマスを対象に取組みを進めておりまして、本年度は、将来の事業化を見据えたより精度の高い調査として、実際のメタン

発酵を想定した混合資源によります連続ラポテストを実施をし、実証栽培についても新たな作物への検証等を実施しております。

しかしながら、液肥の利用促進や確かな効果を図るためには、対象作物ごとの施肥量の検討、あるいは散布方法の検討、これまでの化成肥料との相違点や注意点を整理をしていく必要がございまして、収穫した作物の収量や品質の比較も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、施設設置につきましては、原料の調達や事業の採算性、運営体制、設置費なども精査をしていく必要がございまして、事業主体についても検討が必要かというふうに思っております。

そして、最も重要な課題が、酪農家や耕種農家の利害関係者等の理解と協働体制の構築であるというふうに考えております。本事業を具体的に進めていくためには、多くの市民や関係者の理解が不可欠でございます。そのために本年度の検討会には、先ほども申し上げましたけれども、関係する農作物等の生産振興会長等に御参加をいただいておりますが、今後も勉強会の開催等を通じまして、有効な産業振興策としての事業推進に御理解をいただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

多くの課題が残されておりますけれども、現在取り組んでおります資源の利用可能性調査や実証栽培等の結果を踏まえ、バイオマス産業都市構想を作成していく中で調査検討を進め、関係省庁や関係機関、専門組織等に御意見をいただきながら、少しずつ課題解決を図

り進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 状況よくわかりました。本当に地道にです、進めているからこそ見えてくる課題だと思います。ぜひ一度ですね、このプロジェクトといますか、この事業進めていくに当たり、国の力はなくてはならないことだと思います。国の認定審査の枠組みもですね、意識しながら、課題の整理をお願いしたいと思います。

認定の審査のポイントにつきまして、以下少し、先ほど少し御答弁いただきましたけど、もう少し具体的なところを共有したいと思います。

審査では、地域のバイオマスを活用した事業化プロジェクトを対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特徴等を踏まえて計画立案し、その実行を通じて地域の産業・雇用の創出、再生可能エネルギーの強化など、いかにして幅広い地域波及効果を生み出していくかが採択のポイントになるようです。

ついては、今取り組んでいる実践的な地域に根づいた情報収集がとても大切になります。ぜひこれまで以上に関係機関、団体とよく連携して、幅広い地域の波及効果が得られるように、丁寧な事業推進をお願いしたいと思います。

それでは、次の力に移ります。

西之表市の基幹産業である農林水産業の振興上の位置付けと今後

の方向性として、この大きなテーマの中ではありますけれども、余り時間がございませんが、手短に御答弁いただきたいと思います。お願いします。

○農林水産課長(園田博己君) 御説明いたします。

行政経営課長の述べたとすると重複もいたしますが、本市の農林業に由来する有機質系木質バイオマスを利活用しました再生可能エネルギー供給体制を構築することは、まず農業、特に酪農の家畜ふん尿対策において、莫大な施設整備費とその維持に加え、悪臭の苦情など経営の維持拡大を図る上での課題解決と、副産物であります液肥の有効利用による農作物の生産コストの削減が図られ、耕畜連携や循環型農業及び環境保全型農業が確立されると考えます。

また、林業においては、現在島内で生産される素材の多くは、パルプ原料やバイオマス発電原料用として島外に出荷されており、それを一部島内利用としてエネルギー化が可能となると、素材出荷先の多様化につながると考えております。

これらの新たな事業展開によりまして、雇用創出が生まれる農林業振興を目指したいと考えております。

以上でございます。

○一二番(生田直弘君) 説明ありがとうございます。

本当に幅広い部分、農林業のですね、幅広い業態にプラスの影響を及ぼすと、可能性があるというふうなことはよく理解できたわけなんですけれども、すみません、かなりちよつとたくさんプラスの

影響を与えるということなのですが、幾つあるのか。すみません、一個一個の単語はわかるんですけども、今申し上げた幾つぐらいあるのかというのも、ちょっとかいつまんで教えていただけますか。何項目ぐらいあるか。

○農林水産課長（園田博己君）　ちょっと早口で申しわけなかったです。

要するに、今先ほどから述べてるのは、特に酪農家の家畜ふん尿対策、これの軽減が図られるであろうと。で、あわせて、それから由来します液肥を活用することによりまして、肥料化となりますので、その農作物の生産コストの低減が図られるというところでございます。

で、それをするによりまして、耕畜、耕作的農家と畜産農家の連携も図れる。そうすることが循環型の農業であり、また、それが環境を保全する農業の推進につながると考えてるところでございます。

また、林業においては、木材を、木質バイオマスを活用してエネルギー化を図られるということで、また新しい事業展開が可能となりますので、出荷先の多様化といえますか、そういうのが考えられるというところでございます。

あわせて、そういう自動展開をすることによりまして雇用創出が生まれますので、そのような農業振興を目指したいというところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君）　よくわかりました。詳細な説明ありがとうございます。本場に幅広くプラスの影響をですね、与えつつ、そのいろんな課題の解決につながっていく可能性があるということがよくわかりました。

また、その液肥の利用推進のところですけども、先ほどさとうきびやバレイショの実証栽培が行われているところではあるんですけども、ぜひですね、この液肥の利用については、今回の話については鍵となってくるということでございますので、それ以外ですね、農作物、当市の基幹農作物への利用推進も、可能な限り幅広い利用の推進につきまして、方向性として考えておいてほしいと思います。

二つ目はですね、幾つか要望があるわけなんですけれども、もう一つはですね、先ほど農作物残渣の処理について、仕組みがないことが問題ということをお共有させていただきました。処理の仕方にもよりますが、残渣は有機物ですので、投入資源にもなります。そして、残渣を細かく分解する、移動する、処理するにもエネルギーは必要となつてきますので、ぜひ資金、資源、エネルギーをうまく循環させて、そして組み合わせ、農林水産業の課題解決とその発展に寄与していく事業推進をお願いしたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろより再開いたします。

午後一時三十一分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 師走に入り、十二月七日、暦の上では二十四節気の大雪となり、本格的に雪の降り出すところと言われ、冬本番を迎える時期となりました。

農村では、でん粉用甘しよの収穫を終え、安納いもの収穫も後半に向かう中、これから四カ月余りにわたる平成二十九、三十年期のさとうきびの受入れが始まります。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

近年の不作続きのさとうきび生産対策と今後の対応についてであります。

さとうきび生産は、ここ五、六年不作が続いており、年ごとに生産量、耕作面積及び生産農家も減少の傾向が続いており、きび生産

農家の経営はもとより、種子島の貴重な産業として経済発展に君臨しているさとうきび生産は厳しい状況下にあります。今後いかなる対応を講じるとお考えか、次の四項目について見解を求めます。

まず冒頭に、質問の文言の中で、全体とは種子島全体のことであるので、御理解いただきたいと思えます。

まず最初に、さとうきび生産の現状と課題についてであります。

地元校区で開催されたきび甘しよ生産振興会の総会で、平成二十八、二十九年度の実績報告がありました。資料によりますと、種子島全体の耕作面積は二千四百四ヘクタールで、対前年比百九ヘクタールの減となっています。内訳は、本市が四十ヘクタール、中種子町六十六ヘクタール、南種子町三ヘクタールと、それぞれ減反となっています。

また、栽培農家にしても、全体で千九百十四戸、対前年比百二十八戸の減となっていますが、うち本市が六十一戸と最も多く、全体の四七・七％を占め、中種子町三十八戸、南種子町二十九戸と、それぞれ減となっています。

そこで、この農家数及び面積の減となつて要因は、農家の高齢化や他作物への転換等いろいろと考えられますが、当局としては、この現状をどのように捉え、そのネックとなっている課題はどこにあるかと考えているのかお伺いします。

以下の質問は質問席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

さとうきびの生産の現状について、まず述べさせていただきます。平成二十九年度、三十年期のさとうきび生産状況につきましては、収穫見込み面積五百九十八ヘクタール、前年対比九一・五%でございます。栽培農家戸数六百二十二戸、前年対比九一・一%と、平成二十四年度以降、年々減少傾向であります。

生育状況につきましては、相次ぐ台風の影響を受けまして、見込み単収五トン五十キロと史上二番目に低い状況でございます。大変厳しい現状であると認識しております。

不作の要因につきましては、気象条件など、さまざまなものがあります。さとうきびの場合は、一回被害を受けますと、株出しで二年間程度栽培されますので、毎年植え替えられる他作物と違いまして、回復が遅れることがございます。このようなことから、単収、生産量が伸びていないと考えられます。

一方、作付面積につきましては、これまで生産者の方々が頑張って作付していただいたところがございますが、減少傾向に歯どめがかからない状況でございます。どうしても高齢化していく中で、植えつけ、また株出し管理作業がなかなかできないことも要因にあるかと考えております。

このような状況の中、さまざまな対策をやってまいりましたが、本市も含め、種子島のさとうきびにつきましては、まだ生産回復ができていないような状況にあらうかと考えております。

したがいまして、生産者農家の栽培意欲の醸成をすることによります栽培面積の拡大、また、優良種苗の供給と収穫後の管理作業までの栽培管理を徹底して行う体制の構築によります単収向上等の取り組みが急務であらうかと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に現状をやっぱり踏まえながらですね、このどうしても出てくるのが、この数字であります。実績であります。なかなか伸びないということで、各関係当局も非常に苦慮していることはおろかができる。お察しすることができるわけです。

しかし、このまま手をこまねいているということが歯がゆくてならないというところに真があるわけでございまして、やはりあえてこの質問をさせていただきました。

次に、営農指導等についてであります。

平成二十八年、二十九年期の全体の平均した十アール当たりの収量ごとの農家の数並びにその割合をちよつと調べてみました。

全体では、六トンから七トンが二五・一%の四百八十戸あります。その上の七トンから八トンが二五%、四百七十九戸になりますね。八トン以上が一七・三%の三百三十一戸と。この六トンから八トンまでが半数以上の五〇・一%です。これに八トン以上を加えると千二百九十戸で、六七・四%が、すなわち六トン以上のきびをとつてるといふことになります。

一方、西之表市であります。本市は六トンから七トンが二三・

九%、百六十三戸ございます。次に来るのが、五トン以下が二二・七%と出てきます。三番目に、七トンから八トンが二〇・二%と。四番目には、五トンから六トンが一九・〇%の百三十戸と来ます。最後に、八トン以上は一四・二%の九十七戸であります。全体の六トンから八トン、種子島全体です、ね、に対して九・一ポイント減の五八・三%にしかすぎません。

特に、これを中種子町は既に毎年良い実績を残して居るわけですが、中種子町にあつてはですね、七トンから八トン、これは一番多くて三一・〇%の二百八十八戸と。二番目には六トンから七トン、これは二三・九%の二百二十二戸と。三番目には八トン以上が出てきます。二二・九%と。六トンから八トン以上が町全体の七七・八%を占めており、本市では五八%と一九・五ポイントも低い状況にあるのが事実であります。

これを最近の五年間の平均を見ても、中種子町と比較しても、五年平均では七百七十四・二キログラムと。すなわち、八百キログラム前後で中種子町より低いと。五年間の平均がですね。こういった開きがあります。

特に、この五年間の中で最も格差の大きかった、広がったときは、四年前の平成二十五年、二十六年期の一トン三百五十七キログラムです。一トン三百五十七キログラム。これが中種子町の十アールの平均と西之表市の平均との差ということになります。

そこで、栽培技術や肥培管理作業の営農指導並びに圃場環境の整

備等への対応等、農林漁業技術者連絡協議会、通称、私たちは技連会と申しますが、その取組み等は十分であるかどうか、当局の説明を求めます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

技連会としての取組みにつきましては、農産部会を中心に、市のさとうきび甘しょ生産振興会との意見会、また、関係機関又は製糖工場を踏まえた圃場巡回等行っております。

それと、プロジェクト一〇八において、堆肥等における地力の増進や病害虫防除対策、優良種苗の確保・供給、農作業受委託組織の育成、管理機械の導入による農作業の効率化など、単収向上及び収穫面積の確保のための取組みを推進してるところでございます。

また、将来のさとうきびの生産の中心的役割を果たします若手生産者で組織されたTOPS三〇〇〇等と連携をしまして、さとうきびの担い手の確保、育成に努めております。

今後ともこれらの取組みを一層推進しまして、さとうきびの生産振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 技連会の取組み等も積極的に進めているということでございます。非常にまだ数字ではわからない、数字には見えない、やっぱり努力があるちゅうことも察することができるところでございます。

その一つには、非常に最近、やっぱりその畑、その農地、生産農

家ですね、その特徴に合わせたきびの品種等々の奨励品種も、農林八号とか十八号とか二十二号とかございます。一つ一つの追跡データなんかも積み重ねながら、研究機関で取り組まれてるということに非常に敬意を表するところであり、評価するところでございます。

今後とも、この一層のやはり連携を保ちながら、この数字が上がってこないという。特に同じ島の中でも、中種子町とはこれだけの開きがある。ただ、今中種子町を申しましたけども、南種子町とも開きがあるわけです。何とかこのベースをもう少し上げていくという、こういったことについては、本当一緒になって考えていかなきゃいけないのじゃないかと。余りにも長期間にわたってこのまま進んでるちゅうのが、何かこうやっぱり、さとうきび生産のほうで面積、増反推進のそこにネックになってるんじゃないかなとも当然考えられるわけです。そういうことから、技連会のますますのやはり活躍を期待しているところであります。

次に、さとうきび生産者の生産意欲の高揚を図るためにどのような支援策を考えるかについてであります。

まず、総合的な観点から、農業生産の将来性を見据えた安定的、計画的な担い手。さらに、認定農業者の育成は、生産体制の確立を図る上からも最重要であることは言うまでもありません。

きび農家の現状は、全体の栽培農家数千九百十四戸中、担い手農家は二四・四％の四百六十七戸あります。で、うち認定農業者の数は一五・六％の二百九十八戸ですが、本市の担い手農家は一〇％の

六十八戸です。うち認定農業者数は九・八％の六十七戸です。特に南種子町にあつては、担い手農家は七一・四％の二百十五戸。これはあくまでもさとうきび生産農家に限つての話です。うち認定農業者の数は三七・五％、百十三戸と突出して高く、両町と比較しても、本市の生産者に占める割合は極めて少ないことがわかります。

一方、さとうきび生産組織や、及び農家へ対しては、生産性の向上と経営安定のための奨励金や補助金、交付金等、国県市等の支援策を行つておりますが、近年の低収量、低ブリックスなど不作の連続によつて、作業機械、刈り取り料の支払い不能の農家も生じてきてると聞いております。また、機械刈り取り作業受託者にとつても、収穫作業に通常より多くの時間を要することから、機械作業の維持管理費などの非効率さも問題になっておるとのことです。

しかしながら、市内のきび生産農家の中には、きび出荷後、直ちに管理作業に取りかかる農家や、輪作体系を堅持しながら、三年きびの後にはでん粉用甘しょを植えつけ、芋の収穫後は日を置かず、秋植えしている。適期の植えつけ及びその後の肥培管理等を励行して、意識的に取り組んでる農家もあります。このように農家間の格差があるのも事実だと思えます。

生産者の格差の是正も含めたこれからの課題の打開策を早急に講じ、生産農家の生産意欲の向上を願うところであります。

そこで、どのような支援策を講じていくのか御回答を求めます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

さとうきびは本市における農業生産額の約二割を占める基幹作物でありまして、地域経済に果たす役割は極めて重要であると考えております。このままの状況が続きますと、生産農家の経営が悪化するだけでなく、地域経済の衰退につながってしまう危機感を持っております。

このようなことから、不作からの回復を図り、着実な増産につなげていくため、さとうきび増産基金を活用しまして、種苗確保の推進、土づくりの推進、適期肥培管理の徹底など取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今回の補正予算に計上しておりますが、さとうきび新植助成補助金としまして、基金事業の補助残としまして農家負担額に助成をして、栽培面積の維持拡大に向けて緊急的な対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） この生産者のやっぱり共通意識、これをやっぱり再認識させるといえるのは御無礼な表現の仕方かもわかりませんが、やはりお互いですね、この、そうしたところも一つのポイントとなっているかと思えます。

そういうことから固定して、やっぱりこの生産組織、そこでの連携をよくとりながら、やはりこういういった課題を共通の課題であり、なおかつ大きな、私たち町にとっては大きな、農家の経営にも大きく影響しているというのは、個々の問題のみならず、全体に相当する

総合的な問題であります。

こういったことから、全体の生産者の意識を高めるには、やはり先ほどちょっと述べました技連会等、こういったもろもろのやっぱり総会等、研修会等をフルに活用し、やはりこういったことの周知徹底を図りながら、生産組織の充実拡大に奔走していただけるようお願いいたします。

最後の質問になってきますが、種子島の経済発展のさとうきび作の使命は非常に大きいということは言うまでもございません。ここに市長にお答えいただきたいということで、あえて市長の見解を問うということしました。

非常に今担当課長からも説明があり、私質問の中身も察するとき、非常に厳しいということは、もう現実わかるわけでございます。そういうことから、このような厳しい現実の中であるからこそ、生産者、JA及び行政、会社で一体となって、全体でこの難局を乗り越えていただきたいものだとということで、市長の見解を問うこととなります。

しばらくお聞きしていただきたいと思いますが、まず、西之表市の年表をちょっと見ますと、昭和三十六年十一月五日に、新光糖業株式会社が西之表工場を竣工しております。面積は八千六百平方メートルと。工事費四億円という記録があります。一日能力三百トンと。その後、南種子町には、昭和三十八年十月に会社が竣工してよろうです。その後、会社はもとより、生産者、関係組織相互の積極

的な取組みが展開され、種子島経済を支える大きな企業となつてきているわけでございます。また、産業となつてきてもおります。

この会社は、構造改革ということもあつて、昭和四十九年九月に南種子工場を、また平成七年九月には西之表工場を閉鎖して、現在の中種子工場に整備統合し、現在に至つていられるわけでございます。

この創業、一本化の創業は、早く平成四年、五年期から既に始まつておりますが、閉鎖したのが平成七年の九月ということになります。当時の全体面積ですね。これは一本化した後の面積です。これは二千三百二十平方メートル。そして、栽培農家も三千七百七十戸と生産量が十五万二千四百一十トンあります。

八年前の、この八年前、平成二十一年、二十二年期は、面積で二千六百二十四ヘクタール、栽培農家は二千四百四十戸、生産量は二十万六千五百四トンと、この平成に入つて初めて二十万トンを超えているようでございます。

また、十年前の平成十九年、二十年期から平成二十二年、二十三年期のこの四年間は、十アール当たり全て七百トン二百を超えた実績が残つております。

最近、今回創業が始まる平成二十九年、三十年期の見込みとして、生産量等の情報をいただきました。この資料を見ますと、見込みではあります。収穫面積は二千三百町歩、ヘクタールですね。うち新植面積、これは新しく植える春植え、夏植え、秋植えとあるわけですが、新植面積は六百六十三ヘクタールあります。昨年は七百九

十五ヘクタールでありましたから、昨年の新植よりさらに少ないという形になります。新しく新植するところですね。

一反歩当たりの単収であります。見込みとして五トン四百七十七キロ、市長の所信表明の中では五トン五十キロというふうなあれでありますけれども、資料ではなつていられるようでございます。

昨年の平成二十八、二十九年期が六トン五百九十七ありました。相当に低いということ。先ほどの同僚議員からの質問の中でも、非常に厳しいと、農家はということ話されましたが、こういった数字からも、見込みの中でも危惧される状態にあるということでもあります。

やはりこのこういつたことを前年とちよつと比較してみますと、やはり収穫面積でも百四ヘクタール。うち新植した面積でも百三十二ヘクタール。一反歩当たりの収量でも一トン百八十。生産量も三万四千五百二十九トンと。生産戸数も百三十戸。全てが減となつてるのが現実であります。

過去にもこのような不作の続く年、年期も幾度かあつたと思ひます。しかし、絶えず生産者の危機意識と一丸となつた関係機関のたゆまぬ指導と助言、支援があり、乗り越えてきた。今まで述べてきました現在のこれからの実績を考えると、今最も危機的な時期を迎え、崖つ縁に立たされてると危惧しております。

生産者個人がさとうきびづくりをやめることは、個々の都合もありましょう。しかし、創業から五十六年間、ここまで種子島の農業

がもたらす基幹産業として、経済社会を構築してきた企業の功績は大きく、さとうきびの不況は、本市はもとより種子島全体の大きな問題であります。このようなときであるからこそ行政が先頭に立ち、生産者、JA、企業とも一体となってこの苦境を乗り越え、さとうきび生産再生の先頭に立って、西之表市はもとより種子島を盛り上げていただきたいと切望するところであります。市長の見解を問います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） はい。貴重な御意見ありがとうございます。鮫島議員がおっしゃいましたように、新光糖業がスタートしたころ、昭和三十六年というころは、私はまだ小学生でございました。そのころより、さとうきびがこの種子島の基幹産業の一つであると。基幹作物の大きな地位を占めているというふうに考えております。このまま不作、低迷が続きますことは、この種子島の農業の基盤が崩れる。そして、地域経済の衰退につながるという危機感を覚えております。

特に今年の方が悪いという原因には、自然的な要素、台風が四回も襲来いたしました。そういう要素と、それから担い手不足。これは高齢化の問題、農家の高齢化の問題と、それから若い参加者が少ないということが挙げられると思います。そして、総体的に、この農業がもうかる仕事、もうかる産業であるという認識がなかなか得られていないということから、それぞれの観点から対策を考えて

いかなくてもはいけないと思います。

そのためには、現在進行しておりますのは、農地の耕作放棄地が多数ございますけれども、その集積・集約という調査しながら、将来の農業の発展に寄与するように、今準備を進めているところであります。

それから、若手の参入につきましては、策を講じてはおりますけれども、例えば、農業振興公社の研修の農業大学の応募者が、今年度はございませんでした。それが、その原因も理事会等で、役員会等で協議をいたしておりますが、さらに若い人たちが参入しやすいような方法、応募の仕方、広報の仕方、そういうところも研究して、若い方々が種子島の伝統あるこの産業、特にさとうきびが魅力ある農業となるように、私どもも宣伝しながら、職員もまた知恵を働かせながら、それから、生産者、それから関係機関、JAあります。それから、県国、その他制度等も利用しながらですね、この西之表市の農業、さとうきびの農業をより力強くしていくことに研究し、努力をしてまいりたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） さとうきびも、非常に肥培管理もそうでありますが、収穫作業等に非常に苦慮してるところございます。やはり高齢化ということはそうであります。こういった手刈りをする農家、機械刈りする農家、それぞれのメリット、デメリットがございます。そういうことを解消するには、やはりこの生産組織でのやっぱり意見の交換というものを捉えながら、的確にその誘導をして

いくと。方向性をですね。そうしたこともまた肝要であろうと思
います。

なおかつ、やっぱり市長が今触れられましたように、耕作放棄地、
遊休農地、そうしたものが、やはり増えてくる可能性もあります。
そういうことからして、早くこの農地の貸し借りも積極的に進めな
がら、大規模農家には大規模農家なりのやっぱり進め方を、そして、
そうした高齢者の、高齢の耕作者には耕作者に向けた手を差し伸べ
てやりながらですね、このさとうきび作を振興していただきたいな
と思います。

今回の質問については、さとうきびに絞って質問をさせていただ
きました。農作物の生産性の向上によるやっぱり農家経営の安定、
これは種子島の経済発展、西之表市の経済発展に大きく影響するわ
けでございます。それには、このさとうきび、この農業そのものが、
やはりこの経営発展の根幹をなすものであると私は確信しておりま
す。

いま一度、農林水産漁業等一次産業、これには未知数の可能性を
秘めてるといふ期待を持ってですね、多くの情報を外からも入れな
がら、その情報共有しあって研鑽を深め合い、そして、豊かな勢い
のある種子島西之表農業を築いていければと。このようにも願いな
がら、その発展を願い、関係職員、機関のさらなるやっぱり御尽力
を賜ることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしましたし

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十五分ごろ
より再開いたします。

午後二時十一分休憩

午後二時二十六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中野周君の発言を許可いたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 皆様、こんにちは。本日最後の質問者と
なりました。よろしくお願いたします。

一般質問通告書に従い質問いたします。

最初に、償却資産に係る固定資産に対する適正な賦課を求めるこ
とを目的に質問いたします。

地方税法第三百八十三条において、固定資産税の対象となる償却
資産の所有者は、毎年一月一日現在所有している償却資産を資産所
在地の市町村長に申告することになっています。もちろんのことと
して、当局は、その申告書の取得価額に基づいて、法律、条例の定
めに従い賦課していることと思います。

そこで、地方税法に定められているとおり、本市に存在する事業
用の償却資産に、でき得る限り一件の漏れもなく公平公正を旨に適

正に賦課され、それぞれその税額も、でき得る限り公平が保たれていることが行政執行の原則だと考えます。果たして本市の賦課状況は、公平公正をもとに適正に賦課され、納税者にもそれぞれ納得をいただき、気持ちよく納税をいただいているだろうかとの観点から、順次質問させていただきます。

最初の質問は、本市ではどのような方法で償却資産申告の広報をしているのか。その広報の内容や広報のあり方等についての報告をお願いいたします。次からは質問者席より行います。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋、自動車、軽自動車以外の事業の用に供することができる資産をいいます。

広報については、前年度までに申告をされた方及び申告が必要な新規の方で、毎年十二月に申告のお願いをする文書を出しております。今年度も十二月二十五日発行のお知らせ版及びホームページ等に償却資産に関する内容等を掲載し、また、対象者には別途申告を促す文書を発送し、さらなる周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○一番（中野 周君） ただいま説明をいただいたとおり、広報の内容とかあり方等については、特に全般的に何の問題点もないように思われます。が、果たして償却資産を所有する市民の方々が、広報を通じ、償却資産は固定資産税の対象となり、自主的に申告し

なければならぬということをどの程度の所有者が理解しているものなのか疑問に感じます。

こういう私も、太陽光発電施設を設置してから約二年半、何も知らずに申告をせずに放置したままでした。ふとしたことから償却資産として申告しなければならぬということを知り、慌てて申告を済ませたところです。知らなかったこととはいえ、大変申しわけなく思っております。一方、申告していなかった自分自身の責任とはいえ、三年分まとめて納税は非常に大変でございました。

それは別として、私の体験上から、実体験から予想するところ、償却資産は自主申告制であるがゆえに、償却資産所有者の認識の度合い、考え方に偏りが生じ、結果として税額にアンバランスが生じる危険性があるのかも考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

償却資産申告の内容及び必要性、すなわち、その償却資産の申告のあらましについて、それぞれの所有者、市民が理解度、認知度をどのように当局は判断をし、認識されているのか教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

償却資産は、土地、家屋のように登記簿、いわゆる登記制度に相当するものがなく、所有者の確認が困難であるため、個人や法人で西之表市内に償却資産を所有されてる方は、地方税法第三百八十三条の規定により、毎年一月一日現在で所有している資産について、一月三十一日までの申告が義務づけられています。

平成二十八年年度については、償却資産申告書送付件数八百八十二件、申告書提出数七百四十八件であり、うち新規者八件であります。申告送付者のうち約八割の提出があることから、一定の理解をしていただいていると認識しておりますが、未申告者もゼロではないという認識もあることから、広報紙等を通じ、さらなる周知を図っていきたく考えております。

また、償却資産に対する課税は、土地や家屋と同様、貴重な自主財源でありますので、歳入確保及び公平な課税の見地から、資産保有状況の適正な把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） まあ、おおむね課長の説明では、御理解をいただいているであろうというような判断のように受けとめました。果たしてそうなのでしょうか。

一般的に、ほとんどの市民は、本市の使用料、手数料も含めて、市税全般にわたって相当な重税感を感じております。これまでの歴史をひもといてみてもわかりますように、市税全般の徴収結果から不納欠損されてきた税目、これは固定資産税が件数、金額ともに群を抜いているように思われます。すなわち、なかなか納得のいたさない税目であり、税額ではなかろうかと思うところです。

いずれにしろ、税制上は国税で減価償却として経費算入が認められて、控除対象となつて所得税税額の軽減を算定する科目ですから、その軽減された額の一部を固定資産税として地方自治体の自主財源

に充てる制度だと思えます。

担当課におかれましては、ここでもまた市民に嫌われる職務かわかりませんが、償却資産申告の必要性を根気強く丁寧に説明をいただき、おっしゃるように、自主財源の確保と同時に、公平公正、適正な賦課業務の職務を遂行していただけますように、よろしくお願いをしておきます。

次に進みます。

せっかくの機会ですので、広報も含めて、償却資産の種類と具体例について詳しい説明をお願いいたします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

償却資産は、会社や個人で工場や商店、農業や漁業などを経営している方が、その事業のために用いることができる十万元以上の機械、器具、備品等の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

資産の種類としては、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品があります。具体的には、構築物には、路面舗装、緑化施設、牛舎、事務所の内装工事などです。機械及び装置は、クレーンやタイヤショベルなどの建設工業設備、モーター、GPSなどの漁業用設備、ハーベスター、耕運機などの農業用設備、再生可能エネルギー、太陽光発電設備などがあります。船舶は漁船等で、航空機は飛行機やヘリコプターなどがあります。

車両及び運搬具は、大型特殊自動車、工場内運搬具などがあります。工具、器具及び備品は、ワープロ、パソコンなどの事務機器、テレビ、冷蔵庫、エアコンなどが具体例であります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

次に進みます。

次は、今説明をいただいた複数の償却資産のうちで、再生可能エネルギー、太陽光発電設備の課税状況に絞ってお尋ねいたします。償却資産の申告は、自主申告が原則とはいえ、ただ黙って市民から申告書の提出されるのを待っているだけではないと思います。当局は何をもとにして市民に指導をし、自主申告を勧誘しているのか、説明をお願いします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

再生可能エネルギーに対する課税は、本人の申告に基づいて課税している状況です。近年、太陽光発電の施設が増加しているため、航空写真や現地確認等を行い、所有者の確認に努めておりますが、土地の所有者と異なっていることも多く、太陽光発電の所有者を特定することに時間を要します。このようなことから、実地調査を行い、公平な課税を推進してまいります。今後、広報紙やホームページ等の周知や、最近公表された経済産業省の公表用ウェブサイト等を活用し、適正課税に努めてまいります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 何をもとにどのような質問の中で、航空写真とか現地調査というような答弁をいただきました。担当にこの航空写真の状況を聞いてみますというのと、もう古い、この太陽光発電を見つげるための航空写真ではなくて、もう既に実在する古い航空写真をもとに調査をしているというような報告でありました。非常に幼稚なやり方じゃなかろうかと思つたところです。

おっしゃるようになりますね、この太陽光発電は、経済産業省の認可があつて初めて設置ができる施設だと思つています。ですから、経済産業省に、西之表市に設置した、認可をした資料を求めたらば、一目瞭然で場所から所有者まで全て、発電量まで全てわかると思つています。ぜひこういうものをですね、参考にして、勧誘、説得、指導に努めていただきたいと思つています。

次に進みます。

この中でですね、当局は、今現在まだ課税できるであろうというその太陽光をですね、その未課税の分を何キロぐらいと思つてるのか、参考までに。課長の思いで結構です。

○税務課長（長吉輝久君） キロワット数については、ちよつと償却資産のですね、提出項目に入つてないもんですから、なかなか厳しい状況があるものですから、そこについてはちよつと回答を控えさせていただきますと思つております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

それではですね、次の五番目の質問になりますか。平成二十九年
度固定資産税のうちで、この太陽光発電施設の課税対象発電量及び
課税件数、すなわち申告件数ですね。これについての報告をお願い
します。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

把握している中での課税対象発電量は千八百六十七キロワットで、
課税件数は十六件です。

なお、これ以外にも申告が必要な課税対象物件もあることから、
今年度中に申告を促す文書を発送したいと考えております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。

申告件数が十六件、課税対象の発電量が千八百六十七キロワット
というような答弁であります。

次にですね、こういうようなものをもとに、太陽光一キロワット
当たりの最高税額及び最低税額、そして、必然的に平均税額が出ま
すが、そこを紹介してください。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

太陽光一キロワット当たりの最高税額は五千二百六十円で、最低
税額は千二百九十一円です。

○**一〇番（中野 周君）** 千二百。

○**税務課長（長吉輝久君）** 千二百九十一円です。平均の税額は三
千八百八十三円です。

なお、所有者によって取得価額が異なるので、税額も異なってき
ます。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞いてですね、この現在のこの課税額、キロワ
ット当たりの課税額ですね、これを当局は公平が保たれているとい
う税額だと認識をしているのかどうか教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** 先ほど議員も御指摘のとおりですね、
なかなかまだ調査対象者がいらっしやるんじゃないかと思ひまして、
また広報に力を入れたいと考えております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** なかなか理解しがたい答弁であります、
基本的にですね、この税額の算出方法、これはあくまでも取得価額
を基準に評価額を算出し、税額を決定するようになっていてよろうで
す。ですから、この方式だけの決定では公平が保たれないと。私は
そう強く痛感しております。なぜならば、あくまでも申告制だか
らなのです。申告する市民のさじかげん、このさじかげんの結果が
税額を決定する制度だから、そう思うから、不公平が発生してると
思います。

本当にですね、この方式だけ。ただ、今課長がおっしゃった今当
局でやってる課税のやり方、これは国からの指導の標準的なやり方
ですから、これを否定する気は毛頭ありませんが、やはりその課税

は公平さが保たれなければならないと思います。

そこでですね、各個人の申告書に記載される所得価額を確認する制度ではないことは、よく理解の上で言ってるんですよ。よくそこは理解して聞いていただきたいと思うんです。

まずですね、公平公正で適正な賦課業務を重んじるならば、本市独自の発電量一キロワット当たりですね、標準額もあらかじめ設定して、先ほど説明した最高、最低、今平均出ますよね。その辺のところの妥当な金額を西之表市の標準額だと。一キロ当たりのこの税額の標準額というものを一つ持っていてですね、既存のその申告制の市民から申告される評価額じゃなくて取得価額をもとにして確定した税額と比較対象をして、それでもって不審な点があるならば、現地を調査し、キロワットを調査して、それでもってその公平公正を保っていたきたいなと思うところですが、いかがでしょうか。

○**税務課長（長吉輝久君）** 先ほど御説明したようにですね、毎年一月現在における償却資産については、その所在、数量、種類、取得時期、取得価額がわかればよいことになっておりますので、キロワット数にはですね、なかなか不明な部分がありまして、把握して中での発電量になりますので、御理解をいただければと思っております。

○**一〇番（中野 周君）** まあ、当局は当局の立場で主張しましよすが、一市民としてですね、やはり公平公正な適正な価額ちゅうのがあると思うんですよ。税額。所得税にしてもしかりですよ。全

てがそうなる。税制はですね。公平公正を重んじるようになってるんです。やっぱり努力してほしいですね。必ずやその発電量も探せ出せます。経済産業省の書類にあるわけですから。ぜひここはですね、肝に銘じて検討を深めていただきたいと思えます。

次に移ります。

申告状況についてですが、先ほど報告いただいた申告十六件のうち、自己申告数は何件で、当局からの勧誘によって、指導によって申告された方の件数、これを教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。毎年、申告勧奨の通知及び前年度申告書記載例等を八百件から九百件程度送付しております。昨年度の申告状況は、窓口及び郵送での提出が六百六十五件、電子申告八十三件の計七百四十八件となっております。そのうち、自主的申告件数については二十二件となっております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** はい、ありがとうございます。ぜひですね、そういうような働きかけも精力的にやっていたきましてですね、課税のない、税金のかかってない施設、その事業用施設がないように、ぜひ努めていただきたいと思えます。もちろんですね、担当課職員の日ごろからの職務遂行に向けた努力は高く評価をいたします。

私がこの課題で申し上げたことはですね、財政が逼迫しているこ

の本市の財政状況からして、自主財源である地方税収の確保は、健全なる行政運営のそのものの死活を左右する大きな柱ではなからうかと考えるからです。市民の所得向上策とか企業誘致、立地活動及び人口増に向けた施策なども非常に重要な対策です。これらの施策はもちろんのこととしてですね、今現在、賦課される、賦課できる、課税される資産、課税すべき資産があるとすれば、適正に課税することが行政の基本中の基本だと考えます。万が一にも、忙し過ぎてとか職員が足りずとか、そういうような現状でどうにもならないとするならばですね、職員を増員してでも、ぜひ調査指導を徹底し、公平公正な適正な税務管理を執行していただけますようお願いをしておきます。

次は、二番目の課題に移ります。

民生委員の報償費を課税対象とし、源泉税を徴収してる執行状況についての質問でございます。

いよいよ十二月になりました。年末調整及び確定申告の時期となります。質問内容をわかりやすくするために、民生委員の報償費に絞って質問いたしますが、全庁的に日常の業務遂行に当たっては、法律、条例を遵守した執行を求める意味での質問ですので、それぞれの所管、それぞれの所管に置きかえて受けとめていただきました。議論に参加をしていただきますように冒頭をお願いをしておきます。

ここで申し上げたいことは、税の制度を詳しく理解した上で、法律、条例を遵守して、源泉徴収税も含め、日ごろの業務に携わって

いただきたいという思いで質問をいたします。

まず一番目、民生委員法（昭和二十三年七月二十九日法律第九十八号）第十条についての説明をお願いいたします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

民生委員法第十条でございますが、資格及び任期についての規定でございます。民生委員には給与を支給しないこと及びその任期を三年とすることを規定しております。

まず、民生委員の身分についてでございますが、地方公務員法第三条第三項第二号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当するとされております。民生委員・児童委員が非常勤の特別職の地方公務員であることから、ここでいう給与とは、常勤職員の給与に対応する報酬がそれに当たると解釈をされていますので、第十条の規定により、報酬を支払うことはできないというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 次の質問に入ります。

本市では、民生委員に対する報償に対し、源泉徴収していると聞きますが、事実なのでしょうか。現状についての報告をお願いいたします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

民生委員・児童委員は、先ほど申し上げましたとおり、給与に当

たる報酬が支払われません。無報酬ということになりますが、資質向上のための研修会への参加に係る経費、それから見守り活動に要する交通費や通信費など、委員の活動に一定の費用がかかることは言うまでもありません。

そのため、民生委員法第二十六条に基づきまして、県から民生委員児童委員協議会に対して、平成二十八年度では三百九万六千五百二十円の活動費が交付されたところでございます。また、市からも百二十二万五千円の研修補助金を協議会に交付しております。一人当たりに交付される金額が年額約八万一千五百円となりますが、活動に要する経費として交付されるものなので、こちらの費用について源泉徴収の対象にはなりません。

議員の御質問にあります市が源泉徴収をしている報償費についてでございますが、市が民生委員・児童委員の皆様の地域福祉活動に対するお礼として支出する報償金に対して徴収するものでございます。

報償費の額につきましては、月額で、会長が九千円、副会長が八千円、委員七千五百円、その他児童委員としての活動に対して、各委員に年額二千元を支出しているところでございます。これが税法上所得に当たると判断をいたしまして、所得税法に基づき源泉徴収をしているという状況でございます。

以上でございます。

〇一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

所長の報告によりますと、国から民生委員一人当たりの活動費として、年間六万から七万円、これは都道府県、市町村によって若干の違いはあるようですが、県を通じ、協議会を通じて各委員に支給されていると。それについては、当然のこととして非課税だということですが。

そして、もちろんこの国からの活動費だけでは、年間平均少なくとも百日以上も活動する民生委員・児童委員の通信費とか交通費など必要経費、実費にも届かず、なかなか大変だと、不十分だということ、全国的に各自治体それぞれが独自で活動費を支給している。本市では、会長に九千円、副会長に八千円、各委員に七千五百円、毎月支給しているとのことでした。

今、この所長の報告の中のこの市からの活動費を一時所得とみなし、源泉徴収をしていますということですね。これはですね、私は、この執行状況、これは民生委員の法のさつき説明いただいた第十条に抵触すると思えます。なぜなら、民生委員法第十条で民生委員には給与を支給しないものとするところあり、民生委員は無報酬が原則だと法律で定められているんです。ですから、この市から支給するものも、当然のこととして非課税でなければなりません。

例えて言うならば、鹿児島県は、これは非課税としてますよね。この活動費を。西之表市は、この活動費に課税対象、一時所得とみなすということですが、この一時所得とみなす、この課税対象にしてるこの執行状況、これはですね、もう矛盾過ぎるところか、もう

本末転倒だと指摘せざるを得ません。

一時所得とみなすことはですね、給与及び給料並びに賃金とか報酬、これが一時所得なんです。すなわち、源泉徴収しているということは、給与とか報酬として支給してまうということと証明してることなんです。源泉税を徴収している現在の執行状況はですね、必ずやこの民生委員法、それから西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例、これをひもといってみても、よくよくわかります。

いま一度確認いたしますけれども、本市がこれまでの執行状況、すなわち、その民生委員の源泉徴収してもよいとする何か法律の裏づけがありましたら教えてください。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） たいま議員のほうから、給与に、所得の給与に、給与収入に当たるといふようなことでございます。最終的に、私たちが個人に今お礼として報償金を支出しておりますが、最終的に申告をする場合の税法上の取扱い、給与だといふふうに私たちも認識しております。

で、報酬と給与、それから、今私たちが委員の皆さんにお支払いしているお礼としての報償金というものの意味というものが、ここで若干理解が食い違っているのではないかといふふうに感じているところでございます。

私たちが今個人にお支払いしているお礼としての報償金ですが、これに関して源泉徴収するというのは、私たち自治体が源泉徴収義務者であるということが、まず前提にございます。ですから、私た

ちが、例えば謝金であったり、そういったものを個人にお支払いする場合には、必ず源泉徴収をしないということがありますので、それに基づいて源泉徴収をしているということでございます。

○一〇番（中野 周君） 私がですね、所長、確認をとっているのは、民生委員法という法律第十条、これをどうあなたは解しているんですか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） こっちにですね、資料が、地方自治法二百三条の非常勤職員に対する報酬を支払わなければならないというその規定、そして、民生委員法第十条では、それが例外規定として、議員がおっしゃる給与を受け取ってはならないというですね、民生委員法第十条に規定がございます。

しかしながら、私たちもそこが、謝金を払っている、報償費を払っているということが適法なのかどうかといふことをひもとく中で、いろんな書物をですね、総務課のほうでも探していただいて、いろいろ検証してみました。

その中に、やはり民生委員が都道府県の地方公務員であり、費用弁償等は都道府県が負担することになっている。そういった中で、単独の自治体が報酬とかを支払うことはできない。しかしながらも、報償費として相当額を民生委員に支給することはあり得るということとが解釈の中で出てくるんです。そういったものに基づいて、支払いをしているということでございます。

○一〇番（中野 周君） 確認をとります。民生委員法第十條にた

だし書きがあります。今そんなふうな説明だと聞こえたんですが、第十条のただし書き、それについてのみ答えてください。時間がありません。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） ただし書きはございませんが、ただ、二百三条について述べました。

○一〇番（中野 周君） えーとですね、そのあなた方のその判断が間違っていると私は指摘してるんですね。この民生委員法をひもついてみますとですね、民生委員・児童委員は厚生大臣から委嘱をされ、都道府県知事の指揮監督のもとに必要な業務を行います。基本的にはボランティアですので、国からの報酬はありません。ただ、民生委員・児童委員の活動費用に対して、地方自治体から報償費、弁償費ですね、報償費が支給されます。この報酬、報償、弁償費は個人の収入扱いにはならないと関連の解説には全て明記してございます。

例えば、本市のこの一般会計の予算書、決算書を見ても明確に記載されていますように、民生委員活動費の報償費の説明書の欄を見るとわかるように、報償費となっております。報償費です。すなわち、報償費とはですね、損害に対する償い。償いをする意味の費用なんです。費用。所得じゃないんです。賃金でもないんです。すなわち、活動を支援するための費用であり、民生委員・児童委員としての日ごろからの活動のための通信費、交通費等の必要費用弁償費、すなわち活動費なのです。よって、給与や報酬などの所得ではなく

てですね、歴然とした活動費なのです。当然のこととして、非課税であると主張をいたします。

ちなみに、先ほども言った地方自治法の第二百三条の第二第四項の規定に基づいて、委員会の委員、監査委員、その他市の非常勤の職員、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する事項を定めた西之表市報酬及び費用弁償に関する条例を見ても、民生委員・児童委員の活動報償費はこれに含まれておりません。繰り返しになりますが、報償費とは、官庁の勘定科目の一つで、役員負担に対し償う費用、すなわち活動費なのです。

当局の主張する一時所得にすべき科目はですね、同じ民生費というなら、民生委員推薦会運営事業で委員長四人、委員三十二人の方々に支給している報酬、これが課税対象になるはずなんです。報酬と報償はですね、税務上全く異質なものだと言えます。当局は当然のこととして、この法律、条例を遵守して執行すべきだと重ねて提言いたします。

いま一度確認しますが、法的な裏打ちが、その二百三条、また後ほど勉強しますが、それに明確にうたってるんですね。報償を与えてもよいとうたってるんですか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 福祉事務所への御質問なんですけれども、全体的に関連いたしますので、すみません、総務課のほうで答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど福祉事務所長のおっしゃいました報酬の関係です。二百三条の地方自治法上の報酬の関係につきましては、非常勤特別職に就いての報償であります。で、福祉事務所長の答弁でもありましたけれども、民生委員法のほうは、地方自治法の特例に当たりまして、特例として解されておりまして、法令的には正しいということになります。

それともう一つ、所得税の考え方で所得税法の基本通達というものがございまして、所得税の中で給与所得に当たるものというものの所得税の基本通達の中で、委員手当等というのがございまして、国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、この場合、謝金というのは報償費でございすけれども、手当等の報酬は原則として給与等とすること、所得税法の中では給与等とすることというふうに解されてございます。よって、福祉事務所が源泉徴収しております、いわゆる報償費でございすけれども、報償費のほうは税法上では給与所得と解されておりまして、その分を源泉徴収するというふうなものが実態になってございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） では、総務課長にお伺いしますが、その民生委員法の第十条と今あなたが説明したものととの整合性はどうか。全くかけ離れた法律が二つあるというように私は理解するんですが。

○総務課長（大瀬浩一郎君） これも法律の解釈上の話なんですけ

ども、民生委員法の第十条の規定が、地方自治法二百三条の二の特例をなすものであるというのが、では、行政実例のですね、昭和二十九年十二月十五日の解釈でなされておりました、これはそういうことになってございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） えーとですね、私の勉強不足かもわかりませんが、私はかたくなに、それに抵触するというふうにも思いません。また後ほど、時間がありませんので、また後ほど、ぜひ御指導ください。

私の思いはですね、この源泉税とか所得税は国税ですよ。国税。私が担当課にこの件について疑義を申し上げてから約半月が経過します。私はこの間、国税当局の税務署に尋ねて、この件の見解を求めてまいりましたが、当局も国税当局にこの件についてただしたことありますでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） こちらとしては、全庁的な源泉徴収制度についての確認をとるということで、総務課、そして税務課と協議をさせていただきました。

○一〇番（中野 周君） あくまでもこの国税は、国税当局が、この何、何とか権があるかと思うんです。皆様方でこの国税のことについてですね、その議論するのでもいいでしょうけれども、やはりこういう問題については、もっとですね、指摘を受けたらばですよ、それを真摯に受けとめて、しっかりした国税当局とかですね、その

ところにしつかりと指導を仰ぎながら、万が一にも間違ったやり方をしてたらずね、非常に迷惑がこうむるんです、市民は。皆様方のすること、市役所から来る知らせとか広告とかちゅうのは、もう法律以上に西之表市民は正しいものと思ひ込んでるんです。ですから、万が一にも間違った執行をしていたたくはないと強く思います。ですから、今後です、ぜひこういう問題が発生したらば、国税は国税当局にしつかりただしながら、行政執行にお願いして、お願いをお願いします。

最後に、勘違いをされないように、念のために申し上げておきます。

全国的とはいえ、本市独自でその追加の活動費、民生委員とか児童委員に対する追加活動を支給してるこの現状の執行状況、これは高く高く評価をいたします。個人的な意見としてはですね、現在の支給額、会長九千円、副会長八千円、委員七千五百円、月額、これはですね、年間、さつきも説明しましたとおり、百日以上、少なくとも積もっても百日以上、もう百五十日は活動してます。これが実情です。この人たちの交通費とか通信費、必要実費にほとんど足りてません。願わくば、現在のこの三倍から五倍の活動支援金をしっかりと確保していただいですね、民生委員の活動を行政としてしっかりと後押しできるような支援をぜひお願いをしておきます。

先ほどの税務課とのやりとりの中でもやっただんですけれども、その税制上いただけるものをしつかりいただいですね、それで必要

な、こんなふうに必要なところにまだ足りないその費用がいっぱいあるうかと思うんです。そういうところに分配するというのも皆様方の仕事でしょうから、ぜひよろしくお願いをしておきます。

最後に、この件について市長の見解をお願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

民生委員・児童委員の皆様方には、本当に常日ごろ、市政、行政に全般に対しまして御協力いただいでいることは、まことに感謝申し上げます。特に今年度は一斉改選ということで、五十三人の方々に改めてお願いをいたしました。

議員御指摘のその報償金です、そういった努力、労働といいますが、その活動に見合う対価というものは必要などころでございましょうし、それは今福祉事務所長、総務課長も申し上げたとおりです、税法上の観点と、それから、その他法令との間で非常にわかににくいところになつてるような印象も受けました。

そういう中で、今後とも民生委員・児童委員の皆様方には、以上の御協力をこれからもお願いすることになりますし、今後とも皆様方の活動が少しでも後押しできるように、行政としても力いっぱい頑張つてまいりたいと思ひます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

最後に、この件についての質問になります。

その所得とみなすことによつて、その民生委員各自に及ぼす影響についてどうお考えでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 市がお支払いした謝金等につきましては、所得として申告をしていただくことになってまいりますので、私どもが、市が個人に支払った謝金等については、総務課のほうで取りまとめて、各人に源泉徴収票を二月ごろお送りをしております。確定申告、あるいは市県民税申告の手続の際に、総務課が発行する源泉徴収票を提出して、年間所得に応じて還付を受けていただくということになるかと思ひます。

市が活動に対するお礼という意味で報償金をお支払いすることによつて、そういった手続に手を煩わせているという状況はあるかと思ひますが、市としては、やはり地域福祉活動に対する感謝の意味を含めて予算化している費用でございますので、引き続き一般財源ではありますが、予算確保に努めてまいりたいと思つております。以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ほとんどですね、私の質問内容の答弁になつてません。私がここで申し上げ、総務課長もよく聞いてくださいます。

皆さん方が源泉税として、年間多分三千円か三千五百円ぐらいに税額はなるうかと思うんですが、たった一年間のその所得税が三千五百円とか三千円は少ないと思う人もいるかもわかりません。しかしですね、これが市民税にも影響しますよ。国民健康保険税も影響

しますね。所得割で。皆さんはそういうことを考えたことあるんですかね。それから、何ですか、百三万円の壁にも影響し、非常にその影響が、私は弊害だと思ふんですけどもね。ええ。本当にこんなふうですね、多岐にわたつて影響が大きいです。

ですから、しっかりと、これが税制上、法律上、間違いないことは当たり前ですから、これはこれでいいんですよ。でも、万が一にも法律に触れるようなことをば、長年ずーつとやってきてるのであれば、ぜひですね、目を覚ましていただいて、しっかりと行政執行をお願いしておきます。

はい。最後になりました。最後はですね、ハナサンゴモドキの保護・育成・活用についてを課題にしたいと思ひます。

環境省のレッドリストに絶滅危惧種として指定されている種子島固有種であるハナサンゴモドキについてのお尋ねです。

まず、先般、環境省から委託を受け、種子島・屋久島周辺を調査した調査団の先生方が表敬をされ、種子島近海のハナサンゴモドキの生息分布状況について、調査結果の中間報告がなされたところでありますが、その内容について、分布状況について詳しく説明をお願いいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 今般、一般財団法人自然環境研究センターが実施しました生育調査によりますと、種子島においては、中種子町の馬立岩屋から大塩屋までの海域と、国上の上古田地先で

生息が確認をされてるみたいでございます。

以上です。

○一〇番(中野 周君) もうちょっと詳しく欲しかったんですけどね。

実はですね、この調査団の調査は、二〇〇八年の十二月、それから二〇一三年の六月も行われております。今回が三回目になるようですけれども、この四年前の調査結果と今回の調査のこの中間報告によりますとですね、おかげさまで馬立の岩屋とかいうところの生息状況は余りその変化してなくて、非常に安堵している一人なんですけれどもですね。

今回のこの調査、正式な調査結果の報告はまだですけども、今現在、前回までの調査結果でわかっていることは、種子島で百六十六種のサンゴを記録することができたと、この報告書に、二回目の報告書ですが、これにあります。この百六十六種の中で、八十八種が種子島初めての記録種だそうです。特にこのハナサンゴモドキは種子島の固有種であり、しかも絶滅危惧種に指定されている品種とすることです。こんなにも希少価値の高い固有種が、今現在、種子島に生息しているわけですので、今後、未来永劫にわたって保護すべきと考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、絶滅危惧種に対する対策について、特別な対策が必要だと考えますが、当局はどのように捉えているのか教えてください。

○市長(八板俊輔君) 答えをいたします。

ハナサンゴモドキに関しましては、十一月二日に、研究者と、それからかごしま水族館の関係者の皆さんが私のところをお訪ねくださいまして、その際に、ハナサンゴモドキは種子島に生息する固有種といえますか、貴重な種類であると。絶滅危惧種一B類、環境省のレッドリストでは二番目のランクになるかと思えますけれども、一B類に選定されているという説明を受けたところであります。

その後、市内でも、市庁舎、市役所の中でも関係課を集めまして、どのように保護していったらいいのかということと協議したところでございます。協議をして、その保護の方向でいろいろ手だてを講じているところでございます。

○一〇番(中野 周君) 聞くところによりますと、大変貴重な品種だそうですので、ぜひ精力的にお願いしたいと思えます。

次にですね、このハナサンゴモドキが繁殖・生育していく環境の保全、これもまた大変必要だと考えます。少なくとも現在のこの分布地域の開発規制なども含めて、生育環境の保全策を特別に講ずる必要があるかとも考えます。生育環境の保全に向けた保全策についての当局の見解をお願いします。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長(吉田孝一君) 答えをいたします。

育成環境の保全についての御質問でございますが、以前、このハナサンゴモドキ調査隊の方々が市長を表敬訪問された際の御説明の

中に、海岸に流れ込む土砂などが大きなダメージを受けるといふことをおっしゃられておりました。地球温暖化や環境汚染、森林伐採などの環境破壊問題も絶滅危惧種をつくり出してしまふ大きな原因で、その一つであるといふふうに考えているところでございます。

市民生活課としての環境破壊を防ぐ対策として考えることといたしましては、地球温暖化への防止活動や生活排水対策などを引き続き進めていくことであるといふふうに考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） おっしゃるようになりますね、これは西之表市だけの問題として捉えることでなくてですね、種子島全島の捉えて、一市二町足並みを、できたらば屋久島も含めてですね、熊毛地域でもって、そういうような組織をつくり上げてですね、ぜひこの繁殖・生育に向けた取組みを徹底していただきたいなと思うところでありますが、この全島的な取組みについて、何か協議された経緯がこれまでにあったんでしょうか。教えてください。

○市民生活課長（吉田孝一君） はい、お答えをいたします。

このハナサンゴモドキという生息そのものについても、私自身です。今、初めて知ったというふうなレベルでございますので、今回このハナサンゴモドキに限らずですね、こういった希少動物について、西之表市、もしくは種子島全島でどういったものがあるのかというのを含めて、一市二町で話す機会があれば、そういうふうなことも協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。ぜひそのように取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

次に必要なことが、盗難などの規制も必要だと思ふんです。もう既にですね、ネットで販売されているというふうなことも聞こえてきます。天然記念物などとして指定をしますね、保護していくようなことはできないものなのでしょうか。お願いします。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

ハナサンゴモドキは、種子島海域のみで確認されている固有のサンゴであり、限定的な分布をし、特定の地域にしかない貴重なものであると言われております。

ハナサンゴモドキを市の天然記念物として指定する場合は、その生息地、生息数、学術上の価値などをしっかり把握、整理した上で、市の文化財審議会の承認を受けることとなります。

さらに、分布域が種子島海域であることから、県の天然記念物として指定を受ける場合は、島内一市二町及び鹿児島県との情報共有も必要であり、保存・保護に当たっては生息する海の環境も重要であることから、関係機関との協議も必要となつてまいります。

今後、保護に向けて、専門家の意見も参考にしながら、十分検討してまいりたいと思ひます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

この天然記念物への指定は、まあ思いつきでもあるんですけども、申し上げたいことは、その盗難予防。盗難というんでしょね。

これをどうしてもやっぱり阻止せんとですね、非常に少ない個体、個体数が非常に少ない状況で、辛うじて生き延びているというのが現状です。もうこれ以上その環境を汚したり盗難に遭ったりしながらこの個体数を減少させるのは、非常にもつたないと思えます。これも全島の、種子島全島ですね、こういうような予防策等々もぜひ検討をしていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、このハナサンゴモドキ、最終的に非常に期待をしていることは、種子島にしか生息していない固有種ですから、種子島の観光資源として大いに活用すべきと期待をしているところでありますが、当局の見解をお願いします。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

観光の視点からも、今回のお話は大変歓迎されるものでございます。今後、先ほどから回答しているとおり、生育環境の保全対策、それから、天然記念物指定も視野に入れながら保護されていくことが重要であると考えてるところでございます。

それを踏まえまして、ハナサンゴモドキは種子島にしか生息していない固有種ですので、十分に種子島の観光資源となり得ると思われれます。今後、保護活動の体制化を検討するとともに、同時に観光

資源としての活用についても十分検討していきたいと考えております。

また、かごしま水族館におきましては、例えば、今繁殖のですね、試験なども行いまして、一年二カ月で五センチ。成長したら四センチということでしたので、大体九年ぐらい個体のほうがかかるといふことで、群生地化するにはかなりの時間を要するということもあります。そういったことも含めまして、かごしま水族館のほうとも連携をとりながら、その保護、そういったものも検討し、観光資源としてですね、活用できるようにしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

参考までにですね、申し上げておきますが、上古田で一個体だけがまず確認をされました。で、一個体ではなかなか繁殖していく。雌なのか雄なのかわかりませんが、私素人ですので。この前の視察団の、調査団の先生方の知恵をいただきながら、馬立の岩屋から移植をして、向こうに数個体、上古田に移植しております。大体一週間置きにずっと観察を続けているんですが、非常に順調に生育をしているようでもあります。

こういうことも含めてですね、願わくば、浦田海水浴場に移植ができないものかと相談を試みたところ、浦田海水浴場はなかなかその環境、透明度が非常に高くてですね、ハナサンゴモドキの生育

には適していないんだそうです。ですから、ある程度このよどんだ、余り潮の入れ替わりのない、今のいうその大塩屋とか馬立の岩屋、あの付近ですね、あんなふうな地形が一番適した環境なんだそうです。

そういうものも、その上古田を中心にですね、もしその移植が可能であるならば、そういうものもぜひ検討していただきたいと思うし、そしてまた、今課長から説明のあったように、かごしま水族館では、もう既に人工ふ化も成功したというようなことが報じられております。

そういう意味からしてですね、願わくば、市のフロアとか、市役所のフロアとかですね、鉄砲館とか、いずこでもよろしいでしょうけども、やはりその固有種としてこういうものが種子島に生息してますというものを水槽とか何かにもってですね、そういうものも一つの観光資源としてインパクトがあるんじゃないかなと思うところでしたので、今後の課題として、ぜひそういうものも検討していただけますようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 中野周議員、自席のほうにお願いいたします。

○一〇番（中野 周君） はい。

○議長（永田 章君） ただいまの中野周君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす五日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時二十八分散会

本会議第三号（十二月五日）

本会議第三号（十二月五日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議会事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成二十九年十二月五日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

七番 和田香穂里 議員

八番 河本 幸男 議員

一四番 長野 広美 議員

一五番 渡辺 道大 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。七番、和田香穂里でございます。

通告書に従って一般質問を行います。

初めに、前回、第三回定例会において取り上げました子供の貧困問題について引き続き伺ってまいります。

全国の平均的な可処分所得の半分、百二十二万円を下回る世帯で暮らす子供の割合、これをいわゆる子供の貧困率といいますが、厚生労働省の国民生活基礎調査結果で一三・九%、鹿児島県のかごしま子ども調査の結果では一二・九%という数値は前回触れたとおりです。

加えて、鹿児島県では、子供の貧困率が母子世帯の三九・七%、四割に上るといふ点もつけ加えておきたいと思っております。

また、生活保護の基準となる最低生活費以下で暮らす世帯を貧困と定義した場合、二〇一二年の鹿児島県内の子育て世帯の二割、二万九千四百四十九世帯が貧困世帯であるとの調査結果もあります。

九月議会では、福祉事務所長から「重要なことは、今支援を必要とする子供たちがどこにいるのか、どんな生活をしているのかということを把握すること」という御答弁をいただきました。

また、答弁では、個人の尊厳やプライバシーへの配慮の難しさや

各課横断的な支援体制、相談体制が必要であることにも言及されました。

そこで、子供の異変にいち早く気づき、子供に寄り添ってくださるのは、何といっても学校の先生方だと思います。

そして、ここで一番です。子供の貧困の実態把握と関連機関との連携について、第三回定例会における和田の質問と福祉事務所長の答弁を踏まえ、学校現場における取組みや対応の現状と個別的な配慮がどのようになされているか及び今後の方向性や方針についてなど、学校現場の率直なお答えを伺いたいと思います。

以下は質問者席にて行います。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

経済的に恵まれない児童生徒を取り巻く諸問題への対応につきましては、学校教育の重要な課題であります。

学校におきましては、アンケート等による実態把握を定期的に実施するとともに、教育相談や家庭訪問を行うなど、児童生徒のきめ細かな実態把握に努めております。

また、民生委員や家庭児童相談員の協力もいただきながら、家庭状況の改善に向けた働きかけを行っているところでございます。

教育委員会としまして、就学援助費の大幅な引上げや年度内支給の実施など、経済的に苦しい児童生徒への支援を進めているところでございますが、今後も、学校及び関係各課、児童相談所等の関係機関と

より一層連携を密にしながら、経済的に苦しい家庭の児童生徒に対する支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ただいま取組みや対応の現状については御答弁いただきましたが、個別的な配慮がどのようになされているかという点についてもお答えいただきたいんですが。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、アンケート、これが、特に本市で行われている中心的なものは、学校楽しいーとという調査用紙でございます。この学校楽しいーとの場合は、さまざまな質問に子供たちが答えていく中で、子供たちの各側面からの満足度、充実感、そういったものをはかれる一つの調査となっております。

学校の教師は、毎日の児童生徒の観察による情報収集及びこういった客観的な調査から、児童生徒の心の悩み、それから非常にストレスがたまっているのかどうか、そういったものを日々情報収集を重ねながら、教育相談を随時行いながら対応に努めているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 学校現場の取組みについてはよくわかりました。

貧困や生活困窮の問題について語られる際に、自己責任や家族責任を問う論調があります。私はこれについては異論がありますが、

それは置いておくとして、子供たち自身には貧困や生活困窮に
関して何ら責任がないことは言うまでもありません。

我が市においては、先ほどの御答弁の中にもありましたが、新入
学を控えて、あるいは新学期を控えて何かと物入りの時期を考慮し
て、就学支援が来年度から入学前あるいは年度内に支給されるとい
うことですね。そして、子供の医療費の助成も、今年十月から高校
卒業までと拡大されました。これらは非常に評価される点でありま
す。

ですが、それでもまだ子供の貧困に対してはさらなる多様な支援
が必要だと思います。子供の貧困問題では、日常生活における経済
的・物理的な困窮に加えて、学習意欲や学力の低下、体験剥脱など
が子供の健全な成長を阻害し、将来にわたって悪影響を及ぼすこと
が非常に懸念されます。

その点において、先ほど御答弁にあった学校楽しいーとですかね、
これは、その体験剥脱という面をすくい上げるには有効なもので
ないかなと今思ったところですが、学習面のほうですが、生活困窮
が子供の学習面に深刻な影響を及ぼすことは本当に看過できない問
題だと思います。

国立情報学研究所による中高生の読解力調査においても、就学支
援を受けている子供の割合が多い学校の正答率が相対的に低いとい
うことが判明したということが、つい先週、新聞で報道されており
ました。

この調査を行った新井教授は、読解力が不十分だと、社会生活を
送る上でも大きな影響が出る、中学卒業までに中学の教科書が読め
るようにすることが最重要課題であるというふうに述べていました。
また、先ほど、NHKの番組では、平仮名が書けない若者の存在
というのも明らかにされました。

貧困による学力格差は、貧困の連鎖をつくり出す要因の一つにも
なると言われています。

このような状況下において、子供の貧困問題への対策として、全
国各地で子供食堂や学習支援の取組みが地道な成果を見せつつある
ということは皆様も御承知のことと思います。これらの取組みは、
NPOやボランティアなど民間によるものが多いところではありま
すが、自治体が積極的にかかわっているところほど、よりよい成果
を上げているとの研究結果もあります。

これは、行政のリーダーシップの重要性が指摘されているところ
ですが、そこで、子供の貧困問題についての市長の見解と方針、子
供食堂や生活困窮者自立支援制度の任意事業である学習支援事業に
ついて、具体的な取組みに向けての展望をお聞かせください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子供の貧困、すなわち家庭の経済的生活困窮を原因とするさまざ
まな問題への対応をどうするかということであろうかと思えます。

これは、社会の将来を担う子供たちが健やかに成長し、経済的理

由によって学習の機会が失われたり、発達発育に影響が出ないよう
に必要な施策を講じていく、それが行政にも課せられた使命である
うかと思えます。

先ほどから説明がございましたけれども、この個々の政策につき
ましては、プライバシーの問題ですとか、いろいろアプローチの仕
方が難しい問題がございます。個別の諸施策の取組み状況につきま
しては、所管課のほうから御答弁いたしたいと思います。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 生活困窮者自立支援制度の任意事
業であります学習支援事業についてお答えをいたします。

御存じのとおり、生活困窮者自立支援事業については、本市にお
いては、平成二十八年八月から社会福祉協議会に業務委託し実施を
しているところでございます。

本事業では、子供の貧困の実態について直接的に把握ができるわ
けではなく、生活に不安を感じている方々の相談を受け、その世帯
の状況を聞き取り、推察しながら、結果的に子供への影響が見えて
くることとなります。子供への影響が大きいと予測できる場合につ
いては、福祉事務所や教育機関等との情報連携により、関係機関の
支援に結びつけているところです。

子供の学習支援事業につきましては、生活困窮者自立支援制度の
任意事業として取り組むことができるようになっております。

しかしながら、前回の議会でも福祉事務所のほうからも回答が

あったようにですね、対象児童を特定してしまうことによる尊厳の
問題、講師確保の問題、実施場所やそこまでの移動の問題、塾等を
営まれている方々への影響の問題など、一定、整理が必要となる課
題であると判断をしております。

他市の状況を見ますとですね、十九市の中におきましては、平成
二十九年から実施した自治体は九つあると承知しておりますが、そ
ういった先進事例も参考にしながら慎重に検討してまいりたいとい
うふうに思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 今の件に関して、教育委員会関係から
お答えが何かありますでしょうか。学習支援に関してですが。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

学習支援事業につきましては、公営の学習支援室等のように、基
本的には、教育委員会としましては、学力向上対策の一環として捉
えております。

実施に当たったの課題としては、講師となる人材の確保、交通手
段の確保、場所の確保等が考えられますが、とりわけ大きな課題は、
いかにして講師となる人材を確保するかと考えております。

現在、これらの課題をいかにして解決するか、その方策を探って
おりますが、教育委員会としましては、他市町村における先行事例
も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 所管課によつての取組みの違いが多少あるということはわかりました。

九月議会では、同僚議員から、別の切り口ではありましたが、無料市営塾に関する質問があつて、その講師の問題も、インターネットの利用等について言及されていたかと思ひます。

いずれにしても、この本市の教育の理念であるひとりだちの教育、これが全ての子供にしっかりと行き届いて、子供の力を十分に伸ばせる環境を整えていこうという原点に関しては同じだと思ひます。

また、子は親の鏡という言葉のとおり、子供たちの置かれている状況は、私たち大人の社会のあり方が凝縮して映し出されているものだと思います。子供が元気で笑顔で暮らしているかどうかは、私たちの社会が健全であるかどうかのリトマス試験紙ではないかと思ひます。子供の笑顔があふれる西之表市をつくり、守り続けることは私たち大人の責任です。関係各機関の連携はもちろんです、民間の個人、団体とも連携した早急で適切かつ最大限の支援を求め、次の質問に移りたいと思ひます。

次は、核ごみ最終処分場の科学的特性マップについてです。

これは前回質問に至らなかつたんですが、七月二十八日に経済産業省が、原発から出る高レベル放射性廃棄物いわゆる核のごみの最終処分ができる可能性のある地域を示した日本地図、科学的特性マップを公表しました。新聞にカラーで掲載されましたし、テレビでもその地図をごらんになつた方は多いと思ひます。

火山や活断層から離れていることや搬入しやすい海岸からの近さなどから好ましいとされる最適地を緑色、逆に、火山や活断層があり好ましくないところはオレンジ色で示されました。

その最適地とされる緑色の地域が一定程度まとまって含まれる自治体は、鹿児島県では全四十三市町村中三十六市町村です。そして、そのうち、この西之表市は馬毛島と合わせて全域が最適地の緑色となつています。

このマップについては、火山噴火の影響基準が甘過ぎる点や大陸プレートや海洋プレートの動き、また地震や津波の影響が考慮されていないなど、地質学や地球物理学の専門家からは疑問の声が上がつています。

このマップに関する南日本新聞の取材に対して、三十六市町村全ての首長が最終処分場受入れに反対を表明したとの報道がありました。

南日本新聞の記事には、八板市長の、具体的候補地だと示されたわけではなく、今後の推移を見守つて適切に対処するとの言葉も掲載されてきました。

そこで、改めて伺いますが、南日本新聞の取材に対する市長の回答の詳細、特に、どのような言葉で受入れに反対を表明されたのか、これが一番ですね。二番、受入反対を表明した理由について。一番、二番あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

和田議員御指摘の新聞記事は、私もその後拝見いたしました。八月八日付けの南日本新聞を見ますと、核ごみ、鹿県内、鹿児島県内という意味ですね、最適地全三十六市町村受入反対という記事がございました。地図も掲載されております。この記事の前に受けました取材に対しては、西之表市は平成十二年に放射性廃棄物の持ち込みの拒否に関する条例を制定いたしております。これをもとに反対の立場をとるということを答えました。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 大変簡潔なお答えでしたが、

続いてですね、現在、都道府県ごとに、順次、科学的特性マップに関する意見交換会というのが開催されています。これについては、委託された事業者が学生等に謝金を約束して、いわゆるサクラとして参加させていたという報道がありました。意見交換会のあり方に疑問を抱くところではあるんですが、この意見交換会に先立って、自治体等の担当者向けには事前説明会が行われました。

この事前説明会に西之表市が出席したかどうか、したのであれば、その内容の報告を、しなかったのであれば、しなかった理由をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、西之表市は、放射性廃棄物の持ち込みの拒否に関する条例を制定いたしております。そういう経緯からいたしましたして、御指摘の意見交換会には出席をしております。

ません。

○七番（和田香穂里さん） 出席をしないということで改めて反対の意思を表明しているということにもなるのかと思われます。

そうしますと、この四番ですが、十二月十九日に鹿児島市で行われる科学的特性マップに関する意見交換会、こちらには市として参加する予定があるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 現在、その予定はございません。

○七番（和田香穂里さん） こちらは意見交換会ということですので、参加していただいて、一方的に説明を聞くのではなくて、積極的に質問や意見を述べて問題点を明らかにしていただくという方法もあるかなとは思いますが、不参加ということで承ります。

そして、五番ですが、核のごみの最終処分場の候補地選定については、これまでの公募方式で全く成果がなかったために、今後はこのマップを活用して政府が候補地としたい自治体に直接申し入れを行うということ、今年中にもこの政府からの調査申し入れが届く自治体もあるのではないかとというふうに言われております。

このいざという事態を想定して、市でこの問題に関して何らかの協議対応、反対という立場、反対ですということは何っているんですが、調査の申し入れが来た場合を想定しての協議対応が始めているかどうかをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） この問題に関しての特段の協議はいたしておりません。そういう意味での協議はしております。

○七番（和田香穂里さん） 多分、そういった申し入れが来てても、反対ですという、受け入れませんというふうに言っていただけではないかなと思います。

核のごみという、なぜか産業廃棄物と同じくらいの感じに響くんですが、皆様も当然御承知のことだと思いますけれども、これは原発の使用済み核燃料を再処理してウランやプルトニウムを取り出した後の非常に高い放射性を持つ廃液をガラスと混ぜて厚いステンレスの容器に密閉して固めたものです。これをさらに分厚い炭素鋼容器で取り囲んだ上で、地下三百メートルよりも深いところに埋めたまま十万年たたなければ無害化しないということでもなく危険な代物だそうです。

最低でも千年単位で動かさずに置いておかなければならないというところで、果たしてそんなに長い時間放射能が漏れることなく安全に保管し続けられるのかどうか、誰も保障できない。事故や天災によつて高レベル放射性物質が地下で漏れ出して土壌や地下水が汚染され、その汚染が地上に表出しても、千年後、一万年後、それを誰かが取り除くことができるのか、責任をとれるのか、誰もそれについては保障できません。

また、基地や原発と同様、交付金に期待する声があるとも聞きますが、交付金で潤っても住民幸福度が下がれば意味がないという宇検村の村長や多額の交付金が見込めたとしても地域のよさを守ることが大切という瀬戸内町長の言葉は非常に示唆に富んでいると思

ます。

マップの公表以降、調査自体を受け入れないと改めて表明する自治体も続いています。

そして、先ほど市長がおっしゃったとおり、我が市では西之表市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例があります。かつて馬毛島に使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設の計画が持ち上がった、住民一丸となって反対したという経緯もあります。

ですから、もしこの調査申し入れがあった場合には、この経緯と条例を踏まえて調査の受入れを断固としてきっぱりと拒否していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、市長。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○七番（和田香穂里さん） きっぱりと拒否していただけるものと確信いたします。

続いて、中種子町増田の産廃処理場についての質問に移らせていただきます。

中種子町の増田の山中に産業廃棄物処理場、これは安定型最終処分場と呼ぶようですが、この施設があります。これは、立地自治体として、この施設、中種子町と業者との間で協定を結んでいます。

二〇〇五年（平成十七年）、今から十二年前になりますね、中種子町と業者の二者間で協定が締結されるに先立って、当時の島内一市二町の首長が事業者との事前協議を行い、持ち込まれる廃棄物は島内のみと申し合わせた件は承知されていますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

十二年前の中種子町が鹿児島県に提出した意見書に、持ち込みについては島内のみとし、島外からは持ち込まないことという事項を含めて提出したものと承知いたしております。

○市民生活課長（吉田孝一君） 今の御質問についてですが、非常に古いときの資料でございます。今回のこの御質問をいただいてから過去の書類等を探し出して、それから読み取れる一連の流れを一旦整理をいたしまして私自身確認するとともに、そのことについて市長に御報告をしております。その関係で市長には御承知おきをいただいているところでございます。

今の市長の御回答の中にもございましたけど、結論から申し上げます、一市二町の首長が、持ち込まれる廃棄物は島内のみと申し合わせたといたった件については、関係首長又は関係自治体で協議会等が設置され協議がなされたという経緯や資料が残ってございませんので、残された文書から判断をしますと、中種子町が鹿児島県に提出した意見書に、この持ち込みについては島内のみとし、島外からは持ち込まないことなどという事項を含めて提出したことを確認しております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 二番で、この申し合わせ事項が文書として当時の長野市長宛てに事業者から提出されていることを伺いましたが、これについては所管課でどうしても文書が見つからないと

いうことで、私のほうから資料を提出させていただいているので、省略をいたします。

この事前協議の申し合わせ、特に文書等では残っていないということではありますが、産業廃棄物の搬入は種子島島内のものでないとするとうふうにされているのは、今御答弁の中にもあったとおりです。そして、いわゆる安定五品目に限ることも明記されておりました。さらに、周辺住民及び関係者への十分な説明と生活環境の保全に関する協定書の締結を図ることというのもありました。

そして、これに基づいてと思われませんが、同年二〇〇五年（平成十七年）の四月に、この立地されている増田と隣接する中割校区と立山校区が、当時の長野市長を立会人として、生活環境保全に関する協定書を事業者との間で締結しております。これについても確認ができていますでしょうか。

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

えっと、御質問をいただいております二番の部分についても、あわせて御回答させていただきたいというふうに思います。

まず、この申し合わせ事項に係る文書については、事業者から提出さても、議員からお示しいただいた文書については、事業者から提出されてきたことは確認ができてございます。

先ほど少し説明させていただきましたけども、結論から申しますと、この文書は本市に対する申し合わせ事項として提出されたものではないと判断しております。

私が確認した内容から当時の流れを少し詳しく説明をさせていただきますと、産業廃棄物に係る許可等は、そもそも県が行うものでございますが、申請してすぐに許可が出るのではなく、申請の前に事前協議など数々の手続と審査が必要となります。

この件は、平成十六年二月に、事業者より産業廃棄物処理施設いわゆる最終処分場の設置に際し、事前手続として県に事前協議書の提出があったことから始まります。

その後、同年八月に、県知事より各関係市町村、ここでは中種子町と西之表市となりますが、施設設置に当たり、問題点等について自治体それぞれで調査し報告する旨の事前協議が通知され、生活環境保全上の意見等について、各自治体で調査した後、同年九月に県知事へ意見書として報告がなされ、それをもとに県から事業所のほうに対して自治体から出された意見書が通知されることとなります。事業所は、各市町村より出された意見に対し一つ一つ対応し、その結果を県へ、そして県から自治体へ報告されることになっております。

そういった流れの中で、この通知文を発した根拠についてとなります。すくなくとも、中種子町の生活環境保全上の意見調査の結果、意見、要望として、廃棄物の処理場への持ち込みについて、島内のみとして島外からは持ち込まないことを示した書類を添付すること、また周辺住民、周辺地権者とのトラブルが発生した場合には責任を持つて対応することと提出されてございます。

よって、本市と事業者で申し合わせた文書ではないというふうに判断しております。

続きまして三番目の関係校区との協定書について、立ち会いについての回答となりますが、こういった一連の流れによつてですね、県知事から通知のあった事前報告書に対して本市から出した意見として、関係地域及び関係者を中割校区と立山校区と指定をいたしまして、協議を要する事項として、周辺住民及び関係者への十分な説明と生活環境の保全に関する協定書の締結を図ることと求めています。

そのことから、事業者は関係地域等に説明会等を行い、住民からの同意に向け取組みがなされ、その結果、両校区と事業者との間でこの生活環境に関する協定書の内容について合意がなされたことを受け、その立会人として市が間に入ることを了承したものでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 経緯の御説明はいただきました。

それではですね、今年新たに中種子町と事業者が結んだ協定では、廃棄物の搬入について、これまで島内のみとされていたものが鹿児島県内の物だけとされ、島外からの搬入を認める形に変わったことは承知されているかどうか、また協定の内容が変わることについて、中種子町や事業者からの何らかの説明があったのかどうか、説明があったのであれば、市はその内容を認めたということなのか、ある

いは説明がなかったとすれば、申し合わせが無視されほごにされた形になりますが、当市としてはどのような見解を持ってどのようなように対応するのか、四番、五番、六番となりますが、あわせてお答えいただけますか。

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

このことについては、昨年の十一月にさかのぼりますけども、現在の事業者から中種子町に対し、島内のみを県内の物だけと、協定書の受入範囲の変更について申し入れがあったことを中種子町の副町長から本市前副市長へ連絡がございました。

そのことを受け、前副市長より担当課であります市民生活課のほうに情報収集するよう命じられ、中種子町の担当課のほうに確認をいたしましたところ、業者からの申し入れがあったこと、受入範囲を拡張するに際し、町職員同席の上、関係集落等への説明会を実施する予定であることを確認をいたしました。

それ以降の報告はなく、今般、この質問をいただいてから中種子町担当課へ再確認したことで、本年四月に搬入範囲を島内から県内に変更したことを聞かされたところでございます。

で、この中種子町や事業者からの説明があったかということでございますが、今申しましたとおり、昨年十一月に確認をして以来、説明等ございませんでした。

で、六番目の質問になりますけど、説明はなかったということを受けまして、申し合わせが無視された形になるということでございます。

いますけども、先ほどお答えいたしましたように、変更の際し、中種子町や業者からの説明はございません。

また、議員がおっしゃったその申し合わせの件とされる通知文についても、最初の御質問でも御説明をいたしましたとおり、搬入に関する範囲の制限いわゆる島内の物だけといった部分については、中種子町から出された意見書に対して事業者が確約書として中種子町に提出したものであり、本市の意見書に対してのものではないと判断をさせていただきます。そういった関係で、特に対応も考えてございません。

また、産業廃棄物に関することは県の許可であることを御説明をいたしましたけども、現在の産業廃棄物最終処分場について、いわゆる当初、当初は平成十八年に許可をされていますから、その県が発した許可、いわゆる安定五品目とされる廃棄物についてのみでございますまして、県内からであれば持ち込むことが可能であると、最初からの県の許可の範囲ではあるというふうに考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） えっと、先ほどの説明の中に、申し合わせ事項等はこちらの市に対して行われているものではないというお答えがありました。その結果、無視されたとかほごにされたというわけではないということではあります。ここに、その平成十七年に事業者のほうから出されている西之表市市長長野力殿という文書がありまして、廃棄物の処分場への持ち込みは島内のみとして、

島外からは持ち込まない、また周辺住民、周辺地権者とのトラブルが発生した場合には責任を持つて対応する、で、日付と事業者名と代表取締役の名前と社印、これ、実印だと思いますが、押してあります。

こういうものを出されている以上は、うちは余り関係ありませんということではなく、こういうふうな事業者がお約束をしますということを確かに出しているわけですね。文書として。

それでですね、なおかつ、事前協議の中で、近隣自治体に対してはこの環境保全に関する協定を結ぶというふうにもされているにもかかわらず、今回、何もなく、そして説明も市に対してもなく。

えっと、実はですね、この近隣の地域についての説明ということでありますが、立山校区に、昨年、事業者から島外からの搬入について説明会を行いたいという旨の申し入れは再三にわたってあったんです。で、立山校区の当時の役員会で、説明の受入れが同意を得たというアライバイに使われるのではないかと、島外からとなったら何が持ち込まれるかわからないというような意見が出されたことを受けて、当時の立山区長が説明会は受け入れなかったという経緯があります。中割のほうは説明会を行ったのですが、いずれにしても、説明会、立山では行われず、中割では行われたものの、この生活環境保全に関する協定は結ばれておりません。

これについての対応はどのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今回の搬入範囲の拡大につきましては、関係地域への説明会がなされております。

ただ、本市の関係地域においては、中割校区では開催されましたが、立山校区は拒否をされたと聞いております。

いずれにしても、先ほど御説明しておりますとおり、搬入範囲に係る部分については、中種子町の意見に対してでありまして、中種子町の協定書において規定されたものであると解釈しております。両校区の協定に対して、特に対応は今のところ考えておりません。

○七番（和田香穂里さん） 前回のその中割・立山両校区の協定書を結ぶに当たっては、当時の長野市長が立会人となっております。つまり、無関係ではないですよ、市もちゃんとここには関係しています、見ていますよという姿勢だと思います。

でも、今、こちら八板市長のお答えは、市は関係ないというようなお答えです。

しかしながら、確かに島外から持ち込まれる産業廃棄物の種類を今までの島内と同様に、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、瓦れき類のいわゆる安定五品目とされている。安定という言葉がつくので、非常に汚染物質となりにくいというものはありますが、島外から持ち込まれる場合、これはこん包されて運ばれてきます。瓦れきとくずのまんま、山積みで持ち込まれるわけではありません。このこん包された廃棄物が本当に安定五品目かどうかをいつ誰がどのようにチェック

するの、か、こういったことはこの時点では不明です。

また、安定五品目以外の物や、さらには一度鹿児島県内に持ち込まれた、例えば福島の原発事故の瓦れきなどの低レベル放射性廃棄物、それからその他の有害物質を含む廃棄物が違法に持ち込まれる可能性がゼロとは言えません。

これは、特にこの増田の産廃処理場に限って言う問題ではありません。実際に、廃棄物の不法投棄とか不適正処理は後を絶たないというような経済産業省のデータもありますし、香川県の豊島、有名ですね。撤去だけで十数年もかかったという、そういった非常な例もあるんですが、この有害物質が万が一持ち込まれば、空気中への飛散あるいは地下水の汚染、そこから周辺の土壌や海水に汚染が広がる、そういったことが考えられます。その場合、周辺近隣地区を越えて、自治体をまたいでの公害になりかねません。その場合の被害は、環境だけではなく、住民の健康にまで及ぶことが懸念されます。

また、昨日、同僚議員の質問にありました希少サンゴの生育地もこの処分場から比較的近いところにあります。

これらのことは立地自治体だけの問題ではないからこそ、かつての一市二町の首長は事前協議を行って事業者に対応を求めたのであり、現在の各市町の首長は、当時の首長の姿勢、対応を引き継いで、今後も市民の、そして島民の将来にわたる安心・安全な暮らしを守る責任があると考えます。

そこで、もう一度伺いますが、八番、九番、市長は廃棄物の島外からの搬入をどうお考えなのか、そしてこの件について、中種子町及び事業者にどう対応していくおつもりか、あわせてお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

産業廃棄物ということでございますけれども、産業廃棄物と申しまして、有害なものからそうでないものまで多種多様であります。風評被害も懸念されることもありますけれども、この当該施設につきましては、当初より安定五品目に限って県より許可を受けております。その内容は変更されておりません。

また、中種子町の協定において、事業者からの定期的な報告や、それから島外から搬入される場合は事前に報告があり立ち会いできること、安定五品目以外が確認された場合は操業の中止命令ができるようになっております。しっかりとした監視体制ができていますと判断しておりますので、特にこれまでと変わることはないと考えております。

御指摘の市民の安心・安全については、おっしゃるように、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） おっしゃるとおり、産業廃棄物処理業の許可案件は県の所管です。ですが、まあ、確かに、そして中種子町と業者との協定書の中に、中種子町が監視を行うとか検査を行うとか不適切な場合には中止を行うとかいうことは書いてあります。

そこは西之表市は確かに仕組み上は関係がないということになるんですが、ですけども、先ほど市長もお答えになったとおり、住民に責任はありません。

そこで、やはりですね、しっかりと立地自治体の中種子町に対しても、近隣自治体である西之表市から、しっかりとしたその業者に対する監視、指導、その他必要なことを行っていただくように、市長のほうからぜひ中種子町のほうに申し入れをしていただき、実際現時点では産廃の島外からの搬入は行われていないそうなんです、今はですね、搬入が始まる前に厳正に対応していただいて、その経過及び結果、こういったふうに中種子町にお願いをしました、こういったお答えをいただきましたという報告をいただきたいと思いません。

続きまして馬毛島問題について伺ってまいります。

六月、九月と質問を重ねてまいりました馬毛島の問題に関してですが、今年度末、二〇一八年、来年の三月ですね、日本版海兵隊といえる水陸機動団が佐世保駐屯地に設置されることになっております。離島奪還作戦のためにこの新設部隊ができるということですが、この新設部隊の設置を控えて、先月、十一月十六日、南種子町の前之浜海浜公園で陸・海自衛隊の連携による上陸訓練が行われました。今年度は西之表での訓練は行われませんでした、来年度は当市でも行われる可能性があります。

こんな緊迫した空気の中で、我が市のリーダーの向いている方向

が気になるのは市民として当然のことだと思います。

九月議会で、市長は、軍隊の訓練に使う施設は軍事施設で間違いないと答弁されました。FCLPが米軍という軍隊の訓練である以上、FCLP訓練施設は軍事施設であるということがようやく市長と私の共通認識になったというふうに考えます。

また、市長は六月議会で、FCLPと自衛隊はセットであると考えている、さらに九月議会では、馬毛島に軍事施設をつくることは、馬毛島でFCLPの訓練を実施することであると認識しているとも答弁されています。

その上で、市長が今後も馬毛島へのFCLP施設建設に関してニュートラルという立場を表明し続けるのであれば、これは馬毛島軍事施設絶対反対という公約を掲げた市長、その公約違反であり、公約どおり反対を明言すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島へのFCLP施設設置についての私の考えは、これまでもたびたび申し上げてきましたとおり、馬毛島でのFCLP施設の建設の当否については大きな疑念を抱いております。地元地域住民の福祉向上に資するためにも、教育あるいは観光という視点をもとにした活用が望ましいと考えております。

議員が指摘されましたニュートラルな立場ということでございませぬけれども、この問題への適切な対応のためには必要な姿勢であると考えております。現状での喫緊の課題は、タイムリーで正確な情

報を収集して住民に伝達することと捉えております。その上で、民意を反映した最良の活動、行動がなされていくと思います。そのためには、ニュートラルな立場でさまざまな情報収集を図ることが重要であり、情報としての中立的価値を確保すると考えております。

私自身、市長就任後九カ月ほどになりますけれども、馬毛島の利活用計画につきましての取りまとめ、それから馬毛島の旧小中学校の跡地、建物について、緊急避難所の現況調査という理由で、地権者の協力も得ながら調査それから建物の補修などを進めてまいりました。馬毛島に関する私の公約達成のための取組みを一步一步進めているところであります。公約違反ということは当たらないと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 前回も前々回も繰り返されたお立場の説明だったと思うんですが、やはり軍隊の訓練に使う施設が軍事施設で間違いはないというふうにお認めになって、FCLP施設は軍事施設であるということははっきりしたというところで、馬毛島軍事施設絶対反対という公約とニュートラルという立場は、どう考えても整合性がないというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

整合性はないということでありますけれども、FCLP、これは訓練でありますけれども、その訓練をやる施設をつくるかどうかについては、適当であるかどうかということは非常に疑問があるという考

えであります。

そのことと馬毛島の活用について関係機関あるいは地権者と意見交換をすることですね、そのためには、こちらの意図するところを相手に理解してもらうためには、やはり信頼関係を築くことが第一だと考えております。その上で、対話を重ねながらやりとりをしていくということですね。その過程において、ニュートラルな立場ということを手を相手に理解していただくことは非常に重要なことであるうと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 私は、今先ほどの質問で、馬毛島をどう活用するか、それに対して地権者とどういう関係を結ぶかをお伺いしているではありません。

馬毛島軍事施設絶対反対という公約とニュートラルという立場との整合性です。ニュートラルというのは、どっちにも行かれますよということなんです。どちらにも今行かないけれども、状況によっては後ろにも右にも左にも行かれる立場というのがニュートラルではないですか。それと絶対反対、どう考えても私は整合性がないと思います。整合性がないのであれば、絶対反対という公約、この公約に違反しているということだと思えますが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の利活用をどうしていくかということですね、それから市民に正しい判断をしていただくための市長としての情報収集のための立場、それは意見の異なる相手と会話をすること、十分にそれぞれの考え方を理解してもらうためには必要

なことであろうと思います。自身の、私の考え方と、それから市民に適切な判断をもらうための情報の提供をするための活動の立場というものは多少違いが出てくることはあるかと思えます。そのことは、私の公約を損なう、たがえることではないと考えております。

○七番（和田香穂里さん） この質問に関しては、再三繰り返して同じ答えしか得られないというふうに私は思っているんですけども、今。ということは、私はこの質問をもうこれで今日でやめられるかなと思っただんですけども、さらに次回、それ以降も続けなければならぬことであるなというふうに考えています。また私もしつかり材料をそろえて、この整合性について伺ってまいりたいと思えます。

市長は、その馬毛島にFCLP施設を建設するのがふさわしいかどうか疑問があると繰り返されています。そして、馬毛島の活用について考える、専任のチームも置くというお話もあって、今、進んでいるとは思いますが、それに当たって、これまでに地権者と、もちろん防衛省の関係者ともですが、会う機会が何度かあったということとはさきの議会で答弁されたとおりでと思います。

四月の東京においては挨拶と対話のための環境づくりというふうには述べられましたが、この際の新聞記者へのコメントで、地権者は、馬毛島の活用について、そんな話はなかった、所有者に相談なく進めるのはいかななものかというふうにコメントをしていました。

その後、何度かやはりこの地権者と会う機会を持たれていると思うんですが、FCLP施設やこの馬毛島の利活用について地権者とどういう話をされたのか、馬毛島に学校の周りをきれいにするということで行ったときもそうですが、何回か会うたびに社交辞令とかだけで終わったということではないと思います。当然この問題に関して何らかのお話をされていなければおかしい。この交わされたそういう会話の内容に対する市民の関心は非常に高いんですね。何度も会ってどんな話をしてきたんだと。

そして、この話の内容は、馬毛島問題を考える上で非常に重要な情報となります。特に、他人の所有する土地を活用しようとするに当たっては、余りに現実的ではないという声も多くて、地権者にどうアプローチするかということとは誰もが気になるところですので、改めて地権者とのお話について詳細な報告を求めたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほども少し申し上げましたけれども、実りある意見交換をするためには、何よりもまず互いの信頼関係を築くことが肝要と考えております。

地権者や防衛省での話の内容についてでありますけれども、これまで議会で申し上げてきたとおりの内容であります。地権者それから防衛省の考えは、地権者としては、FCLPその他の用に供する土地として防衛省との売買交渉をしているわけでありますから、売りたいということであります。防衛省としましては、馬毛島への

FCLPの関連施設を設置したいと、それを地元として理解してもらいたいと、そういう御意見であります。そういう立場であります。私としては、先ほど来申し上げておりますように、それ以外の利活用の仕方がふさわしいのではないかとこのことを考えておりますので、そのことに説得力を持たせるために、この夏、職員とともに馬毛島に渡りまして、現状がどうなっているのか、特に、小中学校の校舎は防災上の避難施設となっておりますので、その現況を確かめながら、その本来の用途に供するように補修等を考え、できる範囲で努力しているところであります。

それにつきましては、小中学校の管理について地権者に計画を申し上げたところ、快く引き受けて、引き受けてと申しますか、渡島について了解をいただいたところであります。

今月も再度、同様に職員を。前回よりも少し機材を、限りがありますけれども、もう少し丁寧な補修、改修、簡便なものでありますけれども、それができるような準備を整えているところであります。よろしいでしょうか。

○七番（和田香穂里さん） まず、その地権者、防衛省そして八板市長、それぞれ全く、まあ、地権者と防衛省は全くではないんですけど、違う思惑を持ったところで、その違う思惑を持った三者が互いの信頼関係をどうやって築くんだろうかというのは非常に疑問です。それぞれの立場が違って、それぞれの思惑が違って、信頼関係を築くといっても、そこには裏に本音を隠して表だけとりあえず

話をしようというようなものにしか私には思えません。

そして、その馬毛島の利活用、これも先ほどから申しておりますように、九九・六％を所有する地権者に対して説得力のある案を提案したい、これならというものが本当にあり得るのかどうか非常に疑問なんです。

これと同時に、そういったことのためにもタイムリーで正確かつ十分な情報を収集して、それを住民に伝達することが肝要であると繰り返し述べられているんですけども、これ、三番ですね。ニュートラルな立場をとったことで今まで以上にタイムリーで正確な情報は十分にとれたんじゃないですか。もうここ半年の間に。この半年の間に、もし今まで以上にタイムリーで正確な情報が十分にとれなかったとしたら、ニュートラルという立場も余り意味がないのではないかと私は思います。

そして、ニュートラルではない私の知るところでも、九月十八日付けの産経新聞で、米軍機訓練代替地選定へという記事が載りました。また、森山胤衆議院議員が馬毛島に関しても発言され、鹿児島県は国の省庁に対して宇宙往還機着陸場建設に関する要望、これ、馬毛島ということですね、を提出しました。

このように、秋以降も馬毛島についての情報がいろいろ確認されているところですが、ニュートラルな立場で得られた、ほかにタイムリーな情報を八板市長は持っておられませんか。

そして、その情報を得た上での市長の見解も、市長がおっしゃる

とおおり、市民にとって非常に重要な情報です。いつどのようように市民に知らせるのか、「市政の窓」でなどということは言わずに、今この場で示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

議員御案内のように、新聞報道でさまざまな情報がございます。

それから、国会議員のいろいろな場所で話をしていることもありま

す。そうした情報はかなり断片的なところもございますので、いろいろ集めて、必要な場所、機会を捉えて、市民に私どもの集めた事柄として提供してまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） ですから、いつ提供をしていただけるんですかということを知っているんですけれども。

○市長（八板俊輔君） 適切な時期に機会を見てということであり

ます。○七番（和田香穂里さん） 適切な時期にとありますが、市長がおっしゃっているタイムリーというのは、まとめてからではなくて、タイムリーですよ。タイムリーってそういう言葉ではないんですかと思うんですけれども。それであれば、まとめて適切な時期にと

いうのであれば、全くタイムリーとは思えません。そのあたりは、市長、どのようにお考えですか。○市長（八板俊輔君） 議員のお考えもいろいろあるかと思いま

すが。

○七番（和田香穂里さん） それでは、市長がタイムリーだと考える時期まで市民はいつまでも待たされる可能性もあるというふう

に考えてよろしいわけですね。私は、そのように受けとめさせていた

できます。そして、専任チームによって馬毛島の利活用の案を今年中にま

めるといようなお話があったと思います。多分この作業も進んで、もう今年十二月、今日は五日ですか、そろそろまとまってい

きころ

なのではないかと思えますので、ぜひ、遅くとも一月中ごろくらい

までには、そのタイムリーな時期と市長が考える、考えないにか

かわらず、現実的な案を公表していただきたいと思えます。

そして、整合性があるという馬毛島軍事施設絶対反対、この公約はしっかり守っていただいて、本当はこの問題にこの利活用の具体案と絶対反対の公約を守っていただくところで一段落をつけて、ほかの山積するさまざまな課題により多くの力を注いでいき

たいと、お願いしますと言いたかったんですけれども、やはりどう

しても軍事施設絶対反対とニュートラルな立場というところの整合性において私は納得ができませんので、今後も引き続きこの問題に

関しては市長にお伺いしていきたいと考えます。これで、私、質問事項を一通り終えました。

早いもので今年も残る日数を指折り数える時期となりまして、昨

年の今ごろ、ここに立つことを考えてもいなかった私が三回の一般

質問を終えられたのは、ひとえに関係者各位の皆様のおかげと感謝して一般質問を終えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。今日、二人目の一般質問になります。今回も約四十分程度で終わりたいと思えますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。まず、一点目ですが、市道、農道の維持管理についてであります。

私は、この夏にですね、用事がありまして喜志鹿崎のほうに行ってきました。そのとき、久しぶりに喜志鹿崎のですね、田浦のほう

の道路を通ってみました。通ったところ、田浦のほうに差しかかりますと、道路の両面からですね、前面が見えないほどネピアとかそういう植物がですね、生い茂り、前方の道がどこにあるかわからないほど道が荒れておりました。このまま進むのか、あるいは引き返そうかと迷った末に、Ｕターンする場所もなく、大体の道筋もわかっておりましたので、そのままかき分けかき分けですね、通過をしたことがありました。

数日いたしましたからですね、その現状を言って、道路維持係の方に払ってもらったというのが現状であります。

この道路は、以前、地域の方々が、地域の作業の中でですね、奉仕作業で行っていたということですけども、高齢化に伴いまして、なかなか作業もできずにですね、そのような状況を招いたといううなことであります。

そこで、質問ですけども、私が現役職員でいるときもですね、こういう状況の中で、いろんな部分でですね、道路の維持について議論したことがありますけども、このように、各自治会でですね、高齢化によりまして道路の維持作業ができなくなっている状況があるのではないかと思いますけども、そのことについて建設課長にお伺いしたいと思います。

この後の質問については質問者席で行います。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

各自治会で管理できなくなった市道、農道が増えているのではないかと質問でございますが、本市におきましても、少子高齢化などにより地域を支える人材も不足する傾向にあり、集落の環境美化及び防災への対応を初め、市道、農道の管理が困難になってきている集落が増えている状況は把握しております。

数年前から、自治会長さんより、これまで草払い等を行い管理してきた市道、農道の範囲が、人口減少や高齢化が進んでいるため、今までどおり管理できなくなってきた、この管理できなくなった部分を市のほうで何とかお願いしてもらえないかと要望が寄せられるようになってきております。

以上です。

○八番（河本幸男君） だんだん多くなってきているということがあります。

自分の集落のことを言いますけども、年に二回ほど、七月と十一月のですね、第一日曜日、ほぼ町内ですね、農道、市道等ですね、草払いを実施しております。四班に分けて実施しておりますけども、そのうちの二班ほどがですね、なかなか高齢化によって一日でできずですね、時間を延長したり、あるいは前日に少し払って、その本当の日にですね、全部を片づけるといような状況も出てきておりますし、ある集落のことを聞きますと、一日でできなくなったということですね、土曜日曜、二日にわたってその道路維持作業を行っているということが出てきております。

そういうことでちよっとお伺いしますけれども、現在、どのような体制でですね、何班つくられて、雇用者は何人ぐらいで作業をしているのか、また年に何回ほど作業をされているのかということをお伺いしたいと思いますか、いかがでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道の管理状況について質問でございます。

市道の維持管理につきましては、二班体制で、雇用内容は、臨時職員五名、地域雇用四名、シルバー人材センター四名の計十三名で市道の伐開、補修、清掃等の作業を行っております。

また、草払いの回数なんですけれども、基幹農道及び集落間を結ぶ農道は年に一回程度、市道については、利用度、交通量により年に一回から三回程度の実施をいたしています。

以上です。

○八番（河本幸男君） 年に一回から三回ほど、また十三名ほど雇用、臨時職員がおつてですね、二班体制で実施をしているということですけども、最近、道路を見えますとですね、横はきれいにさらえていつているんですけども、やっぱり道路の上ですね。上にやっぱり枝が伸びてきてですね、これからきびの作業もあるわけです。刈り取りもあるわけですけども、やっぱり大型車両あるいはスクーターバスが通るときにですね、フロントガラスをバタバタ言いながら走っているバスも時々見かけたりをします。

そういう意味ではですね、やはりこの二班体制、この十三名体制

というのがですね、ちよつと厳しい時になっているんじゃないかと、班を増やすとか、あるいは人を増やすとかですね、予算を増やさないといけないんでないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道、農道の管理体制の見直しの問題ですが、現在は、先ほど御説明のとおり、二班体制で市道の伐開、補修、清掃等を行っておりますが、最近、少子高齢化の激しい集落により今までどおりの管理ができない旨の相談が増えていることも事実でございます。

建設課といたしましても、可能な限り要望に応えられるように対応しておりますが、二班体制では十分な管理ができないのが現状でございます。

しかしながら、本市の財政状況も厳しく、要望に応える財源を確保できないのが現状にあります。

一方、農道につきましては、多面的機能支払交付金の交付を受けて農道などの管理を行っているところが三十五組織あり、農道の草払いやはえしきを初め、コンクリート舗装の実施や農家以外の協力体制の構築など、農地、農道の良好な管理がなされております。

今後、まあ、班体制はちよつと厳しいかと思うんですけれども、地域支援課、農林水産課など関係各課との連携を図りながら、集落内の環境美化及び防災、集落の維持問題を初め、市道、農道の管理体制をどうすべきかなどを検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

私のところでもですね、その多面的な事業でですね、つい最近、はえしきをですね、いたしました。丸一日かかって、市のシヨベルもお借りをいたしましたですね、ダンブもお借りをいたしました、また重機等もリース会社からですね、借りまして、言ってみれば、はえしきを実施をいたしました。丸一日、十数名の集落の役員がですね、出て実施をいたしましたけども、なかなか全面的にですね、枝まで刈るといふのは非常に厳しい状況とっております。

そこで、市長、そういうことも含めてですね、今後の道路の維持について市長はどのように考えていらっしゃるのか、ちよつとお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

道路の維持管理、現状ではいかがなものか、今後改める点はないかという御質問でございます。

御指摘のように、私も、市内各所を回りましたときに、議員と同様の感想を抱いております。これは、例えば、班体制を増やすとかそういった方法もありますし、また地域の皆さんの協力をまた得られるということもあるかと思えますけれども、財政状況と、それから皆様方の御意見を伺いながら、よりよい方法を見つけて、美しい、美しいといえますか、整然とした町並み、それは市街地も

そうですし、大字地域もそうですけれども、そういうことを市民全体で取り組んでいくような、そういう環境を育てていくと申しますか、そういう意見交換もそうですし、力を出すこと、労力を出すということも、これから皆さんとともに考えて一生懸命頑張つてまいりたいと思います。

以上です。

○八番（河本幸男君） どうもありがとうございます。

今後ですね、ぜひこの道路の清掃についてはですね、予算をどこに使うかだと思いますけども、市民のかゆいところですね、手が届くというようなですね、予算配分をですね、していただければなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

現在、ツワもですね、きれいに咲いております。そこをきれいに払うというのはいかがでしょうか、そういうことも考えながらですね、今後の道路、農道ですね、維持管理についてはよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次に、北部観光の施設整備等について質問をしたいと思います。

私も、経済観光課におりましたので、この質問はですね、以前、議員のほうからですね、質問を受けたこともありますけども、やはり施設整備もある程度しなければいけないのかなと思っております。そういう意味で質問をさせていただきたいと思えます。

私も、今年ですね、十月から十一月にかけて、広島並びに兵庫県

のですね、修学旅行生を受け入れました。四回ほど受け入れたわけですけども、どの学校の子供たちも本当にいい子ですね、楽しく二日ないし三日間をですね、過ごさせていただきました。この種子島のことをですね、ぜひ勉強して帰りたいということですね、いろいろ教えもいただきましたけども、私も妻もですね、子供たちから若いそのパワーをもらってですね、本当に楽しい日を過ごしました。

こういうことが、ぜひですね、多くの市民も経験していただいてですね、交流人口の増加につながっていけばなと思っております。

私は、その活動の中でですね、どうしても体験活動というのが何時間かあります。私は、農業の体験というよりもですね、どうしても地元を見ていただきたいという思いがありまして、必ず浦田海水浴場等にですね、連れていっているわけですけども、子供たちはですね、その景色あるいは白い砂、それと透き通った水をですね、本当に、ああ、何ていうところだろうというような感じですね、見しております。そしてまた、自分の足跡ですね、砂浜に残る足跡を見てですね、大変喜んで帰っております。

一方で、ちよつと丘のほうを見えますとですね、漂着ごみが非常に多いというのが実情であります。確かに中国語とかハンダグ文字で書かれているごみが多いわけですけども、問題提起といえますか、環境に対するですね、勉強というのもしっかりと見えますけども、

やっぱり観光地といえますか、そこに漂着ごみがあるというのがですね、どうも解せないと私は思っております。

そういう意味で、その漂着ごみの除去をですね、定期的にやっばり行う必要があるのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、浦田海水浴場の清掃活動につきましては、四月下旬から九月中旬の開設時期につきましては、管理委託によりまして国上校区のほうですね、事前に行っていたということがあります。

開設前に、浦田集落の皆様が海岸の清掃、それから国上校区の皆様がシーサイドハウス周辺の清掃ということで申し上げましたが、それ以外の時期で、市のほうで海岸漂着物地域対策推進事業、それですとか、西之表のまちづくり公社、こちらのほうと連携をしまして、オフシーズン、大体二回ぐらい定期的に清掃活動を行っている状況でございます。

実は、議員おっしゃられたとおり、体験活動、グリーンツーリズムの関係で、あしたからまた中学校、燕のほうが入ってきますけれども、これに合わせまして、こちらの御質問の前にもう既に設定していたんですが、十二月の四日から五日にかけては公社のほうと経済観光課で、今日も実は清掃活動に行っております。

で、十一日からは市民生活課のほうの海岸漂着物地域対策推進事業、こちらのほうを活用しまして、十二月十六日からは西之表市連合青年団のボランティアで清掃活動をしていただくということで、どうしてもお正月前の時期になると漂着物が浦田海水浴場は特に多くなりますので、この時期を毎年清掃活動していくというような形で位置付けているところでございます。

で、それ以外の時期につきましては、体験メニューの話がありましたけども、実は、スポーツ合宿的な位置付けで、東京の民間企業と連携をしまして、東京から元Jリーガーですとかプロ野球選手などと一緒に子供たちをこちらのほうに誘致をしまして種子島で合宿をしてもらうというプランを今つくっております。

で、三月二十八日には、もう確定しているんですが、その中で、ビーチサッカー日本代表の選手と、それから東京の子供たちが二、三十人来るんですけども、そこで浦田海水浴場でビーチクリーン作業、清掃をして、その後ビーチサッカーをしようというプログラムを入れてもらうとかですね、しております。

これは春に第一回目を行います、基本的には、春、夏、冬というところでこちらのほうは提案しておりますので、その都度、そのような取組みということにもつながっていくのかなというふうには考えています。

当然、元プロ野球選手であったりとかプロのサッカー選手が来ると、地元の子供たちとも交流ができますので、そのようなことでま

た啓発ということもできないかなということは考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） いろいろ考えてきてもらっておりまして、やはりこの冬場ですね、この漂着ごみというのはですね、一風吹きますと、今日も吹いておりますけども、これが吹きますと、すぐ寄ってくるというのが今の海水浴場ですね、状況であります。北西の方向にですね、こう口が向いているものですから、どうしても北西の風ですね、湾の中に入ってくるというような状況であります。

私が以前経済観光課にいたときもですね、サーフィン連盟の方がですね、よく清掃作業をしていただきました。とにかくですね、先ほどからありますように、海水浴場ですね、オープンるときはいいんですけども、それ以外のときですね、この漂着物ですね、除去というのはですね、ぜひ考えていただきたいと思えます。

冬場にもですね、結構観光客というのは来ております。喜志鹿崎も含めですね、結構来ておりますので、ぜひこのことについてはですね、今後とも検討していただいて、いいシステムをですね、もちろん民泊の方にですね、民泊の前日あるいは前々日ぐらいにですね、集めてするというのもですね、一つの方法かと思えますので、ぜひそういったシステムをですね、つくっていただければなと思っております。

次に質問を移りますが、海水浴場の駐車場の舗装についてであり

ます。

これは、財政状況を考えればですね、一般財源ですということですね、非常に厳しい状況ではあると思えますけども、これまでもですね、何度も県の事業にお願いしてですね、断られて現在に至っておりますけども、現在の状況についてですね、ちょっとお知らせ願いたいと思えます。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、平成二十八年の第一回定例会におきましても同様の一般質問がございまして、またそのころから国上校区からですね、以前からもあったんですが、駐車場の舗装化に対する要望をいただいているところがございます。

それを受けまして、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業にですね、昨年も申請をさせていただきましたが、さまざまな理由、百五十周年の関係ですとかそのような要因でですね、ちょっと見送られた経緯がございました。

で、今年はまだ同じような形ですね、その整備事業のほう、申請をさせていただいております。その中には駐車場の舗装化のほうも当然含まれております。

ただ、その浦田海水浴場の整備だけですと、なかなか申請というのも通りにくいので、ほかにも質問あるかと思えますけども、奥神社であったりとかヘゴであったりとかそういったところも一体的に北部の全面的な観光ルートづくりというような形の中で申請を

させたいただくの中核拠点として浦田海水浴場ということで、今回もまた改めて申請をさせていただいているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） この駐車場ですけれども、いつも海水浴場開設のときですね、校区の役員等でですね、草払いを実施をします。

四月の後半ということでもありますけれども、その時期からですね、こは、必ずと言っていいほど、マムシが草払いのときに出てきます。

そういうことですね、どうしても安心のためにもですね、安全のためにもですね、やはり舗装した道路ですね、また海に入った人がですね、はだしでここまで歩いてきて、バラスのところをですね、痛々しそうな格好ですね、歩いておりますので、ぜひ早目ですね、舗装の工事をですね、お願いできたらなと思っております。

次に移っていきたいと思います。喜志鹿崎のトイレについてであります。

喜志鹿崎の灯台にはですね、先ほどもありましたように、年間を通してですね、多くの観光客が訪れております。また、イブシロンが最近打ち上げられますけれども、そのときにも多くの方がですね、こちらに来て打ち上げの見学を見ていらっしやいます。駐車場も大分整備をされてですね、また見学スポットもですね、擬木等を使つて、また伐採などをしてですね、大分整備が進んで非常に喜んでいらっしゃると思いますけれども、残念なところは、やっぱりこのトイレ

であります。やっぱりこの簡易トイレができたときはですね、ああ、よかった、トイレができてという思いがありました。しかしながら、話を聞いてみますと、なかなか入りたくないトイレということになります。

なぜかといいますと、やっぱり蚊が湧いていたりですね、それからやっぱり汚なかったりというようなことのようにありますので、ぜひ水洗化についてですね、先ほどからありますように、申請もされていると思いますけれども、ぜひお願いをしたいと思います、どうでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

喜志鹿崎周辺整備につきましたは、平成二十五年に鹿児島県魅力ある観光地づくり事業のほうで整備が行われました。御承知のとおり、今説明があったとおり、トイレの設置はその当時見送ったという経緯がございまして、その後、皆様からの要望もあり、さまざまな角度から検討を行っているところでございます。

水洗トイレ化につきましては、水道管の布設等を合わせますと、今、試算で大体五千万円ほどを見込んでおります。この事業費に対して、なかなか市の単独費でということではできないということも、できないといえますか、検討を十分していかなければいけないというところがございますので、できるだけ他の補助金を活用しながらですね、進めていくことができないかということでここ数年行ってきたところです。当然、この補助金の分につきましては県の地域

振興事業、こういったものが一番最適なのかなというふうには思っていますので、ここを水道管も含めてですね、一体的に事業として形成できないかということで、今、県のほうとは交渉を進めているところでございます。

で、簡易トイレにつきましては、経済観光課のほうで所管をしながら管理、週に一回ですね、職員のほうが行きまして、トイレトーパーですとか清掃のほうはさせていただいております。

トイレの管理につきましては、これ、常時、毎日同じような汚れ度合いであればですね、一定、定期的に清掃作業で管理ができるんですけども、なかなかその利用頻度が偏ってしまうとですね、一週間はきれいな時期があっても、その次の二日目にはもう汚くなってしまうという、そういったところがありまして、なかなかそのタイミングというのがうまくですね、解消できていないというところがございます。

また、利用実績のほうも、過去の部分を累計をとっていきますと、一日平均で大体三・七名の利用者があるということはわかっておりますので、こういった数字というのをしっかりとまた伸ばしていきたいながらですね、施設整備のほうに向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） やっぱりトイレはですね、昨日の一般質問でもですね、出ていたように、トイレがきれいなのと汚いのですね、

やはり入ったときの感覚といいますか、もう入りたくない、もう来たくないと思うようなトイレではいけませんので、ぜひここについてもですね、お願いをしたいと思います。

我々も、県議と語る会とかそういったところでですね、いろんな側面からお願いをしていきますので、ぜひここに、実現に向けてですね、今後とも努力をしていきたいと思っております。

それで、喜志鹿崎についてですね、もう一つ、これは答えなくてもよろしいんですけども、一つお願いがございます。

といいますのは、その魅力ある観光地づくりですね、非常に整備がされてきております。ただ、喜志鹿崎の銘板であります。擬木さくにですね、喜志鹿崎灯台と書かれた銘板が付されております。ただ、どこの喜志鹿崎灯台かなと、喜志鹿崎というか、どこにあるのだろうかと思えますよね。

やっぱり写真等でですね、見たときも、例えば、種子島北端喜志鹿崎灯台とかですね、あれば、誰が見ても、種子島にこの人は行ったんだということがわかるんじゃないかなと思います。せっかくそこまで銘板がありますのでですね。ちょうど写真に写るところにあります。そういう意味ではですね、そこに一工夫をしていただければですね、また違った面も出てくるのかなと。せっかく目の前がですね、公海という、五十何キロしか離れていませんけども、公海ですのですね、ぜひそういうところもですね、気をつけてつくっていただければありがたいなと思えますので、ぜひお願いをしたい

と思います。

次に移っていききたいと思います。ヘゴの自然群落の森についてであります。

ここは、私が言うまでもなくですね、太田地区の方二名の所有するところであります。これまでですね、ヘゴの周りとかですね、貴重な植物を大切に保管をですね、一生懸命管理をされてきたこのお二人であります。数年前にですね、天然記念物に指定されておりませんが、指定されたことであるですね、自分の土地であります。そういつた部分で、ちよつと社会教育課長にお伺いしますけれども、どのような規制がかかってくるのか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

国上太田のヘゴ自生群落については、平成二十二年三月に西之表市の天然記念物に指定されております。

天然記念物になったことよつての規制についてですが、指定地域内で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為、例えば、土地の掘削、樹木の伐採などをしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければなりません。

ただし、日常の維持管理、樹木の剪定、枝払い、山林の下刈りなどの軽微な行為については、許可の必要がございません。

以上です。

○八番（河本幸男君） 軽微な部分はいいということですけども、伐採とかそういうことはできないということのようであります。

ここ数年ですね、国上校区のほうもですね、観光地づくりといいますか、そのほうにも力を入れてですね、年一回の校区の用務といますか、作業があるんですけども、そのときは必ずこのヘゴの森のですね、周辺の道路の清掃についてもその範囲の中に入れてですね、管理をしております。ただ、なかなかその管理が行き届かないところがあります。

持ち主の方もですね、だんだん高齢となつてきた現状でですね、なかなか、この天然記念物にですね、指定した関係で植物の盗掘はほぼなくなりましたけども、自分の山のですね、伐採もできない状況が続いております。

そこで、質問ですけども、やはり特殊な私は観光資源ではないかなと思つております。ぜひここにですね、管理をする地権者あるいはその団体等にですね、やはり援助をする必要があるのではないかなど考えますが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

ヘゴ自生群の維持管理につきましては、ヤクタネゴウ保全の会ですとか地域の方々、あと有志の方々に協力いただいております。定期的に管理をいただいているところもございます。

このボランティア補助金という形ですね、今まで過去にですね、

この国上校区の方々に助成金を出した経緯というのは当然でございます。

ただ、それが仕組み的にはちょっととなっておりますので、今後は、ボランティア補助金というようなものをですね、しっかりとそのへゴのほうに充てられるような形でまた協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） だんだん杉の木がですね、大きくなって、へゴの成長にもですね、悪さをしてくるんじゃないかなと思われま

す。また、地権者の方もですね、だんだん高齢になってですね、なかなか作業もできない年齢になってきておりますので、できましたらですね、何らかの助成をいたしてほしいですね、この群落がですね、誰もが認める北の観光のですね、目玉にもなっていると思っております。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、へゴの自然群落の駐車場についてですね、お答えをいただきましたと思いますけども、駐車場らしい駐車場がここにはないわけですね、子供たちを連れていったときもですね、道路の脇に車を置いてですね、写真を撮ったりするんですけども、やはりせっかくであれば、向こうを歩いてですね、散策をさせたい、そのためにはやっぱり駐車場が必要ではないかなと考えております。

また、大型のですね、バスで来られる団体も、まあ、そんなに多

くはないんですけども、ありますので、ぜひこのバスが待機するですね、駐車場が欲しいなというのが思いであります。

やはり小川ですね、せせらぎを聞きながら散策するというのがですね、やはり向こうの魅力ではないかなと思っているわけでありますので、ぜひこの駐車場について検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

へゴ群落が昨今の観光客の皆さんの主要な目玉といえますが、になっているところは承知いたしております。

駐車場につきましては、周辺にそういうスペースがないことから、必要性を感じているところでございます。

今後、寛さんがずっと入植以来ですね、移住以来、努力をなさって守ってこられたところでもありますし、地元の関係者の皆さんとも協議しながら、設置場所の検討ですとか財源の確保に向けても北部観光開発全体の中で考えてまいりたいと思っております。

先ほどの喜志鹿崎のトイレの問題もそうでありますけれども、私も、県に直接とか、あるいは県会議員の皆さんが見えたときにですね、トイレを引くには水道が、引くのが大変だということで、けれども、それがることによって、また種子島の観光あるいは経済の活性化にもつながるということを訴えて、そういう認識を西之表市北部ということだけでなくですね、全体のことを考える上で、あらゆる知恵を集めてですね、皆さんの御協力もいただきながら一つ一

つ進めてまいりたいと思います。どうぞまた貴重な御意見よろしく
お願い申し上げます。

○八番（河本幸男君） 最後に、市長に北部観光のことについてで
すね、お聞きしようと思っておりましたけども、市長が先に答えて
いただきましたので、本当にありがとうございます。

やっぱり北部といいましても、国上地区だけでは私はないと思っ
ております。もちろん上西からですね、板敷鼻を含めた、大崎神社、
板敷鼻、それから上之古田に通じるですね、あのこんもりした道路
ですね。そういったことも含め、あるいは伊関の木折坂、あるいは
安納の天女ヶ倉、引いていけば、安納から西之表に通じる部分です
ね、そういった部分も含めて、やはり私は西之表のですね、観光資
源ではないかなと、そのように考えております。

そういった部分ですね、施設整備をすれば観光客が増えるかと
いえば、そうではないと思います。やっぱりあらゆることをやりな
がらですね、修学旅行もそうでしょうし、住民の意識もだと思いま
す。また、食事をするところもですね、やっぱりそういった方が増
えてくれれば、必要になってくるんではないかなと思います。

そういったことを総合的にですね、考えてやっぱり観光地づくり
というのはしていくべきではないかなと思っておりますので、ぜひ
今後ともですね、この西之表の観光、市街地も含めてですね、その
観光の振興についてですね、一緒になって考えていってですね、や
っぱり西之表に少しでもお金が落ち、そして種子島全体が浮揚でき

たらなと思っておりますので、今後とも市長並びにですね、皆さん
の、言ってみれば、努力をですね、期待をして私の一般質問を終わ
りたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしまし
た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開
いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 二〇一七年もいよいよ師走となりまし
た。この時期、第六次長期振興計画策定も終盤となり、次年度の事
業計画づくりなどで各課も検討されている中であります。

その中でも、私の今回の一般質問につきましては、本市の重要な
課題とは何かを考え、環境行政、観光施策、防災そして行政運営に
ついて議論していきたいと考えております。

まず最初に、地球温暖化対策について伺います。

この大変大きなテーマではありますが、スーパー台風や自然災害

だけでなく、人命や農作物などの第一次産業への甚大な影響を及ぼす重要な課題であります。

国は、二〇三〇年度の温室効果ガス抑制量を二〇一三年度対比で二六％削減目標を掲げてあります。そのもと、国、県、各自自治体そして国民一人一人の自発的な行為を促す、促進するための地球温暖化対策法が改正され、平成二十八年五月施行となっております。

そこで、本市の取組みの状況について説明を求め、以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

地球温暖化対策についての御質問でございます。

本市の取組状況について申し上げますと、平成九年に京都議定書が採択され、我が国の温室効果ガス総排出量を平成二十年から平成二十四年の間に平成二年と比べて六％削減する目標が定められました。平成十一年には地球温暖化対策の推進に関する法律の施行を受け実施計画書策定が地方公共団体に義務づけられたことにより、本市では、平成十七年二月に事務事業に伴う温室効果ガス排出量を六％削減することを目標としました西之表市地球温暖化対策実行計画、事務事業編と申しておりますけれども、これを策定いたしました。

その後、計画期間を平成二十七年から平成三十一年度の五年間として、平成二十五年度の基準年と比較しておよそ五％削減を目標

とした第二次計画を策定し、現在、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 平成二十七年に第二次のいわゆる事務事業編に係る計画が示されております。その内容も、私もホームページ等でですね、確認をいたしました。

そこで、その主な内容について簡単に御紹介いただければと思うんですが、平成二十五年度対比で二・七四％削減されたというふうにありました。その中では、地域支援課と経済観光課が大幅な実数は増加を見ているという数値になっておりますので、その内容で簡単な理由等がわかれば教えていただきたいと思っております。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

先ほど市長のほうから回答がございましたけれども、第二次の今実施計画に取り組んでいるところでございます。

この温室ガスの削減についての結果、実績につきましては、今議員が申されましたけれども、これにつきましては、平成二十七年の実績が直近でございますので、そういうふうな形となります。

実績、対前年度比の部分で、各課それぞれ、伸びたところとそれから削減されたところとそれぞれありますけれども、全体的な結果として回答させていただければですね、やはり自動車の、いわゆる公用車の台数が増えたことによって、やはりガソリン、軽油そういった

た燃料等の使用量が増えたことによる増加が著しくあろうかと思えます。

その他、庁舎内の電気量につきましてはですね、適正な電気量、いわゆる節電の取組みをしてございますので、一定、同程度のレベルで推移をしているものというふうに考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） あわせて、今市長も説明いただいたように、平成三十一年度までの目標、5%削減といったことについて少し説明をいただければ助かります。

特に、今課長に説明いただいたように、自動車の台数等、状況的に増えている中で、特に今後ですね、この目標達成に向けて取り組みたい重点的な項目とか、それから推進体制も計画の中に示されておりまして、全庁的に特徴的な取組みがあれば御紹介いただければと思います。

○市民生活課長（吉田孝一君） 現在進行しておりますこの事務事業編の実施計画につきましてはですね、引き続き職員のですね、まず職員への節電とかですね、燃料の使用量の削減、といいましても、当然、車を使えば燃料は消費するわけですけども、やはり効率のいい活用を努めていただくというふうな部分を徹底していくという話と、それからやはり全庁的にですね、蛍光灯をまだ使っている部分が多分にありますので、そういったものを随時LEDにかえるとか、それから近年では補助事業によりまして太陽光のシステムも入

りましたので、そういったクリーンエネルギーへの変換、活用というふうな部分も含めてですね、取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） あわせてですね、こちらは要望なんですけれども、この平成三十一年度計画に向けて、指定管理の対象になっている施設ですとか、また本市のこの庁舎内でのウエートが高い浄水場、いわゆる水道関係の、水道事業にかかわる部分ですとか、西京苑での燃料のあり方ですとか、そういった部分の燃料費抑制のための計画等ですね、具体的に今後ですね、もう少し力を入れていただいたらいいかなというふうに考えております。

またあわせて、今後ですね、国の方針では、いわゆるその地域を対象にした事業策定といったものの方向性が示されておりますけれども、この計画について、あれば御紹介いただきたいと思えます。

○市民生活課長（吉田孝一君） 御質問です、三番のほうに議員のほうからいただいていた話とちよつとかぶってくるのかなというふうに思いますけども、御存じのとおりですね、今私たちが取り組んでおりますこの実施計画につきましては、地域事務事業編ということで取組みをしてございますけども、これがですね、国のほうの方針が変わりまして、この地球温暖化対策の推進に関する法律というのが改正をされたことによってですね、地球温暖化対策実行計画、今、事務事業編の御説明をさせていただきますけれども、この

区域施策編という策定が求められてきております。

ただ、事務事業編と違いますところは、義務ではなくて努力義務ということでございますので、まだ本市としては策定、いわゆるでき上がっていない状態ではございますが、年度内に完成させるような形で今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長がお答えいただいたように、地域の住民それから地域の特性といった部分を加味したこの地域施策編といった部分ですね、非常に大事なことだろうと考えております。

その中で、課長の答弁では、年度内に策定ということでしたが、実は環境問題といった部分はずね、次世代を担う若い世代の意見というのが非常に実は大事ではないかと考えております。

そういった部分で、事業策定に向ける中で、作業の中でですね、高校生等を含めた若い世代の意見交換もしくは意見を反映させるような機会をぜひつくっていただきたいという要望が一点。

あともう一点は、いわゆる衛生自治会や地域内の自治会の組織とか、今後、地域の環境をよくするために担い手となるであろう地元の方々の参加のあり方をですね、しっかり計画の中に組み込んでいただきたい。例えば協議会等ですね、そういったものが大事ではないかと思えます。このような点についてはいかがでしょうか。

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

今議員がおっしゃるとおりですね、この環境問題というのは非常に幅が広くて、また奥の深いものであるというふうに私自身も実感をしているところでございます。

やはり周りを見ても、道路沿いに、清掃作業をしたとしても、やはり空き缶が転んでいるというふうな状況もございますので、そういったことはですね、やはり小さいところからの教育的なところ、いわゆる啓発というところですね、しっかりやっていかないとけない一つであろうというふうに認識はしているところであります。

計画の中に、取組みという形では、市民に対する取組み、それから事業所への取組み、そして行政の取組み、それと加えて種子島に観光に訪れた方への取組みというふうな形ですね、大枠ではありますけれども、それぞれに分けて各役割に応じた取組みの仕方というのをちよつと紹介をしながら、今後啓発をしていければというふうに考えております。

その中で、今議員がおっしゃられたように、教育の現場でもそういった環境の問題の勉強なり、また地域の、特に衛生自治会等々ありますので、そういった研修会を活用してですね、効率のいいこの温暖化への取組みの仕方というふうなことも含めて勉強会も進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、今回のこの事業計画策定の中でですね、策定をつくる過程の中で多くの市民の参加をお願い

したいと思っています。

次の質問は、廃油を利用したバイオディーゼル燃料の事業について伺いたいと思います。

昨年からは取り組んでいた事業で、今年度が本格稼働と聞いておりますので、実施状況等、説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の事業につきましては、本市が進めております大学との域学連携により先端的な取組みを推進することで、先進地視察も含め、交流人口の拡大を図ることが当初の目的でありました。

このような中、昨年からは東北大学が研究開発した環境負荷の小さいイオン交換樹脂を触媒とする再生・製造装置が経済産業者の外郭団体であるNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成を受けて万波のNPO法人こすもに設置されました、事業所用廃食油を中心に実証検収が行われております。

さらに、今年に入り、二号機となる改良型の製造装置のみが下西川迎にある市の施設に設置され、製造メーカーによる実証研究が行われているところでございます。

二号機につきましては、当初六月までに一定の用途がなされる予定でございましたが、実証結果から、一号機とあわせさらに量産に向けた技術的な改良の必要が出てまいりました。

このため、現在、製造メーカーにより再度NEDOへの補助申請を行っており、採択後、来年度まで継続した実証研究を行っていく予定としております。

一方で、下西校区をモデル地区として、九月より一般家庭廃食油の回収を行っております。十一月末におきましては、少量ではございますが、大体五十四リットルの回収がなされております。

ディーゼル車のハイブリッド版であるコモンレール車に車市場が変化していく中で、従来製造法での対応が困難になっているという情報をいただいております。国内の最先進地である京都市も従来法でのバイオディーゼル製造であったため市場変化に対応できていないということです。

本市では、新たな製造法によるバイオディーゼルを、NPO法人こすもにおいて、この新しい車、コモンレール車十台が支障なく運転されており、その品質のよさが証明されております。

このことを国も注目しております。新たな補助金を投じる動き、先ほどの補助申請の話になってきますが、となっておりまして、バイオディーゼル研究におきましては、本市が国から見た視点の中で最先端の研究地と位置付けられているところでございます。

このような動きもあり、ここ一年では大学研究者が五十二名、二十社以上の民間企業二十七名が視察に訪れており、今後も増加していくと予想されております。

引き続き産学官連携のもと、地球温暖化対策も含め、先進的な事

業として、関係課との連携及び地元の御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長に答弁いただいたとおり、下西校区を中心に、九月から市民のほうからも廃食油を提供、回収していただいているという状況なのですが、そもそもですね、私も、これはNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）と言われているところから出されているプレスリリースの中でですね、この種子島の地域密着型バイオ燃料生産システムの実証といった内容を確認いたしました。

そこで示されているものは、従来の廃食油のバイオ燃料をつくるに当たっては、非常にコスト高で技術的な問題がたくさんあるので、いわゆる大学、専門家的なところで技術的にこのコストを削減するための取組みという位置付けで、種子島での実証というふうな位置付けを紹介されております。

先ほどの地球温暖化という枠組みの中で考えましてもですね、以前から私指摘させていただいているんですが、経済観光課の交流人口を目的とした事業という位置付けと、それから廃食油を再利用する、それからバイオエネルギーを市、地域循環として使うといった位置付けでは、果たして交流人口の拡大という本来の目的といった部分とちよつとやはりずれているんじゃないかと。もちろんそれは大事なことなんです。

そこで、幾つか提案をさせていただきたいと考えております。

まず、そもそもがですね、このバイオディーゼルの事業そのものがですね、交流人口の拡大が第一義の目標設定ではなく、本来的には地球温暖化対策の一環であると。ですから、国も、これは最先端技術の一つのモデル地区という事業として位置付けているわけですね。NEDOさんですか。その中で、まずは市内でしっかりその位置付けを確認していただきたい。

それから、もう一つはですね、この地球温暖化対策事業というのは、国も県も各自自治体も、当初説明がありましたように、本来的にはいろんなところでその目標達成に向けて動いてるわけですね。

ですので、県にもですね、実はこの再生可能エネルギーの利用方法については、県の取組みの中でも重要施策の一つに掲げられています。御存じだろうと思いますが、鹿児島県が持っている重要施策内容は十項目ありますが、その中の一つにですね、再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策というふうにあります。その中の一つの項目に、家庭等から出る廃食油のバイオディーゼル燃料への利用促進というふうにあります。

そういった部分ではですね、本市が本当に真に先端技術でモデル事業であるという位置付けがあるのであれば、もっと多面的にこのモデル事業の実行状況等をですね、広く広報する方向でまた取り組んでいただきたいと考えております。

そういったところで、まずは市内の検討体制の見直しと、それか

ら県との連携についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活課長（吉田孝一君） えっと、そうですね。この地域施策編の策定においてはですね、やはり県のほうにも専門の担当課がございまして、そういったところから情報も得ながら、いい知恵もいただきながらするということですね、やはり計画ですので、その達成度というふうな部分のはかり方というのが非常に、特に事務事業編であれば庁内だけで済みますが、今回のこの地域施策編となりますと、いろんな事業所、いろんな方々のかかわりが出てきますので、そういった方々にどういった取組みをしていただくのか、まあ、いただけるのかという部分も含めて、非常にこの実績値を集めていくのが困難な部分があるというふうに想定しております。

県のほうに聞くと、県の実績のとり方についてはですね、国の統計資料をベースにその実績をはかるということですので、案外、そういった部分でいうと、こういった小さな自治体からすると、容易なデータの中で分析ができるのかなという気がしますが、私たちのこういった自治体にとってはですね、そういったデータの収集の仕方から御理解と御協力をいただけないとやはり進んでいかなさうだろうというふうに考えておりますので、そういった部分も、県からの情報とかお知恵もいただきながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○一四番（長野広美さん） あと、実はこれは三番目にもかかわっ

てくるんですが、今後の取組みの方向性についてです。

今回、これのバイオディーゼルの燃料の事業につきましては、今、実質的にはNPO法人こすもさんがディーゼル車の活用で利用されているんですが、市をもしくは市民を巻き込んだ廃食油を本格的に稼働させるのであれば、やはり出口であるその活用する部分ですね、仕組みづくりといったものもぜひ検討していただきたいと思えます。

あわせてですね、そういった部分での廃食油事業全体としての位置付けを明確に市民にも示していただきたいのが一点、あと、それから、実は、昨日、同僚議員からも質問がありましたけれども、バイオマス事業という部分の位置付けです。

本市は、分散型エネルギーマスタープラン推進ということで行政経営課を中心にバイオマス事業等を取り組んでいる状況がございまして、農林水産省では、家畜排せつ物、食品残渣、農産物の廃棄物等を含めてバイオ燃料への生産といった部分が新しい分野として農林水産省もですね、推奨されている分野であります。

本市も、そういった部分ですね、実質的には、先ほどの説明がありましたように、こういったマスタープランもつくられているんですが、どうもですね、各課個別的に動いておられるんですね。横の連携がやはりちよつと見えにくいといった部分がありまして、しっかりとですね、地球温暖化対策の総合的なビジョンをもう少し整理していただきたい。

昨日ですね、私もちよっと調べたんですが、阿久根市が今年の三月に再生可能エネルギービジョンという形で策定して公表されております。それは、地域をですね、分散して、住民の参加型でどういう形のもので再生エネルギーを活用できるのかといったアイデアも討論しながら、バイオマスから廃食油の活用までを含めた総合的なビジョンを策定した中で取り組まれております。

本市も、もう既にですね、NEDOの最先端の取組みもありますし、これから温室効果ガス抑制のための事業を展開していくわけですから、もう少し各課総合的な視点ですね、整理していただきましたと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、今、バイオディーゼルのほうの実証をしている経済観光課のほうからの考え方を示させていただきますと、まず一つ補完させていただきますと、このバイオディーゼルのNEDOの事業というのは、京都市のほうが平成九年の京都議定書に基づいて先進的に行っております、ごみ収集車それから市バス、そういったもので年間大体百万リットルで、排出量的には、抑制的には二千七百トンの二酸化炭素の削減に貢献しているという数字はいただいております。ただ、我々の場合は、規模的にもかなり縮小したもので、技術的な部分のところの先進地化を目指していくところを当初から掲げておりました、今、こすもさんのほうが事業用の廃食油で大体三千リットル、我々のほうが今始めたばかりで五十四リットル

ですけども、当面の目標は、千リットルぐらいまで持つていくことができればと考えております。そうすると、年間四千リットルという部分の中で考えたときに、大体年間の排出量の部分の抑制は十六トンぐらいしかできないのかなと。

ただ、それはもう規模的にしようがないものであって、我々も、この部分は将来的には関係課、市民生活課とも行政経営課とも情報、進捗の部分はしっかりと話しております。ただ、今は技術部分の立証がまだなされていないということがありまして、それは一番最初の入り口ベースの域学連携、大学連携を担当している我々のほうが今所管をしているというだけです。この部分は、情報共有の部分につきましては各課ともしっかりとしておりますので、この部分の、次年度までですね、立証される間の期間に、そういうふうな体制も含めましてまた取組みを進めていきたいというふうには考えております。

さらに、下西校区で集めました五十四リットルにつきましては、実証試験中とはいえども、高品質のものももう製造はできます。で、改良しているものは、量産的な部分に対応できるものの改良です。で、集めたものというのを実際に例えば市役所のほうのディーゼル車、昔の車が、二十年ぐらい乗っている物があるんですが、そういったもので活用しながらですね、庁内のほうでも情報共有、それから目的の明確化、そういったものを積み上げていくことができればというふうに考えております。

以上です。

○市民生活課長（吉田孝一君） 私のほうから市民生活課としてちよつとお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど、議員のほうがバイオディーゼルの話は最初は交流人口から始まったんじゃないのということで、順序が逆じゃないかというお話もされましたけど、今経済観光課の課長が申されたようにですね、この廃食油のバイオディーゼルの実証実験については、市に設置されたものはいわゆる二号機ということになります。一号機は、NPO法人のこすもさんが第一号機として先駆的にやられておりましたけど、西之表の清掃センターができる際にですね、こういったごみ分別の手引というのがお配りしてあると思いますが、この中に、廃食油は清掃センターのほうに持ち込むということで、いわゆるリサイクルしていくんだよという品目の一つになっております。で、その集まった廃食油につきましては、NPO法人こすもさんのバイオディーゼルの中で活用されていくというふうな流れとなっておりますので、一概に連携がかけ離れているというふうなことにはならないというふうに思っております。

それと、廃食油の収集についてですけど、九月からモデル的に実施をしておりますけど、ここ三、四カ月でまだ五十四リットルぐらいいしか集まっていないということを考えると、やはり各家庭で廃食油というか、食用油を使う量というのが相当少ないんだろーうなというところも、いわゆる見てとれるところもございます。それは、それ

ぞれの家庭のやり方もあるでしょうから、一概にはそうではないのかもしれないですが、そういった部分も、今回のこの下西校区をモデルとすることである程度見えてくるものもあるだろうということが期待できますので、それを見て、全市的に、市全体としてですね、するべきなのか、徐々に広げていくべきなのか、そういったところもまた検討してまいりますというふうに思います。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 議員のほうから再生可能エネルギーの活用の横断的な取組みというような御指摘がございましたので、私のほうからも若干答えさせていただきますと思います。

御承知のように、分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランというのを策定をいたしまして市のほうでは取り組んできているという経過がございます。

今御指摘のバイオディーゼルの部分については、若干、巻末に雇用の活用とかが考えられるんじゃないのというような記述の程度で示されているという状況でございます。

昨日から御説明を申し上げている今の現段階での取組みというのは、家畜ふん尿を活用した分散型エネルギーの活用ということで、長期振興計画上の位置付けとしては、雇用の拡大、産業振興というところに重きを置いてやっているという状況でございます。

ただ、御指摘のようにですね、環境の問題とか、当然そこら辺もかかわってまいりますので、そこら辺については全体的な情報を

共有するという状況をまずつくって、さらに連携を強めるというようなやり方をやっぱり考えていく必要があるというふうには思っております。

ただ、個別的に取り組んでいるというような御指摘がございましたけども、例えば、バイオディーゼルについても、農林水産課と連携をしながら、また農林水産課の中で技連会だとかいろんなところと一緒に取組みもしてもらっています。で、具体的になっていくまでは行政経営課もかわってももちろんやっていきますけども、実際にその事業化をやっていくという段階になってくれば、やっぱり主管課なり、あるいは関係機関と連携をするような取組みとか、そういう仕組みというのをつくっていく必要があるというふうに思っているところです。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、各課の皆さんが、それぞれの御自分たちの今まで取り組まれている状況と、それから考え方を今述べていただきましたが、今お話ししていただいたように、実は一つの再生エネルギーに関して、それぞれ実は重複するような実態があるということを私は申し上げているだけなんです。そこを情報を整理してですね、もっとわかりやすく効果的に出すことによつて、それぞれの課が持っている目標達成に実はもっと貢献するんではないかという思いがありますので、今やっていることがだめだとかそういう意味ではなく、もっと積極的に、実は今までそれぞれ

が取り組んでおられることをぜひ効果的にやっていただきたいという思いで意見をさせていただきました。

今後、またさらに検討していただければと思います。特に、阿久根市の取組み等についてはですね、非常に参考になりましたので、ぜひ一度ごらんになっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。観光行政等について。

実は、これは、先ほどの同僚議員の質問もありましたように、北部観光を取り上げております。

その理由はですね、本市が、これまでですね、種子島全体の観光振興ということにももちろん力を入れてまいりましたが、ここ数年来、ずっと集中的に北部観光といったものを政策的に掲げて取り組んでまいりました。

例えば、喜志鹿崎灯台、先ほどもありましたですね。浦田海水浴場、浦田神社と浦田港、奥神社に湊神社、湊川、メヒルギ、ヘゴ、木折坂もありますし、沖ヶ浜田の黒糖なんかもですね、結構な観光客の皆さんが見えられております。

そういった部分で、これまでの状況、いろいろやってこられたんですが、課題といったものも見えてきたのではないかと思いますので、簡単にその部分についての説明をいただければと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

北部観光の現状と課題につきましては、まず、種子島への観光客の動向を見ますと、印象としまして、種子島宇宙センターを中心に

千座の岩屋、門倉岬等の種子島南部を訪れるケースが圧倒的に多く、それに加えまして鉄砲館、月窓亭を見て島を離れるといった状況が一般的なようでございます。

現在、種子島滞在型観光促進事業の中で、携帯電話を活用した観光客動向調査を実施しておりますので、北部への観光客の入り込み状況はある程度把握することが可能であります。今後の整備に活用する予定としております。

現在、浦田海水浴場の利用状況を北部観光への誘客の物差しとしておりますが、本年は台風などの影響もありまして大幅に減少もしております。

今後、北部の魅力をパンフレット等とかフェイスブック等で随時情報発信をしまして、ますますの取組みが必要になってくると感じているところであります。

課題といたしましては、駐車場がないですとか道路が狭い、トイレがない等のハードの部分はあります。特に、北部観光を推進する上でバス等の二次交通が課題となっているような状況でございます。以上です。

○一四番（長野広美さん） いわゆる交通面等の整備も含めてのお答えでしたけれども、これまで結構ですね、情報発信もさることながら、環境整備といった部分については随分いろいろと取り組まれてきているというふうに感じております。先ほどの同僚議員の質問に対しても、トイレの整備を含めていろいろと計画がされていると

いう説明でした。

一点ですね、確認をさせていただきたいんですが、ヘゴの自生地におきましては、あの林道ですね、あのヘゴの自生地のちょうど真ん中を通っている林道につきましては、市のほうに移管されたというふうにご理解しております。

その中で、常にですね、その歩道整備といった部分がですね、結構道路がゆがんでいたり、それから斜面、法面からの落石とかですね、安全面での配慮ですとかそういった部分の問題等もふだんからですね、地主の方が気にされていた点であります。

そういった部分で、安全対策についてどのようになされているのか、ちよつと教えていただければと思います。

○経済観光課長（松元明和君） 道路の部分につきましては、今時点でもですね、まあ、確かに排水路、すぐに、車等で行くと、道路の幅員も狭くですね、危険な場所であるというふうには感じております。

で、我々の観光としての目的としては、あそこを散策していただく、歩いていただくということが当面の目標でもありますので、午前中の質問にもありましたとおり、駐車場をですね、上り切ったちよつと上の入墾の何か碑があると思うんですけども、入植者の碑が、その部分のところを駐車場化して、そこからおりていただくような形のルート化ができないかというふうには考えております。

ただ、その安全面に関しては、特段、今のところですね、事故等

も発生していないということもありまして、特段の配慮というか、ガードレールをしたりとか手すりをつけたりという、そのような計画は今のところはしていないところです。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、ヘゴの自生地の部分につきましては、実は斜面が結構迫っております、今、歩道上を歩く部分については問題ないんですが、落石の危険性は実は以前から指摘されております。

そういった部分の一つの事例として、観光地としての環境整備では、やはり安全面の点検といった部分も、年間事業の中でどこかです、それは明確にしていたきたいと、その必要があるかなと思います。

特に、北部観光につきましては本市が主体的に取り組んでいる事業ですので、そういった部分では、どこに危険箇所があるかといった部分の観光地の整備の一つとして検討していただければと思います。

あわせて、この観光地を、北部観光を特にですね、今後、さらに持続的にこの地域の観光振興を取り組んでいくには、やはり担い手の育成が課題であるだろうというふうに考えております。

なぜならばですね、一定程度、この地域での、先ほど言いましたように、環境整備も含めて安全点検ですとか、魅力づくりについてもですね、地域に経済的な還元がなければ持続可能ではないだろうというふうなこともありますので、本市で今後北部観光に向けて担

い手を育成するといった部分ではどのように検討されているでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

担い手育成につきましては、種子島観光協会ですとか中種子町、南種子町等と連携をとりながら、現在、総合的に進めているところでございます。

昨年度は、観光客に喜ばれる観光地づくりを目指すおもてなし研修会ですとか、観光地域づくりに向けた種子島観光情報戦略セミナーを開催したところでございます。

本年度も、研修会等を継続的に行いながら、担い手の育成に取り組んでいく予定です。

先ほど説明しました北部観光等、市として取り組む必要がある重点的な部分につきましては、個別にそれは対応いたしまして、観光事業者だけではなくて、国上校区などの地域、漁協など産業界とも連携をしまして、地域に人呼び込み、また収益につながるような議論も進めていこうというふうには考えているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、国上校区だけではなく、北部一帯ですね、幾つかの自治会等が関係してくるんですけれども、やはりあの地域には、大きな漁港として、本市でも重要な湊漁港、浦田漁港があります。そういった部分での漁業資源の活用、また国

上だけではない農産物ですね、販売ルートの開発ですとか、それから商品開発はもとより、お土産屋さんを含めた店舗、それと飲食店、食事どころですね。そういった総合的な地域の魅力づくりといった部分で、担い手といった部分を少し含めるんだと考えるんですけども、そういった部分での皆さんの情報の共有、もしくは研修、意見を集約する、そういった機会は今までのところなされていないでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

今現在、我々のほうで行っている情報の共有につきましては、観光事業者のほうの部分が全般的でございまして、先ほどの個別の分に関しては、地域のほうと浦田海水浴場の運営管理であったりとかいろいろないイベントですとか、そのような協議のほうはしています。各産業につきましてはまた別の枠組みで、各産業団体のほうと連携を今とりながら行っておりますので、そこは、どこか一つまとめた形で話をしていくという、モデル的にですね、取り組んでいくということもあるのかなというふうには考えているところがございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、次期の今後の長期振興計画を含めて、長期的にそういった事業計画、ビジョンづくりといったものを明確に示していただきたいというふうに考えます。

また、この北部地域、広域になりますので、具体的に協議会もし

くは連絡会といった部分ですね、先ほどの安全面の点検といったこともありましたが、本場にどのような環境整備が必要なのかといった細かな情報収集も含めて、ぜひ協議会等、連絡会等ですね、年に一回でも構いませんので、そういった部分をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） 現在かかっている団体、地域等と話をしまして、前向きに検討していきたいというふうにご検討しております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 官民一体となった取組みの強化といった部分も当然かかわってくるんですが、実は、先ほど来、環境整備の部分の中には、県の補助事業の活用といった部分を課長のほうが答弁されておられました。

私は、もう一段ですね、県との連携強化を図る必要があるんじゃないかというふうに考えております。いわゆる財源確保というだけではなくてですね。実は、鹿児島県内における種子島地域の観光収入もしくは観光客数といった部分はですね、非常に少ないのが現状ですね。確かに種子島の魅力はロケットですとかいろいろありますけれども、本市がこれまで一生懸命北部観光と言ってきた部分につきましては、もう少し県のレベルとの連携強化をですね、どうしても図る必要があるのではないかと感じております。そういった部分で、先ほど申し上げたように、地域資源を活用す

る取組みですとかいうのも一点ありますし、それと、官民、地元との連携をやつぱりアピールするといった部分が必要になってくるだろうと思います。屋久島並みとは言いませんけれども、県の重点施策の中にですね、この種子島の観光、特に北部の観光については、もう一段しつかり組み込んでいただきたいというふうに考えております。

また、そういう中で、例えばですね、北部観光を象徴的にするようなステッカーですとかグッズの開発ですとか、情報発信についてはですね、いろいろと工夫していただいているというふうに認識しておりますけれども、観光客の満足度を引き出すためにどのようなことができるのかといった部分をですね、ぜひ官民一体となって取り組んでいただきたいというふうに考えます。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

官民一体となって観光を盛り上げていくということについて、この市に職員、臨時も含めて三百人以上の職員がおります。それぞれ有能な職員をそろえております。この職員が一丸となって取り組めば、さまざまな課題というのは解決に向けて前進することができるかと考えております。

風が吹けばおけ屋がもうかるとい言葉がありますけれども、先ほどの国際交流のことで再生型エネルギーの推進というところの、何かばらばらであったり、関連がないように思われる瞬間もあろうかと思いますが、それぞれの担当課ですね、一つの目標、

それは市民の生活あるいは福祉の向上という大きな目標を持って、それぞれの専門分野で知恵を出していつているところでもあります。それで、議員もおっしゃっておられますように、それぞれの課が連携しながら、共通する目的の頂を目指して取り組んでいくということに集約されるのではないかと思います。

そのことも願ひまして、本議会に組織改革の議案も提案しているところでございます。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

○一四番（長野広美さん） 市長からも答弁いただきましたけれども、大事なのはですね、やはり課題を整理して、全体を調整していく、コーディネートしていく企画力といった部分をですね、ぜひ發揮していただきたいと願ひまして質問をいたしました。

次に、津波被害対策について伺います。

二項目申告してありますけれども、この津波を含めた大災害といった部分については、年々ですね、やはりそのリスクが高まっているんではないかというふうに危惧しております。

そういった中で、本市においては、西之表のこの市街地がですね、人口密度が非常に高く、かつ海拔五メートル程度といった地域に比較的多くの人が集中しているという実態があります。

そういった部分では、この地域の、特に甲女川を分岐点にして危険区域を指定するという考え方があるかと思ひます。

特に、スーパー、パチンコ店などのいわゆる人がたくさん集まり

やすい商業施設の業者さんとの連携等について、今、どのような状況になっているのか、その点について御説明をお願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

避難訓練の実施と民間企業との取り組みの状況についてということ、今、御質問の中では、市街地のところの。

○一四番（長野広美さん） 先にまず、はい。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 主な民間のところの企業さんとの取り組みということなんですけども、実際上は、避難訓練等につきましてはですね、民間の事業者さんでは、どちらかというと、火災訓練のほうを中心になっておりまして、昨年の実績では、百二十五件中の百九件が火災で、津波関係は十六件ということになってございます。

そういう意味で、まだまだ民間の事業者さんにおける津波に関する訓練というのを願いたくないというところがあるんですけども、実は、各民間の事業者の方ですね、人が集まりやすいようなところに関しては、計画をつくって、ちよつと自分たちで考えてくださいというふうな取り組みがございまして、計画を県にお出しするということになっておるんですけども、そのところの取り組みで、やはり人が集まるところ、まあ、県の様式によりますと、劇場とか百貨店となってますけども、西之表でいえば、個別の名前を言っていないかわかりませんが、サンシードとかああいうショッピングセンターになると思うんですけども、そこに関しては計

画案をお出ししていただきたいということで十三件ありまして、対象地域が十三件で、そのうち十三件については県のほうに計画の分についてはお出しいただいているという状況にありますが、御認識もうちよつと高めるといふのはもう少し必要なのではないかなというふうに考えております。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、この防災訓練につきましても、今課長のほうからお答えいただいたんですが、今年度でしたっけ、総合的な訓練も行われましたし、また独自の防災訓練ということで火災を含めて訓練されているという説明をいただきましたが、市街地は商業施設がたくさんありますので、必ずしもこの地域の居住者だけではない、大字地区を含めて大多数の人たちが、不特定の方たちが出入りしている状況にあるので、この市街地の何カ所かでもですね、事業者さん、商業施設と行政と連携した形での防災訓練といったものも取り組んでいただいたらいかがかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

訓練に関しましては、今、確かに大字地域の人たちが市街地に来て日常的に買い物ですとかいろいろされますので、そういったものに対しての想定はしないといけないというのはございます。

そういう意味では、毎年、平成二十五年からですね、津波の関係、三・一一が起きましたときに、その日に市内全域で一斉に行っておりました、そういうのを利用していただいて、一緒にその中で意識

啓発を図るというのはできるかと思えます。

ただ、議員のおっしゃっているのは、それプラスアルファで、事業者さんと個別にそういうことができるかということだろうと思わうんですけども、そういうところにつきましてはですね、まだちょっと取組みがしつかりできていないというのが現状なんですけども、そういったものが取り組めるかどうかですね、そういったことについても、検討のほうはしてみたいと思えます。

事業者さんにつきましてはですね、實際上、いろんな応援協定とか協力関係で事業者さんをお願いしているものもございまして、そういうものを含めての意識の啓発というのとは思っているかとは思わうんですけども、さらに一歩踏み込んだところは検討してみたいと思えます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっと、なかなかですね、確かに不特定多数ですので、今後ぜひ検討していただきたいんですが、そういった防災訓練と同時に、市街地での避難の指示とかですね、視覚的に見やすい表示等もですね、また点検していただければと思います。

特に気になりますのが甲女川沿いにある商業施設で、今お話が出ましたサンシードさんですか、市場もそうですし、プラッセさんの複合施設もですね、川沿いであるという部分ではやはり重点的な地域ではないかと思えますので、そういった部分もお願いしたいと思います。

次の質問が消防署の移転問題についてです。

これは、過去にもですね、いろいろと一般質問、議会でも議論を重ねてきた経緯がありますので、現在の消防署の築年数と、それからこれまでの、まあ、現時点で移転計画はどうなっているのか、説明をいただければと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 現在の消防署でございますが、熊毛地区消防組合の消防本部兼西之表消防署ということになるんですけども、平成二年の三月十七日に庁舎の落成をしまして、それからいいますと、大分、今、平成二十九年ですから、二十七年ぐらいたっているということになるかなというふうに思います。

それと、移転に関しての検討でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、これまで何回か議会でも出てきたかと思えます。で、そのときに、総務課あるいは消防等集まりまして検討した経緯というのは確かにございます。平成二十五年ぐらいでは消防団からのたしか要望も出てきていたんじゃないかなと思いますけども、で、それ以後なんですけれども、検討組織をしつかり置いて検討しているかどうかという点では、やっておりませんので、そういったところでの取組みはまだできてございません。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 一点確認をさせていただきたいんですが、県の防災計画に示されている本市の特にこの西之表市街地の浸水予想幅といいますが、そういった部分では、たしか五メートルほ

どだったと思いますので、そういった部分では、この今現時点での消防署というのは浸水する対象区域に入るんですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

防災マップを持ってきているんですけども、表示では、熊毛地区消防組合が三メートルになってございますので、浸水の区域にはございません。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、私も伺ったところ、想定津波被害がおよそ五メートルなんですけれども、これは主に南海トラフを想定した場合であって、その南海トラフの場所にもよるでしょうけれども、津波の到達時刻が三十分から四、五十分強の幅があるので、その間の避難体制といった部分が一定程度想定されているんだろうと理解するんですが、しかし、実際に建屋がですね、消防署本署の建屋が浸水するというリスクが高い中で、今現時点では、避難対策、誘導、監視、本部機能といった部分でどのような体制になっているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

日常的にやはりその津波の関係の訓練は消防組合のほうでも意識をされてございまして、訓練のときにですね、消防等の緊急車両の緊急移動、それを想定しているようでございます。

一番高いところとなりますと、近くでいきますと、わかさ公園のところなんですけども、わかさ公園のところだけではちよつと低いかもしれませんので、そこから北のほう、池野のほうから上に上が

っていきますと、赤坂団地とかそこがございまして、ああいったところまでいろいろ想定しながら緊急移動の訓練等はやっておるようでございます。

それとあと、非常時になって水につかれますと通信機能がやられてしまいますので、實際上、今、市役所ですね、三〇二会議室という昔の記者室をやっているところがありますけども、あそこに緊急用の無線の機器が現在置いてございます。その中には発電機器もございまして、消防のほうで申請しましたときに、今、消防の機器の前に端末があるわけなんですけれども、それだけ取り外して市役所のほうで通信をすれば、全体の通信がバックアップできるというような機能がございまして、その分の整備は終わってございまして、今、市役所の三〇二会議室に機材を置いてございます。

大体以上のような状況でございます。

○一四番（長野広美さん） すみません。三〇二会議室というのは、あちら側の記者室、行政経営課の奥にある記者室のことですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 旧記者室なんですけども、えっと、行政棟から議会棟に行きますときに、右側にちっちゃいドアがあると思うんですよ。えっとですね、全員協議会、あそこの第三委員会室の横のところのちっちゃいドアがあります。あれはふだんあけていないんですけど、あれをあげると、消防の通信機械が入っています。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、そのドアが、どんなに傾

いても、本庁舎がですね、必ずあくということはぜひ確認していただきたいと思います。

あと、あわせてですね、私も消防署長ともですね、お話を伺う機会がありましたけれども、やはり本庁舎機能が浸水する場所という部分は不具合が実際やっぱり発生します。

そういった部分では、移転に向けて具体的な事業実施見込みといえますか、計画づくりといった部分が必要であり、とりあえずは、その検討委員会等をですね、やはり設置していただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

熊毛地区消防組合が設立のときには、各一市四町の主に企画課が集まりました、広域行政でやったものでございます。実際上は一部事務組合でございますので、西之表消防署でもあるわけなんですけれども、広域での調整が必要になりますので、そういった検討がなされることになるだろうと思います。

そういったときに想定されますのは、種子島屋久島振興協議会等の広域の組織、あるいは消防組合の中で何らかの検討組織を設けるということになります。今はですね、現時点で、実は消防のほうで消防のあり方検討委員会というのがあるということで、今のところは、消防指令の一一九番のかけ方の検討をやっているようなんですけれども、これは消防庁の諮問機関のような組織のようなんですけれども、そういったところで下協議をするという方法もあるのではな

いかないと思います。ただし、広域の組織ですので、そこは広域的な議論が一回必要かなと思います。

○一四番（長野広美さん） 確かに今現在の消防署の機能としては、広域事務組合として機能しておりますけれども、今、私が市長にお伺いしたいんですけれども、やはり西之表市の市街地、西之表市の住民を守るといふ視点からですね、この西之表市が受ける大きな影響というのが一番大きく想定されるわけです。

そういった部分で、西之表市の市民の安全・安心を守る立場からですね、この移転問題についてどう考えるか、お聞かせできればと思います。

○市長（八板俊輔君） 消防署の消防本部の移転の問題でございまして、今年三月には榕城分団それから女性分団の詰所がこの隣の敷地に完成をいたしました。それもまた災害を想定してのことです。

本署並びに一市三町の協議が必要な、消防組合とも協議が必要でございまして、本体、本署の部分についても、いずれそういう移転のことが、移転については必要性を十分に感じております。本部機能の確保、それから建替えの必要性というのはいま皆さん御承知の、御懸念のとおりでございます。その移転の際の規模ですとか、それから移転先の用地の確保という問題もございまして、これはまた市内の更新時期に来ておりますさまざまな施設、教育施設も含めてございまして、そういうものも勘案しながら検討を進

めてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今日、明日ということではないかもしれませんが、非常に市民の安全を考えた部分での消防署の位置問題というのは、実は大変重要な問題であるだろうと考えますので、ぜひ検討体制を整えて具体的な方針を示していただきたいと思います。

最後の質問になります。行財政改革のあり方について伺いたいと思います。

これまでですね、行財政改革はですね、大綱を掲げ、計画的にまた組織的に本市では取り組まれてまいりました。今年度は、次の第五次の大綱策定に当たって、今、具体的に内容等を検討していただいていると思います。

そこで、この過去四年間ですね、取組みについて少し振り返り、それを考えていくことが次の計画づくりに大事だろうという意味で質問させていただきたいと思います。

この四年間ですね、実はこれまでは行政経営課といった課でこの行財政改革が位置付けられてきたわけですが、この過去の四年間は総務課で、移管されて取り組まれました。

その間にですね、一つ課題としてですね、人材育成基本方針並びに実施計画といったものが具体的に示されませんでしたけれども、実は、その部分につきまして、実施計画が完成していなかったのではないかとという問題が市民からの指摘で発覚したわけですね。これは、実

はその事実が良いとか悪いとかではなくて、その原因と対策といったものが実は私たちにとってはとても大事なんだろうと考えます。

特にですね、本市は、この人材育成それと人事評価、さまざまな計画が組み込まれて一連の流れの中で位置付けられているというふうに認識しております。

そういった部分で、この問題について、できましたら、副市長が当時総務課長でいらしたので、その当時の検証結果を説明していただければと思います。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員から御案内がありましたとおり、人材育成基本方針に基づく職員研修の実実施計画書が結果的に策定をされていなかったということ、第五次の長期振興計画及び第四期の行財政改革大綱との整合性が担保されていなかったということについて、大変市民を初め議会の皆様、関係各位の皆様には御迷惑をおかけしたというふうには大変申しわけなく、深く反省をしているところでございます。おわびを申し上げます。

このことは、計画書策定の進捗管理、スケジュール管理ができていなかったことであつたというふうにご考えております。

今後は、それぞれの管理意識を高め業務に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 今のスケジュール管理ができていなかった、まさにその点であります。このスケジュール管理といいますが、私は人材育成もしくは研修制度についてはですね、随分頻度が高い中で議会側からでも議論をさせていただいてきました。

なぜならば、それはとても大事なことでして、職員の皆さんの資質向上、非常に重要だというふうに常日ごろから感じております。

そういった部分で、実施計画ですので、実施計画に基づいて事業が展開されているというふうに認識しておりますし、毎年度ですね、決算特別委員会の中でその結果も公表されております。

ですので、なぜ見落としが起こったのかといった部分について、もっと検証する必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○副市長（中野哲男君） お答えいたします。

確かにですね、完成をしていないものが、作業中ですね、策定見込みという段階で計画の中で記載をってしまったという経緯がございますけれども、今御指摘のあったように、職員の資質向上、能力向上のための研修でございますので、当然実施計画に基づいて行われなければならないかったということは当然のことだろうというふうに思っております。

ただ、実際の職員研修につきましては、県から示された職員計画等を含め、それぞれの専門的分野の研修について検討をして実施をしてきたという経緯でございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今、第五次の素案というふうな形で議会のほうには示されておりますが、今副市長の答弁いただきますと、実施計画はなくても研修制度がそのまま実質動いていて、私たち議会が求めているこの基本方針とそれに沿った基本的な実施計画といったものの位置付けがですね、非常に形骸化しているというふうにも受け取られます。

ぜひですね、これ、十分に課内でその対策をですね、検討していただきたい。特に、昨今ですね、全ての事業が、本市は計画、実施、レビュー、再検討というサイクルのもとに行われているというふうな説明を受けております。骨幹にかかわるような、実はこの仕組みの中でですね、この今回のあり方については、私は大変重要な問題だというふうにも受けとめております。

一般質問ですね、この行財政改革、もう一つの大事な問題点が、財政面での改革といった部分をですね、十分に議論していただきたいと思っております。これ、時間の関係で、課長からの答弁、ちょっと今回、また別途の機会でもまた議論させていただきたいと思いますが、この行財政改革の今現在示されている策定の計画の中で、職員の皆さんがしっかりとやる気を持っていただいて、向上心を持っていただいて、さまざまな厳しい環境変化の中で効率的に行政運営をするというためにですね、今回の研修のあり方というのがですね、大変重要だろうという意味で一般質問させていただきました。

いま一度ですね、しっかりその内容を検証していただいて、また改めてその回答をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十五分ごろより再開いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

今年、四度の台風が襲来し、発生した時期や天候が悪かったことなどにより、農作物に大きな被害が出ております。これまで安定していた安納いもも収量が下がることが予想され、さらに、昨年よかつたと言われていましたさとうきびも、今年はですね、大幅な減収となり、生産者にとっても大変厳しい状況であります。なりわい再建のための支援が必要かと思われれます。

さて、本市の健康増進の取組みにおいて、日常の啓発活動やスポーツイベントに力を入れ、市民の参加も多い傾向にあります。今年度は、天候不良、変化により、農作物や水産物あるいは行事や催し物などにも影響があったのではないかと思われれます。

そのようなことも含めて、市が管理する施設等の利用率、ゲートボールやグラウンドゴルフができる施設の利用率はどのようになっているか、お答えをいただきたいと思えます。

以下は質問者席から行います。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

社会体育施設の中で、主に市営グラウンドのフィールド内でゲートボール競技やグラウンドゴルフ競技が実施されています。

利用に当たっては、個人の練習等でなく団体として利用する場合は、市民体育館の受付に申し込むようになっております。

年度別で利用日数を申し上げますと、平成二十七年度がゲートボール、グラウンドゴルフ合わせて百五十三日の四二%、平成二十八年度が同じく百三十二日で三六%となっております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） すみません。建設課所管のほうもお願いいたします。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

ゲートボールやグラウンドゴルフができる施設の利用率の質問でありますが、あつぽくらんどの屋根つき競技場の利用者は、平成二十七年度が五千五百五十六人、延べ百七十五日で四七・九%、平成二十八年度が五千八百四十五人、二百三日で五五・六%で、延べ人数に對しまして対前年度比五・二%の増となっております。

グラウンドゴルフ場は、平成二十七年度が三百九十四人、二十八日、平成二十八年度が三百五十四人、二十二日、七・七%で、対前年度比一〇・二%の減となっております。

都市公園におけるグラウンドゴルフ等の利用者は、平成二十七年度が八千三十九人、二百三十九日、六五・五%、平成二十八年度が九千六百四十人、二百五十九日、七〇・一%で、対前年度比一九・九%の増となっております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 市民がですね、スポーツを通じて交流又は健康などに気を使ってイベントに参加する方、またあるいは参加をしたい人というのが増えていることは、もっとたくさんの方にですね、市の施設を貸し出す、また高齢者にもですね、健康づくりや多くの方との交流を目的にグラウンドゴルフやゲートボールを楽しむんでもらうと、そのためにやはり市の施設を貸し出していこうというのは行政側も姿勢を示しているかと思われまます。

種目によってもですね、広い場所を借りたり、またあるいはですね、しっかりと整備されている場所を借りたりと、さまざまあるか

と思ひます。

私も、手元にいただいた資料もですね、先ほどありましたように、平成二十七年まではゲートボールは市営グラウンドを施設使用していたようですけども、平成二十八年からはですね、あつぽくらんどの屋根つき競技場に移動、使用しているというふうになっていましてね。これについてはいろいろな事情あるかと思ひますけども、このあつぽくらんなどについてはですね、ほかにもあります設備、遊具広場とかゴーカートなど、利用者が減っている傾向があるのですけども、多目的グラウンドやですね、屋根つき競技場の利用者は増えている傾向にあるということでした。

これまでもですね、このあつぽくらんなどについてはですね、場所の問題とか管理の問題など、市民からの厳しい声もあるかと思われまますけども、やはり行政財産としてですね、多くの方に幅広く使ってもらいたい、これは共通の認識だと思ひます。このあつぽくらんなどではですね、競技やイベントがですね、やりやすい、そして市民が多く参加しやすくするためにはどうするかというようなことを何か考へていることがあれば、お答えをいただきたいと思ひます。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

あつぽくらんなどにつきましては、平成十年ごろに若者定住促進等緊急プロジェクト整備事業で整備した施設になります。

したがいまして、運動公園のような競技大会を実施する施設ではないために、競技大会を開催するには十分な施設となっていないの

が現実です。

さて、競技やイベントがやりやすい方策の質問ですが、簡単には解決できない問題でございます。

市といたしましては、少しでも市民にあっばくらんどの施設を利用していたくために、利用者の意見を参考にしながら、県の地域振興推進事業などを活用しまして、多目的グラウンドにおいては、今年度に観覧席の整備等、翌年度に防球ネットの整備等を計画をいたしております。屋根つき競技場においては、今年度に暴風ネットの整備を計画しております。また、グラウンドゴルフ場横のシカ小屋につきましては、悪臭で不評を買っていましたが、今年度に不燃物処理場の入り口に施設を移転し、設備の充実を図っていくところでございます。

今後、イベント等の開催をするための駐車場の増設ができないかなど、市民の意見を十分伺いながら施設の改修、修繕を行ってまいります。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはり簡単に解決はできないというふうなお答えだったんですけども、やっぱりですね、場所の問題とか、ちょっと遠いところもあるかと思うんですが、あっばくらんどですね、やはりグラウンドゴルフ、ゲートボールをする方また利用者の声ですね、屋根つき競技場や多目的グラウンドの使用料が高いのではないかとというふうな声があります。ここ、既に、担当

課のほうにはですね、こういうふうな声は届いているのじゃないかなというふうにして思われますけれども。

市営グラウンドの料金、全面一時間借りて一般は四百二十円、片面二百十円となっております。そして、あっばくらんどの多目的グラウンドはですね、全面借りた場合、一時間四百三十二円、片面二百十六円となっております。また、屋根つき競技場についても同額となっております。照明代が一時間五百四十円というふうにしておりますけれども、このほかの施設も調べてみたんですけども、比較しても料金は余り変わらないということで、一時間の単価で見ればですね、料金の高さというのはさほど感じないと思いますけれども、やはりゲートボールをしている人たちに聞いてみますと、競技をすれば三時間、四時間とかですね、大会だと一日中利用する、使用することがあるというふうに言われていまして、やはりそうすれば加算はされていくわけですね。

また、この屋根つき競技場の利用についてはですね、屋根つきというぐらいですから、当然天候の悪いときに使用すると思います。そうになると、やっぱり暗いですよね。それで、照明代が高いということですね、それを感じて、我慢して暗い中で競技をしているということもあるわけですね。

せっかくですね、このいい屋根つき競技場、広い多目的グラウンドがですね、あっても、利用料が高くて、さらに、やはり遠いところになればですね、やっぱり市街地から近い施設、場所、嘉永山公

園とか社会福祉協議会の下のあのふれあい広場などをですね、利用するかと思うんですね。

それとですね、ぜひこの料金の改善検討をお願いしたい点があります。ゲートボールをしている方がですね、話されていましたけども、利用者の中で、ゲートボールをしたくても料金の負担がきつくてできないのではないかと、結果、参加者が少しずつ減ってきている状況にあるという話を話されていたんですね。やはり減っているということは、利用者の実情もあつて一概には言えないのかもしれないんですけども、やはり参加者が減っていることはゲートボールの仲間としてもやはり寂しいものだと思います。

市長ですね、このような状況がこれから続いていってよいのか、このあつぽくらんどをですね、多くの方に利用してもらえるような料金体系というのをですね、見直していくべきではないかと思えますけども、いかが考えか、お答えをいただきたいと思えます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

あつぽくらんどを含む運動施設、競技、イベントなど使うその施設につきましては、多くの、たくさんの方の市民の方に使って健康増進に役立てていただきたいということがございます。

料金のことについてのお尋ねでありますけれども、できれば負担はないほうがよろしいわけでしょうけれども、財政運営上の問題もございまして、その辺のところは、また関係者の皆様の御意見も

伺いながら、なるべく利用者の方々がさらに使えるような状況になりますように検討を進めてまいりたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、協議して検討を進めていただきたいんですね、やはり利用率を上げたいと、あるいは施設として多くの方に利用してもらいたいというのはですね、このあつぽくらんど、確認したんですね、グラウンドゴルフの公認コースになってですね、県内でも十六個ほどしかないそうですね、でも、大会などをですね、あつぽくらんどで開催して、県内、県外、多くの方をですね、誘致できる可能性があるのではないかと私も思っておりますので、また市外居住者の方はですね、利用が、使用料が五割増というふうになっていることもあつて、なかなか幅が狭くなつていくんじゃないかなというふうにして個人的にも思えますのでですね、今後、料金の体系についてはですね、できるところは改善をお願いしてほしいというふうにして要望しておきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。公衆トイレの管理について質問をいたします。

花里浜公園やですね、美浜グラウンド、共同墓地やかもめ町公園のトイレはですね、新しく建替えされ、これまで利用しづらかったくみ取り式から水洗トイレにかわつて、場所によってはウォッシュレットの便座にもなつております。やはりきれいになつてですね、ウォーキングをする方とか利用者に変喜ばれている、とてもいい

ことだと思えます。

また、今後についてもですね、栄町の公園のトイレや嘉永山公園のトイレの建替えも計画がされておりまして、目立つところ、また先ほどのグラウンドゴルフなどに利用する方が増えていると言われています。嘉永山公園とかですね、市民がよかつたなと思える建替えの計画になるのかなというふうにして思いますけども、いろいろな場所に公衆トイレありますけども、市内にあるこの公衆トイレは、それぞれの担当課においてですね、適切に管理がされているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園においては、指定管理者がトイレの清掃作業を週に二回実施しております。市民から設備の故障や汚れなどの連絡をいただいた場合には、その都度、修理や清掃を行っております。

その他のトイレの管理につきましては、まちづくり公社に業務を移管し、公社からシルバー人材センターに作業を委託しております。委託内容は、緑の回廊、古田公園、天女ヶ倉公園については週二回、国上湊ふれあいの森については月一回、日ポ緑地公園については月十二回の清掃作業となっております。

今後、まちづくり公社と協議、協力しながら点検巡視を行い、維持管理に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 以前は町なかにはですね、公衆トイレが少

なくて、あっても、くみ取り式などで使いづらいということですね、町なかのお店、施設で使わせてもらえないかなどの質問も行いましたけども、市内においてですね、トイレを探すのに苦労する、やっぱり観光客とかですね、地元の人たちもあるかと思えます。特に高齢者は苦労するという話も伺っておりますし、またこの今新しく完成したトイレもですね、つくったのはいいが、維持管理は大丈夫かというふうな心配される声も聞きます。

やはりこういった声を受けてですね、実際、私ですね、市内何カ所か確認して回りましたが、昨日は大変厳しいトイレの管理が指摘されましたけども、それぞれ見方はありますのでですね、これは私の判断になるかと思えます。

新しく建て替えた美浜のグラウンドのトイレなんですけども、利用者が多いこともある、また特にですね、子供たちがソフトボールなどの練習で頻繁に利用がされるかと思えます。確かに便器の汚れがですね、目立ってありましたけども、ただ、ごみなどがですね、下に散乱していなかったという点ではですね、やはりきれいじゃなかなというふうにして感じました。

しかしですね、かもめ町公園のトイレや花里浜公園のトイレはですね、便器の汚れが非常に目立ちまして、上の部分の換気扇というのも汚れるのが見られておりました。

社会福祉協議会下ですね、ふれあい広場においても、グラウンドゴルフやゲートボールを楽しむ高齢者がおられるかと思えます。

ども、トイレについても古い感じがするのですが、やはりきれいに管理がされていました。

で、市営グラウンドのトイレはですね、においやごみの散乱等があつて、適切な管理が必要じゃないかなと思われまし、駐車場内にありますですね、障害者用のトイレというのはですね、水浸しになつていて使える状況ではありませんでした。トイレ入り口の張り紙にはですね、急ぎの方はですね、相撲場の天倫館のトイレを使用してくださいというふうにしてありましたけども、やはり車椅子とかですね、体の不自由な方にはですね、やはり距離がありました。やはりですね、駐車場内のそのトイレの早急な改善が必要ではないかと思われまし。

サンシード近くとですね、JA近くの障害者用トイレも、ごみの散乱等があり、適切な管理が求められると思ひます。

そして、喜志鹿崎灯台のトイレですね。先ほどありましたけども、あの場所にやはりトイレが欲しいという要望はこれまでも多くありましたし、観光地としてもですね、あの簡易トイレのままでよいのかと。担当課のほうも、既にですね、多くの声が届いているかと思われまし、何らかの取組みをしようとしているのはわかりましけども、特に夏場はですね、やはりにおいや蚊が発生していることは問題なのでですね、やはり改善が必要と思われまし。

また、今回ですね、観光地としてある天女ヶ倉公園を利用した方がですね、トイレが非常に使いづらいというのとやはりにおいがき

つというような声が寄せられてですね、実際に行つてみましたけども、簡易水洗のトイレで確かににおいがきつかったです。それですね、やはりその遊びに行つた方はですね、子供と行つたんですけども、蚊が多くて使いたくなかつたと話されています。で、私も行つて確認したんですけども、十月下旬でもまだ蚊がいて、本当に使いづらいなという印象を受けました。せっかくのですね、観光地であるところのトイレがやはりあのような状態でいいのか、別のトイレを探そうにもですね、安納地域に下つていかなければなりません。

また、能野海水浴場のトイレもですね、駐車場内に洋式の水洗がありますけども、くみ取り式のトイレはですね、とても使えるような状況ではなかつたというのを確認しています。

観光地の、観光の場所としてもですね、あるいは地元の方も利用する天女ヶ倉公園とか能野海水浴場のトイレの現状についてですね、担当課はどのように感じているか、また今後の対策というのもですね、どのように考えておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○建設課長（戸川信正君） 天女ヶ倉の公園の現状ですけれども、えっと、現在、まちづくり公社に業務を移管しまして、公社からシルーバー人材センターに作業を委託しております。委託内容は、週二回の清掃作業となっております。

今後、夏休みや帰省客や観光客が集まる時期については、まちづ

くり公社と協議を行いながら、予算の範囲内で清掃回数を増やすなどの維持管理の向上に努めてまいりたいと考えます。

それと、水洗化につきましてはですね、現在、各種公園につきましては、順次、水洗化及びバリアフリー化を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

能野海水浴場のトイレにつきましては、駐車場内に平成二年七月に設置したくみ取り式のトイレと平成十三年七月に設置した身障者用トイレが併設されております。

トイレの管理は、建設課と同じく、まちづくり公社からシルバー人材センターへ委託して、週、こちらは一回、清掃管理を行っているとところでございます。

利用者が多い中、くみ取り式トイレは構造上汚れやすいということもあり、特に、能野海水浴場のトイレにつきましては、はね返り防止ということで、そのままの筒の途中にですね、遮断するような形で何か構造物があるんですね。それが逆に汚れを助長させているのかなというところはわかってはいるんですが、こちらも観光客からお声をいただいた際は課の職員が行くなりですね、対応はしているんですけども、現在のところは週一回の管理を行っているような形でございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） そうですね。新しくできてくるかもめ町公園のトイレとかですね、共同墓地の男子のトイレというのは、確認したらたばこの吸い殻とか捨ててあって、確認して非常に残念だったなというふうにして思います。

確かにですね、使用者のモラルという問題も大きいかと思えますけども、やはりきれいにですね、管理をしながら啓発をしていく、心に響かせるというかですね、まずはそういうふうな、次使う人がですね、やはり気持ちよく利用できるように管理していくことが大切だとやっぱり私は考えます。

で、二番目の質問でも述べたようにですね、新しく建て替えたトイレも、汚れているところ、きれいに管理されているところと、壊れて水浸しになって修理されず使用ができないトイレ、古い感じながらも管理が行き届いているトイレなど、ばらばらですね。やはり一定したですね、見て、使ってきれいだなというふうな統一されたトイレの管理というのがやっぱり必要だと思っておりますけれども、このトイレの管理の体制についてはですね、どのように感じているか、またですね、適正に進められているか、お答えをいただきたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園においては、公衆トイレ等の老朽化対策と利用者の利便性向上を図るため、平成二十七年度から、順次、社会資本整備交付

金事業を活用しまして公衆トイレの改築工事を行っております。トイレの水洗化やバリアフリーを行ったことで利用者が増えているようでございます。

今年につきましては、嘉永山公園と栄町公園のトイレの新築を計画をいたしております。

こういうふうの使用頻度が増えていることから、昨日とか今日御指摘いただいたようにですね、まあ、ちょっと管理が行き届かないという点もございましたので、そういう見回りやまちづくり公社と話し合いながらですね、管理の徹底を図っていきたいと思います。

なお、市民から問い合わせ等があった場合はですね、即時、対応はしてまいりたいと考えております。

あと、啓発につきましてもですね、ちょっとそういう啓発を図る張り紙とかですね、そういうのも検討しながら、皆さんがですね、気持ちよく利用していただくようにまた検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 先ほどですね、やはり建設課の課長もですね、経済観光課の課長も言われたようにですね、この管理の体制についてですね、やっぱり問題があるのではないかとというふうにして思われます。

やはり市が直営で管理しているトイレ、また指定管理者が管理しているトイレ、まちづくり公社が管理しているトイレ、あるいはで

すね、それをシルバーに掃除を委託しているトイレなど、さまざまあるかと思われすけども、やはりそれぞれにですね、業務が詰まってくるですね、トイレの管理というのがなかなか行き届かなくなるというのはいり得るのかなというふうにして今答弁を聞きながら思いました。

やはりこの管理の体制ですね、担当課がまちづくり公社に依頼をして、そのまちづくり公社がシルバーに依頼するというふうになると、やはり責任の所在がですね、わかりづらくなってしまいうんじやないかなというふうにして思います。やっぱりそういったこともあり得るわけですよ。

やはりですね、このような体制でそういうトイレ管理のことになったらですね、協議とかしてそれぞれの改善が必要かと思われす。この管理の体制についてですね、市長、この仕組みとかについてですね、どのように考えているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

トイレの管理の体制についての御質問です。

それぞれ施設ができましたときに、その所管する課が違ったりですね、担当が違ったり、委託先が違ったりして、その管理のあり方について、ばらばらだったり、それがまた行き届かなかったり、指示が徹底しなかったりということがあろうかと思ひますが、これは、取りまとめます市のほうでそれぞれ情報も交換しながら、共有しながら、清潔な、美化も含めて、市民が快く使えるような方式をとる

ように努めてまいりたいと思います。

それから、もう一つ、少し広げて考えますと、都市の基盤整備といったところにも関係してくるのかなというふうに思います。トイレで私常に出しますのはですね、宗像大社にヒノキづくりのトイレをつくったことがあります、百三十平米ぐらいで六千五百万円かけて完成した、これはちょっと比較にならないかもしれませんが、トイレに行くために参拝に行くという、そういう現象も起きるぐらいで、トイレというのは人間生きている限り必ず使うところでもありますし、これも市民生活の面それから観光の面でも重視しながら、今後、整備についても取り組んでまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 私も、やはり市の直営の管理というのが大切なんじゃないかなというふうに思いますけども、やはりそこにはですね、人員とか市の業務量などということがありまして、なかなか厳しい点もあるかと思えます。

今回指摘したですね、天女ヶ倉公園や能野海水浴場のトイレを指摘したので、そこだけをきれいにしたというのではなくてですね、やはり全体的にきれいにしていく、で、管理もですね、そのレベルを上げていく管理というのが大切じゃないかなというふうにして思っていますので、今後ですね、改善に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

大字の住民がですね、市街地への病院通いや買い物などをするの

にどんがタクシーが利用されて、利用率も伸びているという報告もですね、前回までありました。

また、高齢者の大切なですね、移動手段として、市内巡回バスもですね、美浜団地や桜が丘団地、中西地域などにもですね、バス停ができて、利用者に大変喜ばれております。

このどんがタクシーや巡回バスの各路線の利用状況について、どのようになっているか、お答えをいただきたいと思えます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。

どんがタクシーや巡回バスの利用状況についてでございますけども、平成二十四年の運行開始以来、巡回バス、どんがタクシーともに年々利用者は増加をしております、平成二十八年度実績で、巡回バスの利用者は年間一万一千三百十四人、前年比五百六人の増、率にいたしました四・七%の増というふうになってございます。一日当たりの平均利用者が三十八・五人ということです。

どんがタクシーにつきましては、年間で二万六千九百八十五人、前年比千六百八十五人の増、率にして六・七%の増というふうになってございまして、一日当たりの平均利用者が九十一・五人というふうになってございます。

どんがタクシーは、現在、五つの路線で、大字の各校区と市街地を結んで運行しておりますけども、路線ごとの利用状況を見ますと、平成二十八年度の実績で、柳原線が若干減少したほかは全て利用者

数が増加しております。

特に利用者の多い路線は立山線で年間七千七百九十人、次いで国上線の六千六十四人というふうになっております。

また、特に利用の多い時間帯でございますけど、九時半の校区発の第二便、十二時半の市街地発の第三便というふうになっております。

こういう形で、昨年度までは順調に利用者が増えてきたところでございますけども、平成二十九年に入ってから、巡回バス、どんがタクシーともに利用者が減少傾向にございまして、十月末の時点で、前年同時期と比べて約一割ほど減少してございます。

その要因につきまして、各利用者の状況を分析しているところでございますけども、死亡とか転出による減少もありますけども、特に高齢者の利用回数が減っている方については、この一年で介護認定を受けた方が多く、外出を控えるようになっていっているのかなというふうな推測をしているところでございます。このほかにも施設入所や入院等による減少もあるようでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） この事業のスタートなんですけど、もともと走らせる目的にですね、やはり大字に住んでいる方の交通手段がないとか、市街地にですね、買い物や病院など生活のために必要なことができるようにと実現したものだということにして聞いておりますし、またこの経過についてもですね、当時の市長や行政の努力、当時の議員がですね、大字地域に呼びかけて実現したものと伝え聞

いております。まさにですね、協働した行政の財産ではないかなというふうにして思いますし、先ほどの施設の質間ではないんですけども、やはり利用してもらおうということが大切なんじゃないかなというふうにして考えます。

このですね、過去五年間の利用実績というのは伸びているようにしたけども、今年になって利用者が減少傾向にあるというふうにして今答弁もありました。

この減った原因、今いろいろあつて、さまざまあるかと思われまんですけども、やはり使ってもらおう、利用率を上げることからですね、これまで運用できなかったことへの改善、利用者への要望に応えてですね、利用しやすいようにすべきではないかなというふうにして考えます。

例えばですね、これまで大字から市街地への利用だったというものが、市街地から大字へ私用で利用できるように改善できるなどですね。

また、このどんがタクシーの大字間の利用、途中下車を認めるべきではないかというふうにして思いますし、やはり安城地区とかですね、立山地区などはですね、東側のほうは農協支所がですね、廃止統合されて、お金をおろすにも市街地まで時間をかけて行かなければならず、不便さを感じているようです。やはりですね、そういったところというのは生活圏であるということですね、お金をおろしたりするということについて利用可能にしていんじゃないか

なというふうにして思います。

こういった要望がですね、要望を挙げればやっぱり多くあると思いますし、それだけやっぱり必要だというふうにして感じているものだと思います。やはりですね、このような要望がですね、もし届いていけばですね、どのような議論がされて進められているか、お答えをいただきたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

どんがタクシーにつきましては、現在、五つの路線で運行しているわけですが、デマンド型の乗り合いタクシーでございまして、利用者からの事前予約により、利用者の自宅と指定された停留所間を区域ごとにそのときの予約状況に応じて効率的なルートを設定して走行する運行形態というふうになってございます。

原則、利用登録をした一路線を利用するということになるわけなんです。校区発便と市街地発便で路線を変えての利用も可能ではありません。

しかしながら、市街地を挟まずに大字間での行き来をするという運行形態にはなっておりません。これは、郊外に居住する高齢者を初めとした交通弱者の市街地までの移動手段を確保するという考え方に基きまして、路線ごとに運行区域を設定して許可を受けておりますので、現在の仕組みでは大字間の利用は難しいということをお理解いただきたいというふうに思います。

また、大字地域の要望ということで今御案内ありましたけども、

校区発の始発便を高速船の始発に間に合うようにできないかといったことや、大字間の利用も、関連しますけども、指定された停留所以外での乗降、いわゆるフリー乗降についての要望等もございます。しかしながら、現時点では、事業者との調整とか道路交通法上の制限、安全上の問題、区域運行の許認可、運行経費等の問題もありません。全てに対応するのは難しい状況でございます。

ただ、今後、高齢化の進行に伴いまして、高齢者の運転免許の返納等によって公共交通機関の重要性というのはますます高まってくるというふうに予想がされますので、こうした要望等についても交通事業者や住民の代表、関係機関等で組織をいたします地域公共交通活性化協議会において協議をしながら、利便性の向上というのに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 確かにですね、一部の地域の要望なのかもしれませんがですけども、やはり協議会の中です。重要なこととして協議を進めて、実現していただきたいなというふうにして思っていますし、やはり先ほども言われましたように、高速船の朝一便に間に合うような運行体制ですね。市街地の方であれば、車で五分、十分とかで行けるわけですけども、やはり大字の方はですね、隣近所にお願しながら朝一便に間に合うようにというふうな方もいらっしゃるというふうにしても聞いておりますし、この大字の方もですね、市街地の方との格差というかですね、そういうものを是正す

るためにですね、大字の方もその朝一便に間に合うようにですね、病院や私用に行けるように改善していただけたらなというふうにして思いますし、やはり毎日の運行じゃなくてもいいと思うんですね。それはですね。週に何日か、この日は出ますよなどとですね、防災無線などで呼びかけて、試験的に運行していくというののもよいのじゃないかなというふうにして思いますし、先ほど課長からもありましたように、高齢者の自主返納が進んでいまして、本市でもですね、コミュニティバスですね、利用料が半額になったりとかしてですね、自主返納した人に対して、利用しやすい取組みというののもやっぱり行われているわけですね。

ぜひですね、この地域の要望に応えてですね、やはりバスを多く利用してもらおうという取組みをですね、していただきたいなというふうにして思いますが、こういった要望についてですね、市長、どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） バスの利用の仕方、特に路線の経路の問題ですとか便数それから運行時間の問題というふうには、利用者の方々の要望というのは多岐にわたると思えます。

まあ、スタートした事情もございまして、その点も振り返りながら、利用者の皆さんの、特に大字の年配の方々を中心とする交通弱者という方々については、よりよい利用のあり方を目指してですね、今後、いただいた御意見、御要望を勘案しながら、よりよい形になるように努めてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、大字地域の方の要望に 대응ですね、この大切な移動手段を十分にですね、使っていただけるように取り組んでいただきたいなというふうにして思っております。最後の質問に入りたいと思えます。

漁船ですね、稼働がなかなか上がらない状況、さまざまなことというのが考えられますけども、漁師の方に話を伺ってですね、魚がいない、少ないと。で、魚の値段が低い上にですね、燃料が高いと。これではですね、漁には出れないというふうにして話しておられまして、大変苦労されております。また、年々、水揚げ量やですね、売り上げというのが下がってきている傾向にあります。

その中であつてですね、漁協の担当の方からですね、今年は特にですね、サメの被害が多いということで、漁師の方にもその話を聞きましたけども、やはり西之表近海ですね、サメの被害があつてですね、大変困っていると聞きました。はえ縄漁とかですね、一本釣りなどの仕掛けにもですね、サメが来て被害を及ぼすと。カツオなどですね、値段のよい魚をですね、釣る間に食べられてしまつて漁にならないと。サメが来た時点でポイントを変えて漁をするというふうにして苦労が絶えない状況にあります。

このサメですね、被害の対策について、どのような支援がされているか、お答えをいただきたいと思えます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

サメによる漁業被害の実態につきましては、議員御承知のとおりでございます。キハダマグロなどはえ縄漁やカンパチなど高級魚の一本釣り漁を中心に、漁具、漁獲物などに被害を生じております。

そのほか、サメの被害を避けるために頻繁な漁場移動を余儀なくされるなど、漁獲量の減少や操業コストの増加により、漁業への悪影響が見られるところでございます。

このようなサメによる漁業被害を防止するため、現在、国上、西之表、住吉の漁業集落においては、離島漁業再生支援交付金を活用しましてサメ駆除に取り組んでおり、はえ縄等によりましてサメの捕獲を実施しているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 平成十七年度からですかね、離島漁業再生支援交付金事業というのがスタートして、これは漁業においてもですね、輸送や販売、生産など、本土と比べて不利な条件をカバーするためにこの事業が実施されているようですけども、その実施内容もさまざまで、トコブシの放流とかイカの産卵場の整備、漁場の監視とかウニ、サメの駆除などがですね、漁場の管理、改善という内容であるかと思われましますけども、この離島漁業再生支援交付金事業におけるですね、平成二十八年度の交付金実績が二千八百二十八万八千円交付されていて、西之表市はですね、県内でも対象地域で一番交付されている額が多いということもありますし、熊本地域

の一市三町はそれぞれ県内でも高いほうにあると思います。

で、このサメの駆除にですね、どれだけ使われていますか、この支援事業がですね、被害の状況はどのようになっているか、またどれぐらい駆除がされているのか、実績をお答えいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 実績でございますけども、各浦について御報告申し上げます。

住吉が四十六尾、西之表が百九十尾、国上が六十六尾でございます。総体で三百二尾の七千二百二十キログラムの捕獲を実施している状況でございます。金額についてはですね、各支援交付金の実績から計算しますと、事業費といたしまして百九万一千三百十七円を支出しているみたいでございます。

○一五番（渡辺道大君） 今課長からありましたけども、被害の実績なんですけども、三百二尾ですね、七千二百二十キログラムと実績が出ていますけども、中種子町ですね、ちよつと前なんですけども、平成二十七年の七月十九日ではですね、四匹駆除、これは途中経過だったかもしれないんですけども、ある記事で確認しました。で、南種子町ではですね、平成二十七年度、二百一匹駆除しているんですね。数日間はサメ被害がなかったことから、定期的に実施して保全を図っていますけども、これに対してですね、この三百二尾、七千二百二十キログラムの実績というのはですね、やはりほかと比べても多く駆除していますし、評価すべきことだと思います。

捕獲やですね、駆除などをしていないわけではないということもですね、漁師の方も努力していますし、行政のほうも努力しているということもこの実績からわかることだと思えます。

で、やはりですね、このサメの生息、増えている状況についてはですね、ある漁師の方もですね、海水の温度が上がってきて、年々、サメがですね、どこの地域の漁場においても増えてきていると。釣りをする方もですね、海水をすくってさわったときに、外気と比べてやっぱり温かいと、環境の変化もあるのではないかとというふうなことも話す方もいました。

で、熊毛支庁のですね、水産係のほうではですね、環境の変化などの調査やサメの生息地域あるいは生態系などを研究する必要があるのではないかとというふうにして検討もしているようですし、また撃退する対策としてですね、器具である電気ショックカーの貸し出しをしているようですけども、今後、その効果のほうがどうなのかとというのは検証する必要があるそうです。

サメの被害ですね、この補助金も含めて、減らす対策が必要だということふうにして考えますけども、それについてどのような認識を持っているか、お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

サメによる漁業被害軽減策としまして、先ほど議員が申し上げましたように、電気パルスによる撃退装置等が開発されておりますけれども、駆除するための機器購入、燃料費、人件費等、経費がかかる

現実があります。

また、漁業者からは、期日を決めた一斉防除よりも、被害発生と同時に自船で釣り上げてその場で駆除すれば、ほとんどの場合、操業再開が可能となると伺っております。

したがって、現在取り組んでいただいています離島の漁業再生支援交付金を活用した買い上げ方式による駆除が有効と考えております。

なお、サメ類は一度に多数の漁獲が困難であること、また捕獲には危険が伴うことなど、サメ類捕獲のための効率的な漁具、漁法の開発などにつきましては県に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 漁師の方もですね、その話の中で、サメの被害とともにですね、亀の被害にもやっぱり困っているという、訴える方も多かったです。亀についてはですね、やはり保護条例などもありますが、なかなか厳しいところもあるかと思えますけども、サメについてはですね、やはり予算を拡充して、漁師の方ですね、大勢で一斉にですね、駆除に行けるような体制づくりとかですね、支援はそういうような中でできるのではないかとというふうにして私は思います。

サメの駆除は、やはり今課長からもありましたように、危険で、一人では行けないと。上げる瞬間に水面ですね、水面近くになると、動き回って引っぱり込まれるというふうにしてですね、まさに

命がけなんですね。三人、四人ですね、チームをつくって行かないと、なかなか駆除には行けないと漁師の方も話されていますし、やはり危険を伴うですね、駆除方法なので、その道のプロというかですね、経験豊富な漁師の方をお願いするしかないというふうにして思います。

先ほどの離島漁業再生支援交付金事業の予算内、トコブシの放流、イカの産卵場などですね、本市の特産品でもあるこの生産というのはやっぱり重要なものですし、これまで続けてきた事業をですね、サメの駆除のために予算を回して一時とめてしまうということはやっぱりあってはならないというふうにして思いますので、やはりこの予算の拡充、枠を増やしてですね、ウニや害を及ぼす生物などと一緒に、このサメもですね、漁場の整備、取り除くものとして位置付けて、漁業のなりわい再建のために進めていくべきだとやはり考えます。

市長の市長所信表明にもありますように、国の来年度予算政府案がですね、税制改正大綱が閣議決定されるので、離島振興協議会など全国組織の力もかりながら、地方のですね、離島の声を中央の施策に予算に反映していく努力をしていくというふうにして述べていますけれども、この種子島屋久島振興協議会などですね、やはり熊毛地域でもサメを駆除するのに予算の枠を増やしていくべきではないかと、県や国にですね、こういうことを要望していくべきだと考えますけれども、市長はどのように考えているか、お答えをいただ

きたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

サメの被害の問題が非常に大きな問題として浮上しているということですが、漁業は農業と並んで本市の、種子島の基幹産業でありまして、その振興には私どもも、行政もしっかり支援していかねばならないと思っております。そのために、いろいろ市の組織も強化を図ることを考えております。

まあ、このサメの被害の問題については種子島だけの問題でもありませんので、一市三町そして県あるいは国とも協議をしながらですね、おっしゃるような措置ができるかどうか、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 本市でもですね、やはりこの被害対策というのは重要ですけども、やはり近隣の自治体ですね、先ほど言われました中種子、南種子、屋久島などもですね、と一緒にこの協議会ですね、やはり国に要望活動をしていただきたいと思います。ふうにして思っています、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） ただいまの渡辺道大君の質問をもって本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす六日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時十七分散会

本會議第四号（十二月六日）

本会議第四号（十二月六日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成二十九年十二月六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

一六番 橋口 美幸 議員
一一番 田添 辰郎 議員
六番 川村 孝則 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

一般質問も今日が最終日になりました。しつかり務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、通告書に従いまして、教育環境の充実についてから一般質問をいたしたいと思います。

来年の四月から道徳が教科として評価の対象になっていること、そしてまた、小学校での外国語活動や五年生、六年生には英語が導入されることとなっておりますが、その対応について教育長に答弁を求めたいと思えます。

まず、道徳の教科化の問題について質問をいたします。

子供たちの道徳心や道徳性を他人が評価するということについては、まだまださまざまな議論があるのではないのでしょうか。人間形成の大事な時期の子供たちは、学校や家庭での学び、社会での経験の中でさまざまなことを習得して、それを内面に培い、豊かな人間形成へとつなげていく大事な時代を生きております。道徳心、道徳性を目に見えないものを評価することは、子供たちの人格を評価する、こういうことにつながるのではないのでしょうか。教師とはいえ、子供の人格を評価していいとはとても思えません。何を基準にするのかはつきりしたものがあられるのでしょうか。政治的な背景もあるとは思いますが、保護者や現場の教師集団など、双方向での議論はまだ

尽くされていないのではないのでしょうか。

しかし、このような多くの課題を残しながら、来年四月から教科とすることが既に決まってしまうています。恣意的な評価がされ、子供たちの人格形成や自己肯定感、自尊心の形成に影響を及ぼさない配慮が十分に求められると思っております。

学校現場では、道徳教科の導入に当たり対応を協議しておられるとは思いますが。その中身についてお伺いをいたしまして、以下は質問者席より伺いたいと思います。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

特別の教科道徳につきましては、新学習指導要領の実施に伴い、小学校が平成三十年、中学校が平成三十一年度からの導入となります。現在、小学校用の教科書の採択が終了したところでございます。

道徳に関しましては、議員のおっしゃるようなさまざまな学校での準備が必要ですので、教育委員会としましても教員対象の研修会、それから、教務主任等に対する教育課程を組むための研修会等を準備して、準備をすすめているところでございます。

評価に関しましては、おっしゃるとおり、一人一人の優劣をつけるような、例えば五段階評価みたいな評価とはなりません。記述式で、本人の内的な部分を教員が見て、励ましたり認めたりするといような評価となります。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 評価をしないと云いますが、内的な部分を見て教師が励ましたりというふうなことに入ってくるということは、やはり人格に教師が入ってくるということになると思います。そういう研修会もまだされておりますとは言いますが、その研修会そのものが教師にとっての負担になるのではないかと思います。そういう現場の状況を見てどのようにお感じでしょうか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

議員がおっしゃるような部分につきましては、非常に配慮も必要などころだと思っております。ですので、教育委員会としましてもそのような研修を進めていく際には十分配慮しながら、子供たちの成長に配慮した、発達段階に配慮した研修であり授業となっていくように進めていきたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） すごく厳しい課題だと思います。今、学校現場でも、私も客観的に見てるだけなので、もっと中では大変なこともあるかと思えますけれども、表面的に出てるだけでも先生たちのメンタルな部分が非常に大きい。そしてまた、中学校、小学校ではそれでもないかもしれませんが、部活動の時間が本当に大きくて、子供たちと休憩時間にも、昼休みの時間にも遊べない、そして文書がかなり多いので、文書のまとめ方にも時間を要する。ほとんど多くの先生方は、五時、六時じゃなくて、八時、九時という

時間帯まで学校に残っておられるんじゃないかというふうに思います。そういう現状がまだ問題として残りながらも、道徳が教科化をされた、こういう背景というものは、学校ではどのように捉えておられるのかをお伺いしたいと思います。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 新しく始まる道徳についての御質問でありますけども、議員がおっしゃるようなことは、我々としても十分そういう状態にならないようにしなければいけないというふうには考えております。

しかしながら、教育ということをする以上、やはりある程度人格と人格との交流といえますか、あるいは一段高い人格としての子供たちの心を育てる営みであるとか、そういうことは必要になるわけでありませう。それが、特定の思想、考えの注入にならないように、十分子供たちの個性を尊重した上での営みになるようにという努力、あるいは研修は、これからも積んでいくつもりであります。

多忙化の問題でありますけれども、新しい教科が始まればそれに対する準備は当然教師の側に必要になります。ですから、ある程度負担というのは増えるかと思いますが、それが教師の教育活動を追い詰めるような負担、そこまではならないように、あらゆるところから教師の教育活動に割く時間というのは確保されていかなければならない、その準備を含めてですね、そういうふうにご検討しております。

現在、教員の勤務の状態というのは校長からの報告で把握しておりますので、少しでもそれを軽減しながら子供たちと触れ合う時間を確保していくということは続けていきたい、そのように考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 学校の現場では、学力をつけるということと、社会性が、集団の中で生活して社会性を身につける、こういうことが大きな課題であり、家庭と地域との連携の中で人格が形成されていく。そこを評価を対象にするということは、やはりそもそも間違っているのではないかと、私は指摘をしたいと思っております。

そしてまた、今、教育長がおっしゃられたような子供たちの伸び伸びとした人間形成の場、そしてまた、先生たちも本当に過重労働にならない、本来の子供たちと向き合う、昼休みにドッジボールをしたりとか、相談のある子供たちにはきちんとゆとりを持って相談に応じるとか、そういう先生たちの体制をぜひ目指していただきたいというふうに思います。教師と児童や生徒、保護者との信頼関係が本当に学校では大事だと思っております。豊かな人間関係も形成できるような学校現場を、ぜひ努力していただきたいというふうに思っております。

そしてまた、英語教育についてもなんですけれども、さらに、子供たちも忙しい。そして、先生たちも道徳教育が導入される。また、新しい英語というものが低学年には英語活動、そして、五、六年生には教科としての英語というものが導入されるといふ状況になります。

す。

私は、英語を決して否定するものではありません。しかし、正しい日本語を習得させる、こういうことが小学校の特に低学年ですね、幼児期を含めた低学年の子供たちには、本当に正しい日本語、正しい日本の文化を教えるべきことのほうがもっと力を注いだほうがいいのではないかと思います。子供たちは、本当に今、忙しい時間を過ごしていると思います。小学校の国語の授業の重視、そういうことを学者も今、必要だと言っておられると思います。読書環境の充実、そして、読解力を育てていく、本を読んで思慮を深めていく、文章力をつくっていく、こういうことが学力の基礎になるのではないかと思います。私たちが、学校のところはやっぱり国語力が一番大事ということを教えられまして、そして、本を読む、こういうことが大事なことだということがあります。これは、時代を経てもずっと変わらないことではないかと思っております。

そういう保護者への戸惑いもあると思いますし、英語の指導が組み込まれることへの対応、これは先ほどの道徳教科の組み入れることについても同じような答弁ではあると思いますけれども、新たな指導力が求められる、英語ですね。多分、今の先生たちが教師として採用された時代に英語力を求められることはなかったのではないかと思いますけれども、そのことについての対応をお願いしたいと思います。

○教育長（大平和男君）

英語の力をつけると同時に国語の力もつ

けなければならぬというお考えには、私もそのとおりであります。しかし、これは二者択一の問題ではなくて、どちらも並行して行っていくかなければならない、そういう問題であると考えております。英語教育に力を入れると同時に、また、日本語のしっかりとした日本語を話せる、それで考えることのできる子供たちを育てていきたい、そういうふうには考えております。

それから、少し前の問題に戻りますけれども、評価のことで大変懸念していらっしゃいます。私も十分注意しなければならぬと思っているわけですが、評価というのは、向上させるためには適正な評価というのはどうしても必要なものであります。ただ、それを単に序列をつけるためのとか、評価のための評価に陥らないような注意というのは、委員おっしゃいましたとおり、私どもとしても十分気をつけてまいりたい、そのように考えております。

詳しい英語科の状況については、担当課のほうから説明をさせていただきます。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） それでは、小学校における外国語活動及び外国語科につきまして御説明いたします。

この件につきましては、五、六年生が年間七十時間の外国語科、それから三、四年生が年間三十五時間の外国語活動、これが平成三十二年度から実施されることとなっております。しかしながら、平成三十年度、平成三十一年度はその移行期間となっております。五、六年生は年間五十時間、三、四年生が年間十五時間を最低でも実施す

る必要がございます。現在、小学校教員を対象とした研修会の実施や外国語指導助手ALTの配置のあり方について検討を進めるなど、新学習指導要領へのスムーズな移行を行うため、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今、教育長が言われましたように、評価をすることは大事だということでありましたけれども、私はやっぱり人格は評価するべきではないと。それは、私たち、八十になっても九十になっても人格形成の途上だというふうに言われております。そういう小学生の時期に他人に評価をされる、これは本当に自尊心を傷つけられるもの以外の何物でもないし、人権をきちんと対等、平等の立場で見えていくということで、私はやはり人格を評価するということには納得がいけないというふうに思います。

今、英語のことも移行期間も経て三十、七十時間になっていくということをおっしゃいました。今、本当に子どもの権利条約についてうものがありますが、これは多くの皆さんも知っておられるかどうか分かりませんが、日本も一九九四年に百九十四カ国中、結構最後の部分で採択をされております。一九九四年にですね、百九十三カ国中百五十八番目で日本も子どもの権利条約、採択をしております。十四条では、思想、良心及び宗教の自由について、児童の権利を尊重する。十六条では、児童は生活を干渉されない権利を持っている。二十三条では、障害を持っている児童が尊厳を確保して社会に参加

する条件が保障される権利がある。こういう子どもの権利条約は五十三条から成っておりますけれども、そういうことがこの権利条約の中にあります。日本は批准はしておりますけれども、本当に日本の子供たちのゆとりのない生活は、国連から見直すべきだということを指摘をされております。

そういう中で、こういう教科化がされるということは、全く子供の権利、どのように日本の国がこもっているのか、首をかしげざる得ないというふうに思います。

私は、やっぱり学校がそういう中でもですね、一人一人の個性、個性が大事にされる場所ではなくてはなりません。こういう権利条約、憲法、教育基本法から外れてしまわない学校教育を求めていきたいと思えます。

教育長にもたくさん答弁をしていただきましたのでこれで終わりますけれども、やはり子供たちの一人一人の個性を大事にする、そういうことでも道徳の教科化、そこをきちんと外さないような教育環境をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、質問を移ります。

就学援助制度の充実についてでありますけれども、早速、今年九月の一般質問の中で入学準備金、ぜひ年度内にということを要求いたしましたところ、今回の予算の中で入れていただきました。本当にありがたいと思えます。ありがとうございます。

そして、口座振替の部分もですね、今年四月に口座振替の要望も

してまいりましたが、早速事務に取りかかっていたいただきまして、口座振替が今できつつあるというところ です。この口座振替、年度内支給の口座振替は、来年の明けてからすぐ対応していただきたいと思 いますけれどもいかがでしょうか。

「教委総務課長 福山隆一君」

○教委総務課長（福山隆一君） 就学援助制度における要保護・準要保護児童生徒の新入学児童生徒学用品費等の年度内支給の件であるというふうに思っております。

教育委員会では、新入学児童生徒学用品費等につきましては、本議会において国の基準と同額を平成三十年度の入学前に支給するように補正予算を計上をさせていただいております。なお、新中学校の一年生になる生徒についても、中学校入学前の支給ができるようにさせていただいております。

就学援助費の口座振替についてでございますが、保護者の方からの要望が非常に多いことから、本年度から口座振替による支給を導入したところでございます。しかしながら、保護者の中には、初年度ということもあり、口座振り込みを希望をされない方や、口座振替による支給ということも支給方法の確認や口座番号、口座名義人の確認に非常に時間を要したことから、支給に遅れが生じたのが現実でございます。

来年度からは、就学援助制度はもちろん、受給等の手続等についても保護者の方には十分周知を行い、学校との連携を密にして支給

の遅れや漏れがないよう努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ぜひ、入学準備というのは、年内の準備から始まっていると思います。ランドセルももう購入するという家庭も多くなっておると思いますので、ぜひスムーズな口座支給をよろしくお願いいたします。

そして、イに入りたいと思えますけれども、そういう就学援助制度、今、本市では国並みの、今、入学祝い金は、金額も国と同じような額でつくっていただきました。費目については、やはりまだ国並みになっていないということがあると思えますけれども、この制度の必要性が求められる本市の状況について、担当課にお伺いしたいと思えます。

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

学校教育法第十九条におきまして、経済的理由によつて就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうに規定がなされておるところでございます。

本市でも、要保護・準要保護の保護者に対して、就学のための援助を行つてまいっております。支給対象品目につきましては、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等でございます。さらに、本年度からは支給額を引き上げ、国の基準と同額の支給を行えるよ

うになったところでございます。現在、本市の支給額と支給対象品目については、県内のほとんどの市町村と同程度であるというふう
に考えておるところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　そもそも就学援助制度がなぜあるか
ということでは、やはり教育の格差を生んではいけない、そういう
ことが根底にあると思います。

費用について、今、答弁を求めたところですけれども、校外外活
動費、今、西之表市で実施してない費用については、クラブ活動費、
生徒会費、PTA会費などがあります。で、このクラブ活動費、生
徒会費、PTA会費は、県内でもまだ少ない。出水市が今、実施を
しているという状況ではありません。

そういう中で、今、本市の子供たちが抱えている実態、この就学
援助制度の支給実態を見ますと、市内の学校で約三三％の子供たち
が就学援助制度を受けているという実情もあります。こういう実情
から見まして、生徒会費、PTA会費という負担もかなり大きい
と思いますけれども、各学校の生徒会費、クラブ活動費、PTA会
費、どのような金額になっていますか、教えていただきたいと思っ
ます。

○議長（永田 章君）　橋口議員、そこは通告にないと思いますが、
課長、答えられますか。

○教委総務課長（福山隆一君）　一部ということ。

○議長（永田 章君）　じゃ、一部ということで、課長に答弁を求
めます。

○教委総務課長（福山隆一君）　お答えをいたします。

生徒会費につきましては、小学校では徴収しておりませんが、
中学校で一人二十円、月額二十円ということで徴収をしておるよう
でございます。

PTA会費につきましては、種子島中学校で月額四百五十円、小
学校におきましては五百円から千三百円、学校の規模等によりまし
て若干ばらつきがあるようございます。一部の学校では、一世帯
五百円というような徴収の仕方をしておるところもあるようござ
います。

クラブ活動費につきましては、学校で徴収をするというのではな
くてですね、部活の先生方が徴収をされておること、学校
としては全体の把握をしていないということ、ございましたので、
金額についてはちよっとお答えができませんところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　私も一部把握をしておりますけれども、
やはり年間、一人いれば五千五百円、そして、二人以上の世帯では
年間一万円という数字も、私は把握をしております。そういう金額
についてはですね、やっぱり低所得世帯の家庭にとっては、本当に
年間一万円の支出は、本当に大きいと思います。

そういうことから、就学援助制度のそもそもの役割から言います

と、やはり国が定めている費目、国がどうしてこういう費目を定めているのかということの元々に立ち返っていただいて、ぜひこの国並みの費目を実施していただきたい。金額としてもそんなに市の全体としては大きい金額ではないと思います。しかし、一世帯、低所得世帯の要保護・準要保護世帯の支出にしては大変な金額だと思います。

市長のお考えをお伺いしたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えします。

市内の子供たちが、市内に限らず、我々のその社会の将来を担う子供たちの健全育成、それにつきましては、行政としても、教育長、教育委員会の範疇にもなるかと思えますけれども、国の制度等も勘案しながら本市としても最大限、教育長、教育委員会とともに協力してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 就学援助制度のそもその根本に立ち返ってみれば、国がそういう制度をなぜつくっているのかというところが大事なことだと思いますので、ぜひ前向きに検討をいただきたいというふうに思います。

就学援助制度、平成二十八年と平成二十七年実績がありますが、今、社会的な状況もあり、本当に経済的に豊かになったとは言えないと思いますが、平成二十七年と平成二十八年度を比べますと減っております。受給者が減っております。

そういう中で、市がどういう、基本的な査定はありますけれども、できるだけ貧困の格差がない、貧困の連鎖をこれで断ち切れるとは思いませんが、そういう援助はぜひしていただきたいというふうに思います。このことを訴えまして次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険制度の問題ですけれども、四月からの新制度につきましては、同僚議員からの質問がありまして、一番のどういうふうに変わるかということなんですけれども、今、一つ質問をしたいと思います。

基準にする県からの納付金がどのように査定されるかということの基準につきましては、基本健診、特定健診のパーセンテージとか、特定保健指導などメタボリックシンドロームなどの査定があるというふうに聞きました。西之表市はですね、県の平均、特定健診は、県は四二・五%ですが、市は三七・一%で、健康講座、保健指導などですが、県が四二・五%で三八・三%。しかし、一人一人の医療費で見ますと、県が四十一万五千七百七十二円、これは県平均七位、市は三十五万四千百一十一円というふうに、一人当たりの医療費は県平均より低くなっております。

こういう査定がどのように考慮されていくのか、県市町村協議会の中で、自治体としてこのようなことを要求、要望をしてきたかどうか、どういう意見が採用されるのかどうかということがわかればお伺いしたいと思います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

今、議員からは、保険者の努力支援の部分と納付金の部分のこと
がお話があったと思います。

県に納める納付金に医療費がどういうふう^二に反映されるかという
ところから、まず、お示ししたいと思います。

県への納付金につきましては、納付金額を各市町村に一定ルール
で振り分けると、そういったものでございます。詳細については、
口頭ではなかなか説明が難しいのですけれども、簡単に言いますと、
県全体の納付金の総額を被保険者の数で計算する分、世帯の数で計
算する分、所得額で計算する分に分けまして、例えば被保険者の分
で計算する分でございますと、県全体の被保険者に占める当該市町村
の被保険者の割合で案分する。それを世帯分、所得分もそれぞれ案
分しまして、その合計が納付金の基礎となるものでございます。

で、医療費が高い低いについてどういうふう^二に反映されるのかと
いうところでありませうけれども、医療費の水準につきましては、全国
の医療費の水準を一としたときに、それより多ければその一を上回
る数字を加えまして納付金が高くされる。それより低ければ、それ
を掛けますので低く計算される。医療費についてはそういうふう^二に
反映されるということになります。

それと、そういった計算されたものについて、そのほかにも激変
の緩和があるとか、そういったことではほかの要素もありまして、加
算、減算されるというようなものがございます。

それと、先ほどの保険者努力支援制度につきましてですが、保
険者努力支援制度のやつは、保険者努力支援制度の交付金につきまし
ては、それ、計算したものが交付されるというところでございますし
て、直接その納付金の決算とはまた別のところというところにな
ると思います。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

いずれにしましても市民の健康づくり、これは本当に大事なこと
だと認識をしました。ぜひこの一人一人の医療費、その人の人生に
かかわる大事なことですので、担当課としても、そして、私たち市
民としても、基本健診を受けていく、こういうことを広報していき、
自分たち市民の努力義務等もぜひしていきたいと思えます。

そういう中でですね、今、資格証、短期証の発行のことを議題に
したいと思えますけれども、今、資格証の発行がですね、今年の四
月の時点では、資格証三十六世帯で、直近十一月三十日時点で四十
七世帯の人たちが、今、保険証を持たない世帯ということになって
おります。

私は、今の答弁の中でも、健康を維持していく、こういうことが
大事と言われている中で、保険証を取り上げるといことがどうな
のかなということもいつも思っております。一般質問でもこの資格
証の問題は取り上げておりますが、やはり全国でも保険証がない、
そういう人たちがもう重篤になって命を落とすというところまで、

件数が多い少ないの問題ではなく、一人でもそういうことがあったらとても大変なことだというふうに思います。

この本市では、今、資格証、保険証を持たない人が四十七世帯で、この人たちが病気になって病院にかかるしたら十割負担、全部を負担するということになります。九月の一般質問の中でも、担当課長は、普通は十割負担なんだというような厳しい答弁をしておりますけれども、今、日本は国民皆保険制度、社会保障が充実されていなければならない、憲法でも保障されております。そういう憲法でも保障されているこの資格証明書の取り上げ、これは絶対、市の努力でできると思うんです。この要綱の中にもですね、市長が認めれば資格証はゼロにできるということがこの要綱の中にも決められてあります。今回、県からの、国民健康保険が県単一化になるということについては、やはり市民の健康増進、これが求められると思います。市長が資格証発行をゼロにする、そういう気持ちはありませんでしょうか。すみません、時間がありませんので、市長にお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国民健康保険制度につきましては、全ての国民が適切な医療を受けられるようにということで、ほかに保険制度もございまして、それを補完する役割を持っております。制度の趣旨に沿いまして、適切な医療を受けてもらうということがもろろん第一ではございますけれども、その経営の基礎となる、運営の基礎となる収入も

また確保しなければならぬわけでありまして、そのために、資格証明書、そしてまた、短期保険者証というものを発行して、その収入の安定を図るということで行われてる制度であります。

できれば、そういうタイムラグといいますか、本当に議員のおっしゃるような急病が起きた場合に、それに適切な医療を施すというのはなさなければならぬわけですから、そういう障害になるようなことには、あつてはならないということがございます。

そういう中でこの資格証明書をなくすということに踏み切るような判断がつかますれば、そういうことも可能になるのかなと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） この要綱の第八条にはですね、市長が特に必要と認めるときは、給付の一時差しとめを解除すると、できるといふふうに書いております。

私は、やはり資格証発行をゼロにして、毎月毎月短期証にして相談に応じるような、千円でも二千円でも五千円でもですね、納付をしていく、そういう機会を提供していくことのほうが、市の収納の面でも、そしてまた、市民の健康を守る、そういう点でもですね、より有効ではないかと思えます。

資格証発行というのは制裁ではないかと思えます。私も市民の皆さんの声を聞いたときに、その十割負担ができるはずがないじゃないかと。そもそも国保税を払えなくて滞納をしまっている世帯が、病院に行くときに、あなたは一万円以上お金がな

いと病院に行けないんですよということを宣告してのようなものであって、それは本当に社会保障としても、憲法からも、行政のあり方としても問われていくのではないかと思いますので、ぜひ市長の決断を、資格証発行よりも短期証発行で納税を進めていく、こういうことのほうが大事なことでないかなというふうに思います。ぜひこのことを求めていきたいと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

介護保険制度のことについてなんですけれども、今、介護保険制度、国が国会でさまざま議論をされております。在宅介護が、生活援助の部分なんですけれども、この生活援助を今、一人、要介護一、二の人たちの生活援助というのは、本当に必要な援助だと思います。朝御飯をつくって一回入り、そして、夕御飯に、もし認知症の人であれば、ちゃんと朝御飯食べましたか、薬は飲みましたかということが、一日最低二回入ることが必要だというふうに現場の声も聞いておりますけれども、今、国が要介護一、二の人、一の人には月に二十六回で、二の人が月に三十三回というふうに提案をされております。

こういう、今、国の動向に対して、市の実態はどうなのかということをお聞きしたいと思います。担当課長のほうからのお答えを願います。

○健康保険課長（長野 望君） 今、議員から紹介がありましたそのサービスの回数についてですけども、国のほうでも過剰なサービ

スではないかというところが財務省の審議会のほうから出たりと、か、そういったところがあるようにございますが、厚生労働省の審議会の中でもそれは必要なサービスだというような意見の委員もいられたり、過剰だという意見もあるとかはありますが、そのことについては、その会の中で何ら決定してはなくて、まだ審議が進んでいるところでございます。今、本市においてのサービスの回数については、ちょっと今ここには準備しておりませんが、必要なサービスについてはサービスを提供する、そういったことは大事なことであるというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今、在宅介護の人数、私が把握してるだけでも六百二十八人いらっしゃいます。そして、要介護一、二の人が二百七十一人、約四三%の人がこれが決まったら影響を受けるということに数字上はなりません。

今、本当に社会保障の財源確保をお願いするということで、全国の老人会や看護師協会、医療関係者が生活援助を削除してはならないという署名が、百八十万分が国に寄せられているという情報もあります。

そういう中で、生活介護、介護制度そのものはどんどん変わって、現場で働く皆さんもどういう介護制度だったかというのに追いついていくのが必死という中で、西之表は平成二十七年度からですね、要支援一、二の人たちが総合事業に移行されました。そして、地域

のボランティアの皆さんが、今、頑張っておられます。

そして、今回、要介護一、二の人たちの生活援助を削減してしまつたら、本当に命の保障がなくなるということを経験の介護労働者の方も言っておられます。朝行つて、で、昼、そういう服用の問題だとかありまして、で、一日一回しか行けないということになりまして、本当にその人がどういう生活をしているのか把握ができないという問題になり、施設の運営自体も大変なことになりますけれども、それよりもまず、利用者さんが本当に困つてしまふ、命が大変になつてしまふというのを聞いております。

今、国が、使い過ぎじゃないか、過剰じゃないかというようなことを言っておりますけれども、現場では、やはりもつと使いたければ負担料が払えないから、本当は一日二回欲しいところを一回に抑えるだとか、そういう形で介護認定の人たちは、本当に老老介護をしながら頑張っております。

そういう状況の中で、ぜひ市長にもですね、このように声を、自治体の長として、今の社会保障を削るな、生活援助を削られたら本当に市民が困る、老老介護の実態の中で困る実情があります。そういう声を国に届けていく、こういうことは考えておられますでしょうか。ぜひ声を上げていきたいと思いますが、市長の御意見を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

介護保険の問題は、高齢化社会が進んでおりますので、それと

もに支援すべき分野というのが変化し、増大する傾向にございます。そうした状況につきましては、可能な限り、介護が必要な家庭、それは独居のところもございまして、老老介護のところもございまして、けれども、そういう高齢者を抱えた家庭がございまして、それに対する支援につきまして、県の市長会、あるいは九州市長会、全国市長会等を通じた要望活動を常に続けているところでございます。今後も積極的に国に対して手厚い方策をとるよう、今後も要望等をつけてまいりたいと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、各自治体の長の言葉、今、全国市長会の中でも多くの声が上がっております。八板市長が、以前の長野市長がどのような声を国に届けたのかというのはまだ把握をいたしません、ぜひ八板市長もですね、多くの市長の皆さんと一緒に、自分たちの本市の住民の命、健康を守るという観点から、ぜひ求めていただきたいと思っております。

この西之表市はですね、平成二十七年から要介護一、二の人たちが介護保険を使えない総合窓口に全国の自治体に先駆けて約七％の自治体の中にこの西之表市も入りました。そういう意味では、もう二年前からそういう介護保険があつても介護ができない、払つても介護ができない状況を、本市は二年前からつくっております。そういう影響が、今後、本当に出ないかどうか、介護の重度化を招くんじやないかというふうな、当事者の皆さんもそうですし、介護で働く現場の人たちもそういう声も上げております。

今、三月の介護認定者千五十八人、利用者数が、サービスを利用している人が八百六十五人、八一・七六%が利用しております。

百九十三人が介護保険を利用していないという実態はありますが、そういう人たちの中には、施設に入ったりとか、さまざまな事情があつて、全く使いたいのに使えない人だというふうには判断はしておりませんということが、窓口での見解ではありましたが、介護保険のこういう改定という改定についてはですね、ぜひ現場の声を把握をしていただきたいというふうに思います。

もう一点、介護従事者の賃金についてもお伺いしたいと思います。が、今、包括支援センターの役割についてお伺いしたいと思います。どのように認識をされておられるのかをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

地域包括支援センターは、地域の住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設というふうに、介護保険法では規定されているところでございます。高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的、継続的な支援を行い、地域包括ケアを推進することが、健康包括センターの役割となっております。

先ほどから質問の在宅の部分につきましては、要支援一、二の方及び基本チェックリスト該当者について、主に包括支援センターにおいて利用者や家族と話し合い、ケアプランを作成し、訪問型通所

型サービス、福祉用具の貸与等の支援につなげているところでございます。

また、状態の比較的軽い方で公的サービスの対象とならないような方についても、地域で実施している元氣アップ体操や地域サロンさんなどを紹介したり、状態の気になる方については地域の高齢者支援協議会での見守り支援など、安否の確認ができる体制などの構築を進めてるところでございます。地域包括センターのやっている事業については、大まかにはそのようなところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 介護保険制度がこのように改定させる中で、地域で包括支援センターの役割、本当に大事になっております。

ボランティアの皆さんの頑張りで体操をしたりとか、そういう地域の高齢者の皆さんの大事な楽しみにもなっております。ぜひそういうボランティアを育成し、そして、援助をしていく、こういうことも行政としては、今後、力を入れていただきたいと思っております。

今、ボランティアで頑張っている人たちは、六十代後半、七十代の人たちが多いんじゃないかと思われませんが、今、ボランティアをしている人たちが五年後、十年後には、支えられなければいけない年齢になっていく。そういう意味でいけば、五年後、十年間を見越したボランティアの育成、本当に大事になってくるのではないかと思います。

この地域包括支援センターでは、相談事業が平成二十七年四四四十九件、平成二十八年度は四百十八件という相談件数があります。主な相談は、介護サービスをどうすればいいのですかという相談内容が四三％、四三・九％がこの四百十八件いますが、の人数がありませけれども、介護サービスはどういうふうにするばいいんだとか、そういう相談が四四％になっている、そういう実情から考えますと、本当に独居老人、そして、老老介護、そういう中で困っている人が多いんだというふうに思います。

地域包括支援センターの役割が以前にも増して大きくなっていくという中で、体制のことを指摘をしたいと思います。

今、保健師さんとか専門職の人たちの賃金体系、本当に大変だと思えます。保健師の雇用もなかなか進まないということでありましたが、この体制的な面から、今、どのように把握をされておられるのか、担当課にお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

議員から指摘のあったとおり、相談事業については相談からその解決まで一件当たりかなりの時間を要するとかいったところもありまして、地域包括支援センターの体制の充実整備については必要だというふうに感じております。

地域包括支援センター運営協議会の中でも、センターの体制の整備充実を提案し、人員増について会員に承諾をいただいております。また、そのことを受けてましてハローワークや市のホームページで

の募集をかけているところがございますが、人員増には至っていないというような現状でございます。

引き続きこの募集は継続していきますが、そのほかに他の専門職を必要としている部署や、移住政策などを所管する他の部署とも連携をした取り組みも始めていかなければいけなかなと感じているところでございます。

職員その専門職の処遇の改善についても、適正な水準であるのか常に検討を加え、検討していかなければならないと感じております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 市長、このように包括支援センターの役割、保健師さんという専門職、ケアマネジャーの専門性、本当に大事にされなければいけないと思えます。市役所がそういう人たちを本当に優遇してではないですけど、その職種に見合った賃金体系、ぜひ改善していただきたいと思えますが、どういおうお考えでしょうか。市長にお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

専門職の職能についての評価を処遇で対応するということは、基本的にはなされなければならぬことであると思えます。先ほど課長が答弁申し上げましたように、適正な水準になっているのかどうか、いろいろ検討を加えた上で改善に努めてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ処遇改善をしていただきまして、優秀な人材をよそから確保をしていく、このことも視野を広げていただきたいと思います。やはり市役所の受験生もなかなか少なくなっているということを見れば、本当に才能を持った人たちがよそに流れてしまっているのではないかと、市内の人たちでも優秀な方がよそで活躍しておられると思います。そういうことで視野を広げていただいでですね、優秀な人材確保ということは、やはり処遇改善が第一の課題だと思いますので、今後の高齢化に向けてもそのことをぜひ求めていきたいと思えます。

介護従事者の処遇改善のことで言いますと、やはり施設で働いていて、で、生活援助に五件、六件入ってフルに働いても、今、十五万円程度の賃金しかないという介護労働者の本来に低賃金で過酷な労働を強いられている、こういうこともありますので、ぜひ、指導できる部分が市としても支出に対してですね、処遇改善の補助金の問題だとか指導できる部分はあると思えますので、ぜひ介護労働者の処遇改善の面も強化をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思えます。
まず、地域おこし協力隊の現状と評価についてであります。

今、地域おこし協力隊配置をされておりますけれども、この間、どのような、達成したこともありませうけれども、その中で課題として何が課題なのかということをお伺いしたいと思います。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

地域おこし協力隊につきましては、御存じのとおり国の制度としては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで地域住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図っていくことを目的とする取り組みでございます。

本市においても、平成二十二年度から本事業を活用し、平成二十七年からは目的別ににぎわいづくり、観光及び特産品の振興、過疎地域の支援として制度を活用してまいりました。

そのうち過疎支援につきましては、大字地域への配置を行ってから三年目を迎え、課題も見えてきております。一つ目が、協力隊員は、今まで行ってきた仕事や環境によりそれぞれ持っているスキルが違い、取り組んでいる活動も違ってくる。二つ目が、地域おこしの主体はそこに住む地域住民であって、協力隊はその支援を行うものであること。三つ目が、受け入れる地域が協力隊及び行政と共同で何に取り組んでいくか明確にしておかなければならないこと。四つ目が、協力隊員は任期満了後のことも踏まえ活動をしていかなければならないことなどではないかと考えております。

全国的にも受け入れ側と地域おこし協力隊のやり合いが合わずさまざまな支障を来すミスマッチの問題が、地域おこし協力隊制度の大きな課題となっているとござります。

本市においても、今後、それぞれの地域が何を求めており、どの

ような取り組みを行うか、そのために地域おこし協力隊が必要なのかを見きわめながら、任期満了後の定住支援を含め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今、課題を語る述べていただきました。私は、今、多くの課題をどのように解決していくかということも、時間をかけていくしかない、で、経験を積んでいくしかないというふうに思っておりますが、課題の中の一つである任期が三年任期ということについて焦点を当てたいと思っております。

今、配置をされてる人たち、一年目でやっとわかって、二年目を何をしようか、そして、三年目でやっと仕事がスムーズにいくなど思ったときにはもう地域を離れなければいけない、協力隊としての任務が終わり。こういうような国の制度のあり方そのものが本当におかしいと思います。

本当の地域創生を言うのであれば、もっと地域が求めるまで、そして、協力隊がもつこの地域で自分の力を発揮したいということが十分に達成されるまでその地域を支援するというのが、国の地方創生のあり方だろうというふうには私は思いますので、この協力隊、せっかく一人四百万円という私たちの血税が使われていることですので、それをどう有効的に活用するかという視点で見ますと、やはり三年以下というふうになるところを、自治体の努力でもっとできないかなというふうに思います。

この国の制度を活用する時点での長期的な展望を持ち、そして、本市としてどのようにその地域に貢献していけるのかということの制度の活用のある方があれば、ぜひお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 地域おこし協力隊員の任期についての御質問でございますけれども、これは需要と供給の問題、応募する側と必要とする側とのそれぞれの思惑の違いというものもあるとは思いますが、先ほどの課長の答弁の中にもございましたけれども、三年の任期を終えた後に定住につながるような支援、あるいは検討の方策を考えなければならぬというところは、今、橋口議員おっしゃったところと、求めるところは、目指すところは共通してるのではないかと思います。

それを任期のところと解決するのか、そこはまた、検討に値する点になるかと思えますので、現在の務めておられる協力隊員の方々の意見も聞きながら、それからまた、補助金を使った事業でございますので、そういう財政的なことも考えながら、一般財源で議員がおっしゃるような任期を延ばすようなことが適切であるかどうかということも含めて、幅広い観点から検討を進めて、この制度が地域の、本市のために、種子島のために、有効な制度として活用されるべく、検討、努力を進めてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひこれは、担当課の窓口でお聞きしましたけれども、集落支援員の制度というものが地域おこし協力隊が三年、そして、集落支援員の引き続き制度が三年、計六年は同じ

人が継続できる、制度としても活用できるというようなことも聞いてまいりましたので、この集落支援員制度も三年じやなくてですね、延長できるような体制をぜひ確保していただきたいというふうに思います。

次に、最後になりましたけれども、デマンド公共交通機関の役割についてをお伺いしたいと思います。

この点につきましては、昨日の同僚議員の質問もありましたので、利用者の現状というところではそんなに深くは言わなくてもいいんですけれども、やはり昨日の説明の中で利用者の減がありまして、外出を控えざるを得ない高齢者が増えたことも起因するということふうに報告をされました。これは、高齢率の高い地域におけるデマンド型タクシーということを鑑みれば当たり前のことだということふうに思います。利用者が減っていく。そういう利用者の状況に応じてどのようにルートを変更し、運行するか、こういう視点がやはり行政には必要じゃないかと思えます。時代とともに変化する流れにに応じて、利用しやすい改善へと進めていく。人口減の地域だからこそ、そのデマンド型タクシーを必要としているんだということの視点を、ぜひ持っていたいただきたいというふうにお願いをいたします。

後ほど市長にも答弁はいただきたいと思うんですけども、今、委託先との契約についてを主に質問したいと思えますけれども、公共交通機関の役割を担うのは運行事業者委託業者ですね。委託先との契約については、選定要領にのっとり選定されて、運賃収入二

一％、確保維持改善事業補助金四％、市の負担委託料として二千二百九十六万円、七五％を財源としております。そういう財源の中では、やはり昨日出ました大字から大字への移動、そして、市街地から大字への移動、そういう高速船の時間に合わせた出発時刻、こういうことは当然の要望ではないかと思えます。

確保維持改善事業補助金四％しかありませんが、この対象とする六項目があります。この六項目、地域内フィーダー系統といいますが、これは地域間交通ネットワークと接続する系統をいうという要件だそうです。

一つ目は、補助対象地域幹線バス系統のフィーダー系統、要するに地域間交通ネットワークですね。または、交通不便地域における地域間交通ネットワークをきちんとする。過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。二つ目には、補助対象地域幹線系バス系統等へのアクセス機能を有するものであること。

そして、サービス、充実性、公共性。公的な支援がなければ確保維持が困難なものであること。五つ目に、地域の合意として、地域の協議会による議論を経た計画に基づいて実施されるものであること。六つ目に、効率的、効果的なサービスの確保、品質、価格、企画などを踏まえて運送予定者が選定されることというふうには、四％の補助金ではありませんが、市としても七五％を税金から出してあります。こういう根拠から申しますと、やはりそれぞれのデマンド型タクシーの役割も言いますと、高齢者の人たちが市街地に出てくる利用

者が減ったとはいえ、やはり市街地に出てくる大切な公共交通とはなっております。そういう意味では、やはり会議をきちんと開いていただき、この昨日からも出ております要望にどう応えていくかというのを、協議会の長としてもっと積極的に議論をし、市民の要望に沿ったこの公共交通網を確保していくべきではないかというふうに、市長にお伺いいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

本市の地域公共交通は、市内循環バスとデマンド型乗り合いタクシーの二つの運行形態をあわせて利用する形となっております。この利用はそれぞれ増えている部分と、それから、少し減っている部分もございますが、その要因につきましては、高齢化の問題ですとか、あるいは利用方法の問題ですとか、複雑な関係があると思っております。いずれにしても、この公共交通機関は、市民の生活の足として広く利用されているところは間違いないと思います。

また、これ以外にもですね、島内の交通路線といたしましては、西之表市から南種子町までの六便の路線バス、それから、空港バスもございます。こういったものにつきまして、私どもの西之表市、それから、南種子、中種子も協力してやっておりますのでございませうけれども、行政と交通事業者や住民代表、関係機関で組織する西之表市地域公共交通活性化協議会というものを組織しておりますので、そこを事業主体として協議会と各事業者との間で委託契約を締結しております。これにつきましては、公平性を確保するために指名競

争入札などを通じて運行業者を決定しているところがございます。

こうしたところで、その運営のための予算は、こういうところで協議会を通じまして運営をしているところでありますので、市民の皆さん、それから、関係機関の意見を伺いながら、利用者の意向に沿った運営、経営を考えてまいりたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） デマンド型タクシーの役割ですね、公共交通、利用者の要求に応じてルートを変更していくべきだ、高速船の八時にアクセスすることはこの要旨に沿っていると思います。大字から大字の移動も合っていると思います。そういう意味で、ぜひ積極的に協議をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

〇一一番（田添辰郎君） おはようございます。本日二人目の一般質問となります。私のほう、時間の都合上、午前中三、四十分、そして、午後一時からということで、二回に分けて行わせていただく予定でございます。

衆議院選挙のほう終わりました。国難突破ということで選挙が行われたわけであります。結果のほうは皆さん御存じのとおりであります。

まず一点目に北朝鮮の問題。この北朝鮮の陰にやはり中国の問題があると思うわけでありますが、中国の問題、北朝鮮の前には南シナ海の拡張主義、また、沖縄県石垣市の尖閣のほうでは中国工船が頻繁に來ている状況でもございます。また、東シナ海のほうでは、ガスターミナルということで十六基、それぐらいのものがつくられている状況でございます。日中間線共同開発ということでありましたが、これを一方的に無視をして中国のほうはターミナルをつくり、そのターミナルはいつでも軍事に転用できるような代物でもあります。そのようなものを背景として安倍総理のほう、国難突破ということをテーマにして衆議院選挙を打たれた。

もう一つのテーマが少子高齢化でございます。今日も高齢化に伴う介護の問題、また、子供たちの貧困の問題、さまざまなことが言われたわけであります。安倍政権においても、西之表市議会議員の皆様と同じように、この少子高齢化への問題を大きなテーマとし

て捉えている、そのように確認できるのではないかと思います。

私自身は、自由民主党所属の議員でもございます。その意味で、今回の北朝鮮の問題、そして、少子高齢化の問題、戦後長らく政権をとってまいりました自由民主党の責任が多大であると思っております。

北朝鮮の問題、戦後七十二年間、平和憲法ということで憲法一度も改正せずに守ってまいりました。これがよかつたのか悪かつたのか、今、現状の北朝鮮危機の前で、この憲法の制約に縛られて我が国は日本を、日本国民を守ることができるとかどうか、そのことにも疑念が持たれるような状況でもございます。

また、少子高齢化の問題、この問題もやはり大きな問題でございます。

私自身は、安倍政権のもとではなく小泉政権、非正規雇用を拡大いたしました。私のほうは、非正規雇用とは呼ばず、不安定雇用と言っております。あす首になるかどうか分からない、十年後、子供ができてから所得がどれくらいになるかわからない、また年金の額もわからない。そのような方たちが結婚ができて子供をつくることのできるのか。国は若者に仕事をして子供を産めと言いますが、不安定な雇用の中で好きな方と会い、そして、その愛のもとで結婚を誓い、そして、結果的にかわいい子供が生まれる。当たり前前の社会を壊していったのも、私自身は、自由民主党に多大なる責任があるのではないかと、そのように思うわけであります。

そのような反省のもとで、自由民主党自身も開かれた政党であり、ますから、意見が出ております。私自身、国難を突破する、この国を守る、国民の命を守る、そのためには自由民主党でなければならぬ、その思いで所属しておりますが、これから少子高齢化の問題を考えれば、自由民主党の責任は多大であります。地方議員としても、やはりそれを訴えていかなければならない、そのように思うわけであります。

では、国難突破という選挙でございました。西之表市の国難、西之表市の最も解決しなければならぬ問題とは何でしょうか。やはり少子高齢化の問題ではあるかと思えます。そして、産業基盤をきつちりとつくり、農業、漁業もそうですが、観光業、ほかの産業も育てていかなければなりません。

私自身は、街頭演説を二年以上に行わさせていただいております。選挙戦の中でも、馬毛島の問題を一生懸命訴えさせていただきました。馬毛島ばかりを言うなという方もいっぱいいらっしゃいます。

私の思う西之表市の突破しなければならぬ二つの課題というのは、少子高齢化は国とともに同じであります。またもう一つは、産業基盤をつくる、そして、将来的、二十年後、三十年後、一人を切るという西之表市。人口減少の問題にどう立ち向かうかであります。

人口減少に立ち向かう。そのための施策を打っていくためには、

やはり財源というものがなければなりません。農業施策しかり、漁業もそうですが観光もそうであります。さまざまな施策を打つていくための元となる財源、その財源確保のために、今、市のほうでは徴収率を上げようと一生懸命御努力をされているわけでありまして。行き過ぎた部分もあるかと思いますが、しなければならぬ努力だということもわかっているわけでありまして。

日本全国の過疎地、離島がほとんど西之表市と同じような悩みを持つているわけでありまして、西之表市、ほかのところとは違うところがあります。馬毛島という島があり、目の前には大隅海峡があり、北朝鮮の問題、中国の問題があり、国難を突破する、国を守る、国民の命を守る、そのためには馬毛島を通じて貢献できる機会をいただいているということでもあります。そして、この機会をきつちりと生かすことによつて人口を増やしていく、仕事を増やしていく、そのための財源の確保もできる可能性がある。これはほかの地方とは違うところがあります。

そのようなことを考えていけば、国は失われた二十年、先進国の中で高度成長はございませんが、GDPを上げてこなかった国は日本唯一であります。この辺も政府、自由民主党の責任があるかと思えますが、我々は我々でこの西之表市をどうするかを考えていかなければなりません。そのような思いで、本日、三点について一般質問させていただきます。

一点目が、市民ボランティアによる海岸清掃、道路清掃への対応

でございます。

市民一斉清掃等のこれまでの経過であります。私自身は、行政が旗を振って一斉に清掃をするなどというのは、ボランティア、自主的に、自発的にする行動からかけ離れているということで、これまで批判的でありました。しかしながら、これがきっかけとなって市民の意識は大きく変わったようにも思います。私側の判断が先を見ていなかったのではないかと、そのようにも思うわけがあります。

市民一斉清掃等のこれまでの経過、それと、その目的と効果をどのように考えているか、教えていただければと思います。

以下の質問は質問者席のほうで行わせていただきます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） それでは、お答えをいたします。

御存じのとおり市民一斉清掃について、毎年五月に海岸清掃、十二月に道路清掃を実施しているところでございます。海岸清掃につきましては、長野前市長が、観光シーズンの清掃活動を通して市街地住民の方々にあえて大字方面の海岸に向いていただくことで地域間交流も図りたいといった思いから、平成十八年度より実施してございます。今年で十回目の開催となっております。道路清掃については、年末に居住地域周辺を一斉に清掃をし、新しい年を気持ちよく迎え入れようと、平成十九年度から始めているところでございます。

その目的と効果をどのように考えるかという御質問ですが、目的

と効果については、市民一斉清掃を通して海岸線に漂着したごみや地域道路に捨てられたごみを知ること、ごみに対する考え方や自然や住環境を守ることの大切さを学び、ポイ捨てや不法投棄などを市民みんなで少なくしていくことが目的でございます。効果についてでございますが、海岸清掃においては、例年二千人以上の市民の皆様に参加をいただいておりますし、道路清掃においても年末の地域内清掃に合わせて実施する地域が多く、多数参加をいただいております。海岸線地域内の環境美化及び環境教育に大変効果があると考えているところでございます。

しかしながら、海がしけるたびに打ち寄せられる海岸漂着物についてはやむを得ないとしても、空き缶やたばこの吸い殻などを含め不法投棄がされることが非常に残念でなりません。不法投棄においては、衛生自治会との連携も図りながら、引き続き啓発活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

長野前市長のもとでのこの制度、始まったわけですが、本当に市民の自発的な、本来の意味でのボランティアというものが始まり始めたと思っております。

しかしながら、問題点がございます。皆さん御存じのとおり、昔でありましたら海岸清掃、川もそうであります。道路清掃、ほとんどのものをその場で燃やしたという時期がございました。今現在、

環境問題がございます。また、燃やせば有害なものが出てくるということもわかりまして、たき火もおちおちできない、そのような状況になってまいりました。当然、市民の方がボランティア活動ということで海岸清掃されたり、川の清掃、道路清掃を行われた場合でも、そのごみを燃やすことはできません。このような場合、その燃やせないごみをどうするのか。そのまま放置するのであればまた海に戻っていく、そのようなことになってまいります。

今の現状でこのような場合、どう対応されるのか。また、その前にですね、ボランティアで、県のほうでは水辺のボランティアとかそういうことが制度がございます。市のほうでそういうボランティアしている方、個人もたくさんいらっしゃるわけでありますが、グループでもあればその辺のように把握してるのかも教えていただければと思います。

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えいたします。

大変ありがたいことに、職場、団体、個人でボランティア清掃を実施する方が増えている状況でございます。清掃活動に取り組む団体等に対しては、きれいな地域づくり啓発事業におきまして、予算の範囲内ではありますが、収集袋、軍手の配布、搬出活動の支援、搬出される有料廃棄物の処理料金を負担しております。引き続きこのような事業の周知を図り、市民のボランティア活動の支援を行ってまいりたいと思っております。

なお、近年、本土や海外での災害や今年の台風の影響で、池田港

を初めとする港湾漁港、海岸線の砂浜などで大量のごみが打ち寄せられております。県の補助事業であります海岸漂着物地域対策推進事業を活用して、三名で海岸美化事業を行ってるところでございますがなかなか追いつかず、見かねた個人や団体の方々がボランティアで対応してくださっております。大変ありがたく、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと思います。本来にありますが、ございます。今後も打ち寄せられることが十分に想定されますが、港湾や海岸線は管理責任者が県と市で分かれてることもあり、限られた予算を有効に活用することや、ごみの適正な処理を行うための分別や処分方法など事前に検討が必要な場合がございますので、大量なごみの場合や特殊な事情の場合につきましては、県又は市民生活課へ事前に御相談いただければ大変助かるところでございます。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

これまでボランティア等々で御協力をいただきました主に事業所の部分につきましては、建設業組合、それから、カルビー鹿兒島工場、ジブラルタル生命等々、また、ほかには個人でボランティア活動をされている方もございます。本当にありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一一番（田添辰郎君） 三番目まで答えていただいたかと思うんですが、本当にボランティア活動、盛んになりました、会社のほうもでございますが、個人でグループをつくってやってくださる方も

いらつしやいます。

その場で焼くということができませんので、そういうボランティアの方たち、分別をして、そして、ごみ袋に入れてというところまで行います。そして、今現在のほうは、それを焼却場のほうまで持つていかなければならないというふうに。そうしていただければ、行政のほうとしても本当に最後までしていただくというところで助かるわけですが、このボランティアをやっているグループの方、やはり高齢化が進んでおります。一生懸命海岸清掃をして、物を集めて、分別をして、袋詰めをするまでは何とかできるわけでありますが、下西の焼却場のほうまで持つていくのがちょっと難しい部分ということがございます。こういったある程度年配の方たちのボランティアの活動をどういうふうに支えていくのか、予算の関係もありますので、やはりその我々が望んでいた本当に自発的なボランティア活動、海を美しくしよう、自分たちの住むまちを、道を、川を美しくしよう、そういうことが自然発生的に生まれたわけであります。我が西之表市の施策のもとで、それが元になって自然に生まれてきた。そのことを考えれば、これからですね、そういうボランティア活動に対して、やはりこれまで以上の評価と、そして、協力をしていかなければならないのかと思っております。特に、分別収集した後のごみの回収のほうですね、きちつとどうやっていくのか。その辺の道筋を明らかにしなければ、ボランティア活動をやった、ごみ分別まではしたけど後はどうなるかわからない、その

ような不安定な状況では、せっかくやろうと思った方たち、結果的にどうなるかわからないということで、手がとまってしまう、足がとまってしまうということにもなりかねません。

そのような意味で、市長のほう、この市民の自発的なボランティアの精神の高揚、海の清掃、川の清掃、道路清掃についてどのように対応されていくのか。特に、運搬の関係でございます。この点も力点を置いて御説明いただければと思っております。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えします。

夏の海岸一斉清掃、それから、年末の一斉清掃につきましては、市民の多くの方々に御協力をいただいていることに本当に、所管からも申し上げましたけれども、本当に感謝申し上げます。

その中で、分別のこと、運搬のことでございますけれども、私が承知しておりますのは、それぞれ事業所ないしは一般の方が集められたごみにつきましては、やはりその所定の袋、ごみ収集袋で分別した上で燃えるごみあるいは燃えないごみという分別をして、それをトラック等を使いまして処理場に適切に運搬し、処理されていると承知しております。その車の提供ですとか、運転士の提供といいますか、労力の提供についても、事業所や個人の皆さん、もちろん市のほうも職員も加わっておりますけれども、そういう皆さんの力を得て処理を適切に行っていると承知しております。詳細につきましては、数とかですね、量とか、その辺の詳細につきましては、担当

課で、所管でわかりましたらお答えしたいと思います。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一番（田添辰郎君） 細かい点は、数字は必要ないんで。

―― 本日に会社ぐるみでやってってくれる方、若い方たちは搬送までしていただけます。本日にありがたいことでもあります。

僕が言ってる部分は、本当にその車で運ぶという手段を持たない方たちや、ある程度、市長も何度か経験されているからわかるかと思いますが、海寄りにたまったごみを集めてごみを上げるという作業が、ごみを拾うという作業よりは結構重い負担になってまいります。

車に上げるのが大変という、年配の方たちも本日にありがたいことにボランティア活動をしていただいているわけでもあります。ですから、自分の車で、また、市から借りてトラックで持って行けるといいう方は今までどおりでいいかと思うんです。それができない年配の方たちのボランティア活動を、やはり市のほうはこれまで以上に方向性を示して、一部これまでも行われているんですが、予算の関係で一月まではできるけどそれ以降は難しいとかいう、そういうお話も聞いたこともございます。やはりごみが流れ着いてきたら汚いから何とかしようという市民の思いであります。それも年配の方にも多いことでもあります。

そのようなこともありまして、その辺をそういう運ぶ手段を持たない方たちのその対応を十分に考えていただきたい。三日遅れ、一週間遅れでもいいですから、指定の場所に集めていただいたらそれ

を運ぶのは行政のほうは何らかの対応をしていただけるようにお願いしたいと思います。

それと、担当部署のほうから答弁になかったわけですが、長野力市政のもと、ボランティア活動を推進するよということでは斉清掃、始まりました。それ以前からうちのほうではですね、サーファー、移住される方もいらっしやるわけですが、サーファーの方を中心にしていつも身近に海を見ているわけですから、この方たちが自然発生的に自分たちの海、守ろうよということではり始めた。これもやはりほかの市民に対する好影響があったのではないかと考えております。

その部分で、担当課長のほうより、お年寄りの場合ですね、搬送の手段を持たない人たちにに対してどう対応されていくのか、もう一度御説明をお願いします。

○市民生活課長（吉田孝一君） 搬出の手段のない方々についての対応でございますけども、これまではですね、住吉のほうでもそういった形で拾っておいたからというふうな一報を受けまして、回収に行くということもしてございます。

ですので、一番いいのは、事前に、ボランティアされる前に御一報いただければ、その後の対応等々も御説明ができると思いますので、それが一番理想ではあるんですが、見てすぐ行動された場合ににつきましては、またその後でも結構ですので、市民生活課のほうに御相談をいただければなというふうに思います。

それと、先ほど、ボランティア活動してる団体等の紹介も幾つかさせていただきましたが、本当に私が言ったのは一部の団体の方々でございまして、先ほど申しましたけど、サーフィン連盟の方々とか、商工会の皆様方には本当に率先して活動をいただいております。その他の団体の方々にも、時を見てそれぞれで活動していただいておりますので、そのことはまた本当にありがたいというふうに思っております。今後とも御協力をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

「市政の窓」等、広報等もございます。このボランティア活動についてどのような対応をしていくのか、そのほうですね、広報なり、また、ボランティア団体のグループのリーダーの方たちもいらつしやいます。その方たちもやはりこれからどうすればいいのかと不安に思ってる方もいらつしやいますので、連絡のほう、していたければありがたいと思っております。

では、続きまして、防災行政無線とコミュニティFMについて質問させていただきます。

私のほうが勉強不足がありまして、西之表市の防災情報システム基本計画書、一度は読んだんですが、きつちりと把握できなかったものですから、今回、一般質問するに当たり、また二回以上にわたる目を通していただきました。それでも理解できなかったということがありまして、自分自身、整理のためにA三表裏という形でこ

ういう資料を配らしていただいております。議員の方はお渡ししております。また、市長や副市長のほう、大瀬課長のほうにもお渡ししております。これに沿ってですね、防災行政無線とコミュニティFMについては質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

これまでの一般質問によれば、平成三十二年の四月の防災情報システム運用開始を目指して動いているということでございます。今議会でも予算のほう提案されているところでもあります。

国からもですね、情報の多重化を指摘されているが、どう検討されているかあります。

この一覧表に入る前にですね、国のほうは、市長のほうも御存じのほうだと思います。平成二十八年八月二日にですね、知事向け、市区町村長向けに、総務省のほうからコミュニティ放送のさらなる活用についてという文書が配られております。コミュニティ放送は、市区町村内の一部の地域において地域に密着した情報を提供するため、平成四年一月に制度化された超短波放送、FM放送です。コミュニティ放送では、地域の活性化のため、地域の話題や行政、観光、交通、医療と、地域に密着したきめ細かな情報等を提供するとともに、避難所等の災害情報をリアルタイムで提供することも可能となっております。災害時の情報伝達体制の多重化に資するものです。具体的な取り組み事例については別紙を御参考とさせていただきます。

ちよっと割愛させていただきますが、各地方公共団体においては、

これらの取り組み事例も参考にしつつ、コミュニティ放送に対する支援制度を活用しながら、地域の実情に応じ、コミュニティ放送のさらなる活用を図っていただきますようお願いいたしますということがあります。

参考として、コミュニティ放送に対する支援制度等のほうは載っております。こちらは、財政措置のほうは、私のほうはちよつと切り張りをしてまいりました。防災システムの検討という一覧表の裏のほうにあるわけです。この資料も目を通していただきながらなんですが、今回、防災情報システムを検討するというところで、十二月六日、基本計画書のほうを発行されております。

それを検討するに当たって、A、B、C、D、E、Fということであつたわけですが、これは検討されているわけです。Aのほうはですね、これまでである既存の防災無線システム、これのデジタル化されたものであります。これはいつからですかね、平成十五年度から使われるようになりましたんで、これが現在、防災行政無線の主流であります。

そしてBのほう、これは平成二十八年度、昨年から使われるようになったものであります。Aタイプの機能効用はほとんど変わりません。しかしながら、電波の性質ということであつて、電波塔、送信局の数が大幅に減らすことができるということもありまして、金額のほう、安くなったタイプであります。Aタイプが主流であります。Bタイプ、これからですね、主流になっていくのではない

か。デジタル化のほうは、総務省のほうより以前から指摘されておりました。そのためであつて、現状ではAが多い。これからデジタル化されるとなれば、このBのシステムではないか、そのように思つてゐるわけです。

そして、真ん中のほうにありますCタイプであります。ポケベル方式と言われるわけですが、新同報系タイプと書いております。このA、Bのほうが主なんでありまして、それにかわるものとしてポケベル方式というものを考えていらつしやるということになります。

そして、Dのほうは、地域コミュニティ無線ということになります。

そして、Eが、コミュニティFM。そして、Fが光ケーブル網を使ったFTTH網利用のやつであります。

この中でですね、防災行政無線の核となるものをA、B、C、三つとして考えているわけです。そして、D、E、F、地域コミュニティ無線、EのコミュニティFM、そして、光ケーブルを利用したF、これはBタイプと併用ということで試算が行われております。Bタイプ併用でございます。

そしてもう一点、その下のほうでございます。オレンジ色と青色のほうです。戸別受信機。これまでは戸別受信機を使つておりました。持ち運びができないものであります。しかしながら、

双方向性というものはあったかと思いません。

ポケベル方式と、そして、地域コミュニティ無線、コミュニティFM、光ケーブル利用したF T T Hの場合は、防災ラジオを子機として使えるということであり、金額のほう、Cの下にあります。防災ラジオ、一万八千九百円から四万四千二百八十円。実際にインターネット等、また資料等調べてみれば、一万円以内でもあるというふうな代物でございます。このことによつて、通常、戸別受信機のほうは一基当たり五万円とか四万円すると言われておりますが、防災行政無線ですと一万円台で済む、一万円からない場合もあるということでもあります。防災ラジオ、戸別受信機、どちらを選択するとしても、市内八千世帯のほうに無料で配布するか、有償になるかはわかりませんが、配布をしなければなりません。もしなければ防災無線としての役に立たないわけであり、金額的にも言つて、その子機を変えるだけでも、戸別受信機から防災ラジオに変えるだけでも四分の一程度の金額のほうは減少になる、そのようにも考えております。

真ん中から、表から下のCタイプのポケベル方式のメリットというのがあります。電波の広域化、屋内外へのすぐれた到達性、防災ラジオ使用のための事業費の低下。わざと三つとも青にしております。電波の広域化、電波塔とか送信機が減るということ、事業費が安くなるということでございます。それと、視覚障害のための文字表示つきラジオ、遠隔地からの情報配信が可能ということであり

ます。

その中で、我々の西之表市は、防災ラジオを使ったポケベル方式を採用したわけであり、私はどうしてなのかと思うわけであり、ます。

そして、先ほど申しましたように、Dタイプ、Eタイプ、Fタイプ、Bタイプと併用とされております。これは基本計画書のほうに書いてあります。Bタイプと併用ということなんで、Bタイプの上に地域コミュニティ無線のための施設をプラスアルファする。Bタイプの施設のもとにコミュニティFMのものをプラスアルファする。光ケーブルも一緒であります。あるものの上にプラスするわけであり、ますから、当然、金額は高くなるわけであり、ます。

そして、ポケベル方式もそうなんですが、基準となる、核となるシステムだと考えますと、Bタイプだけではなく、Cタイプの上にも地域コミュニティ無線を上乗せする、また、コミュニティFMを上乗せする、光ケーブルのほうを上乗せする、そういう検討の仕方もあったかもしれません。その辺はどういうふうな検討がなされていたのか。

質問にありますように、防災行政無線、以前あったものは十八年前だったと思います。そのときの検討の経過、財源のほう、どれくらいかかったのかですね、簡単に教えていただいて、今、お聞きしましたこの表をもとにした疑問点について説明をしていただければ幸いです。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

前回の防災行政無線の検討の経過ということございまして、平成十一年、平成十二年の経過でございますけれども、平成八年ぐらいに調査、視察を開始したようございまして、平成九年で防災行政無線の設備事業に係る調査業務の委託をさせていただきます。その後、平成十年の三月議会で、継続費で平成十年度分の二億八千万円、継続費ですので複数年度でございますけれども、複数年度で八・九億円で予算が提案されました、六月議会で実施設計の予算がまた再度提案されてございます。その中で、六月議会の中で、いろいろこう、再検討の検討項目が出されまして、その後で防災行政無線に係る説明会等をその年の十一月に行われてございます。その後で、二月になりまして、平成十一年になりますけれども、平成十一年の二月で防災行政無線の入札が行われまして、指名競争入札だったようございまして、二月の十五日に仮契約を落札業者と結びまして、その翌年二月の十六日に臨時議会が開かれたようでございます、その中で工事契約についての議案が出されたということになってございまして。

入札の結果でございますけれども、約三億円程度ぐらいまで入札金額が落ちてございます。

以上でございます。

○一 一 番（田添辰郎君） ありがとうございます。

トータルで幾らになったか、これは戸別無線機のほうを最低制限価格を設けないということで、当初より半額以下になったのではないかと思います。そのこともあって、財源のほうはかからないようになったかと思うんですが、記憶によると、やはり移動系のほうは断念したわけでありますが、当初から考えていたものだけでも十一億円、十二億円ぐらいかかったのではないか、その辺も確認させていただきます。

それと、最後、表に、先ほども質問しましたけど、表に戻って、どうしてですね、コミュニティ無線方式、コミュニティFM、光ケーブルを利用したものをですね、Bタイプ併用という形で検討されたのかどうかですね、教えていただければと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 検討の経過についてでございますけれども、検討のほうは、やはり行政のほうは素人でございますので、専門家をお願いして中身の計画の調査をさせていただきます。業者につきましては、国土交通省に登録してる業者の中から指名競争入札を選びまして、その後で、その契約の中にどうしても中立性を確保するというのも非常に大切になってきますんで、中立性の確保を保持してくださいというので仕様の中に入れます、その上でそのA、B、C、D、E、F、そのいろんな方式についてですね、調査をいただきます、それぞれの方式についての検討を行ってきたところがございます。その中でこういうふうな方式に分けまして検討が行われてきたというのが経過でございます。

以上です。

○ 一番（田添辰郎君） すみません、先ほど確認しました。前のやつがですね、十八年前のやつが多分十二、三億円かどうかだったと思うんです。それは簡単に答えられると思います。

Bタイプと併用ということでD、E、Fを検討されていることをお聞きしたいと思います。

やはりですね、コミュニティFMのほう、この一覧表の下のほうに県内の実績とかいろいろ書いております。これ、基本計画書に基づいて書いたわけなんですありますが、ちょっと私自身も確認させていただきました。コミュニティFM方式単独ですとかかなり格安でできるという話を昔から聞いておりました。垂水市、曾於市とかですね、いろいろ聞いてみたんですが、その場合はコミュニティFM単独の場合であつたわけでありませう。

うちのほうは今回、Bタイプ併設ということで、従来の防災行政無線プラスアルファという形でしておりますが、金額は十一・八八億円になっております。本来なら、コミュニティFMだけで単独で防災行政無線の代用をしようと思えば、これの四分の一、五分の一しかかからないのではないかと、通常は思われております。どうしてこのようにBタイプ併用という形でなられたのかというのをまた教えてほしいと思います。

先ほどの十八年前の数字とあれと。

○ 総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

十八年前の数字ということでございますけれども、全体の事業費とということになるかと思えます。

当初で、平成十年度分の連続の起債計画書なんですけれども、七億七千万五千円が当初の起債計画ですので、大体そのような事業だったと思います。ただし、その検討の途中では、それ以上の金額の数字が、多分検討の段階では、多分出てたんだろうというふうに思います。

先ほどのBタイプ併用ということなんですけれども、それぞれですね、検討の中でいろんなタイプのを検討する必要があるということ、そういう意味でいろんな方式を並べて公平に検討したんだというふうに思います。

以上でございます。

○ 一番（田添辰郎君） 国土交通省を通じて中立性の確保のためにそういう検討する、業者のほうも頼んだということなんですけど、どう考えてもですね、鹿児島市のコミュニティFMの状況と防災行政無線の状況とですね、ちょっと合わないところはかなり出てきてるんですね。その辺はやはりきちっと考えていかなければならないんだらうと思えます。

ポケベル方式はですね、平成十八年度から導入されているわけがあります。それから、耐用年数、保守体制が不明という、これは基本計画にあつたわけですが、そして、基本計画に書いてることでは、全国で十三団体が採用をして、今、工事中が六団体という

ことであります。合計十六団体が、工事中も含めば採用をしているというものであります。県内のほうの実績はないような状況でもあります。そして、開発会社東京テレメッセージですか、これがどう関係するのかよくわからないわけですが、下のほうのデメリットのほうにあります市役所と屋外拡声子局の通信不可、アンサーバック機能なし、肉声による即時放送が不可、生の人間の声で放送することができないわけですね。文字情報のみでの放送は即時放送の場合でもできるということでもあります。文字情報によって入力をして、そして、音声としてFMラジオ、括弧にあるFMラジオに流ときは、人工音声、よく電話をかけて問い合わせをすると、人間の声ではなく機械的な音が聞こえますが、その音で発声をされるということでもあります。そして、ほかのシステムとの連携が一部で実績が少ない。また、行政連絡員からの放送はモバイル端末利用の文字入力のみ。開発社は一社。全国的な納入実績が少数ということでもあります。デメリット、これは基本計画書に書いてあったわけであります。金額的には、A、Bタイプと比べればかなり安くなっているかと思えます。子機をですね、FMラジオに変えたことよってこの金額も上がってくるわけでありますが、本当にこのポケベル方式の採用がよかったのかどうか。そういうふうな疑問も持つわけであります。値段は、金額は安くなりましたが、大規模災害時、瞬時に判断を下して放送するということがこれまではできたわけでありますが、これからは文字入力。速報性はあるんですが、機械的な音

で、災害に襲われた場合、特に我々の場合は平成十三年の水害を思い出すわけがありますが、一部孤立した地域もあります。道路が通れなくなった地域もあります。そういった場合に、機械的な音でそういった災害に遭われた方の不安を解消することができるのか、そういう思いもあるわけであります。そして、システム的にも採用が少ない。そして、納入実績が少ないということは、明らかに他のシステムと比べてこれは劣っているから、十一年前から使われてたものがまだ十九団体にすぎないわけであります。

隣のBのほうは、平成二十八年から開始されました。ですから採用実績が少ないのは当然であります。AタイプもBタイプも進化型だと考えれば、やはり本当に防災行政無線として捉えるなら、A、Bタイプのほうがいいのではないか、そういうふうな安心性もあると思うわけであります。

そして、EタイプのコミュニティFMのほう、これもさまざまな問題はありますが、このコミュニティFMだけで単独で採用しようとしているところもいっぱいございます。

その辺についてどのように考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） 課長、しばらくお待ちください。

ここで議長よりお願いを申し上げます。正午となりましたが、田添辰郎議員質問の防災無線に関して、午前中終えてから休憩をとりたいと思えます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） すみません、御質問を、すみません、確認させていただいてよろしいですか。

○一番（田添辰郎君） デメリットって書いてますよね、ここにね。納入実績が少ないということは、西之表市と同様にですね、他の市町村も検討された結果だと思います。他の市町村が採用しなかったということは、その信頼性が担保されていないという証拠だとも思えるわけがあります。あえてポケベル方式を採用されたというのはなぜなのかというのをお尋ねすると。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 大変失礼いたしました。御説明申し上げます。

確かに、基本計画設定時にはですね、導入実績は少なかったようなんですけども、その後、急速に増えてきてございまして、現在、平成三十年年度までの見込みで二十五団体になっております。その背景なんですけども、国のほうでもそういったものの緊急防災・減災の事業債の対象になってございまして、そういったもののその認知度、あるいは信頼度というのが高まってきたというのが背景にあると思います。国のほうでも起債対象、一番新しい起債の対象になってございまして、そういったものも背景になろうかと思えます。

それと、電波の到達性ですね。非常に強い電波で行きますので、通常、中継局が四つ、五つ必要になってるところが一つで済むと。一番その電波が届かないということで問題になっておりました例えば北部のほうですね、浦田のほうで電波が届かないとかいろいろござ

いましたけども、そういったものも解消できる可能性が高い。そういったものを考えまして、防災行政無線ですので届かないことにはどうしようもございませぬので、そういったところを判断しましてやっております。

あと、安全性なんですけども、確かに東京のほうに、正確に言えば横浜の緑区なんですけども、そのほうに局があるわけなんですけども、そこについてもですね、地盤のかたいところに設定されておりまして、そのものには燃料の補給なしで二週間以上耐えられるというふうな設備になってございます。そういったものも含めまして、信頼性が高く、あと、電波の到達点も高いということで選定がなされてございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） 三年間で六団体増えたということですね。年にすれば二つの団体が認めていった。

課長ですね、さまざまな、冒頭に申し上げました総務省の資料を読み上げさせていただきました。大規模災害の緊急時、やはり情報の多重化ということが求められております。ポケベル方式だけを採用了地域とそうでない地域もいっぱいあります。ほかの地域で採用されてるところ、ポケベル方式だけではなく、コミュニティFMだけではなく、ほかのFM放送があったり、地域の放送局があったり、それで災害時の連携をとったりとか、そういう事例もいっぱいあります。

ですから、ポケベル方式を採用したということは、私はやはり信頼性という意味では大きくはないかと思えます。信頼性がなくても採用するというのは、ほかのものでこの信頼性をカバーできる、そのような条件がそろっているからだと思うわけでありませぬ。ですから、うちの場合、ポケベル方式を採用してほかに何も多重化しなければ、本当に不安定なまま、信頼性のないままのものを採用するということになるのではないか、そのように思うわけでありませぬ。

そして、コミュニティFMに戻らせていただきます。Bタイプ併用ということがあります。もしBタイプを併用じゃなくて、コミュニティFMで防災行政無線の機能を代用させようと思えばどれぐらいの金額がかかるのか、ちょっと御説明をお願いできればと思えます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

併用ではなくてコミュニティFMだけということになりますけども、コミュニティFMとしてのスタジオをつくったりとか、機材を整備したりするのは、三千万円から五千万円のお金がかかります。それ以外で、今度は電波が二十ワットでしたか、コミュニティFMの場合にはちょっと弱うございますので、各中継のところの柱を、中継所を建てていくという作業が出てまいりますので、そういったものをやりますと、全体で二億円ぐらいのお金がかかったと思えます。スタジオ関係で三千万円から五千万円、あと、支柱等で二億円ぐらいになりますと、やっぱり二、三億円の経費がですね、その場

合でもかかると思えます。

ただし、非常に難しいのは、コミュニティFM施設をつくる時は、やりようがございますして、民間の中で一緒に工夫してやってらっしゃる方は、いろんな中古を使ったりですとかですね、やりようで安くなっていらいっしゃるところもありますので、そこら辺のところはなかなか一概では説明しづらいところかと思っております。以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

スタジオ等必要になってくるわけでありませぬ。これは当然そうであります。

一覧表のほうの裏面のほうに、地方財政措置のほう、総務省のホームページから引つ張り出しました。下のほうの出稿費用に係るやつ、ちょっと同じものをちょっと切り張りしたんでおかしくなっておりますが、この過疎対策事業債を防災行政無線のほう、活用されていると思うんですが、多重化するためにですね、コミュニティFMを、施設を導入した後にまたこの過疎債を使うことも可能なようであります。そして、可能であって、そういうことで演奏所関係の施設のほうにも補助がある。交付税算入率は事業費の七〇％。後年度の市町村の借入金返済が三〇％。また、これは辺地債を使う場合はまた少し安くなるわけでありませぬ、こういうふうな考え方もあります。

また、電波の関係で支障がある、聞こえない場所があるとなれば、

下のほうにあります民放ラジオ難聴解消支援事業というものがあります。地理的、地形的難聴になりますから、うちのほうで行えば三分の二の補助があるということになります。

そして、行政のほうが行政情報、防災情報等を流す場合には、出稿料のほうも国のほうで負担する仕組みもございます。こちらは、特別交付税措置で財政力指数による補正があるわけでありますが二千万円を限度として半額程度が補助される、そのような仕組みもございます。

このようなことを検討しますと、今回、私は非常に不安を覚えているポケベル方式を採用したとしてですね、これからもポケベル方式、信頼性はやはり明らかに問題があると思います。やはり多重化を図るためにもコミュニティFMの方法、二億円から三億円かかるというふうな、私はもう少し安い金額で収まると思っておるわけでありますが、課長答弁では二億円から三億円ということでありました。やはり安全性、信頼性を高めるためにも、コミュニティFMの方向もこれからも検討するべきではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） コミュニティFM放送の有用性といえますか必要とですね、やはり防災行政無線としての整備すべきものをすべきだという部分は、やっぱり分けて考える必要があるんじゃないかなというふうには私は考えてございます。

コミュニティFM放送にしましては、防災以外にもほかの面で

もですね、有用性はございますので、その部分についての検討は必要なのかなということは考えてございます。

ただ、方式にしましては、これまで時間をかけまして、そして、専門家が入っただけではなくてですね、外の庁外の委員の人たちも入れまして、その中で議論をしまして、専門家の説明も聞きながら、庁外の委員も来ていただいて、それで、視察にも行っていただいて、確認をした上で決めたシステムでございますので、今回の防災行政無線の整備につきましては、この方式でいかせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） では、市長にお尋ねします。

いつの一般質問ですかね、僕がしてるから九月ですね。コミュニティFM放送の質問させていただきました。設備に莫大な費用が必要であるのは大瀬課長が説明したとおりであります。

民間の活力を重視して、ある程度民間で備えた上で、それが行政ができることから支えて運営していく、そういうことが必要だと書いてます。

一から十まで行政がお膳立てをしてやっていくというほど、この西之表市の財政は豊かではございません。財政が豊かではないというのは私と共通認識でもございますが、一から十まで行政がお膳立てをしてやっていく。それについて、一発起人から、それから上にかかわっておられる方の一層の努力を私どもは注視しているところ

でございますというふうに答弁をいただいております。

このコミュニティFM放送のほう、防災行政無線、行政から助けてもらおうという思いで取り組みを始めたものではございません。

取り組み始めたのは六年以上前からだと思っております。その間奄美から役所の役場の方を呼んできたり、業者の方を呼んできたり、さまざまな努力をしてまいりました。行政の職員の方にも来ていただいて、理解をしていただく、そういった勉強会もさせていただきました。区長を集めての勉強会もさせていただいております。私自身もそうではありますが、私は少しだけであります。本当にこのことを一生懸命、このコミュニティFMが防災行政無線という機能も果たしますが、種子島に住むお年寄りの生きがい対策や、また、介護の問題、福祉の問題を解消するにも意義があるんだ、そして、ここに住む西之表市民の自尊心を、プライドを、これからつくっていく、文化をつくっていくためにも意義があるんだ、そう信じて活動を進めてきた六年間以上だと思っております。

市長にですね、ぜひとも私は防災行政無線、結果が余り賛成はできませんが、この仕組みでやるとしても、コミュニティFMの方向をですね、やはり西之表市の文化をつくる、これまでの文化も大事にしながら新たな文化をつくっていくという思いですね、市長の公約にありますように、地元FM放送で豊かなコミュニティ、その本来の市長の思いに戻って立ち返っていただいて、防災行政無線がこのままの流れで行ったとしても、理解をして取り組んでいただけ

ればと思うんですが、どうでしょうか。

市長の答弁をいただきまして、私の答弁、中断させていただきま

す。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。
私も就任以来九カ月余りになりますけれども、選挙当時の公約を

紹介していただきましてありがとうございます。
お尋ねの懸案のそのコミュニティ放送に係る部分でございますけれども、これはコミュニティ放送が、FM放送が、災害時に有益であったということ、それから、地域のコミュニティづくりのために非常に有益な装置であるということは承知しております。その例えば奄美市での、当時は名瀬市でしょうか、災害のときに役に立ったということもありましたので、この西之表市にもFM放送ができれば、ことが望ましいという思いで、公約には掲げております。

その上で、この今回のコミュニティFMの今、設立しようという動きがございますけれども、その計画のところを拝見したときですね、例えばほかの事例ですと、スタジオとか放送設備につきましては、自前でやっているところがほとんどのようでございます。そういうところを小規模でも備えた上で、そこを行政が起債等を引っ張ってくるなりして共同でつくっていくという方式が望ましいのではないかとこの考えから、前回の議会での答弁を申し上げたところでございます。

その考えからいたしますと、現状ではなかなか折り合いが、もう

少し推移を見ていかなければならないのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩いたします。

おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一番（田添辰郎君） 馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練について質問を移らしていただきます。時間のほうがございませんで、ちよつとはしよらしていただいて、市長に御迷惑かけますがよろしくお願いいたします。

馬毛島問題のほう、西之表市役所のホームページのほうでちよつと印刷したものがございます。ちよつと振り返りたいと思います。

米軍空母艦載機着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会設立というのが平成十九年五月二十八日であります。平成十九年ですね。そして、名称を変更したのが平成二十二年四月三十日でございます。当初はですね、熊毛のほう、首長さん、議会のほうが入っていたわけですが、平成二十四年十二月二十一日、六年前になりましたようか、中種子町議会のほうが本協議会離脱を求める決議を賛成多数で可決し、離脱しております。そして、平成二十七年、二年前になりますが、

七月十四日には南種子町議長から離脱の表明がありました。協議会の席上、離席をしております。そして、今年に入りまして平成二十九年三月十九日、市役所のホームページからプリントアウトしたものであります。西之表市長選の再選挙が十九日、投票票され、FCLPの受入れに反対する無所属新人の元新聞記者八板俊輔氏、六十三歳が初当選したというふうになっております。そして、平成二十九年五月十七日、西之表市役所で協議会の総会のほうが行われました。総会の中で、名越町長が離脱の意向を示し、田淵川中種子町長も八板市長の考えによつては離脱も辞さない旨発言があり、八板市長は、協議会は賛成反対を問わずニュートラルな立場で情報を収集し、郡民に正確な情報を伝えるための組織であると、協議会の方針を示した。また、中種子町議会及び南種子町議会にも協議会がニュートラルな方向となったことから再加入するよう検討していただいた、その旨にこちらのほうに載っております。その後、会合のほう開かれたわけですが、この協議会のほう、実際にどのような活動を行ってきたのか、何も行っていないのか、その辺をまず確認させていたきたいと思います。

今、最後の文書を読みました。五月十七日の文書であります。明らかにこの協議会は空中分解しているのではないかという私の見解であります。そのことにも答弁のほうをお願いできればと思います。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島問題対策協議会についての御質問で

でございます。

協議会の経過につきましては、今、議員御説明のとおりかと思えますが、三月に就任して以降九月までの間にそういう経過がございます。今後、協議会の中で防衛省との意見交換のする場を設けようということで日程調整に進めてまいりましたけれども、今、その日程調整が主要な議題でございますけれども、それから、その臨時総会が今月二十六日に予定しておりますので、そこでまた詳しく協議していきたいと思っております。

○一 番（田添辰郎君） 市長の公約のほうも持ってきております。種子島を第二の沖繩にしない。よく意味がわからない言葉であります。いろいろなと盛り込んで、シカ公園のことも盛り込んでおりました。そして、市民とともに馬毛島の利活用を検討したいということでありました。公約の中には、シカ公園とかさまざまなキャンプ場とか、そういうことも書いております。

前議会でも、その前から言っておりますが、他人の所有物であります。その利活用方法を考える。今月、十二月になりました。利活用の自らが決めた、大体十二月ぐらいには決めたいということでありました。

これからこの検討委員会の会合も、議会が終わった後に行われるというふう聞いております。どのような方向になっていったのか。そもそもですね、市長の立場を明らかにしてもらいたいと思います。こちらのほうに書いてるように、市役所のホームページでもFC

LP 反対を表明された市長が当選されたということで、協議会の席では協議会をきっちりまとめていかなければならないということでニュートラルな中立の立場を宣言されて、中種子町・南種子町の議会のほうにもまた戻ってきてほしい旨の発言があったと言われるんですが、昨日の同僚議員からの質問もありました。その中の答弁の中に、市長のほう、信頼関係の構築というお話がありました。

選挙は反対で当選され、そして、この協議会の席ではニュートラル、中立であるというふうに表示する。そして、一般質問の中では、その席上では、やはり当初からおっしゃっていたように、市民の皆さんと話合いながら、相談をしながら利活用方法を考えていく。確認しましたら、その利活用方法の中に馬毛島の自衛隊もFCLP 訓練も含まれないと明言されております。この利活用方法に馬毛島の自衛隊FCLP、検討の対象に入っていないということは、賛成反対と明らかに明言しようがしまいが、馬毛島の自衛隊FCLP 訓練については、実質的には反対だろう、反対を明言せずとも、言葉で示さずとも、行動で示しているとしたか私には思えないわけであります。

そのような中、八カ月ぐらいたちました。今、どうなのか。信頼関係の構築と言いながら信頼されないような動きをしているのは市長自らではないかと、私には思えるわけであります。その辺のほう、どのように弁明されるか、お聞きしたいと思います。

○議長（永田 章君） 田添議員、この通告の一なんです、二な

んですか、市長に答弁を求めるのは。

○ 一番（田添辰郎君） 三つまとめてすみません。

○ 議長（永田 章君） 三つまとめて。そこをはっきりして質問をしていただきたいと思います。はい、わかりました。八板市長、一、二、三、含めて三つ答弁をお願いいたします。

○ 市長（八板俊輔君） 馬毛島でのFCLP訓練に関する御質問で
ございます。

それと、利活用のことでありませけれども、私の選挙運動、それから、就任後の行動が、私の考えを行動で示しているという今の田添議員の御指摘は、もうそのとおりだと思います。

私は、防衛省から示されているFCLPでの訓練での利用ということには、これはふさわしくないのではないかとということを上上げ、そのためには具体的な提言をしないと説得力がないということ、そのために知恵を集めて、職員初め市民の皆さんからもそうですけれども、とりあえず市の中で利活用案を年内を目指してまとめたいということを上げまして、それについて市職員とともに馬毛島に現地を訪れ、小中学校校舎等の補修しながら考えているということでございます。

○ 一番（田添辰郎君） 防衛省、馬毛島の所有者のほうも、信頼関係の構築かとおっしゃいますが、今のままの関係では信頼関係な
ど構築できない。また、構築する必要もないのかと思います。

八板市長の今までの行動を見ますと、馬毛島の利活用方法を検討

し、十二月まで大体の方向性を示したいということでありませ。そういう考えの前提にありますものが、私から見れば常識的に考えても馬毛島の所有者と国防衛省との売買交渉のほうが決裂した場合に初めてその他の利活用方法が検討されるものだと思います。国、所有者との決裂を前提として動くというのは、明らかに馬毛島の自衛隊FCLPについて反対であり、そして、私から見えたら、無用に引き伸ばしていると思えないわけでありませ。

今、今日、防衛白書のほう、今年度版を持ってまいりました。この問題は、二〇〇六年、平成十八年五月、在日米軍の再編の実施のための日米ロードマップ、この中で明らかになったものであります。恒常的な空母艦載機着陸訓練施設の検討を行うため、二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされました。そして、公にされたのがツー・プラス・ツー後の合意であります。これが二〇一一年、平成二十三年六月でございます。このツー・プラス・ツーの合意の中では、新たな自衛隊施設のため馬毛島は検討対象となる旨、地元の説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対応し、ちよつと省略しましたが、あわせて米軍空母艦載機離着訓練の恒久的な施設として使用されることになる。このように書いております。

もう何年たったのでしょうか。二〇〇六年にロードマップが決まりました。二〇一一年、五年後にです、ツー・プラス・ツーになったのは。五年間、国防衛省のほうは自衛隊FCLPの適地はどこか

と、日本全国を回って検討した結果、馬毛島がふわしいだろうということになりました。産経新聞の報道によりますと、二月ほど前ですが、国は馬毛島のほうを、意識しますと、断念してほかの九州内で適地を探している。また、噂によると長崎のほうの離島が候補地に上がっているという話も出ております。

しかしながら、五年間も検討した上で、地理的にも、また、国民の皆さん、住民の皆さんに騒音の迷惑をかけないという意味でも、そして、事故の可能性、そういった可能性を考えても、事件事故です、馬毛島が一番ふさわしいのではないかとという結論を出されました。五年間の検討期間が、国は動き、その後六年間、私自身の解釈であれば、前市長のもと、門前払いの状況が続けてきたわけでありませぬ。

その後、八板市長が生まれ、そして、十二月まで馬毛島自衛隊の活用を自衛隊抜きで考えるということは、明らかに反対ではないか。防衛省と話し合う調査研究をと言っても、防衛省がその信頼関係に基づいてきちっと情報提供なり話し合いをするのであろうか、そう思うわけでありませぬ。そして、馬毛島の所有者についても、本当に八板俊輔市長という方が、冒頭に申し上げました、反対を言いながら、入って見たら協議会の席ではニュートラルを表明し、そして、議会の中では馬毛島には自衛隊FCLPは検討の範囲外とおっしゃる方を信頼関係を持って交渉してくれるのか。自らを、今、振り返ってどう思うのか、教えていただければと思ひます。

○市長（八板俊輔君） 防衛省が私どものほうに提示している案と私の考えとは一致しておりませぬので、こちらの考えを相手にわかつていただくべく努力しているところでございませぬ。

○一一番（田添辰郎君） うそではないのかもしれませぬ。御本人はうそをついているつもりはないのかもしれませぬ。公約違反のつもりではないのかもしれませぬ。うそか公約違反かというのは、相手がどう思うかであります。信頼関係の話でもあります。

私は、西之表市長として八板俊輔氏が交渉相手から信頼されているか、市民から本当にその公約は信じられているか。先ほどの防災行政無線の話もありませぬ。そのようなことを改めて市長自らが深く反省すべきではないかと思ひます。

騒音の問題もお聞きしたかったわけでありませぬが、騒音の問題も中種子町特別委員会の話では、十二キロ離れば騒音の問題はさほど生じないという結論があるかと、出たと思ひます。そのようなことも調査研究をし、やはり市民に対してオープンに情報公開をしなれば、市長の信頼関係、市長と市民との信頼関係、これは講じられるものではない、そのように信じますので、市長のほう、これからきちっとした活動のほうをお願いして私の一般質問を終わらしていただきます。ありがとうございませぬ。

○議長（永田 章君） 田添議員に申し上げます。十分御理解をいただいていると思ひますけども、一般質問のあり方の時間の配分についてはですね、今後ひとつ御判断をいただきたい。そのように思ひ

ます。

以上で田添辰郎君の質問は終了いたします。

ここで休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろより再開いたします。

午後一時二十九分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、川村孝則君の発言を許可いたします。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 最後の一般質問者となりましたけれども、市長におかれては限られた時間でありますので、的確に簡潔に答弁方をお願いいたします。

通告順に従って一般質問をいたします。

まず行財政改革についてであります。一点目のこの部制の設置及び課、係の新設統廃合について伺いたいと思います。

本会議にも議案として上程をされております。私は、自らの考えも申し上げたい、そういう思いで委員会等の審査では質疑しかできませんので一般質問をさせていただきます。

議案第七三号及び第七四号に係る一般質問になりますが、市長も三月就任以来九カ月ほどというふうになりますけれども、首長とし

て、今後、自らの市政において政策等を進めていく上で、庁内の組織機構に関心が出てくることは理解をいたします。

ただ、今回の議案の内容を見るとときに、新たに部制を導入し、そして、一部の課、係等の新設、分割、そして、統廃合と、組織機構を改革する上では、まずもって何を目的に今回このような大幅な組織機構改革をしようとしているのか、まず、その点を伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席より行います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） まず、事務方からで恐縮ですが、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、部制から説明をさせていただきます。現在、第五次長期振興計画の推進に当たりまして、政策体系別に政策担当課長を配置してございます。政策担当課長は、主に三役を含めた全庁評価会議において次年度方針や予算編成の作業に当たっております。つまり、各政策内における調整機能を担っているわけですが、残念ながらうまく機能している状況にはありません。その結果、組織内の連携の欠如や市全体を見据えた政策展開につながっていない状況であると認識をさせていただきます。

では、その要因は何かと探っていきますと、最大の要因としてその権限や責任が明確ではなかったことが挙げられます。国、県を含めた縦割りの環境からなかなか脱却ができなかったこと、権限がな

いことから他課への遠慮が生じ、他の施策や政策への口出しができず、連携はもとより明確な意思決定ができない状況にあるものと捉えています。

今回、こういった状況を打破するために部長制を導入し、その権限と役割を明確にするとともに、緊密な横の連携を構築しようとするものであります。具体的には、市長部局内に総務企画部、市民福祉部、産業福祉部の三つの部を設けることにしています。御承知のとおり、一つの課では対応できない横断的な課題が増加しています。組織内の連携を強化しなければ、前進や解決はできません。部長は、その待遇につきましては、給料表七級の適用を図り、職責に応じた職務を遂行します。これまで運用実績がある政策担当課長が担ってきた業務が主となることや、職員の数問題、人件費等を考慮し、課長の兼務も可とします。部長が兼務する課におきましては、課長補佐の役割を充実させることで課長の職務負担の軽減を図るとともに、組織全体の底上げにつなげていきたいと思っております。あわせて、意思決定過程の透明性確保や情報共有のあり方を見直すため、新たな会議体や情報共有の仕組みの再構築を行い、組織及び職員間の情報や意識の共有について強化することとしています。

次に、課や係の再編について説明をさせていただきます。

企画課です。人口減少が進む中、地域資源を有効活用し持続可能な地域社会づくりを目指すため、企画課を新設し、市長政策の総合調整を担います。政策推進係は、市長公約実現や横断的課題解決に

向けた総合調整を行います。計画調整係は、第六次長期振興計画の着実な実施に向け、進行管理を徹底します。地域政策係は、校区や集落、小学校のあり方など、将来を見据えた方針を検討しつつ、地域の維持再生に向けた振興策を実施します。歴史文化係は、特有の歴史文化を生かした新たな政策立案を行います。

次に、財政課です。公共施設の更新、統廃合等は、今後の本市の財政状況を左右する重要な課題であります。その計画策定と予算との連動、適切な資産管理を推進するため、新たに財政課を設置いたします。

税務課です。税負担の公平性を確保するための滞納処分につきましては、法に基づき適正な執行ができる体制が構築されたことから、新たに管理係を設け、役割分担の上、滞納者への対応を図っていきます。また、住民の誤解を招かないよう、従来の滞納整理係から収納整理係へと名称変更します。

健康保険課です。住民の窓口利用の利便性を向上させるため、国民健康保険係と国民年金係を統合し、新たに国保年金係を設置します。また、地域包括支援センターについては、その体制強化が求められており、今後の人員増に対応できるよう会計課横に配置し、関係部署間の連携を図ります。

福祉課です。部長制を導入し、市民福祉部を設置することに伴い、社会福祉法で義務づけられている福祉事務所の機能はそのまま残した上で福祉課を新設し、福祉事務所の事務を福祉課が処理するよう

体制の整備を行います。また、住民の相談窓口の一元化と社会福祉協議会との連携による包括支援体制の強化を図るため、市民生活課の市民相談係を福祉課に移管し、市民総合相談係を新設の上、機能強化を図ります。

経済観光課です。脆弱な財政基盤を歳入面から強化し、産業振興に結びつけていくために、新たにふるさと納税推進係を設置します。また、移住に関する事務を観光交流係に移管し、PR戦略の強化を図ります。

農林水産課です。知財知見の推進や森林の多面的機能が発揮できる環境づくり及び鳥獣被害対策推進並びに水産業の振興を図るため、従来の兼任体制を見直して、林務係と水産係をそれぞれ独立させます。また、事務の効率化を図る観点から、管理係と農政係を統合し、農政管理係を新設いたします。

建設課です。市営住宅の老朽化対策やバリアフリー化への取り組みを推進するため、新たに住宅建築係を設置します。

社会教育課です。社会教育係を生涯スポーツ係に名称変更し、生涯を通じスポーツに親しみ、心身ともに健康に活躍できる環境整備を推進するとともに、スポーツ合宿の誘致に注力します。また、新設する企画課内に歴史文化係を設置したことに伴いまして、文化係の名称を文化財係に変更するとともに、鉄砲館に観光交流担当を配置することで観光部門との連携を強化し、文化財を活用した観光交流施策の推進を図ります。

以上の再編に伴いまして、行政経営課、地域支援課、財産監理課は廃止をいたします。

ちよつと長くなってしまうので申しわけございません。以上、説明を終わります。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この部制を開始する、創設することを中心にした機構改革についての目的という御質問でございます。

私は三月に就任して以来、公約に掲げたもののほか市民の方からいただいた御意見をもとに政策を立案し、推進しなければならぬという任務を負って、それをどういうふうにしたら実行できるかということを考えてまいりました。個々には幾つかございますけれども、それを庁内で討議、意見を聴取し、いろいろ推進に向けておりますときに、やはり組織内のその縦割りの弊害と申しますか、その横の連携がうまくいっていないということをしみじみ感じました。そのことで、要するに組織内の連携によって政策遂行をスムーズにしたい、そのことが狙いでございます。

○六番（川村孝則君） 担当課長からも、市長からも、それぞれ御説明をいただきましたけれども、私が思うに、部制はさておいて、部課設置、今、総務課長がおっしゃったこと、理解できるその配置も、それはあることはあります。それはそれで置いてなんですけれども、要は、過去のといいますか、前市長時代、長野市政時代

において、今、現行のこの体制でそんなにこの大きなその事業の推進に当たって、実施に当たって、遅れがあったのかどうか、そういう事例があったのかどうかというのをですね、私自身はそんなに感じていないですよ。ですから、それが庁内各課長の中において、ややもすると当初計画したことが一年も二年も遅れるような、そういった何らかそういった支障が過去にあったのかどうか。そういったことがもしあれば、御紹介をいただきたいと思いますが。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

大きな計画の進行上でのそごが出たりとかですね、そういった面では、議員のおっしゃるように大きなものはなかったように思います。

ただ、予算編成の仕組みの中で全庁評価会議というのをやりまして、そこにいわゆる政策担当課長等役を受け持った者が出てくるわけなんですけども、なかなかそここの権限をそれぞれの政策担当課長も持っていないまま来ますので、そういったところではなかなか全体の予算調整というのはできづらくですね、最終的には枠配でやりましたんで、枠配でこう決めていければよかったですけど、最終、最後になりますとどうしても財政係の査定のような形になってしまうというふうな、そういった事例はございました。

以上でございます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 計画の推進という部分でお答えさ

せていただきますけども、今、議員が言われたように、今の状況で一年も二年も事業が遅れたということはないというふうに心得てます。

ただ、御承知のように横断的に検討する事項というのはかなり増えております。そういう中で、その横断連携の仕方というのがなかなかちゃんとできていない、なかなか庁内でこう共有しなければならぬ情報を自分のこととして捉えて広い目で見て対応していくということがなかなかできていかないという状況があります。そういった部分で、先ほど総務課長のほうからありましたけども、全庁評価会議なんかで検討をしてもなかなかそこに全体の市役所、市としての政策として何をどういうふうに持つていくべきかという議論がなかなかできていかないという状況があるというふうに思っております。

以上です。

○六番（川村孝則君） それぞれ組織横断的といいますか、課の枠を飛び越えていろんな事業については連携も当然必要でしょうし、それはそれで理解をします。

また、後もって別なところでもう一度伺いますが、ちょっと御紹介をしておきたいんですけども、今回、この質問する際に、私も県内のこの十九市ですね、一応、組織機構を調べたわけです。おおよそ大体、人口を比較しますと三万五千人前後を大体境にして部制を導入している、導入していないというふうに分かれているように

す。で、大体というのは、人口四万人近い自治体でも部制を導入していない自治体があります。県内十九市中十市が部制を採用しています。部制を導入していない自治体は、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、伊佐市、垂水市、曾於市、志布志市、南九州市、そして、西之表と、本市という状況です。この九市の人口は、約一万六千人から三万八千人という状況です。

私は、人口だけを申し上げるわけではないんですけども、人口も組織機構の一因であるというふうに思っているわけです。小規模な自治体は、自らの自治体の人口形態も踏まえて、そして、組織のスリム化で、的確に迅速に対応していくものだというふうに思っています。

一つ紹介をしておきますけれども、南九州市は人口約三万六千人ですが、この南九州市は、昔は知覧町とか穎娃町とか川辺町とか、そういったところが合併をして南九州市になっておりますけれども、以前は部制だったんですよね。それが、部課設置で、今、課の状態になっている。なぜそういうふうにしたかという点、やはり人口減少、そして、行政規模に合わせて組織のスリム化を図ったということです。

私は、今回のこの議案がですね、組織の肥大化がどうしても懸念をするところがあります。形が先行しても形骸化するのではないかと、というふうに危惧をするんです。ほかの市が、こういうふうにして、人口は私たちの西之表市より多いわけなんですけれども、そういう

中でも行政は執行されているんですよ。ほかの市は、今、八板市長がおっしゃったような悩みは、この九市の首長にはないのか。あれば当然、組織機構改革はすると私は思うんですよ。でなければ、今の課の、部課設置のこうした組織機構の中で、市民のさまざまなサービスなり要望は吸い上げて行政の執行はされているんだろうなというふうに、私は思うんです。

ですから、こうした県内の状況も踏まえたときに、本市の行政規模ですよ、勘案したときに、部制の導入が本当に最適というふうに思われているのか、いま一度、市長はどう思われますか見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

人口規模、行政規模によって、その自治体の組織の規模も考えなければならぬというところは、議員御指摘のとおりでございます。私も同様な考えがございましたので、職員の中で意見を聴取いたしました。それと悩み、横の連携を図るためにどうしたらいいのかということ、職員の間で問題を投げかけて、いろいろ協議といたしまいか、意見を聴取してまいりました。

その中で、部制というものの、先ほどの課長の説明にもございましたけれども、政策担当課長という職務がございますけれども、この職務に部長を当てはめるといいわけでありまして、この政策担当課長が連携の機能を有しておれば、複数の課にまたがる懸案の問題について目配りをするという、そういう役割の人間がいれば、政策遂

行、事業の遂行に役立つのではないかとということで議論はいたしましたところ、それで、部長でいいかどうかということを経験部の職員と協議いたしました。それで、それ以降、事業の職務分掌の配分とかです。この議会の中でも例えば特定の課については分離したほうがいいのではないかと、そういう御意見もございました。そういう議会での議論も踏まえた上で、私の就任する前から職員が抱いていた組織に対する改善の案というものがございましたので、それを課員、係長、それから課長に至るまで提案をしていただきまして、それをそれぞれの組織の職員の中でもんで、この今回、提案いたしました案としてまとまってきたところでもあります。

ですから、議員御指摘の、御懸念のところは、私どもも共有しております。その中で、この西之表市の人口減少に伴うさまざまな課題を解決するために、この職員が一〇〇%、いや、それ以上の力を発揮するために、どういう組織がいいのかということを経験部内で議論した結果がこの議案となったというところでございます。その点を御理解いただきたいと思えます。

○六番（川村孝則君） 市長の答弁はわかりましたけれども、それではですね、言うように政策担当課長が部長とするというふうなお話でしたが、これまでも政策グループはつくって、業務は、政策は、それぞれ協議はされてきたと思えます。これは、長野市長時代もそういうふうな形でいろんな協議はされてきただろうというふうに思っておりますが、部長がですね、課長兼任です。それは、私が

懸念するのは、その課長兼任は、自分の課は、自分の課もその課長は、部長は、やっぱり統括をしなくちゃならないということですね。部長は、例えば五つの課の統括責任者であれば、その中には自分が所管する課もあるわけですから、その課の責任も持って業務を進めなければならぬ。その部長が課長兼任であれば、その部長が所管する課の課長補佐もそれなりの仕事をしなくちゃならない。私は今、市内の課長補佐を見ると、ある意味、それほどその業務を皆さんやっているのかと。係長級が多いんじゃないかなと私は思うんです。そういう部分でいくと。ですから、それぞれがなお一層の負担が、私は、課長補佐にもかかってくるのかなという部分は、それぞれ部長がですね、そういうふうに思うんです。

ですから、部長の自らの課の業務に支障は出ないのか、業務に遅れは出ないのか、部長の負担は過重にならないのかというところ、ところが懸念されますが、そこは市長はかが考えていらっしゃるのか。

○市長（八板俊輔君） 政策担当課長とその部長の名称変更ということだけではなくて、その職務には権限と責任が生じてまいります。それは、仕事の負担の増加ということがないかと、それは負担が増えることになりました。それについては、それなりの処遇をして当たるといふことであります。

その負担の考え方でありませうけれども、兼務ということは、兼務する課長の場合は、自分の担当課のほかに二ないし三の課の上にそ

の取りまとめ役と、トータルで三ないし四つの課を把握することになるわけですが、これは職員の間でも非常に不安がございました。つまり、全部の課について責任を持たなくちゃいけないですけれども、全て掌握するかどうか、それは基本的には掌握することが理想でありますし、そうであらねばならないと思いますけれども、例えば兼務の場合には、やはり担当の課長がおりますわけですから、そこで完結するものは完結して、それぞれの課で完結した仕事になされるわけですが、複数にまたがる問題について目配りをして、その政策の遂行ないしは問題の解決に当たるときにですね、その関連のあるものについて目配りをするというところであれば、そういうふうに考えればですね、その負担というものは、議員御懸念なさるような、あるいは一部の管理職も心配しておりましたけれども、応分の負担ということになるかと。応分といいますが、懸念されるような過重な負担にはならないというふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 私は、その部長の負担についてですね、その処遇とかそういうのはあんまり部長になる人は関係ないんじゃないかなと。要は業務の量だと、私は、責任の度合い。部長になる以上は、責任の度合いは出てきますから、それはそれでなんですけれども、先ほど私が言いたかったのは、要は、部長が兼任する課は、その部長自体も課長が兼任をする。その課長であろうから、当然、部長も目を向けて課の業務はしなくちゃならないんじゃないかなと。

そういう部分で課長補佐も負担がかかってくるのかなというふうな思いで、部長自体も大変だなというふうな思いがしたわけでありまして。

で、いずれにしても余りこの問題で時間を割くわけにはいきませんが、この後に連合審査会も委員会も予定されてますから、他の議員の方々もいろんな質疑があるでしょうから、余り多くは申しません。

最後に申し上げておきたいと思いますが、組織機構の改革の趣旨はですよ、いずれにしても市民にわかりやすく、そして、市民の満足度、市民サービスの向上、そして、一番の肝心なところは、やっぱり職員の、私はモチベーションちゅうか、職員がやる気が出るというかそういった組織形態が庁内の業務の遂行に欠かせないんじゃないかなというふうに思うわけです。

今回の機構改革によって課長なり職員の業務に対する意欲が失われないか、そこら辺がちよっと心配になりますけれども、要は、課長の上には部長がいるわけですから、課長がどれだけその自分の課内の仕事をモチベーションを持ってやって、その上で最後は部長が責任をとるという形になるわけですからね。そこら辺がいろいろと、今まではその十幾つかの課長の皆さんがいろんな業務の事業の中で横の連携を図りながら、それぞれ業務を遂行してきたと思いますけれども、どうなるのかというのが非常に懸念するところです。

その課に、今回の組織機構改革の案でも財産監理課、地域支援課、

廃止ですよね。私は非常に心配してるんです。財産監理課というのは、地籍調査とか登記の事務とか、これまで財産監理課が課としてなかった時代に、これらの業務はですね、非常に計画的によくできたのかというと、なかなか思うように進まない事態もあり、そして、そのことによって課が設立されて、で、今、ですから、主管課ですから、地籍調査も国の補助金がだんだん減ってきて、課内でいろいろな予算編成を工夫して、予算を捻出して、なるべく地籍調査も遅れないように、調査面積も少しでも広がるように、進捗率を上げるようにという形で苦労されていることを、私はそういうふうに見ております。

これが、この財産監理の主管課が係となると。地籍調査係というふうになると、どれだけの予算配分をその課が地籍調査にできるかどうか、非常に私は専門的な部署だと思いますから、この財産監理課というのはですね。当然、校区の方々も自分の地にまだ地籍調査に入っていない、そういう校区もあるわけですから、要望がどんどん来ると思えますよ。そういうときに、この係の係長がどれだけそれを、この課がですね、予算を確保してできるのかどうかと、非常に私は危惧をするところです。

それは、地域支援課も一緒。校区の役員、集落の役員、地域支援課を窓口しているんな相談事、これまで来たはずです。地域おこし協力隊もそうです。そういうのをですね、なくして係に落とすと、格下げにするというのはいかがなものかと。西之表市は、どんどん

人口が減っていく中で、地域の活性化、限界集落をなくすように、そういった意味で若者定住促進事業を大字にも若者が増えるように、いろんな意味で地域支援課が主管となってやってきた経緯があると思うんですが、移住者対策、ＵＩターン対策も一生懸命地域支援課でやってきたと思うんですが、そういう課もなくして係に落として、これまでと同様にそういった業務がですね、できるのかどうか、非常に心配をしております。

そういうことから、私自身は、部は、部制の導入というのは、私自身、あんまり必要ないと思ってるんです。部課設置のいろんな課のその検討というのは、それはあつてしかるべきだと思いますが、そういう意味で、私自身はこの問題は、部制の導入には反対をいたします。部課設置は、それぞれまた検討していただければと思います。

こういった考えは、私もこういうふうな、今、市長の考えをお聞きして質問しましたけれども、同じような考えを持っている議員の方もほかにも私はいらっしやるんじゃないかなというふうに思います。

もう一度、市長、私、今申し上げましたけども、それはそれで受けとめて、今後もこの考えには変わりがないってことでお聞きしてよろしいでしょうか。いま一度答弁ください。

○市長（八板俊輔君） 貴重な御意見ありがとうございます。そういう反対ということをおっしゃっていただいた意見の中にこそ、新

しい組織を考える上でのヒントがあると思います。

これから連合審査ということでもありますけれども、そういった意見を、いろいろな意見をいただきながら、運営、あり方については十分対応できるものだと考えておりますので、御懸念の部分はですね、皆さん、どしどし言っていたら、御意見を出していただいで、それに対して恐らく運用の面でヒントが出てくると思いますので、我々もそれを生かしていきたいと思えます。

この例えば反対については、当初は職員の中にもございました。で、そういう議論をする中で、この案に収れんしていった経過もございまして、これから採決までにお時間もございまして、反対されている方につきましては、その理由と懸念のところを十分に御披露いただいて、私どもはそれに対して精いっぱい説明してお答えしていくと。その上で皆様の御理解が得られるものと確信をいたしております。

○六番（川村孝則君） その市長の考えはわかりましたけども、私自身はまだデメリットの感がどうしても拭い切れないところがありますので、それはそれとして、この考えは市長には受けとめていただきたいということでありまして。

次に移ります。

第九次の定員管理適正化計画の策定についてであります。

平成三十年度に向けてこの計画は現在策定中だろうというふうには認識するんですが、職員数の問題もありますし、職員数の問題につ

いてもこれまでこの定員適正化計画は、計画よりもスピード感を持って職員数がどんどん減って、前倒しで計画は達成をされているというような現状であります。一時期は三百名を超える職員数も、今では実稼働人員数が百八十七名と、私は認識しておりますが、この定員管理適正化計画を策定する際に、どうしても類似団体との比較も一つの試算材料になるのではというふうな認識もありますけれども、目に見えて職員の数が減ってきているのは現状であります。

今回のこの第九次の計画を策定する際に、策定中だと思えますが、こういった基本認識で、現在、業務を策定しようとしているのか、見解を伺いたいと思えます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、ちょうど今、策定中でございますが、原案を一回庁議にかけまして、まだ決めてはおりません。

基本的な認識といたしまして、これまで大分職員数削減してきました。それでもなおかつ国の示す、おっしゃいますように類似団体は、類団というやつなんですけども、そういった指標とかですね、そういうのでいきますとやっぱり多いという指標が返ってきます。返ってくるんですけども、中身を見ますと、やっぱり農林水産業、特に農業関係の職員数が多いという指摘を受けるんですが、それはそれぞれの地域の実情があると思えますし、あと、総務関係の人員も多いんですけども、総務関係の人員が多いのは、産休とか育休の職員が全部総務課付けになる関係だったりします。

実人員で百八十七名、議員のおっしゃるとおりなんですけども、そういった現状等を踏まえまして、まだ決定はいたしておりませんが、今の水準を維持する方向で次の定員管理適正化計画については臨みたいというふうに考えてございます。

ただ、ちよつと不安定要素といえますか、変数要素がありまして、国のほうでは平成三十二年までに会計年度任用職員という新しい任用形態を考えてますので、そこいらの通知のあり方次第でちよつと変動要素もあるのかなというのは若干心配しておりますけども、現在のところ、これ以上の削減というのはなかなか厳しい状況だろうなという基本認識で計画策定に向かってございます。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、総務課長がおっしゃっていただいたように、私もそういう認識であります。

定員管理に当たってはですね、市民サービスの維持とか向上に配慮しながら、経済性、効率性を高める観点から、事務事業や組織の見直し等を行って、指定管理者制度の導入とかアウトソーシング等々を進めながら、そういったあらゆるこの手法を取り入れて、行政力の向上にこれまで努めてきたというふうには思っているんです。

ただ、一方で、市民のニーズが高度化、多様化してきておりますので、簡素で効率的な行政運営が求められる職員の人材育成が今求められているというふうな現状にもあろうかと思えます。国からの権限移譲により、職員の個々の業務量も以前より増加しているのが明

らかでありまして、そのことで、この後質問する時間外労働にもリンクするわけですけども、一般的に人口が減れば職員数も減ってしかるべきと思う、そういった方々もいらつしやるかもしれないけれども、私は一定限度の人数というのは、職員数というのは必要だというふうに思うんです。人口数にかかわりのない業務もあるという事です。

庁内の職員の年代構成にしても、一昔前は逆ピラミッド型状態でありました。つまり、四十代、五十代の職員数が多くて、二十代、三十代の職員が極端に少ない。それが、そういう職員の年代構成だったのが、ここ数年で、ピークでしたけども二桁のそういった職員数が何年も続いてきた結果、新規採用職員をできるだけ退職者数の半分程度を採用してきており、その結果によってある程度いびつなこの年齢構成からは正されてきたような感があります。

私は、こうした案件も背景にしてですね、今の職員数はこの第九次適正化計画においては、百八十七名を維持、あるいは少しでも増やせるように、そういった努力をしていただきたいと思います。

本市においても、若者定住の一環として本庁への採用人数もできる限り確保していくべきだというふうに思いますが、少なくとも第九次の計画がこうした背景をですね、十分検討していただいて、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 職員数の職員の職員の適正化についての御質問であります。

これは、先ほどの部制の組織改革の機構改革の問題とも密接な関係があるところでありますけれども、時代は移っております、ちよつと先ほどの部課制のところに戻るかもしれませんが、廃止となる予定の課がございますが、廃止することが目的ではなくて、業務の遂行が円滑に連携を持って行われることが目的でございます。このために、市民にわかりやすく、それから、市民サービスが低下しないように、そしてまた、職員のモチベーションがもちろん重要であります、これは職員数の問題ですと、これ以上減らされて業務は増えるばかりであるというような職員の苦勞も聞いております。

その中で、時代の要求に備えながら業務の整理も図り、そして、適正な人数に整えていくと。そのためには、この今の百八十七人という数字にこだわらずに対応していく。増減含めてですけど、どちらかという増やす方向もちゅうちょせずに、対応できるものであれば対応していきたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 増減を含めてということですが、ぜひ私は、維持から増という形の方でですね、やはり考えていただきたいと。スリム化という部分も先ほど申しましたけども、少なくとも職員個々の業務量が増えないようにということは、アウトソーシングを含めていろいろ手法は今もやっておりますが、少ない人数になつてくるとどうしても負担がかかるということになります。

それが、次の時間外労働減に向けた対策について関係を、リンクをしてくるわけなんです、以前、マスコミ報道にもありましたけ

れども、一流企業で勤務する女性の長時間労働に起因する自殺が問題で、こうして大きな問題になって、今、世の中が、国へ提唱しておりますこの働き方改革の名のもとに、長時間労働の是正を促している現状にあります。

とは言つても、地方のまた中小零細企業とか、なかなか厳しい実態があると思えますけれども、そうした中でまず国家公務員、地方公務員は、率先して時間外労働を減らす対策を講じていく必要があるというふうに思います。庁内でも何もやっていないということではありませんけれども、少なくとも時間外労働を減らす取り組みは、現在、どのようにされているのか、その点についてまず伺いたいというふうに思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

時間外勤務の削減に向けてでございますけれども、議員の御指摘のとおりなかなか時間外というのはなくなっていないという現状がございます。

しかしながら、やはり勤務状況を改善しようという問題意識はございます、毎週金曜日をノー残業デーというふうに設定しまして、早く帰るようというところで促すようにしてございます。

あと、時間外じゃないんですけれども年次有給休暇の促進というのも促進してございまして、毎年十月を取得の促進月間として取り組みをしております。

しかしながら、時間外勤務に関しましては、なかなかそれぞれの

職員のモチベーションもありまして、残る職員も多うございます。前もって時間外勤務の事前承認制とかをとってございますけれども、なかなかうまくいってないというのが実態でございます。

最近、最近といいますが、総務課のほうでは時間外勤務の集計ができませんので、四十五時間以上の職員を抽出してですね、その実態が突出していたりとか、数カ月続いている場合にはヒアリングを行うなどして対応してございます。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 週四十五時間以上の職員に対しては個別に対応していただいと。ヒアリングをしていただいと。いうふうなことでありますが、それはそれでぜひそのような形で。いずれにしても、これまでの取り組みは従前と変わらない、私は取り組みだと思えますし、それがなかなか遅々として進まないからいつまでたってもこの今日もこうして私が取り上げましたけども、なかなか思うように前に進んでいないというのが実態だということだと思います。

そういうのはやはり職員個々の業務量がなかなか減っていないのか、効率的に業務が行えるのかというのがどうしても繰り返す話が出てくるわけなんですけれども、これは、こういった時間外労働はですね、やっぱり職員の健康問題なりストレスにもいろいろ関係することが、今後、やっぱりつながってくる要素にもなると、要因にもなるというふうに思うんです。

アウトソーシングのこの対象事務の検討も再度検討するというふうなお話も伺ったことがあります。いずれにしても課内におけるですね、やはり一人の職員の業務量が多過ぎて、時間外労働がせざるを得ない状況のときには、その業務は課内のほかの職員の協力は得られないのかということも検討に値するんじゃないかなと。課内全体で、さまざまな問題を職員全体で共有して課題解決に当たる一因にもなるのではないかと、そうしたことが長時間労働是正にもつながるといふふうに思います。

職員数が年々これまで減ってきてるわけですから、職員の個々の業務量が増えて、国からの権限移譲も増えて、以前からすると職員一人が担当負担がどんどん増高してきているという中において、いろんなやむを得ない事案、課によって煩雑になる時期もありますけれども、一定して年間を通してやはり減ってきたというふうな、そういった職場環境にぜひすべきだというふうに思いますが、こうした時間外労働削減の取り組みについては、市長はどう考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 時間外労働に対する考えということでございます。まずけれども、所定内の労働時間内で与えられた職務、課題について消化していくというのが基本であるかと思えますけれども、それはある程度の範囲内で、残って時間外の労働の働きでこなすということもやむを得ない事態もあろうかと思えます。

しかし、基本的にはやはり人間、生身の体でありますので、それ

を損なうことがないように、健康を保ちながら、楽しく、使命感を持って、働きがいというものを感じながら職務に専念できるというところが肝要だと思いますので、時間外については適正なところを保持するように努めていきたいと思えます。

○六番（川村孝則君） それでは、次に移ります。

ちよつとですね、順番を変えますので、三番目の公有財産の跡地利用についてに移ります。

三番目の公有財産の跡地利用ですけれども、一点目の旧榕城分団女性分団跡地利用についてであります。新しい分団が保健センター横にでき上がってますね、しかも高台、そして、市街地中心に位置していることもあって、分団詰所としては適地に立地されたと思いますが、これまで立地していた旧分団の跡地ですけれども、解体作業も既に終わっておりますし、今は更地のような状態であると思うんですが、この跡地は、今後、どのような活用するのかというのには市民誰もが関心のあることではないのかなというふうに思います。が、現在、どのような協議がなされているのか、伺いたいと思いません。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

旧榕城分団女性分団詰所につきましては、議員も今申されましたとおり五月二十日付けで用途廃止の決裁を受け、十月に建物を解体、十月十一日付けで総務課所管の行政財産から財産監理課所管の普通

財産へ所管替え手続が完了したところでございます。

議員御質問の跡地利用についてですが、まず、本件にかかわる質問につきましては、さきの六月議会においても同様の質問が出され、本件跡地につきましては、本市のにぎわいづくりや活性化に資する非常に重要な位置にあり、広く意見を求めながら活用方法を考えてまいりたいというふうに、市長も答弁なされております。

法令にのっとり進めていくことは当然でございますが、これも踏まえた形をとって、去る十一月十七日の庁議において利活用決定までの手順や手続について確認をし、本件跡地の利活用案の募集について周知をしたところでございます。

その確認、周知した内容でございますが、本件跡地も含めそもそも公有財産は市民共有の財産であり、公用又は公共用に利用することが最もふさわしいという基本的な考えに基づき、本件跡地の利活用方針決定までの流れとして、まず、公用、公共用での活用はないか、次に、にぎわい創出あるいはまちづくり的な提案はないかについて庁内に周知し、関係団体との意見交換や意見聴取も行ってもらいながら、庁内各課並びに職員個人から意見を募集したいと思えます。

次に、出された利活用案を公共施設等管理運用検討委員会で検討し、複数の場合は調整をして庁議に報告、ここで承認されたものを提出していただいた課を中心に本格的な議論を行っていただきます。その後、市として利活用方針を策定していくこととなります。また、

必要に応じてパブリックコメントや議会の全員協議会に報告するなどして、最終的な決定を行う、以上のような感じで進むことになりました。

○六番（川村孝則君） 今のその担当課長のお話によりますと、協議は協議で今されてますが、その予定といえますか、いつごろこういう用途としてこの土地を使おうとか、そういった用途といえますか時期、時期等とは、まだはつきりされているのかされていないのか、そこら辺はどうなんですか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 今申し上げましたことと重なりますけども、二月の十六日まで三カ月間で利活用案の募集をして、二月下旬からおおむね年度末までで公共施設管理運用検討委員会の中で協議、あるいは庁議の中で調整しながら利活用案を絞ると。その利活用案を絞ったところで四月から、年度が明けてからですね、本格的に活用案を検討していくという段階にありますので、すぐに利活用案、方針が出るということではなく、慎重に検討してから、市民共有の財産でございますので、方針については決定してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○六番（川村孝則君） 来年度以降、できるだけ先ほど課長が申し上げましたように、公共の場という形を主眼に置いていただいて、市民の方々が喜ぶような形の何かしらの利用されるような、そういった、私は、施設ができればいいなというふうに思っているところ

であります。

次の二番目です。その旧榕城中学校跡地についてであります。種子島中学校が開校して以来、旧榕城中学校は現状のままとなっておりますけれども、現在はその高等教育機関誘致も調査検討している中で、その学校候補地の一つとしてこの旧榕城中学校跡地も上がっているというふうなことは承知をしておりますが、この旧榕城中学校は、目の前に榕城小学校、そして、開発総合センターとか、また、隣接地に月窓亭もあるというふうなことで、文教地区と言っても過言ではないかもしれませんけれども、いずれにしてもこのまま長い期間、この学校跡地が放置されていいのかなど。その高等教育機関の誘致が、話がまとまるかまとまらないかもまだはつきりしておりませんし、話がまとまったにしても場所が確定を、旧榕城中学校になるということも確定をしておりますし、そういう部分でならなかった場合に誘致もなくなり、そうした場合にこの跡地はどういうふうに使っていくのかなど。やはり中心地でありますので、ずっとこの中学校が開校して以来、この旧榕城中学校はそのままの状態が続いていますから、やはり公有財産の利活用という部分、いろんな意味で、学校の跡地ですからそういう部分の用途が狭まってくることもいろいろあるかもしれませんが、今後のその高等教育機関の話もありますけれども、その先のことを含めて、今の段階ではどの程度その跡地利用は考えていらっしゃるのか、その点を伺いたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。中学校の跡地利用については、かつて中学校跡地利用検討委員会の中で検討してきた経過がございますので、私のほうで回答させていただきます。

旧中学校跡地の活用についてでございますけれども、平成二十四年度に西之表市学校跡施設の活用方針を策定した際に、当該地は中心地に存在するとともに、文化的要素の強い土地柄であることを踏まえ、全市的な観点から公共性のある活用策について検討するというふうに整理をしております。

ただ、現時点では、今、議員御指摘のように、具体的にどのような活用をするかは定まっておりません。過去には、看護師の養成専門学校であるとか、防災拠点施設などの要望も出されたところがございますけれども、都市計画法及び建築基準法による用途地域で第一種低層住宅専用地域に指定されているということもあって設置は難しいと判断をされ、実現に至ってないところです。

現在においては、先ほど御案内いただきましたように、高等教育機関の設置に向けた検討の中で、建設候補地の一つとしてその可能性を検討しているところがございますけれども、今申し上げた用途地域の制限というのが課題になっているところでございます。

いずれにしても、旧榕城中学校跡地は、市街地に位置し、大変貴重な場所でございます。慎重な対応が必要だというふうに考えますけれども、今、御指摘をいただいたとおりであればなおさらのこと、長い間放置をするのはいかなるものかという議論も当然であると

いうふうに思います。この部分については、六次の長期振興計画の中でも市全体の土地利用のあり方を検討していきますというような方針を出してございますので、そういった中でも検討を行いながら、また、市民の皆さんの御意見も伺いながら、活用の方向性を示した上でそういう方向性が出てきた段階で公共施設の管理運用検討委員会等の中で検討を重ねて、最適な活用策を見出してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○六番（川村孝則君） 跡地利用ですから、慎重にいろいろな各方面のいろんな協議といえますか、それは当然されるでしょうし、それはそれとして、でも、やはりこの長期間というのは、どうしてもやはり周りの市民の方からもいろんなそういった声も出てくるでしょうし、そういう部分でこのスピードですね、先ほど出ましたように第六次の長期振興計画もありますが、十分にその中で協議を進めていただいて、一定程度の方向性を出していただきたいというふうに思います。

そして、次に移りますけれども、空き家バンク制度の充実に向けてですが、一番、二番あります。これ、担当課長のから簡潔に報告をお願いいたします。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） それでは、空き家バンク制度について、一番、二番、まとめて御報告をいたします。

現在、空き家バンクですね、登録件数と相談件数及び契約件数、入居の状況でございますが、現在、空き家バンクへの登録件数は十件でございます。利用申込みの利用件数は五件で、そのうち契約件数は三件となっております、既に入居してる状況でございます。

続いて、二番目でございます。空き家の改修補助及び家賃、これは補助ということでございましたので、それについて御説明をいたします。

空き家の改修補助につきましては、所有する物件を空き家バンク制度へ登録することを前提に、所有者に対し補助を行っております。補助率は二分の一で上限は百万円でございます。現在、申請件数は六件となっております。

また、家賃補助につきましては、現在、定住促進事業で大字地域への誘導策として市街地等から大字地域へ転居した四十五歳以下の夫婦世帯に対し家賃補助を行っております。全ての空き家バンク登録物件への家賃補助は今のところ考えておりませんが、大字地域の登録物件につきましては、引き続き、定住促進事業の家賃補助を活用していただければと考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、課長からお話いただきましたけれども、その改修補助にしても、その家賃補助にしてもですね、目的は、この三つ目の今後の事業の進め方にもかかわってくるんですが、いずれにしても空き家バンク制度をつくった趣旨というのは、やは

りどうしても人口減少の一つの歯どめ策といえますか、その対策として島外からの移住者をいかに増やすかと。で、一つの住環境の整備という意味合いもあってこの空き家バンク制度をつくったというふうに思いますので、そういう意味でより多くの方々がやはり空き家に物件を登録をしていただいて、より多くの方々が西之表市に住んでいただくようにする制度にしないかというふうに思うんです。市街地と大字で家賃補助があるとかないとかいうのはですね、やはりどうしても住むほうからすると、大字に当然それは住むことは住む人もいるでしょうけど、市街地に住みたいという方にとっては、ややもするとやはり不公平感を感じざるを得ないと。市街地に住みたいけども市街地には家賃補助がないというふうに感じざるを得ないと、そういう方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、こういったこともですね、やはり今後、どうしてもやっぱり検討していかないと、空き家のその登録件数は、別に大字だけの空き家ではなくて、市街地の方も空き家があるから登録をしたいという方もいらっしゃるでしょうから、そうした方々のその空き家に人が住んでもらわないと、その空き家は、管理維持というのはその物件者というか、その持ち主がですね、しなくちゃならないですよ、これ。その空き家を持っている方が、その人が住まない限りはずっとその人が維持管理をしなくてはならない。それが、家賃が一つの要因であれば、当然、行政は考えるべきですよ、それは。そうしないと、市街地の物件を持っている

空き家の人は登録をするんでしょうかと、私は思います。そこら辺は今後、考えていただきたいなと思います。

それと、改修補助にしても、今後、工事の二分の一、上限が百万円ということですが、これもですね、今後、やはりいろんな部分で、可能な範囲で、登録件数を増やすためには、改修補助もそれなりに、一定、条件も少しずつ上限額を少しずつ増やすとか、いろんな意味ですね、今後、研究していただいて、検討していただきたいなと思いますが、市長は、今、私が申し上げたこの工事費の改修補助と家賃の関係についてはどのようにお考えですか、お伺いしたいというふうに思います。

○市長（八板俊輔君） 市街地の空き家と、それから、大字の空き家の空き家バンクのその利用の補助の違いについての御質問かと思えます。

大字の場合は、その定住促進事業というところで、今、やっておるところであります。大字になるべく人が住むようにということとで発しておりませけれども、市街地についても、やはり外から来て住んでこられるような場合には人口増につながるわけですから、何らかの支援ということが考えられると思います。例えば空き家の場合は長くあけてますといういろいろ片づけに困るとか、例えばそういうことの支援対策ですとか、いろいろなやり方があると思いますので、議員御指摘の市街地の住宅についても研究して、定住人口が増えるように検討を進めてまいりたいと思います。

○六番（川村孝則君） それと、もう一つ聞きそびれてましたけども、その今後の事業の進め方ですね、担当課長は今どういうふうに考えてらっしゃるのか、それをちよつとお伺いしておきます。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明します。

今後の事業の進め方につきましては、まず、空き家の住宅を確保することが重要であると考えております。昨年実施いたしました空き家等実態調査の結果を踏まえまして、校区長を初め集落長と連携を密にして情報収集を行い、住宅の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

それと、住宅改修が必要な場合についてはですね、引き続き助成を行うとともにですね、空き家バンク制度をより多くの方に知っていただくため、ホームページや市政の窓等で制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

加えてですね、先ほど議員のほうからも御意見がございましたので、より多くの方がですね、利用できるようにその市街地の家賃補助等も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） この空き家バンク制度、いずれにしましても貸し手も借り手もですね、やっぱり利用のしやすい、そういう制度に向けて、やはりより一層いろいろと協議を検討をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

一つ残しましたけれども、私の一般質問はこれで終わりたいと思

います。

○議長（永田 章君） 以上で川村孝則君の質問は終了いたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす七日から十七日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、七日から八日までは産業厚生委員会、十一日から十二日までは総務文教委員会、十三日は連合審査会を開きます。十四日は各特別委員会及び議会運営委員会です。十八日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時四十八分散会

本會議第五号（十二月十八日）

本会議第五号（十二月十八日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成二十九年十二月十八日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

- | | | | |
|------|--|-------|---|
| 日程第一 | 議案第七三三号 西之表市部設置条例の制定について
撤回の件 | 日程第六 | 議案第九〇号 平成二十九年西之表市介護保険特別
会計補正予算（第四号） |
| 日程第二 | 議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関
係条例の整理に関する条例の制定について 撤回の
件 | 日程第七 | 議案第九一号 平成二十九年西之表市後期高齢者医
療保険特別会計補正予算（第四号） |
| 日程第三 | 議案第八七号 西之表市職員の給与に関する条例及び
西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について | 日程第八 | 議案第九二号 平成二十九年西之表市水道事業会計
補正予算（第四号） |
| 日程第四 | 議案第八八号 平成二十九年西之表市一般会計補正
予算（第六号） | 日程第九 | 議案第七三三号 西之表市部設置条例の制定について |
| 日程第五 | 議案第八九号 平成二十九年西之表市国民健康保険
特別会計補正予算（第四号） | 日程第一〇 | 議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関
係条例の整理に関する条例の制定について |
| | | 日程第一一 | 議案第七五号 第六次西之表市長期振興計画の策定に
ついて |
| | | 日程一二 | 議案第七六号 西之表市道路線の認定について |
| | | 日程一三 | 議案第七七号 字の区域の変更について |
| | | 日程一四 | 議案第七八号 権利の放棄について |
| | | 日程一五 | 議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 日程一六 | 議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 日程一七 | 議案第八一号 公の施設の指定管理者の指定について |
| | | 日程一八 | 議案第八二号 平成二十九年西之表市一般会計補正
予算（第五号） |
| | | 日程一九 | 議案第八三号 平成二十九年西之表市国民健康保険
特別会計補正予算（第三号） |
| | | 日程二〇 | 議案第八四号 平成二十九年西之表市介護保険特別 |

会計補正予算(第三号)

日程第二二 議案第八五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)

日程第二三 議案第八六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第三号)

日程第二四 議案第八七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二五 議案第八八号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)

日程第二六 議案第八九号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

日程第二七 議案第九〇号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)

日程第二八 議案第九一号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)

日程第二九 議案第九二号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)

日程第三〇 請願第四号 「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のごみ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願

日程第三〇 議案第九三号 「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構(NUMO)による『核のごみ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出について

日程第三一 議員派遣の件

日程第三二 閉会中の継続審査

△議案第七三号 西之表市部設置条例の制定について 撤回の件

○議長(永田 章君) 初めに、日程第一、議案第七三号、西之表市部設置条例の制定について、撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長(八板俊輔君) 御説明をいたします。

議案第七三号、西之表市部設置条例の制定についてにつきまして、さらに検討を深めるため議案を撤回するものであります。

以上です。よろしく願います。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第七三号、西之表市部設置条例

の制定について 撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第七三号、西之表市部設置条例の制定について 撤回の件を承認することに決しました。

これにより、日程第九については削除いたします。

△議案第七四号 西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 撤回の件

○議長（永田 章君） 次に、日程第二、議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、議案第七三号、西之表市部設置条例の制定についての撤回に伴い、関係条例である本条例も撤回しようとするものであります。

以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第七四号、西之表市部課設置条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 撤回の件を承認することに決しました。

これにより、日程第一〇については削除いたします。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次に、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から、議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第八八号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第六号）、議案八九号、平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第九〇号、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、

議案第九一号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、議案第九二号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の議案六件が提出されました。

この際、議案第八七号から議案第九二号の議案六件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第八七号から議案第九二号の議案六件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第八七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第三、議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

議案書一ページ目から八ページ目をごらんいただきたいと思います。

議案第八七号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成二十九年人事院勧告を参考に、給料表の改正及び職員、任期付職員の期末勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容について御説明をいたします。

第一条の西之表市職員の給与に関する条例第十六条第二項第一号は、再任用職員以外の職員、つまり一般の職員ということになります。つきましては、六月期支給率はそのままで、十二月期支給率に〇・一月分を上乗せするとともに、再任用職員についても同様に〇・〇五月分を上乗せしようとして支給しようとするものであります。

附則第十五項中、附則第十二項の規定が適用される平成三十年三月三十一日までの間、六級で五十五歳以上の職員について、給与月額を〇・五％カットした額が支給対象額となる額を定めておりました、実際に減額される率を定めるものであります。

別表につきましては、一ページから五ページ目にかけて、新たな給料表となっております。平均の改定率が〇・二％の増額改定ということとなります。

五ページをごらんください。

第二条は、任期付職員の期末手当について、支給率が〇・一月分

引き上げられるものです。あわせて別表第一から別表第三までが新たな給料表となっております。

ちなみに、現時点で西之表市には任期付職員は在籍はしてございません。

附則第一項は、施行期日が公布の日から施行するものとしておりますが、第一項及び第二項の規定は平成二十九年四月一日に遡って適用するものとしております。

附則第二項は、四月以降、既に支払われた職員等給与については、本改定により支給されることとなる内払いとみなすこと、また附則第三項は、六月以降、既に支払われた任期付職員の期末手当について同様内払いとみなすことを規定しております。

なお、市長、副市長及び教育長など特別職の改正については、今回は見送りとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八八号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算

（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第八八号、平成二十

九年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第六号）でございます。別冊の予算書をごらんいただきたいと思っております。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じた市の給与条例等の改正に伴う補正でございまして、財政調整基金の積立予定額を減額することによって財源を捻出するために、歳出のみの調整となっております。予算総額そのものの増減は発生をいたしておりません。

事項別の明細書により御説明をいたします。四ページをお開きいただきたいと思います。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費を八百七十九万円減額をしております。これにより今回の補正額を調整するものでございます。基金の状況につきましては、別紙資料、予算資料をお配りしてございます。四ページにて御確認をお願いいたします。

今回の補正によりまして、前年度末基金現在高二十八億二千二百七十八万一千円に、本年度繰入金額三億一千五百八十一万三千円、積立金額が三億四千六十九万三千円で、差し引きで二十八億四千七百六十六万一千円となっております。

款項目の補正額、それぞれの款項目の補正額につきましては省略

をいたしますけれども、今回の補正予算につきましては、市の給与条例等の改正案に基づきまして、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律の分のみ反映するものでございまして、先ほど総務課長からありましたように、特別職について実施はしてございません。

内容としましては、月給給が平均で改定率〇・二%、特別級、いわゆる期末勤勉手当ですけども、支給月数をおおむね〇・一月引き上げるものでございます。

予算書一二ページに詳細がございます。ごらんいただきたいと思っております。

給与費明細書の一般職（一）総括表をごらんください。

表にありますように、本補正予算のうち給料の増額分が九十二万二千元、職員手当の分が五百八十八万三千元、給料が上がりますことにより共済費へのはね返りがございます。これが百三万九千円、合計で八百四十四万四千元となります。

なお、先ほど補正必要額八百七十九万円と申し上げましたけども、その差額九十四万六千円につきましては、予算書の五ページをお開きいただきたいと思います。

五ページの中で、三款民生費、一項社会福祉費がございますけども、各目の二十八節繰出金でございまして、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計並びに後期高齢者医療保険特別会計の法定内繰り出しに含まれます人件費の上昇分を繰り出すものでございます。

すみません、一二ページにお戻りをいただきまして、職員手当、職員の手当についてでございますが、先ほどの表の下段に内訳がございまして、給料の引き上げに伴うはね返りいたしましたして、時間外の勤務手当に八万五千元、改正に伴う期末勤勉手当の増加分として五百七十九万八千円となっております。

改正後の期末勤勉手当の支給形態につきましては、一四ページの「才期末手当、勤勉手当」の表を参照にごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 一般的な考え方を紹介していただければと思っております。

今回ですね、非常に典型的に、人件費が全体の予算の中で扱われているわけですけども、その財源として財政調整基金というふうに御説明いただきました。

財政調整基金、本市の激しい財政の中で、基本的には一般の市民の市民サービスへの財源というふうな受けとめてるところもあるんですが、今回の国の指示による人件費の上乗せの部分について、これは考え方として、交付税等を国からの何らかの補助対象という位置づけなんでしょうか。財源の内容について説明いただければと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 私のほうから御説明申し上げたいと思います。

財政調整基金で調整してございますけども、人事院勧告自体につきましては、人事院勧告をやったからそのまま、そのとおりやらなといけないという性質のものではございませんで、全国の市町村で準じて行うというものでございますので、基本的に一般財源ということになります。

国県から影響分というのは直接的にはございませんので、よりまして、財政調整基金での調整というふうな内容になってございます。以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八九号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第八九号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十六万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億八千八十二万四千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書の六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四十六万一千円の追加は、給与等の改定に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金四十六万一千円の追加は歳出の人件費の補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。
本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第九〇号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補
正予算(第四号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第六、議案第九〇号、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千六百八十八万六千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書六ページを開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三十八万七千円の追加は、給与等の改定に伴うものでございます。

三款地域支援事業費、三項包括支援事業任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費八万五千円の追加も給与等の改定に伴うものでございます。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金一万八千円の減額は財源

調整のため積立金の予算を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページを開きください。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目地域支援事業交付金総合事業以外の地域支援事業三万三千円の追加は、歳出の人件費の補正に伴うものでございます。

五款県支出金、二項県補助金、二目地域支援事業交付金総合事業以外の地域支援事業一万七千円の追加も歳出の人件費の補正に伴うものです。

七款繰入金、一項一般会計繰入金四十万四千円の追加も歳出の人件費の補正に伴うもので、三目地域支援事業繰入金総合事業以外の地域支援事業及びその他一般会計繰入金について、それぞれ補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第九一号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険
特別会計補正予算(第四号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第七、議案第九一号、平成二十

九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千七百八万円とするものでございます。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費八万一千円の追加は、給与等の改定に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金八万一千円の追加は、歳出の人件費補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第九二号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第九二号、平成二十

九年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 議案第九二号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について御説明いたします。

一ページ、予算書条文をお開きください。

第二条は収益的支出の補正で、第一款事業費を三十八万六千円増額して四億四千七百七十八万六千円に改めるものです。内容は人事

院勧告に基づく給与改定に係る職員十名分の人件費の増額です。

第三条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を三十八万六千円増額して七千六百八十五万九千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

ここで、総務文教委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。総務文教委員会は直ちに委員会を開催し、議案の審査をお願いいたします。総務文教委員会の審査が終了次第、再開することといたしますが、再開時間等については、庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩に入ります。

午前十時二十一分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出

○議長（永田 章君） 議案審議を続行いたします。

初めに、大瀬総務課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔総務課長 大瀬浩一郎君登壇〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 午前中の議案説明中、議案第八七号の説明におきまして、任期付職員の期末手当について、支給率が〇・〇五月分引き上げられるものと説明すべきところを、〇・〇五月を〇・一月と読み間違えてしまいました。

議会運営上、大変御迷惑をおかけいたしました。衷心よりおわび申し上げます。

○議長（永田 章君） 以上で終了いたします。

△議案審議

○議長（永田 章君） 議案審議を続行いたします。

△議案第七五号 第六次西之表市長期振興計画の策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第七五号、第六次西之表市長期振興計画の策定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七五号、第六次西之表市長期振興計画の策定について御報告いたします。

本案は、第五次長期振興計画が平成二十九年度で終了するため、来年度、平成三十年から平成三十七年度を対象とした八年間の市政の総合かつ計画的な運営の指針とするため、第六次長期振興計画基本構想を策定したので、西之表市長期振興計画策定条例第四条に基づき議会の議決を求めます。

計画策定に当たっては、五月から六月にわたって各校区を回り、意見交換会や参加者のアンケート調査を行ったり、高校生との意見

交換会、また、第五次長期振興計画の振り返りを兼ねた市民アンケートなどを実施し、当初構想案や計画策定に向けての地域の現状や市民の意識確認を行ったとのことです。

審議・検討については、庁内各所管の施策の方向性を確認し、計画に反映させる作業を繰り返し行い、積み上げてきた案をもとに、設置が義務づけられている各種団体の代表や学識経験者で構成する振興計画審議会と、各分野で活躍する二十一名の市民の方と庁内から各部門を代表した係長八名で市民委員会を組織し、数回にわたって議論をいただきながら案の策定を行なったとのことです。最終的にはパブリックコメントを実施し、審議会と市民委員会の合同会の中で最終案の確認をいただいたとのことです。

計画の構成としては、第五次長期振興計画と同じように、本市が目指す将来像を明らかにする基本構想と構想を実現するために各分野の課題を明らかにし、基本的な方針と展開する施策について示している基本計画及びその基本計画の策定を実施していくための計画で、毎年、予算編成の指針となる実施計画からなり、基本構想は平成三十年から平成三十七年度までの八年間。基本計画は前期と後期で策定し、それぞれ四年間となりますが、今回策定するのは前期平成三十年から平成三十三年までの計画となり、実施計画については、毎年、四年間をローリング形式で見直すとのことです。

計画策定の背景には、人口減少、少子高齢化時代への転換や社会基盤、インフラの更新時期の到来、グローバル化の進展など六つの

問題を掲げております。

今後、力を入れるべき取り組みについては、ともに「働く場の確保」が高い割合を示し、続いて「地域医療の充実」や「子育て支援」を望む声が高く、校区アンケートでは、地域の維持への懸念を反映して「大字地区の維持・機能強化」、「農業を核とした一次産業の振興」などが上位を占めています。さらに、市の魅力の認識は、「自然の美しさ」と「人情の豊かさ」が圧倒的な高さを示しています。

このような背景を踏まえてまちづくりの基本構想をまとめており、第六次長期振興計画の市の将来像を「人・自然・文化―島の宝が育つまち」としています。本市の魅力である自然、人情、歴史、文化といった島の宝を生かし、地域の魅力に磨きをかけ、人々の支え合いの力で成長するまちを目指しています。

目指すまちの姿として、一つ目に人口の将来展望、人口ビジョンに基づき、平成七十二年度には一万二千二名、本計画終了年度の平成三十七年度には、一万四千八十名にとどめることを目指し、二つ目に土地利用について、人口問題など今後の社会推移を考慮し、施設の設定又は再配置も含め、早急な検討体制を整え、方向性を定めていくことを、三つ目として地域のあり方について、四つ目としてはさらなる財政健全化について挙げています。

市の将来像を実現するために、「くらし分野」「しごと分野」「ひと分野」「ぎょうせい分野」の四つに分け、それぞれの目標を

設定し、基本的な方針を示しています。

計画の推進に当たっては、毎年それぞれの事業の実施を把握するとともに、目標に対する成果や貢献度を内部や外部からも確認してもらい、常に有効性を意識した見直しを常態化し、実効性を高めるためにも、予算との連動の手法も検討を行うなど、事業評価のあり方も精度の高いものを構築するとの説明を受けました。

審査の過程において、委員から、長期振興計画については、事務事業の評価の時期や期間の調整を検討し、次年度予算に反映できるよう、財政との連動が図られるような仕組みづくりをしてほしいとの意見がありました。

本委員会は、審査の結果、地方創生のあり方や東京一極集中のあり方など、国に追隨した計画案となっているなどの意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。反対討論をいたします。

議案第七五号、第六次西之表市長期振興計画の策定について、日本共産党議員団を代表いたしましたして、委員長報告に反対の立場から

討論をいたします。

第六次長期振興計画策定の背景には、国が二〇一四年十二月に策定したまち・ひと・しごと創生法があります。この法律は、日本は今、世界でも例を見ない少子高齢化が進んでいる。その進展に対応し、一つには若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、二つ目には東京一極集中の歯どめ、三つ目には地域の特性に即した地域課題解決を基本的な視点として、各自治体にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとしております。

そのことにより、それぞれの地域が抱えている問題の解決と活力ある日本社会を維持し、持続可能な社会をつくることを目的としております。

しかし、まち・ひと・しごと創生法は、地域の課題を地域が主体的に取り組み、地域の視点でまちおこしを取り組む視点とはほど遠いと考えております。

例えば若い世代の就労、結婚、子育てでは、若い人の二人一人が不安定な非正規雇用という日本の現状です。そしてまた、最低賃金は東京が九百五十八円、鹿児島県は七百三十七円です。地方創生というならば、東京と地方の賃金格差を是正して、全国一律で生活できる賃金にすることこそ、若者応援の施策と言えるのではないのでしょうか。その若者応援の施策のために、中小零細企業への財政援助をして、地方創生のあり方を根本から活性化していく経済応援のほうがか地方創生のあり方ではないかと考えております。国が、若者の

希望の実現、若者が結婚でき、子育てでできるような労働環境の充実、もつと求めていくべきではないでしょうか。

さらにまた、東京では、一メートル一億円もかかる道路の建設や住民が望んでもいない、反対の運動もあるリニア新幹線の建設で、自然破壊や自然災害の不安増大に大事な私たちの税金が、九兆円という予算で今ありますが、この税金が使われようとしております。過疎が進む地域の切実な実態と国が推し進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略は、東京一極集中の歯どめにはなっていないと、このような状況を見て考えます。

さらに、地域おこし協力隊の制度に身近に見られるように、三年という短期の縛りがある中で、地域の課題を長期的な視点で問題解決できる視点にはなっておりません。本当に住民が求めることに税金は使われるべき、私たちの市民の声を聞いた税金の使い方があるべきではないでしょうか。

また、第一次産業が本市の重要な柱と位置づけながら、TPP環太平洋連携協定での第一次産業への影響には言及しておりません。

職員の働き方改革の問題でも、二〇一七年五月に改定されました臨時・非常勤職員に関する法律では、会計年度職員任用制度の導入によって、二〇二〇年四月までに、市役所で働く人のあり方について、政府の働き方改革の方向に沿っての整理が必要だと長期振興計画の中でも述べております。この働き方改革で、働く人たちの処遇改善が進むとは思いません。

第六次長期振興計画は国のこのような施策を基本にしたもので立案されております。本市の重要課題は、第一次産業をさらに発展させること、雇用の面では、専門職が生かされて、行政の指導性や役割を發揮すること、こういう施策を充実するべきと強く感じております。

国の言いなりではなく、本市が何を求めているのか、市民が何が今困っているのか、地域の特性を生かした長期振興計画の作成がもつと必要だと思っております。

以上、訴えまして反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○一番（下川和博君） 議案第七五号、第六次西之表市長期振興計画の策定について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、本市の平成三十年度からの八年の計画であります。その本市の基礎となる計画であります。この策定に当たり、委員長報告では、方向性や各校区などさまざまな方々の意見を聞きつくり上げたものと報告がありました。

私も二つ要望があるんですけども、まず一つ目、この計画、すいません、第五次計画では、六割近くは達成はされましたけれども、達成改善されましたとありますが、三六%程度は「現状より悪くなった」とあります。その悪くなったところは、どういうところができなくて悪くなったのか、そういうところを十分に検証して、今回の六次計画に反映をしていただきたい。

もう一つは、平成三十七年に本市の人口を一万四千八十人と想定をしております。この人口減少に歯どめをかけるためにも、あらゆる努力をしてほしいと思っております。

ただいま反対者のほうは、国に追隨した計画案との指摘でありました。私の記憶が間違つてれば失礼ですけども、多分、リニア新幹線はJR東海が全額出資をしてつくるといふふうには私は思っております。まあ、幾らか税金も入るかもしれませんが、全額が税金ではないんではないかなと思っております。

本市の財政状況を見ますと、地方交付税や国庫支出金、また県の支出金が大半を占めております。国の方針に追隨しながらも、本市ならではの特性も生かした計画となっているのではないかと思っております。本計画が達成をされ、市民が豊かで夢を持てる西之表市にしてほしいと思います。

以上、討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告と同様の立場で賛成討論をさせていただきます。

反対討論者、日本共産党を代表してということでもございました。国の施策、さまざま、私自身も自由民主党所属でございますが、賛意を表明する者、またおかしと思う者、さまざまな者がございます。

しかしながら、毎年、予算案をつくってくるわけですが、やはりこれも地方財政計画という国の計画法に基づいてつくっているのも現状であります。そして、我々西之表市民、独自財源、地方自治体においては、以前から三割自治と言われている現状があります。

このような状況の中で、やはり国の動向また政策にのっとりた上で、それを先取りした形で、市民のために幾らかでも予算を増やしていく、財源を持つてくる、そういった努力を西之表市の行政でも、また市議会のほうもこれまでされてきたのではないのでしょうか。そのような思いますと、反対討論者の方には、国の政策にのっとりたらずしてどのような政策を長期振興計画をつくれるのか、そのことを問いただしたい、そのような思いでございます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七六号 西之表市道路線の認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第七六号、西之表市道路線の認定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第七六号、西之表市道路線の認定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、道路改良工事により、県道西之表南種子線道路の旧道として存置する本路線を県から引き続き市道として認定するものです。路線名は立山線であり、起点を安城字満足山二七六九番一地先とし、終点を安城字中田代三三二五番一地先とするもので、全長千二百メートル、幅員五メートルから十五・五メートルであります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七七号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七七号、字の区域の変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七七号、字の区域の変更について御報告します。

本案は、領海の外縁を根拠づける離島のうち、地図、海図に名称が記されていない島について名称が付与されたことに伴い、その所在を確定するため字の変更をするため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により議会の議決を得ようとするものです。

国が進めている我が国の領海を根拠づけるための無人離島のうち、所在者のいない離島について国有財産化を図ろうとするもので、西之表市管内では、馬毛島周辺の六つ、国上三つ、現和一つの合計十の瀬がこれに当たり、今後、国のほうで登記するとの説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七八号 権利の放棄について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第七八号、権利の放棄についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第七八号、権利の放棄について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、平成二十八年十月四日に、債務者に対し破産の免責決定がなされ、債権回収ができなくなったため権利を放棄するものです。

放棄する権利は返還金債権で、債務者一名、債権額は七百二十四万三千六百二十二円です。

なお、審査の過程において、本委員会では秘密会として行い、説明を受けたものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 債権七百二十四万三千六百六十二円という大きな金額ではありません。本来、行政の皆さんも滞納してる人たちには回収をし、差し押さえとか、保険料の解約まで迫っております。そういう中で、公平性ということが、税金の公平性ということがあって、なぜ秘密会なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、前段の質問内容については質疑から外れてると思いますが、いま一度、お願いいたします。

○一六番（橋口美幸さん） 市の債権のあり方の問題なんですけども、私たちの税金の問題だと思います。で、なぜ秘密会なのかというところをお伺いしたいと思います。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会では、この内部については公表、開示できないというような意見をもらいまして秘密会にしたわけです。

以上で終わります。

「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 休憩。

午後一時二十七分休憩

午後一時二十七分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

○産業厚生委員長（木原幸四君） この件については、個人情報保護条例に基づいて行われました。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一一番 田添辰郎君」

○一一番（田添辰郎君） 簡単な質疑をさせていただきます。

今回の案件、秘密会ということで、まことに正当な判断だと思います。ただ、一つだけ確認させていただきたいと思えます。

権利の放棄ということでございます。今回、法的な手続が本人自ら行われたということですが、そのプライバシーの保護と、また、法的な手続をきちりとのつとり権利の放棄を行うのかどうか、その辺、一番肝心なところで、簡単に、検討をしたということを確認させていただければと思います。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 委員会において、福祉事務長のほうから開示できる分については開示してもらいました。以上で審査を終わりました。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

○一六番（橋口美幸さん） 議長、いいですか。

○議長（永田 章君） もう採決いたしますということで、私は。

採決しますということで私はもう判断して、皆さん方に今、お諮りをいたしましたとあります。その前であればよかったと思いますけど、既に私はもうその方向性を出しております。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七九号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第七九号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議

案第七九号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市老人福祉センターの管理及び運営を行うため、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもので、指定する期間を平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの五年間とするものです。

年間の契約料は八十一万九千円で、主に運営費として光熱費に充てるのとことです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一二番 生田直弘君〕

○一二番（生田直弘君） お尋ねします。

指定管理者の選定方法について、今回、公募であったのか非公募であったのか。もし非公募である場合につきましては、その理由についてお聞かせください。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 非公募で行なわれております。

理由としては、高齢者関連事業に取り組んでいる事業所がほかにないということがあります。それと、理由としては、指定管理者選定委員会で、採点結果が確定後の協議においても支障をなすと判断され、採択されたものを提案されたものとして委員会では承認しま

した。

終わります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八〇号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第八〇号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八〇号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市立児童館の管理及び運営を行うため、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもので、指定する期間を平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの三年間とするものです。

年間の契約料は、かもめ児童館、美浜児童センター合わせて千四万七千円で、主に人件費や運営費に充てるとのことです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 先ほどとあわせてですね、指定管理者の選定方法についてお尋ねします。

こちらにつきましても、公募、非公募どちらであったのかお聞かせください。もし非公募である場合は、その理由について明確にお願いいたします。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案七九号、八〇号については、同じ要領でされております。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八一号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第八一号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第八一号、公の施設の指定管理者の指定について御報告いたします。

す。

本案は、西之表市指定文化財種子島家住宅、赤尾木城文化伝承館月窓亭の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会を指定管理者として指定しようとするもので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を得るものです。

期間については、平成三十年四月から平成三十三年三月までの三年間としています。

指定団体は公募により選定をしたとの説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八二号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算

（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第八二号、平成二

十九年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議

案第八二号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）

について御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八億六千三百五十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億二千五百二十万円とするものです。

地方債補正は変更三件で、辺地対策事業は農林水産関連県事業の調整により減額、過疎対策事業は防災行政無線デジタル化設置事業等の増額、災害復旧債は十月の台風による道路災害分として追加しています。

歳入から説明いたします。

使用料の住宅使用料は公営住宅の滞納繰越分、国庫負担金の国民健康保険医療助成費負担金は国民健康保険医療助成費の増、公共土木施設災害復旧事業費負担金は現年発生災害復旧事業で、さきの台風により市道古田住吉線が被害を受けたことによるものです。

県負担金の国民健康保険医療助成費負担金は国民健康保険医療助成費の増で、国庫負担金同様、国民健康保険特別会計に繰り出すものです。

総務費県補助金の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減額は、雇用機会拡充事業一件の取り下げに伴うものです。また、農林水産費県補助金も、対象団体の減や事業見送り、事業量の減等により減額となっています。

寄附金は西之表市ふるさと応援寄附金で、今後の伸びを見込み増額しています。

市債の辺地債は、農業土木関連の県事業における事業間調整に伴い負担額が変動し、起債対象事業の量の変更に伴い減となったもの、また、社会資本整備総合交付金事業橋梁補修は、長寿命化計画に係る委託料減額分を橋梁補修工事費に組み替えたことに伴い増額となっています。

過疎債には、防災行政無線デジタル化設置事業を新規に計上しています。

次に、歳出について説明いたします。

財産管理費の積立金の増額は、寄附金の増額が見込まれることから、ふるさと応援寄附基金に積み立て、また、今回補正の調整として、歳入が歳出に不足をする額について、財政調整基金へ積み立てる予定の一部を減額するものです。

地域振興費は本年度採用予定の地域おこし協力隊等の配置が遅れたことによる減額補正で、協力隊については十二月に下西、古田校区にそれぞれ配置しており、伊関校区が未配置となつてるとの説明を受けました。

消防費の災害対策費は、主に防災行政無線デジタル化設置事業に伴うもので、施工管理業務委託料、工事請負費等を計上しており、平成三十年度に予定していた事業を前倒して実施しようとするもので、既存の施設の老朽化が深刻化していることから、年度内に契約、議会の承認を得て、次年度当初より事業着手を図ろうとするものです。

教育費の小学校費及び中学校費それぞれの教育振興費には、要保護及び必要保護就学援助費の見直しを行い、平成三十年度新入学児童・生徒に新入学用品費の入学前支給を行う経費を計上しています。

審査の過程において、委員から、防災行政無線デジタル化設置事業については、消防庁が公表している整備費費用の目安と比較すると割高のように見受けられる。地形の問題や難聴地域対策のための中継局の設置等考慮していることは理解できるが、行政としても、整備費用に対する基準を持って、機能を落とさず、できるだけ費用

を抑えられるよう努力してほしいとの意見がありました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、以下の点で意見の一致を見ましたので報告します。

地籍調査事業については、補助金の確保が難しくなっていることから、一般財源を投入するなど、地籍調査の早期完了に向け事業推進を図るよう要望します。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八二号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第五号）について報告いたします。

民生費の老人福祉費の減額は、記念品・敬老金、単位老人クラブ補助金決算見込み額確定によるものです。

衛生費の母子衛生費の総額は、新生児聴覚検査の受検者増加を見込むものです。

健康づくり費の減額は、契約していた電動アシスト自転車販売事業者が、安全点検整備士退職により二輪車販売部門を終了し、国からの補助要件を満たさなくなったためと説明を受けました。

し尿処理場費の増額は、新施設供用開始時点での電気量の見込み額を二十八年度当初予算額で計上していましたが、新規に設備機

器が変わり、沈砂細砂の除去装置の設置、そのほかにも脱臭設備、オゾン設備等、最新の設備導入により、電氣量が増えたためと説明を受けました。

農林水産業費、農業振興費の増額は、鳥獣被害防止総合対策推進として、シカわな五十七基を更新、カラス生け捕り捕獲機二機を新しく購入するものです。

さとうきび作地力増進対策補助金は、国庫支出金への組み替えとハーベスタ機能向上補助金十四機分を見送り減額し、増反増産するために、さとうきび新植助成として、きび種苗購入する生産者に五分の一分から三分の二にかさ上げ補助するものです。

林業振興費の減額は、森林整備地域活動費支援事業減による交付金の減額が主なものです。

水産振興費は、入札執行残と県、市、JAXAが漁協に対し、操業効率化促進事業、平成三十年事業予定を前倒しで補助しようとするものです。

商工費、産業創出費の減額は、雇用機会拡充事業の九事業所のうち一事業所の取り下げによるものです。

土木費、道路橋梁維持費は、社会資本総合交付金事業の事業間の補正で、委託料を減額し、湊橋の補修工事が予想以上に劣化が進み、上部かけかえが必要になったことで工事請負費に追加するとの説明を受けました。

また、本委員会では、道路舗装工事の上之原東町線及び公共土木

施設災害復旧工事の市道古田住吉線で現地調査を行いました。

上之原東町線は、事業内補正で委託料執行残及び電話ケーブル移転補償の必要がなくなったため減額し、側溝等道路附帯構造物の劣化が激しく取りかえの必要があるため、工事請負費を追加するものです。

市道古田住吉線は、十月二十八日、二十九日に発生台風二十二号により被害を受けた古田地区内の路肩幅八メートルが決壊したもので、復旧を図るために申請するための費用や国の災害査定に係る測量設計に必要な費用を計上するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案に対する各所管常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八三号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第八三号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計予算（第三号）、失礼いたしました。補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八三号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千四百六十七万五千円を追加し、歳入歳出三十億八千三十六万三千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

総務管理費の一般管理費については、職員の時間外勤務手当、共済組合負担金の追加であります。

保険給付費、後期高齢者支援金及び介護保護納付金については、歳入の一般会計繰入金に補正に伴う追加補正であります。

諸支出金については、前年度の国庫及び県負担金精算による返納金の補正であります。

予備費の追加は予算調整によるものです。

次に、歳入について説明いたします。

国民健康保険税の追加は調定額の増額見込みによるもので、繰入金是一般会計からの繰入金であります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第八四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千三百三十七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千六百四十三万二千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

総務費の総務管理費の減額は、事業計画策定業務の事業費確定によるものです。

保険給付費の追加は、居宅介護サービスの給付費増加が見込まれるもので、介護予防サービス等諸費についても、給付費増加が見込

まれ補正するものです。

地域支援事業についての減額は、地域支援協議会開催見込みの回数が増えたことによる委託料の補正であります。また、任意事業費の追加は、家族介護継続支援事業の給付費増加見込みによる扶助費の補正であります。

基金積立金の減額は、財源調整のための補正で、繰出金の追加は、平成二十八年度種子島地区広域事務組合負担金の返納額確定に伴う一般会計繰出金の補正であります。

次に、歳入について説明いたします。

国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金の追加は、介護給付費の増額補正によるものです。

県支出金の介護給付費負担金の追加も介護給付費の増額補正で、県補助金の追加については、地域支援事業の補正に伴うものです。

繰入金金の一般会計繰入金金の追加は、介護給付費の増額補正です。諸収入の雑入については種子島地区広域事務組合負担金精算返納金で、前年度精算返納確定によるものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第八五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百九十九万九千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

総務費の総務管理費の追加は、共済負担金等の改定に伴う共済費の補正です。

次に、歳入について説明いたします。

繰入金的一般会計繰入金の追加は、事務費繰入金の補正です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時休憩

午後二時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第八六号 平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第八六号、平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八六号、平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は収益的収入及び資本的支出を補正するものです。

事業費については、人事異動に伴う人件費の減額補正です。

第三条は議会の議決がなければ流用することができない経費で、職員給与費を減額し改めるものです。

本案は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八七号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は平成二十九年、人事院勧告及び県人事委員会の勧告を参考に、給与表の改正及び職員任期付職員の期末手当及び勤務手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

第一条は、一般職員について六月支給率はそのまま、十二月期支給率に〇・一カ月分を、また再任用職員についても同様に〇・〇五月分を上乗せして支給するものです。

附則第十五項中については、平成三十年三月三十一日まで六級で、五十五歳以上の職員については、給与月額を〇・五%カットした額が支給対象額と定めており、実際に減額される率を定めています。

第二条は、任期付職員の期末手当について支給率が〇・〇五月分引き上げられています。

なお、附則第一項は施行期日で、公布の日から施行するものとしていますが、第一項及び第二項、第二項の規定は平成二十九年四月一日にさかのぼって適用するものです。

附則第二項は、四月以降、既に支払われた職員の給与等については、本改定により支給されることとなる内払いとみなすことを、また、附則第三項は、六月以降、既に支払われた任期付職員の期末手当について同様に内払いとみなすことを規定しています。

審査の過程において、厳しい財政状況の中、人事院勧告に基づき給与等の増額改定を行うことについての質疑もありましたが、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） この条例に、それぞれ幾ら幾らという数値が出てくるんですが、この数字の根拠をそれぞれお示しいただきたいんですが。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） これは人事院勧告に基づいて行なったものだと説明を受けております。

○議長（永田 章君） よろしいですか。ほかに。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） 委員長に幾つか質問が、質疑をしたいと思っておりますので、一個ずつお願いいたします。

まず一点目が、今回の改正によって、平均の職員給与が年額幾らになるのかお示しいただきたいと思っております。

まず、一点目お願いします。一人当たりのです。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） この件については、ちょっと説明を聞いていないとであります。

○一四番（長野広美さん） それでは、担当課のほうから、一人当たりの平均の給与ですね、年間の。

「増額分ですか」と呼ぶ者あり」

いえいえ、増額分ではなくて、年額で幾らになるのかっていうのをお示しください。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 増額分ということでございますけども、十一月、去年の十一月分の平均月額給与で三十五万七千八百三円のようにございます。

それに大体〇・二％分の給与の改定をさせていただきますので、それを掛けた部分の改定ということになります。平均で言えば、そういうお話になるかと思っております。

○一四番（長野広美さん） 総務課長にお尋ねします。

今回、職員給与の値上げについての提案でございます。私たち、市民に対して説明責任がございますので、一人当たりの平均給与と

というのがございますね。大体これは、県他市町の比較ともなる大変重要な数字であります。

ですので、お伺いしたいのは、一人当たり年に職員給与というのが幾らになるのかというのを、今回の改正によって変わりますので、その数字をお示しいただきたいということです。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 先ほどの答弁は大変失礼いたしました。

予算書の給与明細のところ、平成二十九年十一月一日部分で三十一万三千五百五十七円というものがございます。今度の改定につきましては全体で〇・二％の改定でございますので、一人一人を扱っていくと、それぞれ額が違ってくるんですけども、一級から七級までの給料表になってまして、その中の一級、二級、三級のところは大体千円ぐらいの間差がありますので、千円掛ける十二カ月ぐらいいでの給料が増えるという間差になります。

実際上のところは、四級、五級、六級の職員も存在しまして、六級の職員は課長職でございますけども、そのところの間差をですね、若年層には厚くて上のほうには薄いという間差になってますので、四、五、六のところに行きますと、大体、こう、イメージとしてなんですけども、給料表それぞれ違いますので、千円から四百円までの間で、掛ける十二で給料月が上がるというふうなものになります。

で、人勸全体の数字でございますけども、平均して四万一千五百

円ほどの増額になるというふうに係のほうからは聞いてございます。
○一四番（長野広美さん） 通常の職員給与、公務員でするので税金で賄われておりますから基本的には情報が公開されております。年間に、これまで市の職員の平均がですね、たしか五百七十万円前後なんです。

です、それに課長の答えは四万幾らということですので、それを上乗せする形ですけども、数字としては大変大きな数字ですので、平均で職員が、職員の給与というのは、数字として幾らになるのかというのは、今回は結構です。大事なことです、次回からよろしく願います。

もう一つ質問がありますので、すいません、委員長報告に戻ります。

今回、特別職、市長らを含めた三人の特別職の改正については提案がなされなかったんですけども、これのような議論がなされたんでしょうか。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 職員の給与についてのみの提案であって、特別、三役のものについては触れておりません。

○一四番（長野広美さん） それでは、市長に、この点についてはお答えいただければと思います。

○議長（永田 章君）そこは、長野議員。議案として、三役について提案はしていないんですよ。

提案していないということは、わかります。白紙の状態です。

○一四番（長野広美さん） ですので、私は話を聞きたい。

○議長（永田 章君） ですから、そこは議論として成り立たないと思います。

関連ですか。

○一四番（長野広美さん） はい。

○議長（永田 章君） いや、関連であれば。いやいや、関連であれば、無理ですということですよ。

○一四番（長野広美さん） 結構です。わかりました。

それは、それにつきましてはまた後ほど、別の機会にと思います。それではもう一度。総務委員長がですね、先ほどの委員長報告にありましたように、人事院勧告に伴う今回の値上げ分の内容について、このタイミングでそれを受け入れるといった部分については疑義があるようなことも委員会の中では議論がなされたという説明がございました。

あえてですね、市が今回の人勧で引き上げると判断されたその理由をですね、何をもって市が今回引き上げが妥当だとされたのか、その内容について御説明をお願いいたします。

○総務文教委員長（鮫島市憲君） この件につきましては、過去には非常に市の当局は財政が厳しい中であって、人事院勧告が出されたにもかかわらず、賃金カットで対応してきた時期もありました。

よって、従前からしますと、現在は若干改善が見られてきてるということ、こういったことを踏まえながら、この四年間ぐらいです

かね、人事院勧告に基づいてやっぱり実施してきたと、そのように説明を受けております。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） 議案第八七号の委員長報告に対し、反対の立場で討論いたします。

本市の本年度の農業は、さとうきび、でん粉用甘しょ、安納いも等が大変な不作で、農家経済は非常に厳しい年になることが予想されます。また、漁業者も同じでございます。公共事業も仕事が少ない、建設業者さんも大変でございます。市街地の商店も、人口減少と大型店の進出等さまざまな要因で販売力が低下しております。

以上のことからしても、西之表市市民の家計は余り余裕がないものと考えます。

西之表市は道路の側溝の外盤をかぶせてほしいとか、また、農業振興のため、市独自の土壌検査室の設置を求めても、お金がないと、財政難を理由に市民の要望を履行になかなか移してくれません。銭がない、銭がないと言っておきながら、市職員の給料は上げるのでしょうか。どこにそんなお金があるのでしょうか。

私はとても納得がいきません。市民もそう思ってる方が多いので

はないでしょうか。大企業のある景気の良い自治体はいいかもありませんが、本市のような経済状況を考えたとき、いかなものかと考えます。

よって、本議案には反対いたします。

終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

確かに反対者が言われました農家の家計、また、今年は特にさとうきび、唐いもが悪いというのも聞いております。また、漁師の皆さん方もしげが続いて、大変厳しい生活状況であるということも聞いております。また、そのほかのいろんな商業をされてる方、建設業の方々も大変厳しいということは私も承知しております。

ただですね、委員会の中でも説明があつたんですけども、課長の方からは非常に厳しい財政状況であるけれども、先ほど委員長のほうからありました。過去には減額、給料を下げたということも何年かありました。三、四年前から、人勧に沿って給料を少しづつ、ほんの少しづつですけれども上げてきております。

私は個人的には、今回の給与改定はいいと思ってるんですけど

も、実際、現在、職員の数もかなり減りまして、残業も非常に多くなっております。そういう職員の負担等もありますので、今回この給与上げに踏み切ったんだらうと思っております。

そしてまた、課長のほうからは、厳しい財政状況にあるけれども、職員の、今回上げても特に問題はないというふうな委員会での説明もございました。

ですから、そういうところで賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第八七号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の討論いたします。

今回の改正の主なもの、人事院勧告に伴う改正の内容でありました。

今、現状で、先ほど賛成討論がありましたように、本市の市の職員の給与は決して高い状況ではございません。県内の市との、ほかの比較をいたしましたけれども、最低ではないものの低い水準であることを認識しております。基本的には値上げするということは大変大事なことであり、というふう認識しております。

しかし、過去にですね、から今日に至るまで、この本市の行財政改革はまだ道半ばでございます。過去にはこの人勸によってですね、

市の職員の給与は人勸によるものという理由だけで、職員の給与及び市長を含めた三役の手当ても見直されたことがございます。

今回、議会では見送るということを決定しておりますけれども、さまざまなおまだ課題がたくさん山積しております。同じ職場に同席する臨時職やパート職員の報酬との格差も拡大することになります。基本的には、市は一般市民に対して説明責任がございます。来年度からの行財政改革大綱の策定に向けて、今現在、検討中であると議会は説明を受けております。この抜本的な行財政改革と職員の給与のあり方については、一対となるべきものであります。

そういう意味で、今後、具体的な改革と職員給与のあり方について抜本的な見直しを求めて、今回の提案については反対といたします。

○議長（永田 章君） ほかに賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

△議案第八八号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算
(第六号)

○総務文教委員長(鮫島市憲君) 本委員会が付託を受けました議案第八八号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)について御報告します。

△議案第八九号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

△議案第九〇号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)

本案は、市給与条例等の改正に伴うもので、予算額に増減はなく、財政調整基金の積立予定金を減額することにより財源調整するものです。

△議案第九一号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)

△議案第九二号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)

今回の補正により、今年度末基金現在高は二十八億四千七百六十六万一千円となります。
本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

算(第四号)

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 次は、日程第二四、議案第八八号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第六号)、日程第二五、議案第八九号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)、日程第二六、議案第九〇号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)、日程第二七、議案第九一号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)、日程第二八、議案第九二号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第四号)の議案五件は関連がありますので、一括して議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

次は、本委員会が付託を受けました議案第八九号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)について御報告します。
本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十六万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億八千八百二十四千円とするものです。

歳出は一般管理費の追加で、給与等の改定に伴うものです。

歳入は一般会計からの職員給与等繰入金で、人件費の補正に伴うものです。

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

次に、本委員会が付託を受けました議案第九〇号、平成二十九年
度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）について報告しま
す。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十五万四千元
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千六
百八十八万六千元とするものです。

歳出は一般管理費と地域包括支援センター運営事業費の追加で、
給与等の改定に伴うものです。また、財源調整のため積立金を減額
しています。

歳入については、人件費の増に伴い事業費が変わるとことにより、
国庫補助金、県補助金の追加があるため、一般会計からの繰入金と
あわせて人件費の補正に充てるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも
のとして決しました。

以上で報告を終わります。

次に、本委員会が付託を受けました議案第九一号、平成二十九
年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）につい
て御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八万一千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千七百八万円

とするものです。

歳出は一般管理費の追加で、給与等の改定に伴うものです。

歳入は一般会計からの事務費繰入金で、人件費の補正に伴うもの
です。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも
のとして決しました。

以上で報告を終わります。

次に、本委員会が付託を受けました議案第九二号、平成二十九
年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）についてを御報告しま
す。

第二条は収益的支出の補正で、営業費用の三十八万六千円の増額
は人件費に係るもので、給与等の改定に伴い増額となっています。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも
のとして決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） これより議案第八八号から議案第九二号の
五件について一括して質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

議案第八八号から議案第九二号の五件は議案ごとに採決いたしま
す。

初めに、議案第八八号、平成二十九年西之表市一般会計補正予

算(第六号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番(橋口好文君) 議案第八八号に対して反対討論します。

前号議案と同理由で反対討論といたします。

以上です。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(永田 章君) 次は、議案第八九号、平成二十九年度西之

表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(永田 章君) 次は、議案第九〇号、平成二十九年度西之

表市介護保険特別会計補正予算(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、議案第九一号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（永田 章君） 次は、議案第九二号、平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第四号

「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

日程第二九、請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願について審

査の結果を報告します。

本請願書は、和田香穂里議員を紹介議員として、西之表市西之表七八一三の一七、反原発・たねがしま代表、沖吉富寛氏より提出されたものです。

請願の趣旨は、今年七月に、経済産業省が高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定に向けた科学的特性マップを公表し、西之表市が最適地とされたことを受け、高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構による核のゴミ処分場に関する説明会を一切受け入れない決議を求めるものです。

審査の過程において、放射性廃棄物の安全な処分を実現していくことは社会的意義からも大切である。真実を知るとは今後の判断や行動にも必要であり、放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例も制定されているが、説明自体は受けるべきだとの意見や、使用済み核燃料の処理の問題は、我々の世代にとつての課題であることを認識し、説明会や施設の受け入れに賛成・反対を問わず説明は受けるべきであるとの意見、説明会は、国策である核の廃棄物問題、原子力の問題についても我々市民も考える機会の一助となるのではないかとの意見、放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例も制定されていることから、そのことを踏まえた上で請願書を採用すべきではないか。国は住民の意見も聞かず、責任転嫁している。説明会を受け入れることは、処分場建設を受け入れることになるのではない

かなどの意見が出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成少数で不採択すべきものとして決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

初めに、原案に賛成の方の討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願について、原案に対して賛成の立場から討論いたします。

総務文教委員会において不採択とされた理由は、原子力発電環境整備機構、以下、NUMOと略称を使用しますが、NUMOによる説明会は受け入れてもよいとの意見が多かったことで、これは説明会の意味を十分理解してないことによると考えます。

現在、各都道府県において、科学的特性マップに関する意見交換会が行われています。ちょうど明日、十九日は、鹿児島市で開催される予定になっております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分について、国民の関心や理解を

深めることが目的であり、理解が深まれば調査への協力を申し入れていくという経済産業省の姿勢が示されていますが、これは処分場選定について、これまでの公募方式では全く成果がなかったことから、これからはマップに示された自治体に対して個別に調査を申し入れる方式が変わった。つまり、市町村が狙い撃ちされてくるという事です。

今後、市町村に対して個別の調査申し入れと、それに伴う、もしくはその前段階でのNUMOによる説明会が行われ、その後、調査、安全性の確認、処分場の建設という段階を経ていくことになる。その最初の段階の説明会がこの請願書における説明会であり、現在行われている意見交換会から処分場建設へ、一步も二歩も進んだ先にあるものです。

つまり、この説明会は、国のエネルギー政策や地層処分の仕組みについて学ぶ勉強会などではなく、あくまでも処分場選定というより受け入れを前提とした説明会であるということを私たちは理解する必要があります。

説明会を受け入れた上で反対を表明するとか、説明会を受け入れて正しい知識を得る必要がある、あるいは真実を知らなければならぬとか、条例があるので処分場は受け入れないが説明は聞いてもよい等の意見は、現在行われている意見交換会のレベルの話です。

その先の個別の自治体に対する説明会を受け入れるということは、処分場を受け入れてもよいという姿勢を示すことになり、西之表市

放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例に反する道へ一步踏み出すことになると考えます。

そういった意味においては、条例があるから意見交換会にも出席をしないと私の一般質問に答弁された八板市長の姿勢は、正しく、また当然のものであり、この市長の姿勢を議会は見習うべきであると考えます。

条例がある以上、核のゴミ処分場は受け入れない。そのために行われる政府の活動及びNUMOの説明会も一切受け入れない。これは当然のことであり、条例があることに安穩とするのではなく、受け入れ反対の断固とした姿勢を国及び関係者に示すべきと考えます。

核のゴミの処分の責任は、原子力発電を推進してきた国と電力会社にあるのであって、私たちには未来に向けて人類の手に負えない核というものに反対していく責任があると強く訴え、また次代を担う子供たちに、美しく豊かな自然と安心して暮らせる生活環境を残し、自然と調和した地域の発展に資するとして西之表市放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例の第一条をいま一度心に刻んで、この請願の採択を求め、私の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（永田 章君） 次に、原案に対し反対討論はありますか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによ

る『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願について、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

十二月十四日に鹿屋市議会がございまして、そのときの反対討論の中で、社会全体の問題であり、議論を封鎖するのではなくて参加する姿勢が必要であるというふうな意見が出されております。

高レベル放射性廃棄物の処理問題は、大変重要な問題だと認識をしております。これは社会全体の問題であり、議論を封鎖するのではなく、参加する姿勢が大事ではないかと思っております。

市民の知る権利を、市民の知る権利を奪う権利は誰にもないと思っております。議会として議員として、市民の知る権利、議論する権利を保障しなければならないと思っておりますので、本請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに原案に対し賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願について、不採択とした委員長報告に賛成の立場

で討論いたします。

私たち原子力発電を利用してきた世代の責任として、現実から逃避することなく事実と向き合い、既に発生している廃棄物をいかに安全に自然環境や生活環境に悪影響を与えない処分を実現していくことの大切さや、社会的意義についても、国民の一人として地域社会の一員として、地域の方々とともに、学習支援や説明会を受け入れ、真実を知ることこそが、今後の判断や行動のために非常に重要なことだと考えます。

原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、原子力発電を利用してきた私たち現世代の責任のもと、処分の道筋をつけ、将来世代への負担をでき得る限り小さくすることが時代責任の観点からも当然のことだと考えます。

そこで、経済産業省資源エネルギー庁のホームページを開いてみますと、エネルギー資源に乏しい日本では、原子力発電の運転に伴って発生する使用済み燃料を再処理し、取り出したウランやプルトニウムを再利用しつつ、廃棄物の量を抑える核燃料サイクルを推進する方針であり、再処理の際に生ずる放射能レベルの高い廃液を高濃度のガラスと溶かし合わせ、ステンレス製容器に流し込んで固めたガラスの固化体、高レベルの放射性廃棄物及び関連して発生する半減期の長い低レベル放射性廃棄物は、その放射能レベルが十分低くなるまでには数万年もの長い期間を要することです。

我が国では、これらの廃棄物を人間の生活環境から長期間にわた

り隔離するために、深い安定した地層中に埋設する方法、すなわち地層処分をすることにしていくそうです。

地層処分の基本的な考え方として、高レベル放射性廃棄物は放射線影響の観点から、数万年以上にわたって人間の生活環境から遠ざけておく必要があることから、長期間、地上で人間が管理し続けることに頼らずに、将来にわたる安全性を確保するために選択した方法だそうです。

地下三百メートル以上に深い地下深部の安定した性質を利用する地層処分は、人と環境の保護の観点、後世に過大な管理負担を残さない観点から最も適した合理的な処分方法であるとの認識が国際的に共有され、世界各国の専門家が合意している方法とのことです。

ちなみに今現在、フィンランド、スウェーデン、フランス、ドイツ、スイス、イギリス、カナダ、アメリカなど諸外国でも、この地層処分が採用されているようです。

さて、科学的特性マップについては、皆様御承知のとおり、地層処分に關する科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件基準に従って客観的に整備し、全国地図の形で示したものです。

そして、その科学的特性マップの提示の経緯については、二〇〇〇年、法律に基づき、処分地選定調査や処分施設の建設、操業などの地層処分事業を行う実施主体として原子力発電環境整備機構、NUMOが設立され、二〇〇二年からNUMOは処分地選定調査の受け入れ自治体を公募してまいりましたが、今に至るまで調査に着手

できていないようです。

二〇一五年五月、過去の政策の見直しを経て新たな基本方針が決定され、その中で国民や地域の理解と協力を得ていくために、地域の科学的特性を国から提示するとの方針が決まり、専門家による検討が経済産業省の審議会で行われ、二〇一七年四月にその検討結果が取りまとまったことを受けて、今回の科学的特性マップの提示に至ったとのことです。

私がここで強く主張したいことは、この化学的特性マップは、それによって処分場所を決定するものではありません。処分場所を選んでいくには、法律で三段階の調査を行うよう定められています。

ちなみに処分地の選定を行う法定調査は、NUMOによる文献調査は約二年程度、概要調査が四年程度、精密調査が十四年程度、おおむね二十年程度必要とのことであり、それぞれの調査段階で段階的に住民投票など合意をいただきながら順次調査を実施し、その結果、全ての条件、要件を満たした地域が初めて原子力規制委員会に事業許可を申請できるよう定められているとのことです。

この調査をいずれかの地域に受け入れていただくには、地層処分に關する広範な国民理解を得るとともに、地域の中で二次災害の蓋然性など、当該地層の安全性についてしっかりと検討していただくことが重要であることから、今般の科学的特性マップの提示をきっかけに、国とNUMOは全国各地できめ細かな対話活動を丁寧に進めていくこととしています。

特に安全性の確保については、放射性物質を長期にわたり人間の生活環境から隔離する地層処分では、火山活動や断層活動などが安全確保に影響を与えないことを考慮する必要があります。

これまでの研究により、日本において火山活動が起きる地域は、過去数百万年程度の間、ほとんど変化していないことがわかっています。また、断層活動についても、活断層に分類される断層が過去数十万年にわたって繰り返し動いていると考えられています。

これは日本の火山活動や断層活動が、日本列島付近のプレートとの相互作用によって引き起こされるものであり、プレートの動きの方向や速さは数百年前からほとんど変化していないと考えられています。この相互作用の起こり方、その影響を受ける地域は、今後も十万年程度ではほとんど変化はしないとされています。

加えてNUMOでは、個別の地域で詳細な調査を行って、将来、火山、断層、隆起、侵食などによる著しい影響がある範囲は避けるとしています。

もし国がNUMOからこれらに関する説明会の依頼があった場合、我々は、地層処分とはどんなものなのか、なぜ地層処分なのか。または、高レベル放射性廃棄物とはどんなものなのか、高レベル放射性廃棄物を閉じ込める仕組みとは、などなどについて説明を受けるべきであると考えます。

まとめに入ります。

拒絶、逃避、非難だけでは何も解決できません。ましてや市民の

代表である議会人としての責任を果たすことはできないと考えます。現実を真正面から捉え、最善の解決策を構築するには、幅広い知識を得た中で、未来永劫にわたり、最も安全な処分のあり方を国民一人一人が真剣に検討する課題であると信じます。

国家の重要課題を、全ての国民が等しく自分たちの共同問題として捉え、地域社会を含め諸問題に取り組み参画することは日本国民としての当然の責任であり、当然の義務ではないでしょうか。

以上の考え方をもとに、国及びNUMOの説明会開催の依頼があった場合、それを受け入れるべきと主張し、議員各位の御賛同方よろしくお願いを申し上げまして、委員長報告に賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほか賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 原案に対しまして賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

請願第四号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない」決議を求める請願について、この今、反対論者が訴えておりますけれども、議会人として住民に責任を持つというのであれば、むしろこういうことを受け入れるってこういうほうが問題ではないでしょうか。

私は、さきに三市町共同提出された、この一市二町議員大会で採

扱されたこの資料があります。

平成九年二月の第三十三回種子島三市町議員大会では、馬毛島を含む種子島への産業廃棄物の持ち込みに反対する決議を行いました。

その後、本市議会でも、平成十二年三月二十九日に、各関連施設立地反対決議を全会一致で可決をした。そして、同年六月三十日には、放射性廃棄物などの持ち込み拒否に関する条例を制定しております。

市長の答弁はもつともだと思います。

反対論者の中で、国策でやるから仕方がないとかNUMOの説明を聞いてみるべき、NUMOの説明を聞かないのは議論の封鎖に値するというような討論がありました。が、とんでもないことだと思います。

議論の封鎖ではなく、これ、私たちが議会として決議したものを市民に広く知らせていく、これこそが私たち議会の責任ではないでしょうか。

今、原発問題については、トイレのないマンションをこんなに次々につくっていいのか、こういうことがもう多くの国民の周知の問題であります。そして、もんじゅのことも、核問題も破綻をしている、そういう状況の中で、本当に私たちが将来の子供たちの未来を守り得るのか。十万年も先に私たちが生きてはるはずもなく、その先の未来の人たちにこういうものを残していいのか、こういうことが問われていると思います。

今あるものをどう処分するのか、これは本当に国として考えていかなければいけない。まず命より経済を優先した、こういう国策を反省しなければいけないと思います。本市議会ではそういうことを決めてあります。

国が決めたものだからというような意見では、自治体本来の、私たち自治体のことは自治体で決める独自性を全く見失っている立場であると指摘をしたいと思います。

種子島は、豊かな自然、この決議の中にありますけれども、種子島は豊かな自然、価値ある歴史、文化的な遺産、人情豊かな可能性を秘めた島です。私たちは、島民の命と暮らし、美しい自然環境を守り、後世に伝えていく義務と責任があります。

農林漁業や観光産業の振興などへの悪影響となる、特に県外からの産業廃棄物の種子島、馬毛島への搬入を禁止していただきますよう要望いたしますという文面になっております。過去に核施設見学に市民が参加したこともあります。そういう反省を含めてこの決議だと思います。

ぜひ、議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成。

○議長（永田 章君） 委員長報告に賛成。はい。

「二番 田添辰郎君登壇」

○二番（田添辰郎君） 本請願書につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

賛成討論者、詳しく丁寧に説明されたので議員各々方、理解をさせていただいたと思いますが、最後に一点だけ確認させていただきたいと思います。

この処分場建設及び選定に係る政府の活動及びNUMOによる核のごみ処分場に関する説明会、現時点では何らそのような動きが西之表市に対して行われてないという事実であります。

現時点において、そういった説明会を行いたい、そういう動きもないのに、前もってなぜこのような請願書が出てきたのか。これは全国各地においてもこのような請願書・陳情書が各議会に提出され審議されてるところでもございます。

今回、反原発・たねがしまというところから出ております。また、それ以前には、鹿児島の方の反原発活動の団体のほうからも出されております。

今回の問題、西之表市は政府の活動及びNUMOによる説明会を一切受け入れない、主語は西之表市になっておりますが、申し入れもない時点で、また全国的に行われている事実を見れば、エネルギー政策、国が責任を持って考えなければならぬと思っておりますが、この国のエネルギー政策、原子力政策に真っ向から反対し、全国的に原

発の反対運動をやっている方々の運動の一環でもあります。

そのようなことを考えますと、西之表市だけの問題として考えて軽々しく賛同するというのは、逆にエネルギー政策を充実し、確かに責任のあるものにしていくという作業の妨げになるのではないのか。そのことを各議員の方に訴えたいと思います。

現時点で申し入れはない、前もってなぜこのような決議をしなければならぬか。その意味を考えていただければと思います。

以上をもって、委員長報告に賛成の立場からの討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに賛成、賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 請願第四号について、原案に賛成の立場で討論いたします。

賛成討論者、反対討論者、まあ、いろんな意見が出ておりますが、討論の中でも話がございましたように、本市においては、この放射性廃棄物等の持ち込みに関する、拒否する条例が制定をされております。その制定した当時、私は議員の一期生でありまして、その現状を知る一人でもあります。

当時、馬毛島にこういった話が持ち上がって、本市において賛成派、反対派、それぞれ運動が展開をされて、大変市政において市民の間で混乱を招いた、そういった経緯があります。そういう中で、市議会において、議員の方々それぞれ議論の中で、こういった条例を制定しようという中身であります。

で、説明会をどうするかという話でございしますが、私は説明会を受けるということを、そのこと自体が、ある意味、市民の方々に誤解を招く行動になりはしないかと思えます。

というのは、当然、今の現状において、市民の間でも、説明会ぐらいいいんじゃないかという市民もいらつしやると思えます。ただ、市議会の条例が制定されている中において説明会を受けるというのは、もしかしたら、そしてその説明の本身によつては、議員の方々も、それを納得してということ、こういった新たな動きという部分が出てくる要素があるんじゃないかと、それが市民の方々がいろんな気持ちになってくるんじゃないかなというふうな懸念材料の一因でもあろうかというふうに思っています。

ですから、この条例が本市議会において改廃をされない限り、この条例は生きていくわけであります。議員としてこの条例に沿って、議員活動は、私はするべきだというふうに思っています。

そういう中で、本市は先立ってこういった形でこの条例をつくつた意義はですね、ぜひ放射性廃棄物の持ち込みは、本市には持ち込まないという趣旨に沿って条例が制定されたわけでありますので、そのことは議員の各位もぜひ御理解をいただきましたというふうに思います。

今後、こういった、これから先、こういった問題が市政の中で混乱を招かないようにしていかなければならない、そう思います。そしてまた、確かに賛成の方々が言うように、全国的に、国のレベ

ルでありますけれども、放射性廃棄物の処分は大事なことです。重要なことです。それはもう国レベルで施策になるわけですが、そのことは踏まえても、それぞれの自治体で、全国アンケートをとっても拒否をする自治体が、首長が発言をしているということは、なぜそういう発言をしているのかということ、ぜひ皆さん方も御理解をいただきたい。

情報収集はあらゆる手段で、それぞれ議員活動の中でやっていたいて、この主旨は、そういった本市の議会の条例ですね、趣旨に沿った形で、西之表市市議の、市会議員の方々は行動するべきでないかというふうに私は思います。

以上で、原案に賛成の立場の討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本案に対する総務文教委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。しばらくそのまま。確認をいたします。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四号は原案のとおり採択されました。

ここで、しばらく休憩いたします。議会運営委員会を開催をいたします。

休憩に入ります。再開時間については、庁内放送等でお知らせをいたします。

午後三時二十分休憩

午後三時四十四分再開

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加工程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第一項の規定により、議案第九三号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構（NUMO）による『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第九三号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

それでは、直ちに議題といたします。

△議案第九三号

「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構（NUMO）による『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出について

○議長（永田 章君） 議案第九三号、「西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構（NUMO）による『核のゴミ処分場』に関する説明会をいっさい受け入れない決議書」の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出いたします。

提出者、西之表市議会議員、和田香穂里。
読み上げて説明にかえさせていただきます。

西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構（NUMO）による「核のゴミ処分場」に関する説明会をいっさい受け入れない決議書案。

二〇一七年七月二十八日、最終処分関係閣僚会議の確認を踏まえ、経済産業省は、高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定に向けた科学的特定マップを公表した。全国を四色四段階に区分し、県内四十三市町村のうち三十七市町村が適地、うち三十六市町村が最適地とされ、西之表市は最適地とされている。

処分地選定と処分実施を担う原子力発電環境整備機構（NUMO）は、最適地（グリーン沿岸部）を中心に重点的な対話活動を展開し、立地を具体化しようとしていることも報道された。

そもそもマップは火山噴火や断層の知見が十分反映されておらず、地層処分の安全性は全く保障されていない。地震列島日本で地層処分すれば、漏れ出した放射能が地下水を汚染し、地上へと広がって環境を汚染するおそれが強いことは明らかである。

最適地とされた西之表市では、過去に原発見学ツアーに住民の多くが無料で招待されるなど、馬毛島に使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設を狙う動きがあり、放射性廃棄物等の処分、保管及び研究に関する全ての施設の建設と、放射性廃棄物等の市内持ち込みを拒否する放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例を制定している。

よって、本市議会は、西之表市は高レベル放射性廃棄物最終処分場建設及び選定に係る政府の活動及び原子力発電環境整備機構（N

UMO）による「核のゴミ処分場」に関する説明会を一切受け入れないことを決議する。

以上、決議書を提出する。

平成二十九年十二月十八日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、鹿児島県知事、経済産業大臣、原子力発電環境整備機構（NUMO）であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「一一番 田添辰郎君」

○一一番（田添辰郎君） 二点ほど質疑をさせていただきます。

決議書案の真ん中ぐらいです。「そもそもマップは火山噴火や断層の知見が十分反映されておらず、地層処分の安全性は全く保障されていない」と断言されております。

その次、「地震列島日本で地層処分をすれば、漏れ出した放射能が地下水を汚染し、地上へと広がって環境汚染するおそれが強い」とは明らかである」と、これも断言されております。

安全性の問題、また環境汚染するおそれが強いことが明らか、この根拠は何でしょうか。教えていただきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） この根拠に関して、幾つも論文やいろいろな意見が出されているんですが、今ここでは島村英紀氏という東京、ごめんなさい、地震学の専門家で、北海道大学の教授、国立極地研究所長などを歴任された方のお話をかいつまんで説明させて

いただきたいと思います。

地球物理学者としてこの図を見たときには目を疑った。マグニチュード八の地震が想定されている静岡県の静岡・清水地域が緑色になっているなど、日本で今までに大地震が起きたり、これから起きることがわかったりしている地域が緑とされているからである。

また、途中略しますが、青森から千葉まで広い範囲を津波が襲った、または歴史文書に記録されているものは多くはないのでよく知られていなかったが、近年の地質学的な調査から、若狭湾など日本沿岸にも、昔、大津波が来たことがわかりつつある。

また、海溝型地震で大規模な津波に襲われないと保障できる沿岸地域は、地球物理学の観点からは日本のどこにもない。

大地震も火山噴火も、ごめんなさい。そのほかですね、火山についても、この方は、日本が火山列島であること、陸上にある火山の七分の一が、面積では世界の〇・二五%しかない日本に集中しているということなども挙げています。

これらのことから、安全性は担保できていないということをごに上げさせていただきます。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） 学者の先生方もいろいろいっしょにやいます。また、このマップについても、専門家の方がそれぞれの専門知識を生かした上でつくられた、そういう知見が反映されたものだと私のほうも信じております。

しかしながらですね、今回、鹿児島県西之表市議会で提出されるということがあります。この、今、私が質疑させていただいた部分でいきますと、この提出者の方は、西之表市だけではなく、日本全国、地層処分の適地はないとお考えで提出されたというふうな受けとめてよろしいでしょうか。

〇七番（和田香穂里さん） 今の段階では、そのように考えていただいて結構だと思います。

〇議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。「「なし」と呼ぶ者あり」

〇議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

〇議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一番 田添辰郎君登壇」

〇一番（田添辰郎君） 先ほども裁判の方で討論させていただきましたので、簡潔に討論をさせていただきます。

現時点で申し入れは、説明会の申し入れ等はありません。提出

者のほう、西之表市議会という名前で、我々市民の代表という名前
で出すわけがありますが、提出者のほうもはっきりと明言されたよ
うに、国の考え方を、またNUMOの考え方、これが本当に一〇
〇%信用できるかどうか、私も専門家ではありませんからわかりま
せん。

しかしながら、提出者のほうは、日本に地層処分の適地は日本に
はないということを考えて、今回、請願書もそうですが、今回の決
議書案も出されております。

私自身、先ほど多数決のほうで負けました。西之表市議会、西之
表市が説明会を受け入れないということは、我々も市民の代表であ
りますから受けられる、まだ受けられる部分があります。

しかしながら、この真ん中部分にあるような、全国の地層処分を
否定するような決議書案には断じて賛成することはできません。

以上であります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。賛成討論。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第九三号、決議書の提出について、
賛成の立場で討論いたします。

そもそも、先ほど来、繰り返されておりますけれども、今回の政
府のこの処分場に関連する説明会等について反対の理由はるる述べ
られてまいりました。

やはり市民にですね、これ以上の不安をおおぐような結果になら

ないように、十分に慎重に対応する必要があるということが一点。

あともう一点ですね、今現状でさまざまな危険性を、もちろん賛
成・反対、全国のレベルで議論が繰り返されておりますけれども、
私たちは西之表市の議員で、西之表市の市民の安全・安心を守る立
場で、今回この内容について決議することを提案しております。

今現時点で、科学の技術で安全性が担保されてるという状況はど
こにもございません。

ぜひ議員の皆様、その部分について賛同していただければと思
います。

以上で賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 反対討論をいたします。

先ほど時間をかけてるる申し上げたところであります。最適と
された西之表市云々というような文言の中ですが、このある場所が
地層処分にふさわしいかどうかを見きわめるにはですね、火山活動
とか断層活動といった自然現象の影響や地下深部の地盤の強度や地
温などなどの状況など、さまざまな科学的特性を総合的に検討する
必要があります。

そうした科学的特質特性については現地調査を行って把握する必
要がありますが、既存のこれまでの全国データからも多くのことが
わかるはずで、科学的特性マップは、地層処分に関係する地域の

科学的特性を、既存の全国データをもとに、基づいて、一定の要件、条件に従って客観的に整理し、全国地図の形で示したものであります。

そしてまた、意見書のこの中にですね、マップの公表による多くの市民が、西之表市や熊毛地域に再びというようなところは、この特性がやっぱり、先ほど申し上げましたが、処分場所を決定するのではなく、処分場所を選んで、国が、NUMOが処分地選定調査を行い、科学的特性を詳しく調べていくことになっております。

この調査をいずれかの地域に受け入れていただくにはですね、地層処分に関する広範な国民理解を得るとともに、地域の中でしっかりと検討をしていただくことが重要だということでありまして。

それから、漏れ出した放射能が地下水を汚染し、地上へと広がって環境を汚染するおそれと。これもまた非常に、漏れ出すと非常に、このような危険な物質であります。ですがために、高レベル放射性廃棄物は、放射能レベルが高い期間は地下水と接触しないように厚い金属容器、オーバーパックというんだそうですが、それに格納して、水を通しにくい粘土、緩衝材等々で覆った上で一定の間隔をあけて、安定した岩盤に埋設していくんだそうです。

そのような方法が国は決定をされると、地層処分という処分方法が一番安全だという形の中で決定がなされているようです。

それから、マップは火山噴火や断層の知見が十分に反映されていないというような御指摘がありますが、地上は地下に比べて自然災

害や人の行為の影響を受け受けやすいために、高レベル放射性廃棄物を地上で人間が管理し続けること、こっちのほうがリスクの観点から非常に高いというような状況の中で、地層処分を選定したというような状況であります。

考え方の違いも相当ありますから、これ以上御説明しても無駄なことでしょうから、以上を申し上げて討論といたします。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いを申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。しばらく。確認します。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整

備を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第三〇、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第三一、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管

事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成二十九年第四回定例市議会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

十一月三十日に開会いたしました十二月議会は、本日、十八日までの十九日間、各議案について熱心に御審議を賜りました。大変ありがとうございました。

本定例会において、一般質問や議案審議の中でいただいた意見につきましては真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

今回、市の機構改革に関する議案を提出いたしました。この議

案の趣旨は、山積する課題解決のために、より効率的な組織のあり方を求めたものであります。

時代の変化の中で縦割り組織の弊害を排し、各課横断的な課題に対応する行財政改革の一環であり、人口規模や与えられた財源、限られた職員数の中で、これまでに積み重ねた職員間の議論、それから議会からの提言を踏まえて総合的に仕上げた議案でありました。

今回、やむを得ず撤回することといたしましたけれども、議案審議の中で、議員の皆様からいただいた御意見等を真摯に受けとめ、検討を深めてまいります。

今年を振り返りますと、私にとりまして、三月に市長に就任して以来、島内・島外の数多くの会合に参加いたしました。そして、多くの方々との語り合うことができました。大変実り多い年だったと感じております。

これから取り組まなければならない課題は山積しております。市民の皆様や議員の皆様からいただいた御意見を尊重し、その真意を酌みながら市政運営に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

寒さも厳しくなってきました。体調を崩しやすい季節でもあります。風邪など引かれませぬよう、日ごろの体調管理には十分お気をつけいただきたいと思えます。

最後に、議員各位、市民の皆様のみならずの御健勝と御活躍を祈

念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成二十九年第四回定例議会が、皆様方の御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを心よりお礼を申し上げます。

さて、二〇一七年の世相を一字であらわす今年の漢字が「北」に決まり、京都の清水寺で発表されました。その理由として、日本漢字能力検定協会は、北朝鮮のミサイル発射や九州北部豪雨災害等、また、競馬のキタサンブラックの活躍を挙げました。私ども西之表市議会においても、議員各位が北部観光の取り組みについて、たびたび一般質問等で取り上げられました。

私ども西之表市は種子島の北部に位置し、島の表玄関としての役割、県国の行政機関等連携のもと、中心的役割を果たしてまいりましたが、第一産業の振興はもちろんのこと、医療福祉、子育て支援、少子高齢化、町並みの活性化、交流人口の拡充による観光の取り組み等まだまだ多くの課題が山積をいたしております。

議会改選後十カ月、八板市長誕生九カ月を迎えております。それぞれの立場は違いますが、思いは市民生活の向上全てであります。急がば回れ、せいては事をし損ずるといふことわざもあります。

議会行政がさらなる議論を踏まえ、本市の展望を示しながら、市民一人一人が幸せを感じるまちづくりを目指していただきたいと思います。

平成二十九年も余すところ二週間となりました。今年一年間、皆様方におかれましては、公私とも多忙な中、市政発展のために御尽力を賜りましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

行く年に感謝を申し上げ、来る年を心待ちに、今後の皆様方の御活躍を御祈念を申し上げ、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十九年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後四時八分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 四 番 議 員

一 五 番 議 員